

平成26年度

各会計決算審査特別委員会会議録

1 日 時 平成27年9月16日 開会 10時00分 散会 17時11分

2 場 所 幕別町役場 5階議場

3 出 席 者

① 委員 (18名)

板垣良輔	荒 貴賀	高橋健雄	小田新紀	内山美穂子
若山和幸	小島智恵	野原恵子	田口廣之	谷口和弥
小川純文	岡本眞利子	寺林俊幸	東口隆弘	千葉幹雄
中橋友子	藤谷謹至	藤原 孟		

② 委員長 小川純文

③ 委員外議員 議長 芳滝 仁

④ 説明員

町 長	飯田晴義	副 町 長	川瀬俊彦
教 育 長	田村修一	代 表 監 査 委 員	柏本和成
監 査 委 員	乾 邦廣	教 育 部 長	山岸伸雄
会 計 管 理 者	原田雅則	総 務 部 長	菅野勇次
経 済 部 長	田井啓一	民 生 部 長	境谷美智子
企 画 室 長	細澤正典	建 設 部 長	須田明彦
忠類総合支所長	伊藤博明	札 内 支 所 長	羽磨知成
企 画 室 参 事	山端広和	地 域 振 興 課 長	小野晴正
総 務 課 長	武田健吾	糠 内 出 張 所 長	阿部麗子
経 済 建 設 課 長	天羽 徹	町 民 課 長	山本 充
福 祉 課 長	新居友敬	保 健 課 長	合田利信
こ ど も 課 長	杉崎峰之	商 工 観 光 課 長	岡田直之
農 林 課 長	川瀬吉治	経 済 部 参 事	廣瀬紀幸
土 地 改 良 課 長	萬谷 司	税 務 課 長	中川輝彦
保 健 福 祉 課 長	金田一宏美	農 業 委 員 会 事 務 局 長	高橋宏邦
会 計 課 長	坂口惣一郎	監 査 委 員 事 務 局 長	石野郁也

ほか、関係主幹、係長及び係

⑤ 職務のため出席した議会事務局職員

局長 野坂正美 課長 澤部紀博 係長 佐々木慎司

4 審査事件 平成26年度幕別町一般会計ほか8会計決算認定

5 審査結果 一般会計質疑

6 審査内容 別紙のとおり

決算審査特別委員会委員長

議 事 の 経 過

(平成27年9月16日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

- 委員長（小川純文） ただいまより、平成26年度幕別町各会計決算審査特別委員会を開会いたします。
諸般の報告があります。
事務局より報告させます。
- 議会事務局長（野坂正美） 諸般の報告を申し上げます。
本日、高橋委員より、遅参する旨の届け出がございましたので、ご報告いたします。
- 委員長（小川純文） 審査に入ります前に、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。
さきの本会議において設置された本特別委員会の委員長として、私が大任を果たすこととなりました。
議会における決算審査は、議決した予算が適切に執行されたかどうかを審査するとともに、その行政効果を確認し評価をするという極めて重要な意味を持っております。
今年度の予算編成や行政執行に生かされるよう、慎重かつ効率的に審査を進めたいと思いますので、皆様の特段のご協力をいただきますよう、よろしく願いをいたします。
本日も気温が高いようなので、適宜上着を脱いでいただいても結構です。
ここで、審査の方法についてご確認させていただきます。
初めに、決算に係ります資料及び総括的説明を理事者に求めます。
説明が終わりましたら、一般会計の歳出、1款議会費から款ごとに順を追って審査をしてまいりたいと思います。
その後、歳入の審査を行い、歳入の審査が終わりましたら、一般会計に係る総括的な質問をお受けいたします。
また、特別委員会の審査につきましては、会計ごとに歳入歳出一括して行いたいと思います。
次に、質疑をされる委員の皆様申し上げます。
質疑に当たっては、一括し、必ずページ番号、目、節を明確にしてから発言をお願いいたします。
また、関連する質疑については、第1発言者が発言を終えた後、関連と言って挙手をお願いいたします。
なお、答弁に立たれます説明員の方におかれましては挙手をし、職名を明確に言っていただきますよう、よろしく願いをいたします。
それでは、本委員会に付託されました認定第1号、平成26年度幕別町一般会計決算認定から認定第9号、平成26年度幕別町水道事業会計決算認定までの9議件を一括議題といたします。
最初に、平成26年度幕別町一般会計・特別会計決算資料の説明並びに総括的説明を受けたいと思います。
説明を求めます。
総務部長。
- 総務部長（菅野勇次） お手元に配付しております決算資料に基づきまして、平成26年度の概要についてご説明いたします。
資料の1ページをごらんください。
まず初めに、第1表、平成26年度の決算状況についてであります。
初めに、歳入ですが、点線で囲ってありますとおり、一般会計の決算額は平成26年度につきましては152億1,524万7,000円となりまして、前年比では1.1%の減となっております。
また、特別会計の決算額は78億4,644万円で、前年比3.9%の増となっております。
一般会計・特別会計を合わせた歳入の合計は230億6,168万7,000円ですが、前年度と比較しまして、額で1億2,937万6,000円の増、率では0.6%の増となっております。
次に、歳出ですが、一般会計の平成26年度決算額は147億4,213万2,000円で、前年度と比較しまして1.1%の減となっております。
特別会計決算額は77億3,586万3,000円で、前年比4.2%の増となっております。
一般会計、特別会計を合わせた歳出の合計は224億7,799万5,000円ですが、前年比1億5,098

万8,000円の増、率にいたしまして0.7%の増となっております。

次に、特別会計の会計別の決算額であります、10ページをごらんいただきたいと思ひます。

10ページ、第8表にありますように、国民健康保険特別会計から農業集落排水特別会計まで、七つの特別会計の決算額等をそれぞれ記載しておりますが、合計いたしますとC欄の支出済額の計にありますように、77億3,586万3,000円となります。

以下、各特別会計ごとにそれぞれの決算につきまして概要を掲載しております。

各会計とも、前段で歳入についての説明、後段で歳出についての説明をしておりますが、後段のほうの歳出決算額につきましてご説明をさせていただきます。

(1)の国民健康保険特別会計の歳出決算額につきましては、前年度と比較しまして2,084万3,000円の減、率にいたしまして0.6%の減となっております。

主な歳出は記載のとおりであります、減の要因は、繰上充用金の皆減などによるものであります。

(2)後期高齢者医療特別会計の歳出決算額につきましては、前年度と比較しますと1,741万2,000円の増、率では5.4%の増となっております。

増の要因は、医療費に伴う後期高齢者医療広域連合への納付金の増であります。

(3)の介護保険特別会計の歳出決算額につきましては、次のページになりますが、前年度と比較しますと1億5,878万9,000円の増、率で7.7%の増であります。これは主には地域密着型介護サービス給付費の増などに伴う保険給付費の増によるものであります。

(4)の簡易水道特別会計の歳出決算額につきましては、前年度に比較いたしまして3,806万7,000円の増、率にしまして8.9%の増であります。これは主には幕別簡水整備工事など工事費の増によるものであります。

(5)公共下水道特別会計の歳出決算額であります、前年度と比較しますと9,856万3,000円の増、率にして9.3%の増となっております。

これは、主に処理場の機械設備更新工事の増が主な要因であります。

(6)個別排水処理特別会計の歳出決算額につきましては、前年度と比較しますと1,532万円の増、率にいたしまして9.3%の増で、主に排水処理施設整備工事費の増であります。

(7)農業集落排水特別会計の歳出決算額につきましては、前年度と比較しますと773万5,000円の増、率にいたしまして13.5%の増であります、これは忠類地域のみのもので、処理場管理委託料の増が主な要因であります。

以上が特別会計の決算状況であります。

次に、2ページにお戻りいただきたいと思ひます。

第2表、平成26年度一般会計収支の状況になりますが、表の下から4行目をごらんください。

歳入歳出決算額の差し引き額を記載しておりますが、4億7,311万5,000円の歳計剰余金が生じております。

この剰余金の処分につきましては、このページの中ほどに説明を記載しておりますので、ごらんをいただきたいと思ひます。

歳入総額152億1,524万7,000円に対し、歳出総額は147億4,213万2,000円であり、歳入歳出差し引き額4億7,311万5,000円の歳計剰余金を生じましたが、このうち翌年度への繰越明許費にかかわる繰越財源が8,539万5,000円ありますので、その額を差し引いた残りの3億8,772万円が平成26年度の実質収支額となります。

なお、この実質収支額につきましては、地方自治法の規定により歳計剰余金の処分といたしまして、財政調整基金に2億円を積み立ていたしましたので、残りの1億8,772万円が翌年度への繰越金となるものであります。

次に、歳入であります、3ページをごらんいただきたいと思ひます。

第3表、一般会計歳入決算額に1款の町税から22款の町債まで、予算額から構成比までそれぞれの数値を記載しておりますが、C欄の収入済額の計欄にありますように152億1,524万7,000円が平成26年度一般会計の歳入の決算額であります。

なお、不納欠損額は、1款の町税、13款の分担金及び負担金、14款の使用料及び手数料、17款の財産収入、21款の諸収入にありますが、これを合計いたしまして2,249万円となっております。

また、収入未済額につきましては、合計で2億2,215万1,000円となっております。

次に、4ページをごらんください。

4ページ下段には、歳入の構成比を円グラフであらわしております。

構成比の中で大きなウエートを占めておりますのは、地方交付税で 40.4%、以下、町税では 17.7%、町債が 11.7%、国庫支出金が 6.7%、道支出金 6.4%などといった構成になっております。

次に、3 ページ中ほどの①町税以下をご説明いたします。

①の町税では、前年比 2.6%の増ということになっております。

主な要因につきましては、太陽光発電設備の課税開始、新築家屋の増加などによる固定資産税の増、法人町民税の増などによる町民税の増などであります。

②の地方交付税は、前年比 1 億 8,655 万 6,000 円、率にして 2.9%の減となっております。

これは、地域経済雇用対策費や個別算定経費の減などによる普通交付税の減が主な要因であります。次に、5 ページをお開きください。

③の国庫支出金は、前年比 9 億 7,870 万 4,000 円、率にして 48.8%の減。

これは、農業体質強化基盤整備促進事業費補助金、地域の元気臨時交付金の皆減などが主な要因であります。

④の道支出金につきましては、前年比 2 億 7,065 万 4,000 円、率にして 38.4%の増となっておりますが、強い農業づくり事業補助金、農業基盤整備促進事業補助金の皆増が主な要因であります。

⑤の町債につきましては、前年比 4 億 8,851 万 4,000 円、率にして 37.9%の増となっておりますが、これは札内南保育園整備資金補助事業債、消防救急無線デジタル化共同整備事業債、新庁舎建設事業債の増などが主な要因であります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

5 ページ下段からになりますますが、まず 6 ページをごらんください。

6 ページに、第 5 表、平成 26 年度目的別歳出決算を掲載しております。

1 款議会費から 13 款予備費まで、予算現額から不用額までそれぞれの数値を記載しておりますが、決算総額につきましては、B 欄支出済額の一番下の欄にありますように 147 億 4,213 万 2,000 円であります。

この中で構成比が最も高いのは 3 款民生費の 24.6%で、額では 36 億 3,003 万 6,000 円、続いて 11 款公債費の 13.5%、3 番目が 12 款職員費の 12.3%などという順番になっております。

次に、7 ページをお開きください。

7 ページ下段には、第 6 表、性質別歳出決算があります。

この表につきましては、ただいま申し上げました目的別歳出を性質別に区分したものであります。

主なものを申し上げますと、1 の人件費が、前年度との比較で 1.3%の減であります。退職手当組合負担金の減が主な要因であります。

なお、この表には記載しておりませんが、ラスパイレス指数について申し上げますと、平成 24 年度は、国家公務員の時限的な給与削減措置の影響で 105.7%、平成 25 年度は本町においても国の要請に基づき、給与削減を実施いたしましたことから 99.7%、平成 26 年度は 97.3%となっております。

次に、3 の維持補修費であります。前年比 1 億 6,708 万 4,000 円、率にして 55.6%の増となっております。これは除排雪経費の増によるものであります。

4 の扶助費であります。前年比 2 億 1,128 万 5,000 円、率にして 12.9%の増、障害者支援費の増、臨時福祉給付金の皆増などが要因であります。

5 の補助費等は、前年比 2 億 7,761 万 5,000 円、率で 17.6%の増となっております。主な要因としては、消防救急無線デジタル化共同整備事業に係る東十勝消防事務組合の分担金の増などによるものであります。

6 の公債費は、前年比 11.5%の減となっております。これは前年度において公債費の負担軽減を図るための縁故債の繰上償還を実施したことによるものであります。

次に、10 の投資的経費であります。5 億 9,901 万 1,000 円、率にして 20.7%の減となっております。

内訳といたしましては、普通建設事業費の補助事業費が 7 億 7,672 万 8,000 円の減、これは農地の暗渠整備に係る農業体質強化基盤整備促進事業などの減が主なものであります。

単独事業では、1 億 7,771 万 7,000 円の増であります。これは主には新庁舎建設事業の増や町民会館耐震改修事業の皆増などによるものであります。

以上が、一般会計歳出についての説明であります。

次に、平成 26 年度の決算後における基金の状況について申し上げます。

基金についての説明につきましては、別冊になりますので、お手数ではあります。一般会計歳入歳

出決算書をお開きいただきたいと思います。

一般会計歳入歳出決算書の最終のページ、268 ページに掲載しておりますので、ごらんいただきたいと思ひます。

上段の表、3、基金の表であります、それぞれ一番右側の額が平成 26 年度末の現在高となります。

この表の一番下の合計欄をごらんいただきたいと思ひますが、現金が 43 億 6,337 万 1,000 円、土地が 1 億 9,286 万 6,000 円となっております。

これを合算しました基金総額であります、45 億 5,623 万 7,000 円で、前年度と比較いたしまして 6,922 万円の増ということになっております。

また、下の表、4、その他に備荒資金組合への納付金の表を掲載しておりますので、ご参照ください。

なお、先ほど決算資料 2 ページの説明の中で申し上げました平成 26 年度の決算剰余金からの積立金、財政調整基金への 2 億円につきましては、ここの残高には含まれていない額となっております。

今申し上げました基金のうち、平成 27 年度予算におきまして、財政調整基金から 3 億 5,000 万円、地方債の償還財源としての減債基金から 1 億円、庁舎建設基金から 3 億 5,000 万円を取り崩し、一般会計に繰り入れをいたしております。

次に、また資料のほうにお戻りいただきたいと思ひます。

資料の 12 ページをお開きください。

12 ページの中ほどに、第 9 表、一般会計財政状況として各種指数等をあらわした表がありますが、表の下から 3 行目に財政力指数、一番下に実質公債費比率を掲載しておりますので、ごらんいただきたいと思ひます。

まず、財政力指数ですが、数値が 1 に近く、1 を超えるほど税などの一般財源が多い、いわゆる財政力が豊かであるということになります、本町の財政力指数につきましては、平成 24 年度は 0.311、平成 25 年度 0.318、平成 26 年度は 0.323 となりまして、若干上向き傾向にあります。

次に、実質公債費比率について申し上げます、平成 18 年度から地方債の発行が許可制から協議制に制度改正されたことに伴い、新たに導入された財政指標であり、起債制限比率に含まれない特別会計への繰出金のうち、公債費に充当される繰出金や一部事務組合への負担金のうち公債費に充当される負担金等を加えたものを、その団体の実質的な公債費負担としたものであります。

これによりまして、18.0 以上 25.0 未満が起債発行に対して許可制となり、25.0 以上になりますと起債発行において制限を受けることとなります、平成 26 年度の幕別町の実質公債費比率は 14.3 となり、前年度より 1.8 ポイント下がったところでありまして。

平成 18 年度から町が策定いたしました公債費負担適正化計画に基づき、借入額の抑制や繰上償還の実施、また借り入れに当たっては、交付税措置率の高い優良な起債の借り入れを行うなど、公債費負担の適正な管理に努め、平成 24 年度の決算をもちまして、目標値である 18.0%を下回り、平成 25 年度、26 年度とさらに低下をいたしたところであります、今後も引き続き適正管理に努めていかなければならないものと考えております。

次に、16 ページをお開きください。

下段の第 12 表、地方債の状況であります、ただいま申し上げました地方債の残高を一覧表として掲載しております。

表の一番下の計欄で、右から 3 列目が地方債の平成 26 年度末現在高となります、差し引き現在高 168 億 8,333 万 8,000 円であります。

次に、17 ページ上段の(2)につきましては、この地方債の借入先別・利率別現在高の状況について記載をした表であります。

表の右側「左の利率別内訳」という欄がありますが、この表に利率別に現在高を記載しておりますが、一番右の欄の 4%超の欄につきましては、合計が 3 億 8,027 万 2,000 円で、構成比にいたしますと全体の 2.3%ということになります。

したがって、残りの 97.7%が金利 4%以下の借入利率ということになります。

これは、過去に行った高利率の地方債の繰上償還あるいは近年の低金利による影響であると分析をいたしているところであります。

なお、平成 26 年度起債借入利率は銀行縁故債で 0.75%となっております。

次に下段の第 13 表、債務負担行為の状況をごらんいただきたいと思ひます。

これも地方債と同様に、後年次に財政負担となってくるものであります。

平成 27 年度以降、支出予定額の欄であります、金額の欄の一番下、計欄にありますとおり、7 億

7,548万9,000円となっております。

この債務負担の内容といたしましては、1番の物件の購入のうち(2)のその他の物件1,689万4,000円は公社貸付牛に係る債務負担であります。

なお、3番のその他にあります7億5,859万5,000円ですが、これは公団営や国営などの土地改良事業に係る償還金の債務負担が主なものとなっております。このほか、パークプラザ整備事業に対する補助金あるいは農業関係の利子補給金等が含まれております。

これらにつきましても、地方債同様、今後の財政運営の中ではその取り扱いについて、十分留意していかねばならないものと考えております。

次に、18ページをごらんください。

健全化判断比率及び資金不足比率の状況を表にしたものであります。

さきの本会議におきまして報告させていただいたところでありますが、一般会計においては実質赤字比率など平成24年度から3カ年を掲載しております。また、中ほどの資金不足比率についても、各会計ごとに掲載しておりますが、赤字がないことにより算定結果の数字は記載されておられません。

なお、表の下段のほうに各比率などの説明を記載しておりますので、ご参照ください。

次に、19ページをごらんください。

19ページでは、第14表といたしまして、各款における節ごとの決算額を記載しております。

次に、20ページ、第15表になりますが、団体等に対する各種補助金・交付金の一覧表といたしまして、次の21ページまで掲載しております。

次に、22ページからは、最近5カ年における各款ごとの比較を一般会計から各特別会計について、それぞれ30ページまで掲載をしております。

次に、31ページになりますが、平成26年度からの地方消費税の引き上げに伴い、地方消費税交付金を含む引き上げ分の地方消費税収は、すべて社会保障施策に要する経費に充て、その用途についても明確にすることとされましたことから、新たに追加した資料であります。本町における平成26年度の地方消費税交付金の引き上げ分は5,452万円で、その全額を社会保障関係経費に充当したものであります。

次に、32ページからになりますが、平成26年度の主要な施策の成果としてまとめております。

33ページの議会活動の項目以降、最終の162ページまで、各項目にわたる主な施策につきまして具体的な数字を含めて掲載しておりますので、ご参照をいただきたいと思っております。

以上で、決算概要の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長(小川純文) 総括的な説明が終わりましたので、これに対する質疑がありましたらお受けいたします。

(なしの声あり)

○委員長(小川純文) ないようですので、これより認定第1号、平成26年度幕別町一般会計、1款議会費に入らせていただきます。

1款議会費の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長(菅野勇次) 1款議会費につきましてご説明申し上げます。

88ページをお開きください。

1款1項議会費、予算現額1億291万2,000円に対しまして、支出済額1億236万7,079円でありませぬ。

議員報酬、議員共済費ほか、議会だより印刷費、会議録反訳委託料など、各種議会運営に係る経費であります。

なお、議会活動内容等につきましては、先ほどご説明させていただきました決算資料の33ページに記載のとおりであります。

以上で、議会費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長(小川純文) 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(なしの声あり)

○委員長(小川純文) 1款議会費につきましては質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

次に、2款総務費に入らせていただきます。

2款総務費の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（菅野勇次） 2款総務費につきましてご説明申し上げます。

90 ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費、予算現額 11 億 2,530 万 6,000 円に対しまして、支出済額 9 億 1,217 万 1,915 円であります。

なお、繰越明許費といたしまして、1 億 8,815 万 6,000 円を翌年度に繰り越しをいたしております。

1 目一般管理費の 4 節共済費及び 7 節賃金は、事務補助の臨時職員などに係る費用であります。

11 節需用費は、事務用消耗品及び役場庁舎に係る光熱水費が主なものであります。

12 節役務費につきましては、庁舎の郵便料、電話料が主なものであります。

13 節委託料は、顧問弁護士委託料ほか、広報配送委託料などあります。

なお、顧問弁護士の相談実績につきましては、平成 26 年度は 8 件であります。

次のページになります。

細節 10 例規集管理システム保守委託料は、条例、規則などの改廃作業のためのパソコンシステムの保守委託料であります。

細節 11 役場庁舎宿日直業務委託料は、役場庁舎の平日の夜間や土日などの日直業務を民間事業者に委託したものであります。

細節 14 ファイリングシステム構築指導委託料は、公文書の管理手法を改善し、住民サービスの向上資するもので、導入から定着までの 4 年間の 1 年目の経費であります。

14 節使用料及び賃借料、主なものは複写機借上料であります。その他各種借上料などとなっております。

2 目広報広聴費については、11 節需用費、月 1 回発行の広報まくべつの印刷製本費が主なものであります。

3 目財政管理費、本目の主なものは次のページになりますが、11 節需用費の予算書の印刷製本費、13 節委託料の細節 5 固定資産台帳作成等委託料は、国の新地方公会計の整備促進に伴い、町有資産の基礎資料である固定資産台帳を整理したものであります。

4 目会計管理費は、出納室に係る経費で、11 節需用費は、決算書の印刷製本費、12 節役務費の細節 15 派出業務取扱手数料は、役場庁舎 2 階、出納室にある北洋銀行派出窓口にかかわる手数料であります。

5 目一般財産管理費、本目は役場庁舎やパークゴルフ協会などが入居している共同事務所の管理費用であります。11 節需用費、細節 40 の修繕料につきましては、庁舎や共同事務所の補修が主なものであります。

13 節の委託料は、役場庁舎等の管理委託料が主なものであります。

次のページになりますが、15 節工事請負費は町民会館前の駐車場の改修に要した経費であります。

18 節備品購入費、細節 1 の管理用備品につきましては、ファイリングシステム用のシャッター保管庫等を購入したものであります。

6 目近隣センター管理費、本目は 46 カ所の近隣センターと 6 カ所のコミセンの光熱水費を含めた管理運営に係る経費であります。

13 節委託料では、細節 1 と 3 のコミセンにかかわる管理、警備の委託料が主なものであります。

次のページになりますが、15 節工事請負費の細節 1 は、あかしや南近隣センターの改修工事が主なものであります。

18 節備品購入費、細節 1 の管理用備品につきましては、近隣センター用のテーブル、椅子などを購入したものであります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 3 近隣センター運営交付金は、46 カ所の近隣センターにかかわる運営交付金であります。

7 目庁用車両管理費、本目は集中管理による公用車両 28 台及び町長公用車に係る車両維持管理費用であります。

11 節需用費は、燃料費や修繕料が主なものであります。

18 節備品購入費は、庁用車両としてハイブリッド車 1 台を購入したものであります。

8 目町有林管理費、本目は町有林の管理費用で、15 節、細節 1 の町有林整備工事につきましては、下草刈り 58.17 ヘクタール、除間伐 59.21 ヘクタールなどを実施いたしております。

9 目の町有林造成費、本目は町有林の造成に係る費用であります。次のページになりますが、15

節工事請負費、細節 1 皆伐工事につきましては 18.76 ヘクタール、細節 2 造成工事は植栽 23.68 ヘクタール、地ごしらえ 18.05 ヘクタールを実施いたしております。

10 目企画費、本目は企画室に係るもので、13 節委託料、細節 5 は平成 28 年度に予定している札内福祉センター改築に係る基本計画の策定委託料であります。

15 節工事請負費は、古舞地区の地デジ難視対策の共同受信アンテナ整備に係る経費であります。

19 節負担金補助及び交付金は、細節 3 十勝圏活性化推進期成会負担金、細節 5 十勝圏複合事務組合負担金など広域行政に関連する経費、細節 15 地域公共交通確保対策協議会補助金は、駒島線、古舞線の予約型乗り合いタクシーの試験運行などに係るものであります。

細節 16 定住促進住宅建設費補助金は、26 件に補助したものであります。

次のページになりますが、細節 17 はコミュニティバスの本運行に係る経費、細節 18 は昨年 10 月からの駒島線の予約型乗り合いタクシーの本運行に係る経費であります。

11 目支所出張所費、本目は札内支所及び糠内、駒島各出張所に係る費用で、事務用経費が主なものとなっております。

12 目職員厚生費、本目は職員の福利厚生及び研修に係るもので、9 節旅費は職員研修計画に基づく各種研修旅費で、本年度は延べ 463 人が研修に参加したもので、12 節役務費は職員健康管理のための人間ドックなど各種健康診断手数料であります。

13 目公平委員会費、本目は公平委員会開催に係る経費であります。公平委員 3 名に係る報酬及び費用弁償であります。

14 目交通防災費、本目は交通安全対策、防犯対策及び災害対策に係る費用で、1 節報酬は交通安全指導員 33 名に係る経費などで、次のページになりますが、7 節賃金は交通安全推進員としての嘱託職員賃金、11 節需用費、細節 21 は防犯灯に要した電気料であります。

13 節委託料、細節 7 は、昨年 12 月に全戸配布いたしました防災マップの作成委託料、15 節工事請負費、細節 1 は、防犯灯の新設 15 灯、器具更新 169 灯など、防犯灯整備に要した費用、細節 2 は、避難所 20 カ所の看板の整備費用であります。

18 節備品購入費では、防災対策備品として衛星携帯電話、バルーン型投光器、発電機を購入したものであります。

次のページになりますが、15 目諸費、本目は各種委員会開催に係る経費や他の科目に属さない経費の支出科目であります。

1 節報酬は、各種委員会委員の報酬であります。

8 節報償費では、町功労賞の記念品など、15 節工事請負費は、国の補助を受けて全国瞬時警報システムの自動起動装置を整備したものであります。

19 節負担金補助及び交付金では、細節 3 十勝町村会に対する負担金、細節 8 は地方バス路線維持に対する補助金などあります。

24 節の投資及び出資金は、地域振興公社への出資金 10 株を取得したもので、幕別町の持ち株総数は 750 株となりまして、全体の 46.9%の保有率となっております。

16 目基金管理費、本目は各種基金から生じる利息あるいは寄附金等をそれぞれの基金へ積み立てたものであります。

なお、細節 4 は、平成 27 年度以降の新庁舎建設事業の経費に充当するため、1 億円の積み立てを行ったものであります。

また、各種基金の年度末残高は、先ほどご説明しましたとおり、本決算書の 268 ページに掲載しているとおりであります。

次のページになりますが、17 目電算管理費、本目は電算処理業務に係るものであります。

11 節の需用費では、納付書等各種電算関係用紙の印刷製本費が主なものであります。

13 節の委託料は、電算機器及び業務用ソフトの保守点検委託料、細節 10 はパソコンネットワークの運用を民間事業社に委託したものであります。

14 節使用料及び賃借料は、光ファイバー用設備を架設してある電柱などの借上料であります。

18 節備品購入費、細節 2 の総合行政情報システムは、平成 23 年度に更新したもので、備荒資金組合へ分割で支払いをするものであります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 7 はマイナンバー制度の運用開始に向けて整備される中間サーバーにかかわる負担金であります。

18 目協働のまちづくり支援費であります。1 節報酬の細節 1 公区長報酬を初め、公区活動や協働の

まちづくり事業に対する交付金が主なものであります。

19 節負担金補助及び交付金の細節 3 は公区に対する運営交付金、細節 4 は協働のまちづくり支援事業として、延べ 209 件に交付金として支出したものであります。

次のページになりますが、19 目総合支所費であります。1 節報酬は忠類地域の振興策について協議をする地域住民会議委員報酬、7 節賃金は事務補助のための臨時職員賃金、そのほか住民の相談業務、各種届け出事務等に係る費用及び総合支所の庁舎の管理運営に係る費用が主なものであります。

8 節報償費は、忠類地域の観光と地域のあり方について、和歌山大学と共同で実施いたしました調査・研究にかかわる経費であります。

19 節負担金補助及び交付金は、忠類地域における定住対策に係る賃貸住宅の建設に対する補助金であります。

20 目新庁舎建設事業費、この目は新庁舎建設に係るもので、次のページになりますが、13 節委託料、15 節工事請負費は、平成 26 年度、平成 27 年度の継続費として予算計上いたしました分の初年度分の支出であります。

21 目地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業費、地域消費喚起型、次の 22 目、同じく地方創生先行型につきましては、昨年 12 月に閣議決定した地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策に盛り込まれました交付金に対応すべく予算計上した経費であります。全額翌年度に繰り越したものであります。

次のページになりますが、2 項徴税费、予算現額 3,998 万 1,000 円に対しまして、支出済額 3,833 万 8,463 円であります。

1 目の税務総務費、本目は 9 節旅費など賦課事務にかかわる事務用経費が主なものであります。

19 節負担金補助及び交付金の細節 4 十勝圏複合事務組合については、滞納整理機構の管理運営にかかわる幕別町の負担金であります。

細節 9 地方税電子化協議会運用関係費負担金については、地方税の電子申告システムに係る運用及び維持管理に要する経費の本町負担分であります。

2 目賦課徴收費、本目は賦課徴収に係る費用で、次のページになりますが、12 節、細節 19 コンビニ収納手数料につきましては、平成 18 年度から税、使用料をコンビニエンスストアで納付できることとしたところであります。平成 26 年度の実績は 2 万 9,019 件の利用があり、それに伴う手数料を北海道銀行が加入している地銀ネットワークに支払いをしたものであります。

細節 31 電子申告審査システム利用料は 20 年度からであります。税金の申告をパソコンで受けたものに対する利用料の負担金で、本年度は給与支払報告書など合計で 7,010 件の受け付けを行ったところであります。

13 節委託料、細節 10 の路線価算定委託料、細節 11 雑種地標準地鑑定委託料は、平成 27 年度評価がえの準備に要した費用であります。細節 12 地方税務システム改修委託料は、マイナンバー制度の運用開始に向けて整備を行ったものであります。23 節償還金利子及び割引料は過誤納還付金などであります。

次に、3 項戸籍住民登録費、予算現額 1,528 万 7,000 円に対しまして、支出済額 1,436 万 211 円であります。

1 目戸籍住民登録費、本目は戸籍及び住民登録事務に係る経費であります。

13 節委託料、次のページになりますが、細節 11、細節 12 はマイナンバー制度の運用開始に向けて、住基システムの改修等を行ったものであります。

14 節使用料及び賃借料、細節 20 戸籍総合システムブックレスソフト使用料は戸籍の電算化に伴うものであります。

4 項選挙費、予算現額 1,560 万 2,000 円に対しまして、支出済額 1,360 万 2,562 円であります。

1 目選挙管理委員会費、本目は選挙管理委員の報酬ほか選挙管理委員会開催に係る費用であります。

2 目農業委員会選挙費、本目は昨年 7 月の農業委員会選挙に係る選挙管理委員、選挙立会人の報酬など、各種執行経費であります。

次のページになりますが、3 目衆議院議員選挙費、本目は昨年 12 月 14 日執行の衆議院議員総選挙の 1 節報酬の投票管理者、投票立会人の報酬や、13 節委託料、細節 7 選挙公報配付委託料など、投開票事務に係る各種執行経費であります。

15 節工事請負費は、ポスター掲示場の設置に要した費用、18 節備品購入費は投票所に係るテーブル、椅子を購入したものであります。

4 目知事道議選挙費、本目は本年 4 月 12 日執行の知事道議選挙に係る準備経費であります。

次のページになりますが、1 節報酬の期日前の投票立会人の報酬や 12 節役務費、細節 1 の入場券発送に係る郵便料、13 節委託料、細節 5 の啓発用看板設置委託料などが主なものであります。

5 項統計調査費、予算現額 416 万 2,000 円に対しまして、支出済額 373 万 683 円であります。

1 目統計調査費、本目は 1 節各種統計調査に係る調査員報酬や 11 節需用費のほか、事務用経費であります。

次のページになりますが、6 項監査委員費、予算現額 246 万 3,000 円に対しまして、支出済額 240 万 4,606 円であります。

1 目監査委員費、本目は監査委員報酬及び監査業務に係る経費であります。

以上で、総務費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（小川純文） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

野原委員。

○委員（野原恵子） 90 ページの、資料の 34 ページにかかわっての質問をしたいと思います。そのほかに 100 ページ、10 目企画費、19 節負担金補助及び交付金のコミュニティバスの件、もう 1 点は 102 ページの交通防災費、18 節備品購入費、防災対策備品、それと資料 44 ページにかかわって質問をいたします。

まず 1 点目ですが、一般管理費の資料の 34 ページ、ここには人事管理ということで、職員数の一覧表が載っています。この中で、平成 26 年度は 232 人になっております。

それで、ここにかかわってですが、平成 25 年には障がい者の法定雇用率が改定されておりました、国、地方自治体は 2.3%、民間企業は 2% になっております。

幕別町では、この国、地方自治体の 2.3% に入ると思います。そうしますと、障がい者の雇用率は 5.3 人、6 人になると思いますが、現在の障がいのある方の職員数は何人でしょうか。

2 点目、コミバスの運行補助ですが、バスが運行されてから 3 年目になります。資料を見ますと、平成 26 年度は 1 便平均幕別 3.0、札内 5.0、人口比で見ると、利用率はほぼ同じ程度かなと思います。

それで、今、町民の声を聞きますと、利用したいけれども、バス停ですとか乗車時間など利用しづらいですとか、幕別、札内、帯広間のアクセスなども考えて欲しい、こういう要望があります。

一方、どうしたら自分が利用しやすいかということで、運行表を見ながら自分の行動も考えながら利用しているという町民の声もあります。それで、現在、町民の声をどのように把握しているのか、また利用向上の手だてをどのようにこれから考えていくのか、お聞きしたいと思います。

また、102 ページ、14 目交通防災費ですが、18 節備品購入費、1 の防災対策備品です。

ここでは、今、異常気象が本当に多く発生しております。それで、いざそういう状況になったときには、備品の確保が本当に住民の暮らしを、生活を支える上で欠かせないと思います。

それで、備品の状況、それと保管場所は何カ所になっているのか、その点をお聞きいたします。

また、資料の 44 ページ、自主防災組織の育成、ここでは設立状況では公区の組織率が 31.58%、世帯数では 53.15% となっております。それで、組織率の向上が急がれると思いますが、この組織率の向上のために、どのような手だてをとってきたのか、お聞きしたいと思います。

以上です。

○委員長（小川純文） 総務課長。

○総務課長（武田健吾） 私からは身体障がい者と障がい者の雇用の状況でございます。

今現在、町の障がい者雇用といたしましては、身体障がい者 4 人、精神障がい者 1 人ということで、身体障がい者のうち 1 人は重度障がい者になりますので、法定の補正から 5 人という計算になります。

以上です。

○委員長（小川純文） 企画室参事。

○企画室参事（山端広和） 私のほうから、コミバスの部分の町民の意見、把握という部分と利用向上の手だてということでございますけれども、町民からの利用者の意見の部分でございますが、こちらにつきましては、例年コミバスを例えば産業まつりに展示するだとか、あるいは絵手紙掲載、塗り絵展示だとか、幅広くそういったことで活用した中、あるいは公開出前講座、昨年度につきましては 3 回実施しております、そういったところでの意見収集に努めております。

今後の部分でございますけれども、10 月 1 日にまず利用者の状況を確認したいというふうに考えている部分と、冬期間におきましても 5 日間程度、実態の把握に努めてまいりたいということで調査を予定しているという状況でございます。

それと3点目の組織率の向上の部分でございますが、これまでの部分で申し上げますと、広報紙での加入の促進の普及啓発、それと、あるいは転入した際に、公区への加入の促進といいますが、これは強制的ではございません。

失礼いたしました。加入の関係、私のほうではないので、失礼いたします。

○委員長（小川純文） 町民課長。

○町民課長（山本 充） まず、備蓄品の状況ですけれども、平成27年3月末現在ということで、備蓄品につきましては、食料につきましてはアルファ米、備蓄用パンなど4,900食となっております。あと飲料水といたしましては2リットルの保存水が約1,000本、それと毛布につきましては2,000枚、あと暖房器具ということでストーブが20台、それと発電機が22台、それと投光器ということで、これにつきましても20台整備しております。備蓄品につきましては、平成27年、今年度から5カ年をかけて災害に遭われたときに町が必要とする備蓄品について計画しております。順次、年次ごとに備蓄していきたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、備蓄品の保管場所ということでございますけれども、現在の備蓄倉庫につきましては、役場の備蓄庫につきましては、調査の関係で旧商工会館の残りが廃止になりましたので、現在は幕別農協の旧生活店舗の2階に備蓄しております。それと幕別消防署、あと札内支所、それと幕別消防署の札内支署、それと糠内の分遣所、それと忠類コミセンの計6カ所に、今、倉庫があります。

続きまして、自主防災組織の組織率ということで、現在、組織率につきましては、3月末現在で36公区ということで、組織率31.58%ということになっております。

今までは自主防災組織につきましては、やはり地域防災力の基本となるものですから、公区長会議などで結成に向けて、組織結成についてお願いはしてきたところでございます。今後、出前講座などもございますので、そういった中で自主組織の設立に向けての説明もしたいと思っておりますし、今後、未結成の公区につきましては、文書により結成に向けて啓発活動を実施してまいりたい。それとあと5年間で実施いたします防災訓練、その中で実施する公区で未結成の公区がございまして、訓練を通じて設立に向けてお願いしたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（小川純文） 野原委員。

○委員（野原恵子） まず、職員の障がいのある方の雇用率、重度障がい者が1人いらっしゃるということで5人とみなし、それで1名で6人ということで、法定雇用率は満たしているという報告でした。

それで、こういう中で重度障がいのある方ですとか、精神障がいの方も採用されているということなのですが、定数的には満たされていると思います。

それで、今、障がい者の人権が守られていないというような報道も、道新にも民間の企業ですけれどももありました。それで庁舎の中では、そういう人権を守ることもしっかり守られていると思っておりますけれども、そういう状況にならないような手だてをしっかりと検証も含めて行っていくことが必要ではないか。実態があるということではありません。そういう報道がありますので、十分に対応を考えていくということが必要ではないかという意味での質問です。

それとあと、コミバスなのですけれども、これから10月1日に調査する、それから5日間、冬期間、実態の把握をしていく、出前講座、こういうこともしていくということだったので、実際に利用している方に懇談という形でさまざまな利用の方法が考えられると思うのです。ですから、アンケートだけではなくて、いろいろな意見を聞いて、そして懇談もしてどういう方向がいいか、そういう調査の方法も必要ではないかというふうに思います。

それで、これから高齢化にもなりますので、高齢者の方が乗ると同時に、高齢者でない方も利用できるということももっともっとアピールしていく、そういうことも必要だと思います。

それで、3年経っているのですけれども、まだコミバスが運行しているということも知らない町民もまだ多々ありますので、そういうところもしっかりとアピールしていくことも大事だというふうに思います。

一番の問題は、やはりどうしたらこのコミバスを利用できるか、してもらえるか、そこのところを町民の声をしっかりと聞きながら、それから他町で実施しているそういう状況も把握しながら進めていくということが大事ではないかというふうに思います。

それと、備品なのですが、私ちょっと聞き漏らしたかなと思うのですが、簡易トイレというのは本当に大事ではないかと思うのですが、簡易トイレの備蓄、整備というのも非常に大事だと思うのですよね。いろいろ災害やなんかで報道を聞いていますと、1カ所に集中しますと、トイレとかそういうのが本当

に重要だと思しますので、そういうものですか、もし簡易トイレがつくられた場合には、きちんと囲んで個人の人権が守られるような対応、それが必要だと思います。

それと、ストーブ 20 台ですが、これ冬期間だったら 20 台では本当に足りないのではないかと思います。それと、日々点検していなければ、実際に利用したいと思うときに利用できない、そういう状況もあるのではないかと思います。その点をお聞きしたいと思います。

それと、炊き出しができるかどうか、その状況によっては必ずしも炊き出しができるとは限りませんが、炊き出しもできるような態勢もとっておく必要があるのではないかと思います。

それと、保管場所ですけれども、6カ所という説明でした。大規模な火災やなんかがあったときには、6カ所で十分なのかどうか、その点もちょっと不安に思いますので、保管場所をもっとふやす必要があるのではないかというふうに思います。

それと、自主防災組織の設立ですが、公区長会議ですとか文書により啓発していくということですが、公区によっては大変高齢化が進んでいる地域もありますね。そういうときには、公区自体でこういう組織が十分にできないという困難も抱えているという公区も聞いております。そういうところには特別の手だてが必要ではないかと思えます。そして、そういう高齢化が進んでいる公区には、自分でなかなか行動が困難だという方も率としては高いと思えますので、きちんとそのところの対策も個別に考えていかなければならないと思えますが、その点について伺います。

○委員長（小川純文） 総務課長。

○総務課長（武田健吾） 私からは障がい者の人権にかかわるご質問についてであります。

委員がおっしゃいますように、障がい者の人権、またそういった障がい者の方の特性を知るということは町職員の中でも十分進めていかなければならないというふうに考えております。

今現在、町では民生部のほうでチャレンジ雇用というのを実施しまして、図書館で障がいをお持ちの方を受け入れて雇用しているところがございますが、そういった機会を捉えながら、障がい者の方の特性が職員の間で十分理解されるように進めてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（小川純文） 企画室参事。

○企画室参事（山端広和） コミバスの利用者に対する件の聴取といいますか、アンケート方式ではなく懇談の方法ではどうだろうというお話だったのですけれども、先ほど申し上げました、今これから調査する段階では、職員が乗車しまして、その中に実際に乗っている方、利用の部分につきまして、確認、聞き取りという形で実際のその部分、不便な部分といいますか、何かそういった問題点がないかというのを検証していきたいというのは考えております。

また、その中で幅広くそういった場が必要だということになれば、またそういった別の機会ということも考えておりますけれども、現状では調査の段階で、まず実態を乗車している方から聞き取りしたいというふうに考えております。

それとあと、どうやったら利用してもらえるかという部分の、もっと周知が必要ではないかという部分でございますけれども、これまでも広報紙等、あるいは先ほども申し上げました出前講座、あるいは産業まつりでのコミバスの展示、あるいは作品展示だとかも通じまして周知しているところですが、さらにコミバスの利用促進が図られるよう、これからも引き続き継続して普及、制度の周知に努めてまいりたいと考えております。

○委員長（小川純文） 町民課長。

○町民課長（山本 充） まず、災害用のトイレについて発表しておりませんでしたので、申しわけございませんでした。

災害用トイレにつきましては、現在、災害用の簡易トイレ袋ということで 2,300 袋、それとポータブルトイレを 50 個、段ボール用組み立てトイレを 3 個、今現在備蓄している状況ですけれども、この災害用の簡易トイレ袋につきましては、今後の備蓄計画の中で 1 万 3,000 枚ほどに整備していくというふうに計画している状況でございます。

それと、発電機につきましては、いざとなったときにかからないということがあってはいけませんので、それにつきましては毎年点検している状況でございます。

ストーブにつきましては、嘱託職員の者を含めて毎年確認をしている状況でございます。

それと、保管場所、備蓄倉庫ですけれども、これにつきましては、現在、備蓄計画の中で札内、幕別、忠類それぞれの備蓄倉庫の見直しということを計画している状況でございます。

現在は 6カ所ですけれども、計画の中では 7カ所に、1カ所ふやすということで計画している状況でございます。集中備蓄倉庫ということで、本町、役場の近くに 1カ所建てるのと、あと分散備蓄という

ことで、幕別南地区に1カ所、分散備蓄庫を計画しております。それとあと、札内地区につきましては札内福祉センターのところに1カ所、分散備蓄ということで札内南地区、札内北地区それぞれ1カ所ずつというふうに計画しております。糠内と忠類につきましては、それぞれ現状の施設ということで考えております。

それとあと、自主防災組織の組織化ということで、高齢者の方が多き公区等につきまして、自主防災組織の組織化に向けて職員が出向くなど、今後、手だてを検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

あと、炊き出しの部分ですけれども、釜等そろえておりますので、いざというときには炊き出しをすることは可能であります。

以上でございます。

○委員長（小川純文） 野原委員。

○委員（野原恵子） コミバスの件なのですが、本当にこれから必要になってくる方がふえていくと思うのですよね。利用の方法ということで、今お答えをいただきました。

ここで聞き取り調査をしていく段階だということでしたが、町民でいろいろこういう利用の仕方、例えば私はこういうふうにご利用していますよというような、そういう経験を町民に知らせるですとか、実際に利用されている方の経験もお知らせするというふうにすれば、こういう利用の方法もあるのだということも町民の皆さんが知ることできると思うのですよね。私もなるほどと思ったのは、時刻表を見て、それで自分の買い物スタイルを考えたりだとか、JRのつなぎをどういうふうに考えると、そういうふうにして利用されている方もいるのですね。

ですから、そういう経験を町民に知らせることによって、より利用率が上がるというふうに思います。そういうことも周知してほしいということと、それと乗っている時間が長いですとか、停車するバスの位置をもっと変えてほしいですとか、それから、全体のアクセスをどうすると、そういう問題も、町民の知恵をかりて運行していくということをもっと進めていっていただきたいというふうに思います。

それと、備品のことですが、札内地域が今人口がふえていますよね。それで、この場所だけで十分可能なのかなと、そこがちょっと不安に思います。その点をもう一度検討の方向、ちょっとお聞きしたいと思います。

それと、自主防災組織ですが、これは本当に急がれると思うのですよね。いつどんな状況になるかわからないということで、確かに高齢者の本当に障がいのある方、ひとり暮らしで住んでいる方、だんだん体が弱ってきて、ふだんでも夜なんか非常に不安だという方がふえてきているのが現状だと思います。

そういう中で、災害が起きたときには、高齢の方は本当にどうしたらよいかという不安が、健康な方よりも不安が大きいと思いますので、この防災組織の手だてというのは本当に急がれると思うのですけれども、そういう点でも早急にこの対策を進めていくことが必要ではないかと思ひますので、その点だけお聞きしたいと思ひます。

○委員長（小川純文） 審査の途中であります、11時20分まで休憩をとりたいと思ひます。

11:09 休憩

11:20 再開

○委員長（小川純文） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

企画室参事。

○企画室参事（山端広和） 先ほど、お話のありました経験談等、利用者の体験談等をこういう使い方がいよいよといった部分を、もっともっとお知らせするべきだという部分でございますけれども、確かにそういった貴重な意見と申しますか、こういった利用の実際に乗られた方の意見というのは、非常に大切だと思ひております。したがって、例えば今回の中でそういった部分、調査の中で得られた部分、こういった部分の使い方が非常に便利なのだよだとか、そういった部分は皆さんこれから利用される方も含めまして周知するような形で考えてまいりたいと思ひております。

それと、バス停の位置あるいは全体のアクセスの部分、そういった部分の見直しだとかもどうなのだろうという部分でございますけれども、先ほどの部分とも関連しますけれども、コミバス等の運行につきましては、地域公共交通確保対策協議会というものが実はございまして、この中でいろいろ運営の関係、路線ですとか、バス停、さらには運賃ですとか、住民代表の方が22名で組織するそういった協議会等もございまして。そういった中でも意見が出ている部分もございまして。これ、路線だとかバス停の位

置、これ未来永劫ずっと変わらないというわけではございませんので、そういった意見を今後も踏まえた中で検討していきたいというふうに考えております。

○委員長（小川純文） 町民課長。

○町民課長（山本 充） まず札内地区の備蓄倉庫が足りないのではないのかというような話ですけれども、一応、計画上では集中備蓄庫札内1カ所、それと分散して2カ所ということで、2カ所の備蓄庫倉庫がふえるわけですので、札内地区の住民の方の避難された場合の備蓄品については、それなりの面積も確保して備蓄倉庫は検討しておりますので、十分足りるのではないかと考えております。

それと、先ほどストーブの関係だったのですが、実は福祉避難所用対策ということで48台買っておりましたので、合計で68台ということで訂正をお願いしたいと思います。

それと、備蓄品につきましては、町だけではなくて防災協定というものを結んでおまして、ある民間企業とも防災協定を結びまして、そういったトイレとか、物資の提供をお願いしておりますのでそういうところも協力して、備蓄品等は足りていくのではないかと考えております。

それとあと、自主防災組織につきましては、これはやっぱり自主防災組織の設立に向けてはマニュアル等も作成しておりますので、そういったなかなか設立に向けて困難なところにつきましては、そういったマニュアル等を示しながら丁寧に説明して、一つ一つ当たっていくしかないのかなというふうには思っておりますので、よろしくお願いします。

○委員長（小川純文） 野原委員。

○委員（野原恵子） コミバスの件なのですけれども、今、幕別から札内、それから札内から帯広へのつながりということで、こういう要望も大変強いのですよね。この件について一度質問したことがあるのですが、そのときには補助金の関係で、そういう運行の仕方はできないというお答えでしたけれども、この補助金は、たしかあと2年かなと思うのですが、その補助金がなくなったときに町としてどういう対応をしていくのかということも考えていかなければならない事業ではあると思うのですが、そういうときにやはり町独自で、こういうコミバス運行ということも考え、そういうふうになりますと、このアクセスも実現可能になるのではないかと思いますので、その点もお聞きしたいと思います。

それとあと、札内は集中するところと分散するところが2カ所というお答えだったのですよね。その分散する場所をふやす、そういうことも考えていかなければならないと思うのですが、その点はいかがでしょう。

○委員長（小川純文） 企画室参事。

○企画室参事（山端広和） 札内・幕別間といいますか、補助上の関係で申し上げますと、一応協定的には平成30年までということで、コミバスの運行については考えております。現状でどうしても幹線といいますか、路線バスの部分がございますので、あくまでも支線、枝線といいますか、そういう考え方で運行しか現状では、なかなかその辺、それ以上の運行というのはできないというのが問題といいますか、課題としてあります。実際的に、その運行の部分につきましては、今後のその協議会等の組織の中で今後の部分、今この場で何年からどうこうという部分ではございませんが、30年度をもって一旦協定が終わるといことにはなっておりますが、その後の部分については、今後、協議会を通じて、またさらに路線の変更だとか、今後の部分も含めまして協議していく形になるのかなというふうに考えております。

○委員（野原恵子） 最後聞こえませんでした。運行を検討していくのかどうかということが聞こえなかったです。

○企画室参事（山端広和） 協議会等の中で、先ほど言いました路線だとか、そういった部分も含めて協議していくという形になるかと思っております。

○委員長（小川純文） 民生部長。

○民生部長（境谷美智子） 札内に分散管理の場所をふやしたらどうかというご提案ですけれども、ご承知のとおり備蓄品というのは、食料品もあつたり、それから保管が安全に安心して確実な保管をしなければいけないということも重要だと考えています。

それで、この先、保管場所をどこにするかも含めて、南地区、北地区と考えていますけれども、十分な量と確実な管理ができるということで、分散箇所を2カ所という形で考えて、この形で現在のところは進めてまいりたいと考えておりますので、それで十分配置していく、必要なときに必要な場所に確実にお届けすることができることも考えておりますので、その形で今はやりたいと考えております。北、南、中央の3カ所で札内全地区を網羅する、量としても、それから大きさとしても、そこに十分な安心した確実な管理ができる、その体制を組んでいくというふうに考えております。

以上です。

○委員長（小川純文） 野原委員。

○委員（野原恵子） コミバスの件なのですが、先ほど私質問いたしました、考えていきたいというお答えでしたよね。やはり組織として、担当としてどうしていくのかという方向性も考えていかなければならないのではないかと思います。ですから、そういうところも確かに路線バスの運行を妨げないということでしたけれども、そのことも妨げないような運行の方向性も考えられるのではないかと、私は思うものですから、その点だけ最後1点お聞きして終わりたいと思います。

○委員長（小川純文） 企画室長。

○企画室長（山端広和） コミバスの運行についてであります。

確かに、今、運行主体となっている十勝バスの協定は30年までという形になっておりますが、補助金が5年で打ち切りということではないのですよね。その後、また新たな形での運行の協定の延長とかっていうふうになったときには、補助金はまたその際にいただけるというふうになっております。

ですから、あくまでも、うちが今行っているのは、フィーダー系ということ、幹線を結ぶコミバスとして運行している形があります。確かに、この中で、ここ何年間か利用が伸びていないという実態はありますけれども、今後、運行していく中で、どういうコミバスの運行が望ましいのか、補助金を受けて行うのが望ましいのか、単費で新たな運行を考えるのかという部分は、その中で検討していく必要があるのかなというふうに思っております。

○委員（野原恵子） 終わります。

○委員長（小川純文） ほか、ございませんか。

（関連の声あり）

○委員長（小川純文） 関連、小島委員。

○委員（小島智恵） コミバスの歳入にかかわる質問なのですが、ここで発言してもよろしいでしょうか。

○委員長（小川純文） はい、関連であれば、どうぞ。

○委員（小島智恵） 決算資料39ページになるのですが、車内広告1社1万2,000円の収入があるわけなのですが、乗車される方が少ない傾向もあって広告効果が薄いと思うのですが、企業側から見れば、それで、ずっと1日走っておりますので、車外について広告を出していくというお考えはないのか、お伺いしたいと思います。

○委員長（小川純文） 企画室参事。

○企画室参事（山端広和） コミバスの部分の今の車外広告という部分でございまして、まずコミバスのデザインを決める際に、導入前に平成25年の6月に、まず愛称を、幕バス、札バスそういった愛称の部分で募集をかけたという経過がございます。それと、ベースカラーにつきましては、公共サインに基づくシンボルカラーでありますサブカラーのグリーンとオレンジ、そういったことで決めた経過、それとそもそものデザインにつきましては、幕別町と連携協定しております道科大の生徒さんのほうから提案をいただいて、今のデザイン、コミバスができ上がっているという経過でございます。

こちらにつきましては、そういった募集をして、募集の意見としても愛着が持てるコミバスという観点の中でいろいろと応募していただいて、その中で先ほど申しました協議会の中で決定したという経過がございます。

車外広告ということでございますけれども、その車外広告を張るという形になるのでしょうか、ちょっとその辺あれなのですが、広告すること自体を主として考えておりませんので、車内においては広告という部分で設置しておりますけれども、車外については、今言った経過の中で、広告という形の中ではなくて、まずは親しまれるバスということのデザイン性とかを重視した中で決定してきた経過がありますことから、現状においては、今のところその車外広告を出すという考えには至っていないということでございます。

○委員長（小川純文） 小島委員。

○委員（小島智恵） 張る場所自体はあると思うのですよね。スペース的には、あると思うのですが、財政的な面からも、また車内広告も募集しても1社ということで少ないですね。ですから、やっぱり企業側からの視点を考えたら、広告効果の高い外側に張るのがもっともだと思うのですが、それでもやはり今後ご検討はされないということなのでしょうか。

○委員長（小川純文） 企画室参事。

○企画室参事（山端広和） 車両の所有者につきましては、十勝バスという形になります。あくまでも、

経過として導入に当たりまして、先ほど申し上げたデザインだとか、そういったことを重視して導入した経過がございます。決してこれ、今の段階で絶対にできないのかというわけではございませんが、現状においては、まずはコミバスという部分でいろいろ中学生の方ですとか、今言った連携協定を結んだ募集の経緯を含めまして、今この時点でそういったある程度、車外広告になりますと、それなりの大きさのものが必要になってくるのかなというふうイメージとしてはありますので、そのデザイン性を失う、損なわれると言ったら変ですけれども、そういった部分をしてまでといいますか、車外広告することがどうなのかというのは、現状では厳しいのかなというふうには思っております。

○委員長（小川純文） ほか、ご質問ございませんか。

寺林委員。

○委員（寺林俊幸） それでは質問させていただきたいと思います。

まず、103 ページ、これは関連になるかと思えますけれども、10 目企画費、19 節負担金補助及び交付金、細節 17、18、まずコミュニティバス運行費補助金、また 18 の予約型乗合タクシー駒島線運行補助費、それとあわせて、107 ページ、15 目諸費、19 節負担金補助及び交付金、細節 8 地方バス路線維持費補助金についてであります。

まず、コミュニティバス運行につきましては、今、野原委員、また小島委員からもありましたけれども、関連といたしまして、3 年が経過してこれだけ利用者が伸び悩んでいるというこの現状について、今後、調査されるということではありますけれども、もう少し早く調査ができたのではないかなというような感を持ちますけれども、今までこのような調査をされなかったのかを、まず確認させていただきたいというふうに思います。

次、予約型乗り合いタクシーでありますけれども、今 25 年から駒島の試験運行、また 26 年 4 月から本格的な運行をなされているわけですが、あわせて古舞線の試験運行という状況の中で、今、大変この利用者がふえているというようなことを見て、これはもう町民のニーズにしっかり合った交通機関だったのだろうというふうに思いますが、この乗り合い型タクシーの今後のこれからの運行状況についてどのようにお考えなのかをお聞きしたいというふうに思います。

次、107 ページの細節 8、地方バス路線の維持費補助金、これにつきましては、前年まではそれぞれ 4 路線、補助金が出ていたわけですが、幕別線、南商・あかしゃ線につきましては、多少の増減はあるものの、大差はないというところですが、帯広―陸別線、また広尾線につきましては、倍近くの金額になっているということがありますが、この経過と内容をお知らせいただきたいというふうに思います。

○委員長（小川純文） 企画室参事。

○企画室参事（山端広和） 失礼しました。調査の部分でございますけれども、正式というとな変ですが、職員が例えば駅で待ち合しているところに行くだとか、そういう調査は逐次やっていた経過はありますけれども、今回の例えば 5 日間やるだとか、集中して 1 日やるだとかという部分については……、失礼しました。昨年、26 年の 2 月に一度 5 日間、小中学生の通学利用等あるいは性別、そういったものを協議会といいますか、先ほど申しました地域公共交通確保対策協議会の調査員という形で聞き取り調査を行ったという経過がございます。その後につきましては、先ほど言いましたように逐次の調査という形で調査を実施している経過でございます。

それと次に、運行状況、乗り合いタクシーの運行状況、今後の推移といいますか、どうなのだろうということなのですが、現状では利用につきまして、まだそう長くはないという形でございますけれども、順調に伸びていくのかなというふうには考えております。

それともう一点、路線バスの関係、こちらにつきましては、決算額は 1,199 万 2,000 円で前年と比較しまして 520 万ほどふえていると、この大きな理由は何だろうかという部分かと思えますけれども、こちらにつきましては、地方のバス路線につきましては、国や道や市町村、こういった市町村の役割分というのを、もっとこう路線の維持に努めているわけですが、基本的にはかかる運行経費から国、道の補助金を除いた部分が、市町村の負担という形になりますけれども、今回この大きな要因となったその国、道の補助金の考え方の部分でございます。

これまで、簡単に言いますと、都市間バスの部分はその経費あるいは収益が含まれた、これ国の補助の算出上の中にも含まれていたと、いわゆる黒字の部分も路線が入っていますよと、それが 26 年度から算定に当たりましては、その部分が除かれたという形になります。

したがって、黒字分の都市間バスの経費、損益等につきましては除かれたことによりまして、まず大きな部分で黒字の部分が除かれますので、当然負担の分はふえてくるというのがまず 1 点と、あと

総体的には乗車人数等につきましては、そんなにうちの4路線につきましては減っている状況ではございません。これは、考え方としまして、ちょっと面倒なのですが、国の補助の算定上で、4路線のみではなくて、全路線の算定をまず経費だとか損益を出しまして、それを全キロ数、走行距離で割って、それを根拠にして使っていく。つまり個別の路線での計算という形がその国、道の補助の中にはちょっと算定の仕方として違っているものですから、実際、実態とちょっと合わないといえますか、全体の経費の中の国の補助の出し方がある。その差し引きが町が負担するという形になりますので、その辺の路線ごとの部分では増減ありますけれども、大きな影響というのは、恐らくこれは管内の全路線の今言いました黒字の部分が抜けたこと、それと赤字の部分がやはりまだあるということで、そういう部分が負担としてこちらの地方路線バスのほうの補助金の町の負担分に、はね返ってきてるという形になるのかなと思っています。

過去におきましては、平成元年でしたら1,700万円くらい負担していたりというような時代もございました。その中で、推移しているというわけでございますが、今後の部分につきましても、今言った大きな部分の黒字の部分が、都市間バスの部分が算定が補助金の算定の中から抜けているものですから、大きくここからアップするかどうかは、またこれは経営の部分でございますのでわかりませんけれども、高くなるといえますか、これが押さえられてどんどん低くなるということは、当然それは赤字が解消しなければこれは抑えられてこないということにはなりません。

二つの理由につきましては、今言ったお話のとおりでございます。

○委員長（小川純文） 寺林委員。

○委員（寺林俊幸） コミュニティバスにつきましては、当初から調査はされていたということで、その原因を判明することが難しいのだろうというところも察するところではありますけれども、やはり早急に原因を捉えて対策することが、せつかく走らせたコミュニティバスでありますので、利用客がいないバスでは、せつかくのバスの意味がなくなってしまうということも思いますので、まずは地域交通対策協議会があるようにも聞きますので、しっかりその中で対策を打っていただきたいというふうに思います。

それと、予約型乗り合いタクシーについては、駒島線については大変好評であるというふうな話も聞かせていただいております。また、古舞線についても利用状況がすぶるよろしいということでもありますけれども、その中でも、やはり柔軟的な利用はできないかと。今もある程度要望を聞いてそこまで乗せていただけるということもお聞きしておりますけれども、まだまだそういう希望が多いようにも聞きますので、利用状況、またその要望等の調査もあわせてやっておられるのであろうというふうに思いますけれども、その状況をまずお聞かせいただきたいというふうに思います。

地方バスの路線維持の対策でございますけれども、若干ちょっと内容がわかりかねて難しかったのですけれども、というのは、利益が出ている路線を差し引いて、地方交通維持のために、国、道の補助金がカットされた部分を町が負担するというようなことだったのでしょうか。当然、その地方路線のバスでありますから、幕別だけではなく陸別線にしましては、もう何町村も利用される町があるということで、それぞれが負担もされるのであろうというふうに思いますけれども、これが、そのそれぞれの町が、それぞれの負担割合で当然補助金を出されているということは、幕別はこれだけの負担がふえたということは、ほかの町村もふえてるのであろうとは思いますが、もし、その点わかりましたら、お聞かせいただきたいというふうに思います。

○委員長（小川純文） 企画室長。

○企画室長（細澤正典） まず、予約型乗り合いタクシーの利用者の状況把握についてなのですけれども、実際乗られる方ですとか、地域の要望についてしっかり把握して受けとめさせていただいております。

この4月からは、帰る便の増便というのもあったものですから、それにつきましても地域の方々と打ち合わせを行いまして、1日5便体制という形での対応をさせていただいております。今後につきましても、利用者また地域の方々からの声を聞いてまいりたいというふうに思っております。

次の、地方公共バスの補助金の関係であります。先ほど参事が申しましたが、なかなか説明しづらい部分がございますが、まず今年度につきましては、これまで十勝バスが運行していた都市間バス、高速バスなのですけれども、この地方路線バスの運行経費の算出に当たりまして、高速バス定期観光バスのものは対象外ということでされていたのですが、十勝バスが運行しているその都市間バスは、その路線バスということで今までは経費に入っていたのです。ですので、都市間バスの利益があるということであれば、当然その赤字額が減る、それを抜くとふえるという形になりますので、経常経費が上がって、それと去年につきましては、人件費ですとか燃料費の高騰という部分がございます。

それで、1キロ当たりの補助対象の経常経費で申しますと、平成25年が255円57銭、平成26年が267円83銭ということで、12円26銭上がっているという形になります。これが、走行距離によりまして、経常経費がかかりますので、その分上がっている、それに加えて国の補助金が、今までは実績によって国の補助金が出ていたのですが、前々年度実績によって事前にこれくらいの収入があるだろうということで、補助金が補助されていたのですよね。ですので、その26年の実際の運行経費が上がったとしても、国の経費、補助金の額は変わらないものですから、その分、地方の負担金がふえるといえますか、補助金がふえるということで増額になったものです。それで、この当然、幕別町も経費がふえていますけれども、当然その構成している各町村、これも同じように負担金、補助金はふえていくという状況です。

○委員長（小川純文） 寺林委員。

○委員（寺林俊幸） 今、乗り合い型タクシーについては、いろいろ要望をお聞きしながらそれに努めておられるということをお聞きして、ひとまずは安心していらっしゃる場所ではありますけれども、地方バスの路線の補助金については、やはりその沿線の町村については、本当に重要な地方公共機関でありますので、幕別だけがということでは当然ないわけではありますけれども、しっかりとそれを踏まえながら維持していくことが大事であろうというふうに考えるわけですが、あわせて全体を見た中で、やはりコミュニティバス、また乗り合い型タクシー、また路線バスについても、それぞれ町の重要な交通機関でありまして、これをお互い見直しということではありませんけれども、それぞれが接続し合って、利用しやすい状況に持っていくというようなことも大変重要なことだろうというふうに思うわけであり

ます。一つ一つが独立して、その運行状況があるわけですが、それをお互いが結びつくような利用状況にはならないのかなというように考えながら、今の質問をさせていただいているわけですが、今後の幕別の地方公共交通機関の状況をこれから考える中で、今後それぞれをどのような形で結びつけていくか、もしお考えありましたら、お聞かせいただきたいというふうに思います。

○委員長（小川純文） 企画室長。

○企画室長（細澤正典） コミバス、予約型乗り合いタクシー、そして民間の運行しているバス、またJRということで、地域の公共交通があるというふうに理解してございます。

当然、私どもも、コミバスの運行する時刻表並びに予約型乗り合いタクシーの到着・出発時間、これらについては、コミバスの運行時刻、そしてまた路線バスの運行時刻、それらを勘案しながら接続のしやすいように時刻表を設定しております。今後につきましても、どういう時間で接続させていくのがいいのかという部分を十分検討してまいりたいというふうに思っています。

○委員長（小川純文） よろしいですか。

（関連の声あり）

○委員長（小川純文） 関連、藤谷委員。

○委員（藤谷謹至） 私も地方バスの関係で質問を用意していたわけなのですが、平成26年度からこの国、道の補助金の考え方が変わったという説明を受けて、まだちょっと何か釈然としないというか、町の負担がふえる、どこもふえてるから仕方ないのではないかとこの考え方もわからないではないのですが、これ上げどまりですね。幾らまで上がるのか、公共交通、これ難しい質問かもわからないのですが、ある程度の予想を立てるといいますか、平成27年度の予算では1,200万円ぐらいの予算を計上していたわけですが、今年度の決算、平成26年度は帯広―陸別線においては倍ですから、これ率にしたら245%ぐらいになるのですね。広尾線もかなり上がってます。利用者もこれ相当金額を負担していると。事業者も苦労しながら、赤字を抱えながらやっている。国も補助金を出している。みんな、ウィン・ウィンの形になってないわけなのですよね。みんなそれぞれ何か不満を持って公共交通を運営していると。

町単独ではこれ何ともならないという話でもあるわけですから、前の決特の中で、いろいろ答弁されていた中で、十勝地域生活交通確保対策協議会、十勝全体でつくる協議会がございますけれども、その中で、国に対しての補助金の要請、増額、地域交通の現状等をぜひ言ってもらって対処していただきたいと思うのです。

いたし方ないというか、難しい問題ではあるわけなのですが、本町としても調べてみると、今まで中央バスの運営に関しては、昭和47年から補助していると。大体44年間ぐらいにわたってバスについては補助をしているということでありました。これ総額で言いますと、乱暴な話なのですが、3億4,000万円ぐらいの補助をバスで出している。ぜひこの利用者等、皆ウィン・ウィンになるように、

町でも国に働きかけたりしていただきたい。

その中で、やはり考えていかないとならないのは、今後の見込みですよね。利用者がこれ多分減っていくのか、十勝バスにしたら減便の可能性があるのか、ひょっとしたらこれ廃止までいってしまうのか、その辺もやはり町としても中長期的視野に立って、ある程度シミュレーションしておく必要があると思うのですけれども、いかがですか。

○委員長（小川純文） 企画室長。

○企画室長（細澤正典） 地方路線バス維持費補助金の関係であります。

委員が先ほど申しましたように、この補助金に当たっては、十勝管内の町村で構成する十勝地域生活交通確保対策協議会、ここで検討させていただいておりますし、それぞれの路線ごとに分科会を開いて担当者がどのように利用者の増を図っていくのだという部分も検討しているところです。ただ、実際の車社会がこれほど普及していく中で、地方公共交通に頼らない生活になっているというような状況の中で、なかなか利用者がふえていない、そしてそのことで補助金の額がふえているという現状なのだというふうに思っています。

十勝バスがどのような形でこの地方路線を維持していくお考えなのかということで、お話を伺ったことはございませんけれども、やはりうちの町も含めて住民の貴重な足という部分は認識しておりますので、何とか地方路線バスを維持できるように、そしてまた私どもとしましては、利用者がいかにふえていけるのかという部分も検討していきたい。各町村においてはイベントとかでバスを乗っていただくような周知をしたり、高校生の利用に対して補助金を出している町村というようなものもあるというふうに伺っておりますので、これ十勝全体として考えていくことなのだろうなというふうに思っております。

○委員長（小川純文） 藤谷委員。

○委員（藤谷謹至） ご答弁で十分わかりました。ただし、先ほどちょっと気になったのですけれども、コミバスの幕別一札内間、これ検討していくという私の理解でちょっといたのですけれども、そうなるのと今度十勝バスの民間バスへの影響ってというのはありますよね。これ、慎重にね、慎重に考えていかないと共倒れという可能性もございますので、その辺、念頭に入れて考えていただきたいと。

以上です。

○委員長（小川純文） 審査の途中ですが、この際、1時まで休憩いたします。

11:58 休憩

13:00 高橋議員遅参

13:00 再開

○委員長（小川純文） 休憩前に引き続き、会議を行います。

質疑のある方。

岡本委員。

○12番（岡本眞利子） ページ数は104ページの14目11節の需用費の細節42の防犯灯等修繕料と、15節の工事請負費、細節1の防犯灯整備工事について、あわせてお伺いしたいと思います。

この点につきましては、毎年修繕費で300万円ぐらい計上されているところなのですけれども、何灯ぐらいの修繕がされたのかということと、LEDに取りかえはあと残り何%あるのかということと、また現時点で何%の節約効果があるのかということをお伺いいたします。

○委員長（小川純文） 町民課長。

○町民課長（山本 充） まず、防犯等の修繕につきましては、修繕内容につきましては、球切れの交換、あとポール柱の修繕、あと器具の交換を行っております。修繕内容につきましては、球切れにつきましては約210カ所ぐらいですね。あと防犯灯の移設が2カ所、撤去が1カ所、あとポールの修理が5カ所、あと安定器取りかえが22カ所等となっております。

LEDにつきましては、現状につきましては、3月末の現在で防犯灯の数は5,248灯ありまして、そのうちLED灯につきましては3月末で935灯というふうになっております。割合につきましては、17.8%となっております。LED灯につきましては、今後6年間の計画で、まず水銀灯の80ワットをLED灯8.4ワットに年次計画で交換していくということにしております。その数につきましては、1,591カ所のLED化をしていく計画となっております。

効果額なのですけれども、電気料金につきましては、水銀灯80ワットと比較しますと月額で計算すると大体4分の1の電気料がLED化することによって抑えられるということで、正確なその効果額等は

出しておりませんが、頭部等が LED は高いものですから、大体 10 年で計算しますと大体 1 灯当たり 4 万円の効果が出るという試算はしております。実際に何%かという詳しい試算まではしてませんが、1 灯当たり大体 10 年で 4 万円ぐらいの効果が出るというふうに試算しております。

以上でございます。

○委員長（小川純文） 岡本委員。

○委員（岡本眞利子） 今 10 年間で 4 万円ぐらいとおっしゃいましたか、はい。

これ本当に防犯上、街灯が大変ないところが多いという町民の声も大変多くありまして、大きな道路は結構車通りも多い、また明かりも多いということで、歩く面にはさほどなのですけども、やはり枝道に入りましたら、とても防犯灯がないということがあり、今、不審者が大変多いところでありまして、したがって、防犯ということも考えまして、毎年これだけの経費が計上されるということは、これはリースということはお考えはありませんか、お聞きしたいと思います。

○委員長（小川純文） 町民課長。

○町民課長（山本 充） LED 灯の取り付けについて、リースを考えているかどうかということなのですが、LED は一応寿命が 10 年ということで、その間のメンテナンスとかがなかなかかからないものですから、そういうことを考えると、現状ではリースでやっても、余り自分たちで取りつけてもさほど効果額には差はないということで、現状では 1 回にリースで全町の LED 化をすると多額にかかるものですから、一応年次計画で順次していきたいというふうに考えています。とりあえず、水銀灯について先にやっていると。そのあとナトリウム灯については、今後、地域の要望などを聞きながら検討していきたいというふうに考えております。

○委員長（小川純文） 岡本委員。

○委員（岡本眞利子） リースということも、やはり球の交換とか、切れるということもないので、そういうこともやはり視野に入れていくべきではないかなと思います。設備をするときは大変お金がかかりますが、長い目で見たらだんだんかかるお金も少なくなってくるのではないかなと思いますので、検討の視野にちょっと入れていただくのも効果的ではないかなと思います。答弁はいいです。

以上です。

○委員長（小川純文） ほか、質疑ございませんか。

板垣委員。

○委員（板垣良輔） 3 点、質問あります。

1 点目が決算書の 98 ページ、1 項 8 目町有林管理費についてです。資料では 38 ページになります。町有林管理事業のうち、資料で、下草刈り（補）が前年に比べ急減しています。また、枝払いが前年に比べ急増しています。何か事情がありましたら、ぜひ教えていただきたいと思います。

2 点目、12 目職員厚生費、13 節委託料、5 の職員研修委託料についてです。資料では、43 ページです。平成 26 年度に初めて行われた職員研修が五つあります。そのうちファイリングシステム研修と人口減少対策に関するプロジェクトチーム報告研修、これは大体わかるのですが、それ以外の 3 件ですね、人事評価者研修、タイムマネジメント研修、メンター研修の内容について伺いたいと思います。

3 点目です。決算書では 109 ページ、17 目電算管理費、資料では 46 ページになります。電算関係のうち電算機器廃棄処分委託料のところにありますデスクトップパソコン 70 台、ノートパソコン 5 台、サーバー 9 台等を廃棄しております。デスクトップパソコン 70 台とかというのは、大量に廃棄されたというふうな印象を持ちますが、どうしてこのように大量に廃棄することになったのか、以上 3 点、伺いたいと思います。

○委員長（小川純文） 農林課長。

○農林課長（川瀬吉治） 1 点目の町有林管理費についてお答えをいたします。

平成 25 年度に植栽をいたしましたアカエゾマツ 23.44 ヘクタールにつきまして、平成 26 年度の 6 月の行政報告もいたしておりますが、冬場の積雪が少なかったことによりまして枯渴をいたしまして、下草刈りをする必要がなくなりましたので、急激な数字が減少ということになっておりまして、枝払いにつきましては、要望いただいた分に対して枝払いを実施しておりますので、それは年によってばらつきがあるということでございます。

以上です。

○委員長（小川純文） 総務課長。

○総務課長（武田健吾） 私からは職員研修に関してでございます。

委員のご質問、人事評価者研修とタイムマネジメント研修とメンター研修の三つかと思いますけれど

も、人事評価者のまず研修につきましては、これは21年、25年に管理者を対象に研修等も実施したところでございますけれども、本町におきまして全職員に対しての人事評価制度を実施しようとするところでございます。評価方法は、その職員の能力また職務態度また業務評価、この3本を評価するところなのでございますけれども、これを評価するに当たっての、実際にどういうところにポイントを絞って評価をしていくかということ、講師を招いて研修をしてきたところでございます。

もう一つ、タイムマネジメント研修ですが、これは業務の時間の中で無駄なく時間を使う時間の管理術というのを、これもまた講師を招いて研修をしたところでございます。

最後に、メンター研修でございますけれども、これは昨年度からメンター・メンティー制度というのを町の職員に導入しております、新採用の職員に対してなのでございますけれども、同じ職場ではない先輩職員から職場での困ったことだとか、そういったことの相談を受ける制度でございます、メンターというのが職員から相談を受ける側の者をメンターと呼んでおりまして、相談をするほうが、新採用の職員なのでございますけれども、メンティーの制度なのでございますけれども、これが昨年度からということで、実際どういふことをやっていったらいいのかということ、研修を通じてお知らせしたところでございます。

以上です。

○委員長（小川純文） 企画室参事。

○企画室参事（山端広和） 私のほうからは、電算機器の廃棄処分の部分についてお答えいたします。

中身につきましては、25年度に更新いたしまして、ウィンドウズのXPからウィンドウズ7に切りかわったことによりまして更新いたしまして、それに伴う廃棄処分の台数ということになっております。

以上です。

○委員長（小川純文） 板垣委員。

○委員（板垣良輔） 1点目の町有林管理費について、よくわかりました。下草の、それが要らなかったということと、あと要望がなかったということですね。ありがとうございます、わかりました。

2点目の研修についてです。メンター研修については、昨年度から始まったことですのでこれから具体的になっていくのだと思います。

また、少し疑問といえますか、人事評価者研修について、何と申さうでしょうか、行政と一般的な企業で少し性質が違うものだと思います。何と申さうでしょうか、評価するということ、職員を評価することが自治体のその仕事の内容に余りそぐわしくないように感じます。そういった印象を持っています。具体的に、もしも、答えられる範囲で構いませんが、どのようなことを評価しているのかがありましたら教えてください。

タイムマネジメント研修についてです。余り残業しないようにとか、そういったことがあるのかなと思います。昨年度の中橋議員の一般質問の中で、職員の長時間の残業について質問がありました。このタイムマネジメント研修によって、少し残業する時間が変わったり、そういった実績が仮にあったならば、教えていただきたいと思っております。

3点目、OSを変更する、XPから7に変更したので70台を廃棄したということですね、わかりました。

2点目の研修の人事評価者研修、タイムマネジメント研修、今お聞きしたこと、改めてお答えいただければと思います。

○委員長（小川純文） 総務課長。

○総務課長（武田健吾） 人事評価者制度の研修についてでありますけれども、人事評価本体のお話になるかと思うのですが、一つ具体的な例を挙げますと、人事評価の中では、それぞれ個人の目標またはその所属している課の目標などを設定するようなことになっております。組織目標に沿ったような形で個人は目標を立てることになるのですけれども、なかなか私たちの仕事は、明確な目標を持っていつまでにというところを、今まではやってこなかったところがあるかと思うのですが、これを具体的に数字などの目標で明確にして、それを決められた期限までにどの程度達成できるか、それをまた高いレベルであったり、それが普通のレベルであったり、低いレベルであったり、この3段階で自分の中でその目標の達成のしにくさといえますか、それを設定しまして、実際にその目標に向かって仕事を進めていくという形になりまして、それについては、所属長であったり、またさらにその上の所属長が実際に達成できたか、また自己評価として自分を評価して、どの程度達成できたかということは、上司のほうにその目標の達成度を伝えていくのですけれども、それが実際にちゃんと達成できたものなのか、自己評価とその上司とのこの目線の差というようなものを評価の対象として入れていくというような、これは一例でありますけれども、そういった制度についての研修の内容になっております。

○委員長（小川純文） 総務部長。

○総務部長（菅野勇次） タイムマネジメント研修の関係で、残業の実績がどういふふうに変更になったか、効果があったかというふうなお話かと思うのですけれども、こういった研修については、即、研修をやる前と研修をやった後の効果というのは、なかなかこれ表面にこう数字であらわせるようなものではないのですので、なかなかその効果があったかどうかというのは明確には出てこないのですけれども、こういった研修を通じて、それぞれ研修に参加した職員が、自分の職務における時間の使い方を上手に使えるようにある程度なつたのではないかなというふうに思います。そういったことから、時間外の縮減等にもつながっていくようになるというふうと考えております。

わかりました。以上です。

○委員長（小川純文） ほかに質疑ありませんか。

小島委員。

○委員（小島智恵） 1点だけ、お伺いします。

111 ページ、8 節報償費、細節3 活性化事業謝礼ということですが、和歌山大学の学生さんや教授などに来ていただいて、活性化策等について発表がなされたと思うのですけれども、その効果や成果をどのように検証されているのか。また、いただいたご意見、我が町でどのように反映されているのか、お伺いいたします。

○委員長（小川純文） 地域振興課長。

○地域振興課長（小野晴正） 和歌山大学との関係なので、和歌山大学と町と連携いたしまして、大学としての観光に係る専門的な立場や道外の若者の視点を生かしまして、忠類地域の観光と地域のあり方について調査・研究を実施したというところでございます。

実際に提言といたしましては、地域活性のために地域の情報共有と連携が重要となっているということが提言されております。また、道の駅周辺は、温泉施設やナウマン象記念館、それから直売所等の複合的な施設が構成されているところですが、連携が希薄であるとの指摘も受けてございます。直売所の地元農産物、それからアルコ 236 や道の駅で積極的にそれを活用してはどうかというようなことを提言されてございます。その提言で、実際に今年度なので、実施しました事業といたしましては、ナウマン象記念館で子どもイベントといたしまして、ペーパーアーティストによりましてペーパーオブジェの作成をしてございます。また、道の駅・忠類の商品等の見直しということも提言されてございます。この中で、道の駅・忠類の悪い点として、客単価が低いということが挙げられました。そういうこともあって、どのように商品を選んでいくか、それからどのように商品を展示していくかということも大事な課題ということで、そこに現在取り組んでいるところでございます。

また、道の駅・忠類の周辺環境整備ということも提言されております。こちらは、せっかく道の駅に来ていただいたお客様に、道の駅の東側に、はなしょうぶ園があるので、実際に、はなしょうぶ園が7月頭から、実際にショウブが咲いている期間というのが、ことし私も行って体験したのですけれども、約2週間ぐらしかありません。その中で、そこだけではなくて花壇とかを整備したりとか、モニュメントを整備することによって、道の駅から、さらに例えば記念館、それからアルコにお客さんを連動することができるのではないかと提言されてございます。

それから、地域イベントの開催ということで、昨年度も実施しましたけれども、ナウマン象の「ぞうり卓球大会」これをことしも行う予定でございます。それからサイクルイベントということで、サイクルイベントの誘致、それからサイクリストを誘導するという、ことしサイクルマップを作成している途中でございます。また、サイクルマップを作成した場合に、サイクリストが誘導されるものから、サイクルスタンドの整備もことし実施しているところでございます。

それから、地元特産物を活用したメニューの提供ということもことし実施しております。これは忠類地域の特産物である「どろぶた」やユリ根を活用したメニューを各飲食店を通じて提供するというものでございます。ご当地メニューに、一品に限ったものではありませんけれども、「どろぶた」とかユリ根を使った特産品をメニューとして開発していくというような内容で取り組んでございます。ことし9月、「じゃらん」の9月号のなるのですけれども、忠類の「どろぶた」をメニューとした内容が忠類の5店舗でやっていただきまして、それが掲載されて1カ月ほどそのイベントを行うような予定でございます。

以上のような内容を、実際に、ほかにも細かい点は提言あるのですけれども、ことし実施した内容で、今まで気づけなかった部分、地域に住んでいて自分たちが気づけなかった部分、外から見たら自分たちは余り考えてはいなかったのだけれども、外から見たらこんないいところがあるのだというのが地域の人も提言いただきまして、それが気づいたというのが大きな成果かと考えてございます。また、自分

たちが誰かに頼るということではなくて、自分たちが事業をやっていくということが、住民の意識が変わったということが、大きな成果かと考えてございます。

以上です。

○委員長（小川純文） 済みません。ここでお願いを申し上げます。

答弁は質問者の要旨に従い、簡潔にお願いをいたします。

どうぞ。小島委員。

○委員（小島智恵） さまざまな提言がなされて反映もされているという、細々したことも含めて反映されているということなのですけれども、今後においても謝礼を出してまで来ていただくということ、これ続けていく予定なのでしょうか、お伺いします。

○委員長（小川純文） 地域振興課長。

○地域振興課長（小野晴正） 本年度も昨年に引き続き、実際に9月の4日から9日までの5泊6日で実施いたしました。ことしは、昨年、提言された後に高規格道路の開通等がございました。提言された内容の検証、それから磨き上げ、それから高規格道路ができてから道の駅は誘客効果が進んでいるのですけれども、忠類の市街地の飲食店等はお客が減っているというような状況がありますので、そういった部分を踏まえて、また調査・研究をしていただくような形で考えてございます。また、農業者と連携したような形で提言していただくような形で考えております。ただ、ことしは去年と同じような形でやっているのですけれども、これについては来年以降につきましては、この形がいいのかどうかという部分を含めて検討しながら、来年に向けて取り組んでいきたいと思っております。

○委員長（小川純文） 小島委員。

○委員（小島智恵） ことしもやるということですが、提言いただいている、ありがたいことではあるのですけれども、ここぞというその目新しい活性化策と申しますか、そういったことは期待したいところなのですか、さほどそうそう出てこないといいますが、こういった提言も大体想定内といえますか、想定範囲内だと思うのですけれども、今後においても同じような意見にとどまるだろうというようなふうには私は思うのですけれども、やはり継続、本当に必要性があるのか、十分検討していただきたいなというふうに思います。終わります。

○委員長（小川純文） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 4点、お伺いいたします。

93ページの1目の一般管理費、13委託料、14ファイリングシステム構築指導委託料ということでありまして、ご説明いただきましたように、今回から初めて、初年度の仕事であったというふうに思います。たしかこれは新しいシステム化ということで、4年間の事業として取り組まれているものと思いますが、まず当初始めてみて、どこまで目標どおり進んでいるのか、まずその成果についてお伺いをいたします。

次に、95ページの一般財産管理費の11節需用費の40修繕料であります。当初予算193万6,000円に對しまして、実施は108万円でありました。40%減額の執行であったわけですが、修繕そのものが少なく済んだのかどうか。それと、これは関連になるのかとは思いますが、小規模修繕登録事業を始めておりますよね。例年、この業者にどのぐらい発注されているかということをお尋ねしてきたわけですが、平成26年度の実績、登録事業者数、それから実際に事業を受けた数、また事業の総件数を、お伺いいたします。

次、109ページの18目協働のまちづくり支援費、1節報酬にかかわって、公区のある方、任務も含めてお尋ねをしたいと思います。資料では、町内会の組織率が、いつもこういった決算や予算で議論されてきておりますが、残念ながら組織率は上向きにはなっておりません。資料の48ページです。公区のある方、幕別町は行政区の末端機構としての公区制度というのをずっと実施されてきているのですけれども、その町内会活動との絡みと申しますか、なかなか行政の末端機関というような位置づけがきちっとされずに、加入率についても上がってこないという実情があるのではないかと思います。これらについて平成26年度、どのように取り組まれてきたか、加入率促進にも働いてこられたとは思いますが、どうであったのか伺います。

最後ですが、114ページの2項徴税费、1目税務総務費であります。これも例年伺っております。19節の負担金補助及び交付金でありまして、十勝複合事務組合に對しまして、滞納整理機構ですね、51万2,000円の執行がなされております。この実績についてお伺いをいたします。

○委員長（小川純文） 総務課長。

○総務課長（武田健吾） 初めに、ファイリングシステム導入後の成果についてでございますけれども、

委員おっしゃるように、平成 26 年度からシステムについては導入を始めまして、昨年度につきましては庁舎内の商工観光課、農林課、企画室、議会事務局、総務課に導入をしてきたところでございます。今年度につきましては、残りの部署また町外庁舎外の忠類の総合支所であったり教育委員会であったり、そういったところの導入を進めてきて、その後に成果としてどの程度あったかということは、数字で検証しようかと思っているところでございまして、昨年度について具体的な数字についての検証はまだ行っていないところでございます。ただ、委託して、その指導を受けて進めてきているところでございませうけれども、50%の文書は廃棄できるはずで、残り 50%が手元であったり保管場所であったりというふうに残るはずだという取り組みになっておりまして、その点の成果は出てきているのかと思っております。

もう一点、修繕料についてでありますけれども、昨年度 108 万 9,485 円の支出でございましたけれども、大きなものとしたしましては、幕別中央会館の棚、鍵の修繕ですとか、庁舎のトイレであったり、湯沸かし器、非常用発電機の修繕というものを実施してきたところでございます。

あと小規模修繕の契約希望者の登録制度についてでございますけれども、平成 26 年度の発注実績を申し上げますと、件数を申し上げますと 308 件、金額では 1,208 万 9,386 円の支出となっております。大きなものとしてはやはり建具関係の利用が多く、まだ均等にといいますか、偏りがないように各関係部署には周知しながらこの制度に取り組んでいるところなのですが、まだ傾きを改善する余地はあると思っておりますので、今後も関係各課に周知を含めながら、上手に業者さんのほうを利用できるように周知徹底を図っていきたいと思っております。

○委員長（小川純文） 企画室参事。

○企画室参事（山端広和） ご質問のありました公区の加入の部分と公区活動の部分だと思っておりますけれども、加入率につきましてはご指摘のありましたとおり、昨年度と比較しましてもわずかながらですが減少しているという状況でございます。例年、公区の加入の促進の部分につきましては、広報紙での周知、さらには窓口で、転入された方につきましては加入促進を促すというような対応をしておりますけれども、実態といたしまして公区長さんの話からもよく聞かれるのですが、なかなか加入の部分で強制的にもできないという部分もあつたりして、非常に難しいのだというお話も聞いております。関連するのですが、協働のまちづくり支援事業というのもの、実際、公区の活動という部分の中の支援ということで事業を展開しておりますが、そういった中でも、公区の中でもより多くの方に参加してもらって、こういったまちづくりに寄与してもらいたい、ひいては若い方にも参加してもらいたいという思いは十分こちらも承知しているところです。実際としては、先ほども申し上げましたように、強制的にはなかなか言えないのですけれども、粘り強くその辺周知し、いろんな部分で公区の活動といいますか、取り組みの中で、地域の活性化につながるものということで住民の皆様にご理解いただきながら加入の促進ということに努めてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（小川純文） 税務課長。

○税務課長（中川輝彦） 十勝滞納整理機構への効果ということなのですが、平成 26 年度は 13 人の方を引き継ぎさせていただきました。引き継ぎ額に関しましては 1,270 万 4,383 円、収納額につきましては 644 万 1,041 円という形になっております。収納率においては 50.70%、分担金が国保会計と合わせまして 121 万 5,000 円ということになりますので、費用対効果につきましては 530.13%、そういう形になっております。

○委員長（小川純文） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 初めのファイリングシステムなのですが、4 年間のうちのまだ 1 年目ですから、ちょっとその効果というのは検証できないのだということでありました。これ事業費そのものは、当初、総額でたしか 4,000 万円近かったと思うのですよね。当初予算で 1,680 万円に加えて、その維持管理費というのがこれより多く 2,300 万円だったと思います。合わせて 3,980 万円。いわゆる整理整頓ということではないですが、公文書の適切な管理だとか、あるいは事務所の有効なスペース、さらには住民との関係でスムーズにその業務が支障なく遂行できると、いろんなこの大事な目的があつて、4,000 万円は高いなとは思ったのですが、しかし、このシステムを入れることによって実現できるということでありましたから、事業を見守ってきたところでありました。

問題は、これから来年度庁舎の移設ということがあります。書類はなるべく少なく移設されることが、何ていうのですか、必要な整理をされて新しい庁舎での仕事がスムーズにスタートされることを期待するわけなのですが、事業そのものが 4 年間ということでもありますから、そういった見直しなども含めて、移設のときにはどこまで進められるのか、そのことも伺いたいと思っております。

また、今のお答えでは商工、農林、議会事務局云々で5部署ですね。先ほど職員研修ありましたけれども、81名の方が研修を受けているということでもあります。これは1回4年間に限って研修を受けるということでもありますから、4年を過ぎたらそれぞれ皆さんが身につけたものを今度は発揮して、このシステム化を有効に進めていくということでもありますけれども、現実的にはこの節のその表示がファイリングシステム構築指導委託ですから、指導を受ける、まあ指導を委託しているわけですね、何か物を出しているということではなくてね。その辺の残りの職員の皆さんの完了が計画どおり終わっていくのかどうかも含めて、お伺いをしたいと思います。

次、一般管理費の小規模修繕登録のところに入りますが、減額になったのはわかりました。事業の総件数308件ということでもあります。さらにお尋ねしたのは、登録をされている業者は何業者あって、そのうち仕事できたのは何業者だったのですかということも、第一質問の中でお尋ねしていたのですが、お答えがありませんでした。ここも、ぜひお答えください。

そして、前回のときでは、たしか業種ごとの偏り、建築関係でしたと思いましたが、それを昨年もなるべく上手に均等にということでもありましたけれども、少しは進まれたのかどうか、広がったのかどうか、いまだにまだ仕事来ないという声は消えておりません。そこはどのように取り組まれてきたでしょうか。

それから、町内会の加入率であります。まず入り口論として、実は私8月号のお知らせ広報を見たときに感じたのですけれども、「公区（町内会）にお入りください」というようなアピールをされておりました。今、おっしゃられたこと、そうだと思います。町内会と公区がどう違うのだということが、住民の皆さんにきちっと徹底されているかどうかということですよ。もっと言えば、幕別町は公区制度をとっているわけですから、公区というものを前面に打ち出して、さらに町内会というのは、何といたるのか、その親睦部分といいますか、プラスアルファだよというような明確な姿勢を持ってわかっていただくことが大事だと思うのです。そういうことが徹底されていけば、過去にもそのお知らせ広報が届かないとかいふようなことがありましたけれども、公区制度の徹底という中で解決されていくのではないかと思いますけれども、その点での位置づけ、改めてお伺いしたいと思います。

次に、徴税のほうですが、この徴税のことにつきましては、費用対効果でと出されましたのでね、121万円かけて644万円回収されましたので、そういうお答えになろうかとは思いますが、私たちはいつもこの滞納整理機構については、本来は町の仕事ではないのですかということでもずっと意見を上げてまいりました。この制度、幕別町だけではなくて十勝19の全体の行政区で行政で取り組んでいるものでありますから、なかなかうちの町だけがここから外れてとかということにはならないのだろうなというふうには思いますが、本来の課税もそれから回収も含めて、基本的には直接職員の手で行うべきものが筋であろうと思います。お答えがあったら示してください。

○委員長（小川純文） 総務課長。

○総務課長（武田健吾） 初めに、ファイリングについてでありますけれども、先ほども申し上げたのですけれども、既に導入した部署、これから導入する部署があるわけなのですけれども、この後9月の下旬に、また委託先から講師をお招きしまして研修を受ける予定でございます。それはこれから導入を進める場所はもちろんなのですけれども、今まで導入が終わった場所、それにつきましても維持管理研修ということで、実際にファイリングがちゃんと維持されて管理されてるかどうかということも、また改めて研修を通じて、その維持管理を進めていくというふうな予定で進めております。そして研修が終わったあとには、また年内に3回ほど実地指導を受けまして、この庁舎にあるうちにファイリングは導入を終わらせて、保管箱におさめて、そのまま新しい庁舎に移管したいというふうにご検討いただいております。

それと、修繕についてなのですが、大変申しわけございません。先ほど登録件数をお答えするのが漏れておりましたが、登録件数につきましては25件、業種については土木、建築、内装、設備、造園、塗装、ガラスというふうに登録工種はあるのですけれども、実際にその内訳の数字というのは、申しわけございません、数字として、今、手元のほうには持ち合わせておりません。

職員への周知なのですが、27年、ことしの7月に平成26年の発注実績の結果をそれぞれの課にお知らせをして、またあわせて偏りが無いようにということをお願いをしてくださるところでございます。

○委員（中橋友子） 事業を受けた業者数。

○総務課長（武田健吾） 失礼しました。

仕事を実施したところでございますね、失礼いたしました。登録業者25のうち発注した業者は18で

ございます。

○委員長（小川純文） 企画室参事。

○企画室参事（山端広和） 町内会と公区の位置づけということの質問かと思うのですが、行政区につきましては、町の条例で確かに「行政区に、公区長を置く。」あるいは「当該行政区の事務を処理しなければならない。」と明確にうたわれているわけです。町内会、今回、広報紙で周知しました（町内会）と書いてありますけれども、これはなるべくわかりやすい表現、公区、なかなかこれ実際問題、公区活動と町内会で活動のすみ分けといいますか、明確に確かに公区の部分につきましては、当然「町政の周知に関すること。」と明確にうたわれますけれども、では町内会はどんなのだという話になりますが、実務的にお話しする場合、どうしてもやっぱり町内会という言葉、お話しする中の流れの中では、当然、公区長さんも公区という意識もありつつ町内会という意識も二通りの考え方もあります。柔軟に対応といいますか、こちら側としても、活動的な部分ではそういった柔軟な対応といいますか、お願いという部分はあるのですが、ただ、ここでいう公区の加入という部分におきましては、町民、住民の方につきましては、公区の一員ということには当然なるのかなと思っております。現実的な部分で言いますと、いろんな部分で、公区のほうも公区長さんあるいは班長さんを通じて加入の促進には努めていただいているという経過は聞いております。ただ、どうしてもその辺の部分が、加入の部分で、入るという部分がなかなか拒むといいますか、では自由な意思だという感覚で住んでいる方あるいは転入された方、そういう思いといいますか、考え方があるものですから、実質的には自治会の名称といいますか、町内会と公区というのは明確にそういった分かれの決めというものはあるのでしょうかけれども、実際うちのほうのこの周知の仕方という部分については、ちょっと町内会という言い方で話し、お伝えしているという部分ではございます。

○委員長（小川純文） 税務課長。

○税務課長（中川輝彦） 中橋委員さんおっしゃる徴収に関して、賦課に関して、町職員の仕事である、まさしくそのとおりであるというふうに思っております。ただ、税金につきましては、自主納付ということが最大限原則ということですので、自主納付されない方が何%かいらっしゃるということで、私も汗をかいているわけでございます。その中で滞納整理機構といいますのは、非常に納税に関しての知識を有しているすぐれた集団ということでございますので、そこから我々の対応のし切れない何件かを、納税者について引き継ぎしているということでございますので、ご理解願いたいというふうに思います。

また、私も常に職員に言いますのは、町民に寄り添った形で徴収業務をやりなさいということは常日ごろ言っているものでございます。ですから、滞納整理機構にすべて預けっ放し、そういうことは私もしていないつもりでございますので、何とぞご理解いただきたいと思っております。

○委員長（小川純文） 中橋委員。

○委員（中橋友子） ファイリングシステムは、お引っ越しをする前に実務的なことは終わるということですので、そうしますと4年間で、去年平成26、年27、年28年でお引っ越しするわけですね。ですから、残りの期間はこれ管理、いわゆるしっかりやられているかどうかを検証していただくという期間というふうに押さえていいですか。そういうふうに徹底されていくということですね。はい、そうであれば、お答えはよろしいです。

それから、一般財産の管理の小規模のほうなのですけれども、実は昨年も質問させていただきましたところ、事業を受けた事業者その総数は23件だったのですけれども、平成26年度は18件ということで下がっているわけですね。それで、このときお答えいただいていたのは、どうしても原課で、緊急性もあるので対応することが多くて、こういった全体にいくというふうにならないのだというようなこともお聞きしておりました。そういう側面もありながらも、やはり制度として確立したというのは、修繕業者全体に仕事が行き渡るようにというそういった目的があったわけですから、その調整がまだこの数字を見ても、効果が発揮できるだけの改善には至っていないというふうに思います。ぜひ改善に向けて取り組んでいただきたい、いかがでしょうか。

それから、町内会と公区のことなのですけれども、これは本当に住民の方たちも、随分、特に転入者にはわかりづらい仕組みですね。どちらかというと、公区というのがわかりづらい。町内会というのは割と一般的に全国どこでも使われていて、町内会という。特に札内あたりは、近隣からの転入者が多いのですが、帯広などでは町内会活動だったと。

しかし、幕別町が公区制度というふうになっているのは、単なる呼び名が違うのではなくて、先ほど言われたように条例にもありまして、きちっとその目的があって、公区制度にされているわけですね。

第1条に「町行政の民主的かつ効率的な運営を図り、もってこの町の進展に期するために行政区を設ける。」と、なかなか難しいのですけれど、具体的なその行政区の仕事としては、町政のさまざまな政策の周知、お知らせ広報、広報紙をその他の文書も含めて配布するなんてことも明記されているのですよね。ところが、だんだんその加入が少ないという中で、自分はそんなところに入らないよというのは尊重されてというか、そういうのもあって、結局その物が届かないという状況が長く続いてきたと、そして加入率もどんどん下がってきているということになって行ったら、もう一度この公区の原点に立ち返って、整理をしていく必要があるのではないかと思うのですよね。

町内会がいいのか、行政区がいいのかという議論も過去にはされたと聞いております。それぞれで、例えば帯広の町内会などは自主的な組織ではあるけれども、そこで防犯灯だとか街路灯などは自主的に管理されている、電気代も含めて管理されているということも聞いております。うちはそういうことではなくて、行政が全面的に対応をして、さらに町内としての親睦をも深めた運営をしていくということになってきたのだと思うのです。ですから、そのところを、入ってこられる方はいろいろ混同するというのはあるのですけれども、向かい入れる側、つまり公区側がきちっと再度そういうところを行政として、町として徹底されて対応するということをしていかないと、行政区制度そのものが生きてないというふうに思うのですけれども、いかがですか。

滞納整理機構につきましては、専門の方にやっていただいているという、知識を持ってということでもありますけれども、もう十分税務課の皆さんも含めて町職員の皆さんも、そういうものを身につけられて頑張ってきていると思います。これはそういう点では、早くこういうところに委託しなくても済むようになることを、この点では願って答弁はよろしいです。

前段のほうをお願いいたします。

○委員長（小川純文） 総務部長。

○総務部長（菅野勇次） 小規模修繕の関係でありますけれども、昨年の数値なのですけれども、昨年の登録事業者数につきましては、23の登録事業者で、うち発注がなかった事業者が10。23のうち10ということ。昨年というのは25年度ですね、申しわけございません。25年度の実績で、登録事業者が23のうち10が発注がなかったということでございます。平成26年度につきましては、先ほど課長のほうからお答えいたしましたとおり、25の登録事業者のうち7事業者、七つの事業者について発注がなかったということですので、幾らか改善されてきている状況にあるのかなというふうに思います。

昨年から発注状況の確認を年1回から2回にふやした上で、総務課のほうで管理をいたしまして、修繕の発注について満遍なく発注するようお願いは、担当課のほうに、各課のほうにもお願いはしているところなのですけれども、どうしてもその発注する修繕工事の内容、工種が偏ってしまう、満遍なくということにはならないものですから、これはこういった課題もあるものですから、ある程度やっぱりその業者に偏る部分はやむを得ない部分があるのかなというふうには思っております。

ただ、中橋委員言われるように、なるべく公平に行き渡るようにということで、我々も随時、意を用いてまいりたいというふうには考えております。

○委員長（小川純文） 企画室長。

○企画室長（細澤正典） 公区のあり方の関係であります。委員言われるように、幕別町では行政区の設置条例に基づいて、行政区に公区長を置いて公区長の責務も定めているところです。その公区の活動に対して、町としては公区の運営費補助金を出して活動を手助けしているという状況であります。いま一度、公区のあり方、行政区長の職務について、公区長会議の機会を通じて確認するという必要なのかなというふうに思います。

ただ、公区にとっては、ある一面町内会といいますか、地域の結びつきという側面もあるのだというふうに思っています。今回の8月の広報でお知らせしたのは、なぜ今町内会のほうに加入しないのかということのアンケートでは、これは内閣府が行ったアンケートですけれども、「忙しくて活動に参加できないから」というのが1番でありましたが、2番目の理由で「町内会がどのような活動をしているかわからないから」という理由がありました。やはり私どもとしては、地域の住民の方がその町内会に入って自治活動を一緒に行っていただきたいという思いもあって、町内会・公区の活動を知っていただいて、そこに加入していただきたいということで、この広報で周知したと。今後も、町内会でどういうことをやっているのかという部分も、あわせて周知して加入を呼びかけていきたいというふうに思っております。

○委員長（小川純文） 中橋委員。

○委員（中橋友子） なかなか難しいところですね。自主活動はもちろん大いに取り組まれることが望ま

しいと思いますし、私、一つには、この公区の加入率の資料の提示のされ方も、公区長から報告があったものと、それから住民基本台帳から拾い上げたものと、両方載っていますよね。それで、恐らくその公区長からの報告というのは、多分入りませんよという人は抜いてあるのだらうと思いますし、あるいは今、2世帯住宅というのですか、1階2階とかあるのですが、そこを1世帯として見た報告があったら、それがそういう数字になるのだらうなというふうに思うのです。基本台帳のほうはこれ住民票に基づいてきちっと数字出されますので、下の欄になるのだらうと思うのですけれどもね。その公区長のほうが、ここ、この人は入らないから公区の世帯ではないのだという押さえで報告されるのだと思うのですけれども、この行政区の条例で言ったら、公区の世帯でない人はいないのですよね。そして、町内会にはそれは入らないという人はいるかもしれない。しかし公区は全員が入っている。だから違いは本来は出ない。

町内会として違いが出てくるというのだったらわかるのですけれども、公区として違いが出てくるというのが、どうもこういうことをずうっと続けていることが、いろんな意味であつれきを起こしてきているかなと思うのです。あつれきという言葉が適切かどうかというのもあるのですけれども、なかなかこういった忙しいから入らない、あるいは何しているかわからないから入らないというふうなことですけれども、迎えるほうも結構大変なお仕事ありますよね。そうすると、そういう人たちまで面倒を見れるかというようなことにもなっていて、広報紙が届かなくなってコンビニや支所に置かれているというの、ずっと対応としてやってこられました。

最近、聞くのは、町内会の案内の看板に、これは個人情報保護の関係で、もちろん番号にして個人の世帯の名前を入れない看板も出てきています。これもありだと思います。ただ、公区に在籍していながら、町内会に入らないから個人の名前を出す、その名前も消されているという公区も生まれてきています。ここまでいったらどうなのかというようなこともありまして、公区のあり方と、そして親睦の側面を持つ町内というものを、ちょっと同じことになってしまいましたけれども、本当に整理されて公区の運営がスムーズにいくような指導・支援というものがいいかと思いますが、いかがですか。

○委員長（小川純文） 企画室長。

○企画室長（細澤正典） やはり民間アパートの多い札内地区においては、転入のときに「公区（町内会）に入ってください」ということでのリーフレットとかお渡ししますが、実際には公区長さんへの届け出もしている人数は少ない。そしてまた転出される方も、公区長さんに連絡がない。おのずと公区長さんが、このアパートとかに誰が住んでいるのか、入っているのか入っていないのかもわからないというような状況の中で、広報の配布に関して、町内会に入っている方のみ配ることでもいいのかという形での申し出があって、現在は、公区長が広報を配布しているということで報告のあった世帯数によって、公区運営費の補助金を出しているという状況であります。

確かに委員おっしゃるように、公区というのは「その地域に住んでいるすべての方が加入しているべきもの」というふうに思いますので、すべての人が公区に入るように呼びかけしていきたいというふうには思っていますが、なかなかどうすればというのは、実際の方策としては難しい部分があるのだらうというふうに思いますので、公区長会議のときにも議題として話し合いをしていきたいというふうに思います。

○委員長（小川純文） 中橋委員。

○委員（中橋友子） ぜひ話し合いをしてください。そしてこの報酬の予算のあり方ですけれども、これは、今、室長のお答えでは、報告があった世帯に対して1件当たり幾らで割返して出されているということですが、それこの行政区の条例からいったら、本来は住民基本台帳で支払われるべきものではないのでしょうか。そうすると、入る入らないにかかわらず、公区の区長として、区として、そこにいる全員を視野に入れた、例えばこれから防災なども入りますけれども、そういったことも手だてがとられていくのではないのでしょうか。その点だけ、確認をしておきたいと思います。

○委員長（小川純文） 企画室長。

○企画室長（細澤正典） 本来であれば、その公区の世帯数によって公区運営費は支払われるべきものというふうに思っております。ただ、先ほども申しましたように、平成18年だったと思いますが、公区長のほうから、広報を配布できない世帯があるというようなことで、その部分に関しては運営費補助は要らないので、町内会に入っているところ、また広報を配布できる箇所数で運営費補助金をいただけないのかというような形での申し入れがありまして、内部で検討をした結果、そのような形での補助金の支出のあり方になったということになります。

○委員長（小川純文） 中橋委員。

- 委員（中橋友子） いいのですけれども、やっぱりその条例に立ち返れば、そこもそういう申し出があったときに、本来は全戸全加入者をもって公区とするのだという指導があって推進するというのが、町の役割なのではないでしょうか。結果としてそうなったということは理解したいと思いますけれども、本来的なあり方としては行政の末端ですからね、ですからそこにこぼれることがないようにきちっと報酬も保障するし、ここに条例に書かれている仕事はきちっとお願いをするというのが私は筋だと思います。
- 委員長（小川純文） 企画室長。
- 企画室長（細澤正典） 本来的に言えば、委員のおっしゃるとおりだというふうに理解しております。何とかそうやって、全部の世帯が公区に加入できるような形が望ましいというふうには思っております。
- 委員（中橋友子） わかりました。
（関連の声あり）
- 委員長（小川純文） 藤谷委員。
- 委員（藤谷謹至） 済みません。1点、小規模修繕登録者、ちょっと勉強不足でわからない部分があるのですけれども、この関係で指名願の関係、指名願届をしなくてもいいのか。それと、その業者の周知の方法、どのような周知で行っているのか。それと、限度額、何万円以下の修繕にかかわることなのかだけお願いします。
- 委員長（小川純文） 総務課長。
- 総務課長（武田健吾） 小規模修繕についてであります。入札参加資格や建設業許可等は有しない小規模事業者の受注機会を拡大するという目的でございますので、入札資格は特に問うものではございません。
- あと周知の方法なのですけれども、当然、発注側である町のほうには文書なり庁内のネットワークなりを通じて、こういう業者が登録になっておりますというのは、年度初め等に周知を図って登録名簿をお知らせはしているところでございます。
- あと価格でありますけれども、予定価格は30万円以下の修繕を対象に実施しているところでございます。
- 以上です。
- 委員長（小川純文） 藤谷委員。
- 委員（藤谷謹至） この周知の方法でございますけれども、例えばある程度商工会と連携をとって小さい修繕業者やなんかの登録、これ実際、登録は25件というふうに聞いていますけれども、潜在的に小規模業者というのはまだいるはずだと思うのです、町が把握していないだけで。その方々は実際の、この事業を知らない方もいると、そういう現状があると思うのですよ。だから、町としてはできるだけ小規模事業者の登録、周知方法を、これをお願いしたいと思えます。
- それで1点、実は私がこの30万円以下の修繕に係るところで、各担当に行ったところで見解が違ふと。一方では、これは指名願を出していないとこれはできませんよと、そういうふうに言われたという話を聞きました。それではこの制度の意味が全くないので、これは庁内に必ずこれ同じ共通認識として持っていただきたい、これだけ言って終わります。
- 一応、答弁もらいます。
- 委員長（小川純文） 総務部長。
- 総務部長（菅野勇次） 周知の関係でありますけれども、周知につきましては経済部を通じて、商工会等にもご連絡は、周知はさせていただいております。
- あと、その指名願の関係ですけれども、もしそういったことがあるのであれば、ちょっと大変申しわけなかったというふうに思いますけれども、これ登録が2年ごとの更新になっておまして、その際には、また町のホームページ等を通じて登録の募集もしているところでありまして、その際には、資格といたしますか、要件等も記載しておりますので、そういった意味で、そういった要件も含めて、さらに周知に努めていきたいなというふうに思います。
- 委員長（小川純文） よろしいですか。
ほか、質疑ございませんか。
（なしの声あり）
- 委員長（小川純文） 質疑がないようですので、2款総務費につきましては、以上をもって終了させていただきます。

審議の途中ですが、この際、2時20分まで休憩いたします。

14：08 休憩

14：20 再開

○委員長（小川純文） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、3款民生費に入らせていただきます。

3款民生費の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（境谷美智子） 3款民生費についてご説明申し上げます。

126ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、予算現額21億8,983万円に対しまして、支出済額20億5,155万1,455円であります。

1目社会福祉総務費、本目は福祉施策全般に要しました経費であります。

19節負担金補助及び交付金、細節6臨時福祉給付金につきましましては、平成26年4月の消費税率引き上げに際し、低所得者層への負担の影響を鑑み、暫定的、臨時的な措置として給付金を支給したものです。

支給額は対象者1人当たり1万円と加算措置対象者には1人当たり5,000円を加算して支給したものであり、支給決定者数は4,215名でありました。

20節扶助費、細節2福祉灯油扶助です。

1世帯当たり7,000円の商品券を交付したものであり、交付数は1,990件であります。

128ページをお開きください。

2目国民年金事務費、本目は国民年金事務に要した経費であります。

嘱託職員1名分の賃金、住基年金システムの改修委託料が主なものとなっております。

3目障害者福祉費、本目は障がい者の支援に要した経費であります。

7節賃金は、チャレンジ雇用事業に係る賃金です。

8節報償費、細節4障害者職場体験事業謝礼は11名分であります。

13節委託料は、障がい者の日常生活支援及び相談支援にかかわる各種の委託事業が主なものとなっております。

次のページになります。

19節負担金補助及び交付金、細節5地域活動支援センター広域利用負担金は、帯広市、音更町、池田町に所在する地域活動支援センターを幕別町民が利用することに対する町の負担金であります。

20節扶助費は、障がい者の福祉サービス等にかかわる支援費を初め、日常生活用具の購入や医療機関等への通院等にかかわる交通費に対する扶助が主なものとなっております。

4目東十勝障害認定審査会費、本目は十勝東部4町で共同設置いたしております障害支援区分認定審査会の運営に要した経費であります。平成26年度は、11回の開催でありました。

132ページをお開きください。

5目福祉医療費、本目は重度心身障害者及びひとり親家庭等の方々に対します医療費扶助及びその事務に要した経費であります。

平成26年度末の対象者は、重度心身障がい者が417人、前年度と比較いたしますと3人の減であります。

ひとり親家庭は965人で、前年度と比較いたしますと20人の増となっております。

6目老人福祉費、本目は高齢者福祉全般に要した経費であります。

本町におけます平成26年度末現在の高齢者数は7,891人で、高齢化率は28.59%となっており、前年度と比較いたしますと289人の増、率にいたしまして1.1ポイントの増となっております。

8節報償費、細節2敬老祝金の対象者は395名でありました。

次のページになりますが、13節委託料、細節5緊急通報装置保守点検委託料は、本システムの保守点検に要します経費であり、平成26年度末現在の設置台数は421台であります。

細節6から細節11までの事業は、介護保険を補完する各種サービス事業であり、幕別町社会福祉協議会に委託いたしております。

19節負担金補助及び交付金、細節5地域敬老行事奨励金は、地域内の77歳以上の高齢者を対象とし

て敬老行事を行った公区等に対しまして、対象者1人当たり1,000円の補助をいたしたものであります。平成26年度では、114公区中85公区にて地域敬老行事に取り組んでいただきました。なお、対象者に対します奨励金の交付率は84.85%であり、前年度と比較いたしますと1.9ポイントの増となりました。

20節扶助費です。

細節2老人保護措置費は、養護老人ホーム入所にかかわる措置費であります。

次のページです。

細節3社会福祉法人等介護サービス軽減費扶助は、社会福祉法人等が介護サービス利用料を軽減した場合に、当該法人等に対して扶助したものであります。

7目後期高齢者医療費、本目は後期高齢者医療制度に要した経費であります。

19節負担金補助及び交付金、細節3療養給付費等負担金は、療養給付費にかかわる町の負担分で、給付費の12分の1に相当する額であります。

8目介護支援費、本目は要支援認定者に対します介護予防プラン作成に要した経費であり、7節賃金では、臨時、嘱託のケアマネジャーの賃金及び13節委託料、細節5介護予防プラン作成委託料が主なものとなっております。

138ページをごらんください。

9目介護サービス事業費です。

本目は介護サービス事業に要した経費であります。

13節委託料、細節5デイサービス事業委託料につきましては、忠類地区のデイサービス事業を幕別町社会福祉協議会に委託した経費であります。

10目社会福祉施設費、本目は千住生活館の管理運営に要した経費であります。

管理人の賃金や光熱水費などの経費が主なものとなっております。

11目保健福祉センター管理費、本目は保健福祉センターの管理運営に要した経費であります。

次のページになります。

15節工事請負費、細節1ボイラー等更新工事費につきましては、保健福祉センターの温水ボイラーが更新時期を迎えたことに伴い更新したもの、細節2給水ポンプ更新工事費は、保健福祉センターの給水ポンプが更新時期を迎えたことに伴い更新したものであります。

12目老人福祉センター管理費、本目は老人福祉センターの管理に要した経費であり、当センターは平成26年度利用者数は延べ4万2,520人であり、前年度と比べますと2,085人の減となっております。

なお、当センターには町内4路線で月2回ずつ福祉バスを運行し、利便性の向上を図っているところであります。

次のページになりますが、15節工事請負費、細節1浴室改修工事につきましては、老人福祉センター浴室タイルの破損、剥がれ、経年劣化が進みましたことから、浴室内のタイルの改修工事を行ったものであります。

13目ふれあいセンター福寿管理費、本目はふれあいセンター福寿の管理運営に要した経費であります。

144ページをお開きください。

2項児童福祉費、予算現額16億296万6,000円に対しまして、支出済額15億7,838万4,437円であります。

1目児童福祉総務費、本目は児童福祉全般に要した経費であります。

1節報酬、細節1次世代育成支援対策地域協議会委員報酬は、会議を8回開催したことに伴う経費であり、次世代育成支援行動計画の後期計画であります「子ども・子育て支援事業計画」の策定などに関してご協議をいただいたところであります。

13節委託料、細節5住基システム改修委託料につきましては、「子育て世帯臨時特例給付金及び子ども・子育て支援システム改修に係る経費でございます。

19節負担金補助及び交付金、細節4の子育て世帯臨時特例給付金は、対象児童1人につき1万円を支給するものであり、申請件数は1,903件でありました。

20節扶助費、細節2児童手当は、平成26年度の対象児童数が延べ3万7,854人で、前年度と比較いたしまして1,064人の減となっております。

2目児童医療費、本目は小学校卒業までの児童にかかわる医療費の扶助及びその事務に要した経費であります。

次のページになりますが、20節扶助費、細節1子ども医療扶助費は、平成26年度末の対象者数が2,891

名で、1人当たり扶助額が3万2,340円となり、前年度と比較いたしますと、対象者数は68人の減、1人当たり扶助額は3,480円の増となっております。

3目常設保育所費です。本目は幕別地域5カ所の認可保育所の管理運営に要した経費であります。

平成26年度末の入所児童数は461名であり、そのうち新規入所が63名でありました。

次のページになりますが、19節負担金補助及び交付金、細節6札内南保育園建設費補助金です。

札内南保育園の新園舎建設にかかわる補助金であり、外構工事分3,079万4,000円、平成25年度からの繰越分としての園舎、機械設備、旧園舎解体、工事管理費分として5億4,519,000円、合計5億3,531万3,000円となっております。

4目へき地保育所費、本目は幕別地域5カ所、忠類地域1カ所の保育園の管理運営に要した経費であります。

平成26年度末の入所児童数は、幕別地域5カ所では61人であり、前年度と比較いたしますと6人の減、忠類地域1カ所では40人であり、前年度と比較すると8人の減となっております。

なお、幕別地域のへき地保育所につきましては、平成26年度から保育期間を通年化するとともに、夏期の保育時間を30分間延長したところであります。

150ページをお開きください。

5目発達支援センター費です。本目は発達の遅れに対する相談支援及び療育などに要した経費であります。

平成26年度の利用状況につきましては、幕別地域の発達支援センターへの通所人員は92人で、前年度と比較いたしますと31人の増、南十勝こども発達支援センターへの通所人員は3人で、前年度と比較すると1人の減となっております。

13節委託料は、開西病院から作業療法士を派遣いただいて、運動発達の向上を目指した指導を行っているものであります。

152ページをお開きください。

6目児童館費です。本目は児童館、学童保育所6カ所の管理運営に要した経費となっております。

平成26年度当初における学童保育所の入所児童数は6カ所で265人であり、前年度と比較いたしますと、29人の増となっております。

7目子育て支援センター費です。本目は幕別子育て支援センター、忠類子育て支援センターの運営に要した経費であります。

平成26年度の利用状況についてであります。施設開放事業におきましては、年間延べ利用人数が9,775人で、前年度と比較いたしますと2,282人の増となっております。

一時保育事業では、年間延べ利用人数が1,836人で、前年度と比較して597人の増となっております。

154ページをお開きください。

3項災害救助費、予算現額550万円に対しまして、支出済額10万円であります。

平成26年度は、全焼1件の火災に対し被災者に災害見舞金を支給したものであります。

以上で、民生費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（小川純文） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

荒委員。

○委員（荒 貴賀） 148ページの3目常設保育所費、19節負担金補助及び交付金の7番目にあります保育士等処遇改善臨時交付金についてと、あと関連事項として2点お伺いしたいと思います。

一つ目のこちらなのですが、保育士等の処遇改善となっておりますが、すべての保育士が対象となる改善なのでしょうか。

そして、もう一つが、町としては保育所条例として保育時間を7時半から6時半までの11時間となっておりますが、民間指定管理保育所では、夜7時までの延長保育を行っていただいております。公立につきましても条例を改定し、同じ7時までの時間にしていただき、場所によっては時間を変えるのではなく、法制で時間を合わせるべきなのではないのでしょうか。その辺の改善を2点伺いたいと思います。

○委員長（小川純文） こども課長。

○こども課長（杉崎峰之） ご質問の1点目であります保育士等処遇改善臨時特例交付金につきましては、札内の南保育園に対しての交付金ということでございます。

2点目の延長保育について、今2カ所、青葉保育所と南保育園で事業を行っておりますが、それをほかの町立の保育所まで合わせてということでございますが、こちらにつきましては利用実態等の経緯も

見守ってはおりますが、現在のところ指定管理業務で青葉保育所さんで、なおかつ、その後の南保育園さんが民設民営ということでの特色でもございますので、現在のところは2カ所で継続していく考えてございます。

○委員長（小川純文） 荒委員。

○委員（荒 貴賀） 一つ目の南保育所に対してということになっていたのですが、なぜ南保育所だけなのか、ちょっともしお答えできればお願いしたいと思います。

2点目なのですが、やはりほかの保育所では時間が違うというのがやっぱりありますので、やっぱり保護者の方から言わせれば、町だからとか私立だとかではないと思うのですよね。やはり皆様、子どもを預ける身ですから、ぜひその辺の公平に皆同じ時間帯にさせていただければと思います。お願いします。

○委員長（小川純文） 民生部長。

○民生部長（境谷美智子） 処遇改善に関しましては、南保育園は民間ということで、民間の要綱上の中で、民間がやったものに対して補助金をこういう形で出していますが、町は直営の保育所に対し、保育士に対しての処遇改善を昨年度行っております。

それから延長なのですが、今、課長が申し上げましたとおり、実態としては、特色を持たせるとかということの中で、現在の実情に合わせて、必要なお子さんにそちらに行ってくださいというような配慮をしながら調整しておりますが、現在ここにおいて、そういう要望も高まってきているとかということも含めて、理事者とも相談の上、今後検討していきたいと考えております。

○委員（荒 貴賀） 以上です。

○委員長（小川純文） ほか、質疑ございませんか。

東口委員。

○委員（東口隆弘） 決算資料は72ページ、134ページ、19節負担金補助及び交付金のところで、地域敬老行事奨励金についてお伺いをいたします。

資料では、114公区中、26年度が85公区敬老会を行ったと。25年度についても、同じ開催場所ということですが、これで、これは敬老会を行っていない公区というのは、どのようなことで行われていないのか。また、町としてどのように敬老会を開催をするようなことを勧めてきているのかをお伺いいたします。

○委員長（小川純文） 福祉課長。

○福祉課長（新居友敬） 敬老行事奨励金に関しましては、今84公区、85公区取り組まれているところでございまして、取り組まれていないということは、郡部のほうの公区が多いというふうになっております。市街地のほうでは、おおよそ取り組まれているということでありまして。また、その辺の取り組みについては、公区長会議を通じまして、そういった取り組みをぜひお願いしたいということで、その辺の奨励を努めているところでございます。

○委員長（小川純文） 東口委員。

○委員（東口隆弘） わかりました。

きのう、忠類地区では忠類公区長連絡会が主催をいたしまして、忠類地域の敬老会を行ったところでございます。どのようにこの行われていない公区が分かっているか、ちょっと把握はできませんが、公区長連絡会等々いろいろな集まりの中で、連合を組んで実施をするような方法も考えられるのかどうか。また、そういうこともぜひとも考えて、この幕別町全体といいますか、それぞれが敬老会を実施できるような方法を考えていけるかどうか、その辺をお伺いします。

○委員長（小川純文） 民生部長。

○民生部長（境谷美智子） 今、委員おっしゃっていただいたとおり、私たちも同じ気持ちで、どんな形でできるか。それで、敬老会だけでやるとなると、なかなか大変なところもあつたりしますので、各公区の中でいろいろな事例とかやりやすい形とかやっていたらいいのを、まだやっていないところには紹介をしたり、やれることを一緒に考えていく中で進めていきたい、広げていきたいというふうを考えております。

○委員長（小川純文） 野原委員。

○委員（野原恵子） 128ページ、2目国民年金事務費ですが、資料の58ページ、受給者関係というところで、国民年金最低請求の促進状況、資料に出ています。これは私もちょっと勉強不足なのですが、これは年金の受給資格を得ても、手続をしていなかった方が、後に手続をしたけれども未支給になったという押さえでいいのでしょうか。その点お聞きしたいと思います。

あと132ページ、6目老人福祉費、資料の68ページですが、13節委託料、6、7にかかわりまして、

高齢者の食の自立と外出支援サービス、利用が減っております。その要因とは、どのようにお考えでしょうか。

また、外出支援サービスでは、今までもずっと質問もしてきたのですが、同居家族がいても仕事をしている方ですとか、車がなくても送迎が困難など、そういう方は対象から外されております。このように利用が減っている状況の中では、今申し上げた方も外出支援サービスを利用したいという声が多くありますので、対象を広げていくべきではないでしょうか。

もう1点、146ページ、3日常設保育所費、9節旅費のところに係りまして、1、2のところですが、これは保育所の研修の費用だと思います。ここですが、その保育士の研修の内容、それから保育士の参加状況、それから研修地は、研修する場所ですね、どういうところで研修を行っているのか、お聞きいたします。

○委員長（小川純文） 町民課長。

○町民課長（山本 充） 資料 58 ページの国民年金裁定請求の促進状況ですけれども、これにつきましては、年齢に達して年金が受給できる方ということで、裁定請求を上げた方という件数です。それで未支給というのは、死亡して受け取る年金が何カ月分があるのですけれども、相続人の方が受け取ることができるのですけれども、そういう方が未支給年金ということで支給できる裁定請求を行った件数ということとなっております。

○委員長（小川純文） 保健課長。

○保健課長（合田利信） まず、1点目の食の自立の支援サービスの利用者減少ということなのですが、26年度におきましては、実際、新規の利用というのは27名いらっしゃいます。しかしながら、大きく利用者が減少している要因といたしましては、特老や老健、そういった施設に入所される場合、または町外へ転出される、または亡くなられるなどで、廃止される方が昨年度45人いらっしゃいまして、そういった面で全体ではそういった方の利用が2,100食ほど減っていると。新規の利用者がいても大きく減少されていることから、どうしても利用者が伸びていないということなのですが、しかしながら実際に利用されている方については、8割の方が介護サービスを受けているということにして、ある意味、訪問ヘルパーですとかデイサービスで、この食の自立支援サービスではなくても、ある程度お弁当なり給食が賄われているという、昔から見るとサービスが向上している点が食の減少につながっているかと思っております。また、昨今、コンビニエンスストアだとか生協等で、高齢者の体調に合わせたお弁当等も出されておりますので、そういった面でも利用が減っている要因かと考えております。

次に、外出支援サービスの対象者拡大ということなのですが、外出支援サービスにつきましては、利用回数につきましては若干減少しています。これは微減という程度で、大きく減少しているとは認識しておりません。やはり外出支援サービスの利用者は年々増加してきておりまして、先ほど委員がおっしゃいました同居家族がいらっしゃるだとかということまで対象を広げるとするのは、現実的にはこの今非常に厳しいのかなど。これからも独居の高齢者がふえる中では、やはり今の対象者を維持しつつ、何とか外出支援のお手伝いをしていきたいというのが現状であります。

○委員長（小川純文） こども課長。

○こども課長（杉崎峰之） 保育士の研修についてであります。研修につきましては、新人保育士研修で、人数まで言いますと2人、サマースクール3名、乳児保育研修3名、療育研修3名、感覚統合研修2名ですね。そのほかに食物アレルギー研修2名、障がい児保育研修1名、所長セミナーとして1名ということで、26年度は主に札幌市内で、会場は違いますが、行っております。それに加えまして、どうしても参加する保育士が限られてきますので、その参加した保育士が帰ってきてからまとめまして、主にさかえ保育所内でほかの保育士に対して研修発表ということの研修を行っております。

もう1点、旅費については、主に研修地の旅費のほかに、各保育所には公用車が置いてありませんので、保育所から事務等の打ち合わせで移動するときに、自家用車を使っておりますので、その旅費が加わっております。

以上です。

○委員長（小川純文） 野原委員。

○委員（野原恵子） 高齢者の食の自立サービス、今説明がありました。利用も新規が27名でさまざまな状況で45名が利用をやめているということでした。この食の自立ということで、お弁当を利用されている方、本当に単身者とか高齢者ということで利用を喜んではいらぬのですけれども、食事の内容の改善も、そういう声もあります。今、不用額も出ておりますので、そういう点もこれから検討していく必要があるのではないかと思います。

外出支援サービスも同じです。それで、この広げてしまうと、事業そのものが大変になるということでしたが、この外出支援サービスは本当に高齢者からは歓迎されている制度ですので、先ほども、こういう地域からの要望も私言いましたけれども、こういうところにも対象を広げていく、そのことがさらに自立して地域で暮らしていける要件の一つとなっていくと思います。ここの点の検討も、これからもしていくべきではないかというふうに思います。お答えをお願いしたいと思います。

また、常設保育所の保育士の研修ですが、今いろいろ参加しているその研修の内容も報告されましたけれども、人数が非常に研修としては少ないのではないかと私思います。今、社会の状況が非常に大きく変化していますので、そういう状況に合わせた保育士の研修をしていかなければ、しっかりと子どもを保育していけないという状況も生まれております。そして、これは保育士の仕事としてちょっと外れるのかもしれませんが、あわせて保護者の対応もしっかり進めていくということも私は保育士の仕事ではないかと思っております。

ですから、そういうことも含めた研修をさらにしていくということで、今、保育士の質の向上、そして保育所自身、この幕別の保育所としてしっかりと地域の子どもたちを支えていく上では、この研修というのは非常に大事だと思いますので、保育士の参加をふやしていく。さかえ保育所で研修を受けた方が報告しているということでしたが、これこういうことではなかなか、何ていうのですか、主観というものも入りますので、しっかりと多くの方が研修に参加するということが大事だと思います。それで、研修地は札幌ということでしたけれども、十勝管内でこういう研修をしていくということが多くの保育士が参加できる条件の一つだと思いますが、その点についてお伺いをしたいと思います。

○委員長（小川純文） 保健課長。

○保健課長（合田利信） まずは、1点目の食の自立支援サービスなのですが、味、内容についてはそれぞれ個人の主観みたいなのがあるのですが、考え方ですね、味については。ただ、昨年1月、利用者に向けてアンケートを実施したところ、その結果、おかつの内容については「まあまあ満足」、味つけ、白米の量「ちょうどよい」といったおおむね高評価の面もありますが、やはり給食サービスには高齢者にとって重要な施策だと考えておりますので、今後、内容についても事業者等にお弁当をつくっている事業者とも協議しながら、よりよいサービスになるように進めていきたいと考えております。

次、外出支援サービスなのですが、やはり利用者、今後も伸びるであろうという中でいきますと、この事業の対象者を拡大するのは非常に難しい面があるのかなというのは変わらない考えであります。やはり基本的に、高齢者、要介護者や身体障がい者を含めて、公共のサービスを使えない方に対しては、今タクシー等が一番その担い手となっております。そういった面もありながら行政のサービスのあり方、民間のサービスのあり方を含めて、総体的に外出支援の確保が安定的に継続できるように、今後は検討はしていかないといけないとは思ってはおりますが、現状としてはかなり難しい面があるということだけはご理解いただきたいと思います。

○委員長（小川純文） こども課長。

○こども課長（杉崎峰之） 保育士の保育研修の質の向上とか機会を多くするというところでございますが、基本的にはうち34名ぐらい保育士として正職員がいるのですが、2年に1回は基本的に研修には参加できるようにしております。よりその機会をふやすということについては、今後、保育士さんともその辺の機会をふやせられるものの研修の内容等をいろいろ精査しまして、まず道内全域でやるものについては、参加する機会はふやしていくような検討はしていきたいとは保健課としては考えております。

もう一点、十勝管内で研修の機会をふやすということにつきましては、現状としてはやはり札幌圏域に全道から集まるということで、札幌で開催されることが保育業界では多いのですが、今後、管内の私立保育所の協議会とかとも、私も会議には参加していますので、そういったところと連携してふやしていくような可能性があるかどうか、今後考えていきたいとは思っています。

○委員長（小川純文） 野原委員。

○委員（野原恵子） 外出支援サービス、本当に困難だということなのですが、将来的には検討していきたいということでした。高齢者にとっては本当に喜ばれている制度でありますので、さらなる検討を要望いたします。

それと常設保育所の研修ですけれども、今34名の保育士ということは、正職員で34名ですよ。そうしますと臨時保育士を含めると、これの約倍ぐらいはいらっしゃるのかなあと思うのです。臨時保育士の方も、やはり同じように研修をしていくということが必要だと思うのですよ。ですから、正職の方はもちろん研修をさらに進めていっていただきたいと思っておりますし、それから十勝管内では私立の保育所とも連携をしていきたいというお答えでした。そういう研修のあり方をこれからもっと研究してい

ただしまして、臨時保育士も今非常に多くなっていますので、そういう方も含めた研修のあり方を進めていくということが必要だと思います。民設民営ですとか、指定管理の保育士さんいろいろな形で保育所運営されていますので、そういう中ではやはり町立の保育士、その保育が一番幕別町でもいい保育ができて、子どもたちをしっかりと支えているという、そういうことも示していかなければならないと思いますので、研修がまず大事だと思いますので、しっかりと研修を進めていっていただきたいと思いますが、その点いかがですか。

○委員長（小川純文） 民生部長。

○民生部長（境谷美智子） 今、こども課長のほうから説明があった研修に加えまして、保育士は常設保育所だけではなく、発達支援センターですとか、幼稚園にもいますよね。それで、それぞれの場所で研修も行っていますし、そのときに一堂に会してとかという研修も検討できると思います。

それと、もう一つは出向く研修、もちろん最新の情報等や必要なスキルアップの研修等は中央でやっていることが多いので行くのですけれども、そのほか、去年はたまたまなかったのですが、去年常設保育所ではなかったのですが、講師を招いて多くの保育士が参加する研修会のあり方とかそういう調整も実際実施して、たまたま去年常設保育所では機会がありませんでしたけれども、発達支援センターではそういう研修も設けたりとか、そういうところにほかの保育士も一緒に行くとか、そういう形での研修の幅は広げていきたいと思ったり、当然、先ほど申し上げました伝達講習なんかには臨時の保育士さんも参加していただけるようにご案内はしていきたいというふうに考えております。本当に保育士のスキルアップをして、町立の保育所が保育士としてお手本になれるように、私たちも心がけていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（小川純文） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） 食の自立支援サービスにかかわって、関連の質問をさせていただきます。

利用者さんからアンケートをとって、味覚のことなど、少しでもおいしいものをとということの努力がそれはうかがえました。そのことは評価したいと思います。もう一方で、平成 23 年、たびたびこの件、質問していることでもありますけれども、温かいものをとということの中で、食器の購入などありました。今 69 人の方が使っているということの資料の報告等ありましたけれども、当時 100 セット買って、全部が使われているという状況にはないわけでありまして。そして容器自体も経過があつて、選択制であった、選択制になったり、一つも使われていないそういうときもあつたりしました。この平成 26 年、そういうその食器の使い方になっているのかどうなのか、そのことをお聞かせいただきたいというふうに思います。

○委員長（小川純文） 保健課長。

○保健課長（合田利信） 今のご質問については、当時、町が購入しました保冷用弁当箱のことなのですが、当初、導入して高評価をいただいておりますが、やはり実際利用される方には、暖かい、冷めづらいというよい評価と、また重いといういろんな面がありまして、現実的には 26 年使っていないという状況になっております。

今後に向けてはなのですが、第 6 期計画介護保健事業計画において、総合事業を町としても取り組むと考えております。その中で、給食サービスというまた位置づけも、総合事業の中で取り入れる予定でありますので、その中でこの保冷用の弁当箱がどうか活用できないかということも含めて、まさに今検討しておりますので、その状況が見えたら、また何らかの機会でご報告させていただきたいと考えております。

○委員長（小川純文） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） 今使われていないということ、それから今後については検討する、そういう方向性を持っているということがわかりましたけれども、やはり原則論で言うならば、今この 27 年途中ですけれども、ここでこのサービスに基本的には使われていて利用しづらいなという方には、そうでない手法も使うということが原則論なのだと思うのですけれども、今、私のいう原則論に沿って使い始めるという、そういうことにはならないのでしょうか。

○委員長（小川純文） 保健課長。

○保健課長（合田利信） 確かに委員おっしゃるとおり、今せつかくあるものをすぐ使うというのは、おっしゃるとおりなのですが、やはりお弁当をつくられている業者さん、回収後に洗ったりする部分、そういったことも含めて業者さんとも、即使うのであれば、そういった面も話し合いながら導入しないといけないと思っております。ひとつ先ほど説明いたしました、大きな総合事業の中でこのお弁当箱がぜひ活用できる方向で今進めたいと考えておりますので、その辺ご理解いただきたいと考えております。

○委員長（小川純文） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） 100万円を超える予算で購入したものだというふうに記憶をしております。本当に貴重な町民の財産が今ずっと眠っているということは、残念なことであるなというふうに思います。答弁にあったように、これがこのまま眠ってしまうのではなく、大変な責任な問題となってくると思いますから、必ず町民のために有効利用される、そのことを強く検討していただくこと、このことを申し上げて、特に答弁はよろしかったです。発言終わりにします。

○委員長（小川純文） ほか、質疑ございませんか。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 2点、お尋ねをいたします。

150ページの発達支援センターにかかわりまして、全体にわたりますので、目節はありませんが、現在、幕別には92人の通所さんがいると、発達支援の指導を受けているということでもあります。昨年から比べて1.5倍の利用ということで、だんだんこの発達支援センターの事業そのものが、町民の皆さんにとって大切な施設になってきているのだなというふうに理解をいたします。その上で、この92人の方たちは、それぞれ言語の障がいがあったり、さまざまな障がいを持つ中で入所を希望されて通うのですが、実際に希望されて入れないという状況はないと思うのですが、定員というふうに書かれておりませんので、まずはその実態と、さらに早期の治療を必要とする施設ではありますが、入所希望されてから入所に至るまでは、どのぐらいの期間がかかっているのかということですか。

また、これも例年お尋ねしているのですが、92人の通所者のうち、札内方面からは何人通っていられて、地域別にどのぐらいになるかということと、それから遠距離の方に対しては通所費用を支給されているのではないかと思います、その状況もお伺いしたいと思います。

次に、児童館の学童保育についてであります。これも平成26年度の実績、学童保育につきましては資料78ページに掲載されておりました。全部で265人の方たちが通所されているということですが、定数は245人定員でありますから、定員を超えて保育をされてきた経過があります。これはいつときよりは少なくなっているのかなとは思いますが、数字上ではずっと25年が少し減りまして、また26年でふえたということでもあります。いつも施設のその狭さを問題にしてきたのですが、とりわけ多く応募はしているつくし学童保育所などの保育の実態ですね。子どもさんが多ければ、ただ預かるだけで終わってしまうのではないかと、ずっと指摘させていただいてきたのですが、現実にはどんな保育に取り組んでいられるのか、伺いたいと思います。

○委員長（小川純文） 福祉課長。

○福祉課長（新居友敬） 発達支援センターに関するご質問でございますが、まず定員ということでございますが、一応職員が5名、それから臨時職員が1名、保育士が1名、それと心理士が1名、コーディネーターが1名という9名体制で今行っております、その中でやはり療育相談事業ということで1人、おおよそ12名から15名ぐらいの中でやると。昨年度は92名ということでしたが、その中でやはり療育のやり方を就学時、就学前といいますか、小学校に上がる子どもというのがやはり一番保護者の方もご心配なされるということがありまして、そういったところの療育の回数を多少変えまして、そういった中で待機児については昨年度は発生しておりません。今年度についても、今80名の入所児が通っておりますが、今後についてもそういった待機児を出さないような形で進めたいというふうに考えております。

また、入所に至るまでの、どれぐらいかかるかということですが、申し込みがありまして、相談を受けて、発達検査をしてというような流れでいきますと、おおよそ様子を見るという形もとりまので、3カ月から4カ月かかるということでございます。

また、居住地でございますが、昨年の通所児92名でございますが、幕別市街地5名、それから幕別の農村地区でいきますと3名、それから札内市街地が80名、それから栄農村地区が4名の合計92名となっております。それから、心身障がい児通所交通費扶助ということで、平成26年度、対象者95人の扶助を行っているところでございまして、発達支援センターの通所児分としましては86人分を扶助しております。

以上です。

○委員長（小川純文） こども課長。

○こども課長（杉崎峰之） 児童館に関するということで、いわゆるといいますか、うちのほうでは学童保育所といったところで、25年よりもまず26年もふえていると。特に観点としましては、施設的な整備とハードとソフトの両立ということが重要だとは思いますが、施設的には、まず各学童保育所の受け

入れ可能児童数が、国の決められた基準の専用区画面積から算出しますと、以前にもお話ししたことがあるのですが、まだしばらく余裕がございます。あわせてソフトといたしましうか、そういった受け入れ体制につきましては、指導員が26年のときには、つくしで今言いますと6名います。やはり人数に応じて指導員、主任指導員、補助指導員ということで適正に配置しておりまして、27年はまたふえてきましたので、またその指導員は追加して、主に放課後の宿題だとか、どうやって子どもたちがコミュニケーションをとって仲よくするかとかといった遊びとかといったところで時間を使っております。

○委員長（小川純文） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 発達支援センターのほうですけれども、待機児はいないということ。それから入所まで3ないし4カ月ということであります。これ言語指導などの、特に就学前の子どもさんにとっては、三、四カ月待つというのは、やっぱり指導上では支障は来すとは言いきれませんが、もっとその早い対処が必要ではないかと思いますが、今の体制では無理なのではないか、その辺も伺いたと思います。

それと、発達支援センターの改善に向けて、これまでも何度か質問させていただいてきました。臨床心理士ですとか、専門の職員の配置であるとか、今は開西病院さんから理学療法士ですか、配置されているということありますから、どんどんその内容が充実してきているのだと思うのですよね。それで発達支援を必要とする子どもさんはどんどんふえていっているのが実態でありますから、そういうことも見越しながら、これからの26年度の決算を経て、27年、そしてさらにこれからということで充実を図っていただければならないと思うのです。

そこで、私いつも思うことなのですけれども、これお金だけ比較して言うということではないのですが、今回の予算も1,278万円の予算のうち、南十勝の3人通っているお子さん、ここで約半分、654万円ということなのですよね。幕別のほうでは、保育士さんの人件費だとかそういうものは別だと思しますので、もっともっとこの金額では比較できないものがあるのだと思うのですけれども、南十勝発達支援センターの内容というのは、職員の配置や対象児童の年齢の幅の広さだとか、幕別の今の発達支援センターよりは、ずっとずっと拡充された中身ではないかと思うのですよね。だからこそ、子どもさん1人に200万円を超える、ここで言えば負担金を出していっているのだと思うのです。それで、うちの町としても、こういったところを目指して、発達支援センターを位置づけて取り組まれているのかどうか、伺います。

それと、通所区域なのですけれども、初めから当然のことではあります、人口の多い札内地域の方たちが8割を超えるという状況であります。私、一番最初にこれをつくるときに、もう大分前の話なのですけれども、やっぱりこれ対象児童の多いところにつくるべきではないのですかと言ってきた経過があるのですよね。でも、そのときに、いやいやバス代を払うからいいのだというようなやりとりなども鮮明に覚えているのですけれども、それがどれだけきちっと保障されているのかということと、今、保健福祉センターの中でこの事業をやっておられるのですけれども、今後も同じような、その場所も含めて考えていかれるのかどうか、伺いたと思います。

学童保育のほうなのですけれども、ことしはもっとふえていと思います。そして、ことしからですよ、小学校6年生まで対象とすると。この6年生までの対象は、今まで、下に兄弟の方がいらっしゃれば別ですけれども、4年生5年生になった人たちが改めて入っていくというのはなかなかないでしょうから、これから継続して入られる方たちが年次を積み重ねるごとにふえていくのだと思うのです。

それでこの体制で、今5カ所でやっているのですけれども、やり切れるのかどうか。これ、やはり定員が、今、面積的には、まだゆとりがあるということなのですけれども、そして宿題などもされているということなのですけれども、現場を見せてもらいましたら、まあ本当ににぎやかで、たくさん子どもさんがいらっしゃって、落ちついて勉強できることを求めているのかもしれないかもしれませんが、そういう状況では全然ありません、担当の方も行ってらっしゃると思うのですけれども、6年生まで、1年生から6年生まで幅を広げて学童保育をやっていくということになれば、なおのこと、それに対する保育内容、カリキュラムも含めて充実が必要だと思いますが、この決算の結果を見て、どのようにお考えになっていただけるでしょうか。

○委員長（小川純文） 済みません。審査の途中でありますけれども、この際、ここで3時25分まで暫時休憩したいと思います。

15:15 休憩

15:25 再開

○委員長（小川純文） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

福祉課長。

○福祉課長（新居友敬） 先ほどのご質問にお答えいたします。

まず1点目、発達支援センターでの三、四カ月かかるということで、ちょっと時間がかかり過ぎているということでございますけれども、3カ月、4カ月といたしますのも、相談から3カ月、4カ月、何もしないで待たせているという状況ではございませんで、実際は申し込みをいただいて、まずは相談を行うと。その相談を受けまして、やはりそういったお子さんの特性とか、そういうことをある程度確認して、実際にはその期間、経過措置、経過を見ながら最終的に検査、それから療育につなげていくという期間でございますので、実際には先ほど申しおくれましたけれども、一番長い方ということの解釈で三、四カ月ということと言ったつもりでございますので、そういったことを経過しまして、入所児ということで行っているところでございます。

それから、2点目でございます。

南十勝のセンターを目指していくのかということでございますが、南十勝自体の支援センターも大変すぐれている施設であるということは、本町のほうも承知しているところなのですが、ただ私どものほうのこの発達支援センターにおいては、発達支援システムというシステムにのっとり進めていくということで考えておりますので、私どもは私どものほうのシステムにのっとりた形を、最終的にそれに近づくよう努力していくという形で考えております。

また、札内からの通所児が非常に多いということで、札内に施設というご質問でございますが、確かに札内からの通所児が8割を占めておりますが、この発達支援システムにのっとりましますけれども、やはり今のこの保健福祉センターを拠点といたしまして、今、各保育所、幼稚園との連携ということで、いろんな巡回相談やそういったことを行いながら、あくまでも保健福祉センターを拠点に進めていくという考えでございますが、札内に施設ということの考えも一つはあるのですが、今の発達支援システムを推進していくといえますか、これにのっとり発達障がいの子どもの療育に努めていきたいと考えているところでございます。

○委員長（小川純文） こども課長。

○こども課長（杉崎峰之） 学童保育所の、特に札内の南小学校の区域にあります、つくし学童の今後の展望といえますか、まず委員がおっしゃられましたとおり、一つは今現在の1年生から3年生までのお子さんが、過去と違いまして、これからそのまま4年生から6年生までいることによるニーズの増加が見込まれるということと、あと札内地域の南小地域の宅地開発等とかいろいろ考えていかなければだめなことがあるのですが、現状でわかる限りにつきましては、入所予想児童といいたいまいしょうか、その想定をした中で、現状のコミュニティセンターを一緒に使っているような形ですが、今後、委員のおっしゃられましたように、実際4月から見ますと、いろいろ大きい子もいますから、遊びの種類とか指導の仕方とか、やはり部屋も何部屋もあります、その中でどういうふうに分けていこうかというのは、過去とはちょっと違った指導の仕方に変更してはきているのですが、今後その辺のカリキュラムを、もうちょっとより精密にはしていこうと思っておりますし、何とか現状の施設プラス今あるコミュニティセンターの、今うちのほうでは利用していませんが、コミセン側の住民の方たちとも、コミュニティセンターを利用されている方たちとも協議させていただいて、そういったほかの部屋も今後は利用も視野に入れて対応していこうかというふうには考えております。

○委員（中橋友子） わかりました。

○委員長（小川純文） よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

谷口委員。

○委員（谷口和弥） 2点、質問させていただきたいというふうに思います。

一つは126ページ、1項社会福祉費、2目社会福祉総務費、19節負担金補助及び交付金、細目6の福祉灯油にかかわるところであります。126ページ、127ページにまたがってです。

それで、福祉灯油、平成26年度も実施されて、この資料にありますように24年は5,000円で灯油引換券だったけれども、25年には1,000円上がってそして商品券になって、26年度にはさらに金額が上がって商品券としてこの制度が実施されたということが示されているところであります。

少しでもこの対象者の方に、使いやすいものにするということの中では、このような形に金額も上がり商品券となりということは、評価できる施策がなされたのではないかなというふうに思っております。

それで、対象世帯 1,990 世帯にということが示されておりますけれども、どれぐらいの世帯の方が手続にきたのかということが 1 点目であります。

そして、いろんな声が直接窓口に行く中では聞かれたと思うのですけれども、商品券といっても、まだ町内で使えるところというのはすごく限定されていたように記憶しているところでもあります。その辺のところ、どんな声が寄せられていたのかということなど、町民の声を聞かせていただきたいというふうに思います。

二つ目、138 ページ、2 目社会福祉施設費、7 節賃金、細節、これが千住生活館の賃金ということになってきます。資料は 57 ページでありますけれども、利用者が平成 26 年度は 1,332 人ということになっています。この施設が公区の行事等にもきつと利用されたのだというふうに思いますけれども、ウタリの方ということ、この内訳になりますね、どれぐらいの方がこの生活館を利用されたのか、このことをお聞かせいただきたいというふうに思います。

○委員長（小川純文） 福祉課長。

○福祉課長（新居友敬） まず、1 点目の福祉灯油でございますけれども、26 年度対象者数が 2,149 世帯、そのうち 1,990 世帯ございましたので、92.6%となっております。

それから、利用者の方でございますが、商品券ということで灯油を購入したいという方が、例えば JA では使えないということとか、特に札内地区ではいつも利用しているお店では使えないかというようなお声もちょっと聞いております。

○委員（谷口和弥） 26 年度も。

○福祉課長（新居友敬） はい。

それと、千住生活館でございますが、アイヌの方がどれくらい利用されているかということでございますが、今、直接、幕別町のアイヌの方ということで申しますと、平成 25 年の調査でございますが、13 世帯の 26 人の方がいらっしゃるということでございまして、実際にこのアイヌの方が利用されている実態というか、人数的には把握はしていないのですが、実際 26 年度で利用者数 1,350 人ということで、一時、利用人数は落ちてはきたのですが、ここ 2 年ほど利用人数がふえてきているということで、実際このいろんな事業を展開しているのですが、アイヌの方が中心となって、最近、刺しゅう教室なども開いております、これは一般の方も利用されている、教室に通われているというお話も聞いてございまして、アイヌの方が活動されているというところが、最近見られるところでございます。

以上です。

○委員長（小川純文） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） 1,990 世帯が対象となる方の数ではなくて、この事業を利用した人の数だということなわけですね。それで、今 92.6% ぐらいの数字の方が利用になったということの答弁でありましたけれども、そうであれば 100% に近ければ近いほどということになってるわけですが、締め切り間近になってということになってくるのだと思うのですけれども、そういうことのための呼びかけなどはされたのでしょうか。そして、約 7% の方がこの制度を利用なかったのだけれども、その理由について検討されている、そんなことなどがあればお聞かせいただきたいというふうに思います。

生活館についてであります。

結局、この生活館の管理のことをお尋ねしたいと思うのですよ。何人の方がどういうことを管理するのだということで、約束事項としてここが管理されているのか、その中身を簡単にでいいですからお聞かせいただきたいというふうに思います。

○委員長（小川純文） 福祉課長。

○福祉課長（新居友敬） 福祉灯油の関係でございますけれども、町のほうでは広報等で周知は図ったところでございますが、この福祉灯油の周知といいますか、ほかの町村ではそういった広報やそういったもので周知をして手上げ方式ということで、そういうところが多いというふうにお聞きしているところなのですが、本町におきましては所得の情報については、個人情報審査会で審査をいただいた上で、対象者を把握しまして、直接対象者に通知をしているというところもございまして、この 92.6% という高い数字が出ているのではないかなというところでございます。

100% に本来はしたいところなのですが、今後そういった福祉灯油が出る場合は、そういった 100% を目指すようなやりかたを検討していきたいというふうには考えます。

生活館の管理でございますが、今、管理人を 1 名置いてございまして、生活館全般の施設の管理をお願いしております。ちょっとした外構の草取りとかそういうことも含めまして、中身の入浴事業ということで浴槽もございまして、そういった管理をお願いしております。

また、隣にあります考古館のほうも兼ねていただいて、そちらの管理もお願いしているところがございます。

○委員長（小川純文） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） いろいろと、福祉灯油、幕別町は独自の努力をされたのだということの答弁であったと思うのですが、そのことはわかりました。

商品券のことについて最後にお尋ねしますが、今年プレミアム商品券、随分使えるお店の対象が広くやられたのではないかなというふうに思います。今後のことということになってしまいますけれども、この福祉事業をするというふうにしたときには、この2015年のプレミアム商品券のように幅広く使えるお店ができる仕組みになることが可能と予測されるのかどうなのか、そのことをお尋ねしたいと思います。

そしてもう一つ、生活館のところですが、お一人の方がやっつけというところでありましたが、なかなか私は大変なのではないかなという思いがする中で、この質問をさせていただいております。入浴に、夏場は週3回入れるけれども、冬場というか、春先、秋口、冬場は週2回になっていく。1回、何かの体調のことなどあって入れなければ、1週間あいてしまうというような、そんなことにもなってしまうわけで、この生活館がもっとウタリの方たちに利用しやすいものにならないかなという思いでいます。

これは、指摘ということにさせていただきますけれども、管理人の方が何かの事情でというときには、すぐ町の民生部の職員がその生活館に張りつくような、そんな体制もちゃんととっていただきたいなというふうに思うところであります。

福祉灯油についての件だけ、ご答弁をいただきたいと思います。

○委員長（小川純文） 民生部長。

○民生部長（境谷美智子） 商品券につきましては、もし今年も、今後もそのようなことがあれば、できるだけたくさんの方に利用していただくような方法と、それとあと商品券の拡大ですね、使えるところ、そこについては今回は地域創生の中で、国を挙げてのものだったので、ああいうやり方できましたけれども、それが同じようにできるかどうかについては、今後、協議が必要なところだと思っています。

ただ、本当に商品券がいいのかも含めてなのですが、私たちとしては地域として含めて、この福祉灯油の事業を通して地域活性もしていきたいという大きな目標もありますことから、その辺もあわせて検討したいと思います。

それと、千住、いいっておっしゃられたのですが、一言だけ。

ご存じのとおり地域で協力したりとか、仲間意識が非常に高い地域なのですね。今回も管理人さんちょっと体調悪くしたりもしたのですが、そういうときには、私たちも、もちろん必要などころに出向いて行きますが、地域の方たちの中で率先してそのあたりを補い合ったりとかということも、すごくよくできている地域なので、私たちもできるだけそこに支援していけるような形をとっていきたいとは思っております。

○委員長（小川純文） よろしいですか。

ほか、質疑ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（小川純文） 質疑がないようですので、3款民生費につきましては、以上をもって終了させていただきます。

次に、4款衛生費に入らせていただきます。

4款衛生費の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（境谷美智子） 4款衛生費についてご説明申し上げます。

156ページになります。

4款衛生費、1項保健衛生費、予算現額6億1,103万8,000円に対しまして、支出済額5億9,343万3,013円であります。

1目保健衛生総務費、本目は保健衛生全般に要した経費であります。

1節報酬、細節1嘱託医師報酬は、内科医師7名と歯科医師10名にかかわる経費であります。

13節委託料は、妊婦の一般健康診査及び超音波検診にかかわる委託料であります。

19節負担金補助及び交付金ですが、次のページになります。

細節11妊婦健診助成金は、保険診療外の自己負担金に対して2万円を上限に、町が単独施策として

支給をしているものであります。

細節 12 不妊治療費助成金、北海道の事業に上乗せする補助として、1 回当たり 7 万 5,000 円を支給するものです。平成 26 年度実績は、延べ 24 件となっております。

細節 15 帯広厚生病院運営費補助金は、救命救急、小児科、産科などの不採算部門に対する運営補助金となっております。

2 目予防費、本目は感染症予防のため、予防接種などに要した経費であります。

11 節需用費、細節 70 医薬材料費につきましては、予防接種にかかわる医薬品等の経費でございます。

13 節委託料は、感染性の検診及び予防接種にかかわる委託料ですが、次のページお願いします。

細節 19 水痘ワクチン接種委託料、細節 20 成人用肺炎球菌ワクチン接種委託料につきましては、平成 26 年 10 月から定期接種化されております。

3 目保健特別対策費、本目は健康に関する啓発活動や各種健康診査などに要した経費であります。

13 節委託料は、細節 9 人間ドック委託料を初めとした、各種検診にかかわる委託料であり、特に細節 14 がん検診推進事業委託料につきましては、指定年齢の対象者に無料の検診クーポンを配布し、受診の動機づけを行っているところであります。

162 ページをお開きください。

4 目診療所費、本目は幕別地区 5 カ所及び忠類地区 2 カ所の診療所の運営管理に要した経費であります。

平成 26 年度の開設日数及び受診者総数につきましては、幕別地区の五つの診療所が 144 日、延べ 534 人、忠類診療所が 261 日、延べ 9,098 人、忠類歯科診療所が 240 日、延べ 3,927 人となっております。

18 節備品購入費は、忠類診療所及び忠類歯科診療所の診療器具の更新に係るものが主なものであります。

5 目環境衛生費、本目は省エネ、新エネ推進に要した経費及び葬斎場、墓地の管理運営に要した費用であります。

次のページになりますが、11 節需用費、12 節役務費及び 13 節委託料は、葬斎場の管理運営にかかわる経費が主なものとなっております。

19 節負担金補助及び交付金ですが、太陽光発電システム導入にかかわる分が 72 件、ペレットストーブ導入にかかわる分が 3 件となっております。

166 ページをお開きください。

6 目水道費です。本目は水道事業会計へ補助金、十勝中部広域水道企業団への出資金、簡易水道特別会計への繰出金などに要した経費となっております。

2 項清掃費、予算現額 3 億 8,894 万 4,000 円に対しまして、支出済額 3 億 8,737 万 9,280 円であります。

1 目清掃総務費、本目はごみの収集及び処理に要した経費となっております。

11 節需用費、細節 30 印刷製本費は、ごみカレンダー 1 万 3,000 部、ごみ袋 90 万枚の製作にかかわる経費であります。

13 節委託料、細節 5 ごみ収集委託料は、燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ及び資源ごみの収集運搬にかかわる経費であります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 3 十勝環境複合事務組合負担金は、幕別地区のごみを 1 市 8 町で共同処理することにかかわります本町の負担分であり、細節 6 南十勝複合事務組合負担金は、忠類地区のごみを 3 町での共同処理していることにかかわる本町の負担分であります。

以上で、衛生費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（小川純文） 説明が終わりましたので、ここで質疑をお受けいたします。

野原委員。

○委員（野原恵子） 158 ページ、2 目予防費、次のページにかかわりまして、19 節負担金補助及び交付金、3 のインフルエンザ予防接種費用助成金のことについて伺います。

幕別ではこの助成が、65 歳以上の方、妊婦、中学 3 年生、高校 3 年生の方に 1,000 円の助成をしようというふうに私は押さえております。

病院によって、接種料は違うというふうに伺っております。それで、他町村では 3 歳以上の町民に助成をしているという、そういう町も今あると伺っております。

それで、幕別の町民が他町村に行って、他町村の町民と同じように接種が受けられるという状況も生

まれております。病院によって1回の接種料は違うのですけれども、そのような助成をしている町もありまして、幕別の町民が対象外、65歳、妊婦、中3、高3以外の町民が、子どもさんとお母さんと一緒に行って接種を受ける、そうしますと安い料金で受けられるということで、せめて町で助成をしていただければ、他町村まで行かなくてもいいのという声も寄せられておりまして、町民に接種の負担、3歳以上の方へ、年齢別にしないで助成をできないものかどうか、その点について伺いたいと思います。

○委員長（小川純文） 保健課長。

○保健課長（合田利信） 本町のインフルエンザ予防接種ですが、委員おっしゃりましたとおり本町では受験生、中3、高3、さらに妊婦、含めて65歳以上は定期接種なのですが、そういった方に助成を広げております。

これ、ほかの町よりもどうかといいますと、やはりうちの町は受験生対象にしている部分だとか、妊婦対象にしている部分では、ある面では進んでいるという認識でおります。接種対象者を拡大すれば、もちろん接種される方は喜ぶのかもしれませんが、基本的にインフルエンザの予防接種自体が感染拡大を抑える働きがあるかという点、厚労省では余り大きな効果がないという部分もあります。これは厚労省の見解なのですが、完全に抑える効果はないという面もありますので、現状としては受験生また妊婦の接種対象者については、今後も継続して取り組んでいきたいという思いであります。

○委員長（小川純文） 野原委員。

○委員（野原恵子） 子育て中のお母さんにしてみれば、今、核家族で子どもと一緒に自分も感染したら、本当に子どもを育てるのに影響があるということで、不安を抱えながらこのインフルエンザ予防接種を他町村まで行って受けているということなのですが、余り効果がないということであれば、受ける必要もないのかなというふうに思ったりもしているところなのですけれども、そういう不安がある子育て中の家庭に対しての予防接種、私は助成は必要かなと思ってこの質問をしたわけで、その今説明聞いたならそれ必要ないのかなと思ってしまったのですが、その効果についての確かな情報というのですか、そういうことがしっかりと町民に知らせる必要があるのかなと今思ってしまったのですが、その点いかがでしょうか。

○委員長（小川純文） 保健課長。

○保健課長（合田利信） 大変言葉が、説明が足りなかった部分があるのですが、厚生労働省のインフルエンザ接種の説明によりますと、ワクチン接種によって完全に感染を抑える働きがないと、全くないわけではない、完全にという部分があります。

また、発症についても抑える効果が完全ではなく、一定程度の効果が認められるという見解でありますので、対象者を拡大したとしても、この感染予防効果が大きく得られるものではないというのが、本町の認識であります。

○委員長（小川純文） 民生部長。

○民生部長（境谷美智子） 決して効果がないわけではなく、厚労省も効果がないといっているわけではないです。

ご承知のとおり、インフルエンザは年齢によって高齢者のみ定期接種になっておりますけれども、その他は任意接種なのです。インフルエンザそのものが、幕別町としては町の独自施策として、この妊婦さんであるとか、かかることによる、かかって重症になることが非常に重い状態を招くことが大変な状態になる人たちを対象にした、これは独自施策として町がこの受験期にインフルエンザにかかって受験できなかつたら困るとか、妊娠中にインフルエンザになって重篤な状態になったら困る、そういう方たちに町独自の施策として接種を援助しているのです。

決して集団免疫性なので、全く効果がないということではありませんけれども、一人にとっては予防することによって重篤な状態を避けることが確実にできるものですので、そういう意味では必要なことはきちんと受けることが大切だと思っています。

委員がおっしゃったように、子育て中のお母さんも大切でしょうし、子どもさんも大切なのですけれども、うちはそれが定期接種ではない以上、優先順位を考えてどこにその焦点を当てて、この事業をやるかということで、この三つの、受験生、妊婦さんということで事業をさせていただいています。

以上です。

○委員（野原恵子） わかりました。

○委員長（小川純文） よろしいですか。

（関連の声あり）

○委員長（小川純文） 関連、中橋委員。

○委員（中橋友子） 安心いたしました、今の答弁。

それで、そういうほかの町よりも進んだ取り組みを、拡大してやってきたのだということを、それはすごい頑張ってくられたと思います。

たまたま隣町の実例でそういうものがあって、影響が、結構ニュースというのが、じかに来るものですから、遠くに離れていたならそういうことはなかったのかなとも思うのですが、幕別から行ったら幕別の町民であっても2分の1でできるというような事例が出てきているわけですよね。そういうことであれば、もう一歩進んで、進んでるのですよ、進んでるのですが、さらにもう一歩進んだ対応を考えることはできないかということであったわけです、いかがですか。

○委員長（小川純文） 民生部長。

○民生部長（境谷美智子） 各町村の状況を確認しながら、検討してまいりたいと思います。

○委員長（小川純文） よろしいですか。

○委員（中橋友子） はい、結構です。

○委員長（小川純文） ほかに、質疑ございませんか。

岡本委員。

○委員（岡本眞利子） 母子保健事業について、お伺いしたいと思います。

資料では82ページなのですが、ここのところ、前も私一般質問でも乳幼児健診ということでさせていただいたのですが、ここに乳幼児健診もそうなのですが、パパママ教室というのがございますけれども、これは平日されているかと思うのですが、その点についてちょっとお伺いいたします。

○委員長（小川純文） 健康推進係長。

○健康推進係長（伊丹 恵） パパママ教室の運営については、現在のところ平日の午前中に実施しております、1クール3回を4クール実施しております。

○委員長（小川純文） 岡本委員。

○委員（岡本眞利子） 現在では核家族化が進んでおまして、お父さんがお仕事休みがないと健診に来られるのは難しいとか、パパママ教室に参加するのは難しいというような声は上がってはいないのか、お伺いします。

○委員長（小川純文） 健康推進係長。

○健康推進係長（伊丹 恵） 出席の参加率を見ますと、年々減っている状況にありまして、これはやはり妊婦の方がずっと仕事を継続していらっしゃる方がふえてきているのではないかと分析しております。今後、そのような働いている方も参加できるような体制を検討してまいりたいと思います。

○委員長（小川純文） 岡本委員。

○委員（岡本眞利子） 検討していただけるということなのですが、今ですと女性一人で子育てをする世代ではなくなってきて、夫婦ともどもにやはり子育てをする、子どもに目を向けていくということが大変大切だと考えるところから、日曜日とか祭日また夜間にもこのようなことも進めていただくと、もっともっと参加率、そして受診率なんかもふえるのではないかと思いますので、この点についてもちょっと考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（小川純文） 保健課長。

○保健課長（合田利信） 実際、今説明がありましたが、若干妊婦の方もぎりぎりまでお仕事されて、なかなか参加人数がふえていかないという面もありますので、実際、参加されている方の意見をお聞きしながら、今後よりよい教室の体制を整えていきたいと考えております。

○委員長（小川純文） よろしいですか。

その他、質疑ございませんか。

若山委員。

○委員（若山和幸） 159ページ、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、細節10公衆浴場確保対策事業補助金についてお伺いいたします。

町内にどれほどの浴場があるのか、私は十分把握しておりませんが、浴場を持たない高齢者または町民だけではなく、衛生管理のために利用している町民にとっては大変重要と考えております。しかし、近年の灯油代、電気代、重油の高騰を考えたときに、この補助金の見直しを行ってもいいのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

また、浴場施設を維持されるために何か対策を考えておられるか、お伺いいたします。

○委員長（小川純文） 保健課長。

○保健課長（合田利信） この公衆浴場確保対策事業補助金と申しますのは、町内にあります、実質的には本町地域にある公衆浴場に対する補助金なのですが、補助金の目的といたしましては、地域住民、お風呂を持たない方もいらっしゃると思いますので、そういった地域住民の保健衛生上不可欠である公衆浴場の廃業を防止する目的として、道の補助金もいただきながら町がさらに上乘せして、補助金を出しているところでもあります。

実質的に、これまでも公衆浴場の施設の中で、ボイラー等が壊れたこと等によって、修繕が必要な場合については、町と事業者間で協議しながら、そういった必要な分についても本町では補助しているところでもあります。額の見直しという分では、実質的に公衆浴場が廃業しないように何とか維持、運営できるような形の中で調整をしているところでもあります。

2点目の維持管理につきましては、先ほどちょっと説明しましたが、ボイラー施設また給配水設備等に支障ができた場合について、その都度、補助を行っているところでもあります。

○委員長（小川純文） 若山委員。

○委員（若山和幸） いろいろな対策をされているようですが、ひとつ提案でございます。

浴場確保対策の強化を図るという意味からもそうですが、町内における建築物、木質廃材の利用という観点から考えまして、燃料のかわりにということですが、そういったことを事業者へ奨励金を出して、浴場の燃料代に回すというような対策は、いかがなものございましょうか。

○委員長（小川純文） 保健課長。

○保健課長（合田利信） 廃材利用、確かにそういったものを活用できれば、リサイクル含めてよろしいかと思うのですが、実際そういった廃材等を活用するまたボイラー施設、またこういったものが現状の中で使えなければ、また設備投資にもかかるとお思いますので、使えるのであれば、そういったことも含めて、経営されている方も協議を進めていきたいとは考えております。

○委員（若山和幸） わかりました。

○委員長（小川純文） よろしいですか。

ほか、質疑ありますか。

小島委員。

○委員（小島智恵） 2点お伺いします。

159 ページなのですが、確認にとどめたいと思うのですが、細則 12 不妊治療費助成金であるのですが、これまで女性を対象に行ってきたと思うのですが、先日の報道では足寄町が先駆けて、道内 2 例目になるのですが、男性も対象に不妊治療費を助成するといった動向も出てきているのですが、女性だけではなく男性も対象にしてほしいなどといった要望は、これまであったのでしょうか。

そして、今後のお考えをお聞きしたいのと、資料の 82 ページになるのですが、歯科検診、フッ化物塗布ですね、フッ化物洗口なのですが、歯科医師会の見解ではよく言われているのですが、虫歯の予防に効果があるというふうには言われていると思うのですが、たしか WHO の見解では劇薬で危険性があるなんていう話もあるので、実際、現場で誤って飲んだりとか危険なケースはあったのでしょうか。そして今後のありかたですね、どう検討されているのかをお伺いしたいと思います。

○委員長（小川純文） 保健課長。

○保健課長（合田利信） まず 1 点目の不妊治療なのですが、これまで男性の不妊治療に対する要望があったかというご質問については、お聞きはしておりません。

今後についてなのですが、今現在、体外受精や顕微授精、特定不妊治療に対する、女性に対する不妊治療費の助成を行っておりまして、今後についても男性不妊治療というのは、昨今、近年徐々に広まっておりますが、まずはこの女性に対する特定不妊治療費の助成を、今後も継続して実施してまいりたいと考えております。

○委員長（小川純文） 健康推進係長。

○健康推進係長（伊丹 恵） フッ化物についてのご質問でございますけれども、健診で行っているフッ化物につきましては、フッ化物洗口ではなくフッ化物塗布ということで、歯科医師の管理のもと歯科衛生士が塗布している状況にありますので、安全性には問題ないと考えております。

また、保育所等で行っているフッ化物洗口につきましては、原液は確かに劇薬で流通しておりますが、使用する段階に当たりましては、水で薄めるということで、きちんと保育士さんのほうにも方法については帯広保健所から指導を受けながら行っておりますので、安全性には問題はないと考えております。

- 委員長（小川純文） 小島委員。
- 委員（小島智恵） 男性についての不妊治療費は、そのまま受けとめたいと思いますけれども、フッ化物塗布のほうなのですけれども、安全性問題ないということなのですけれども、あえてお金をかけなくとも歯磨きの指導、ここをしっかりと行えばお金をかけなくとも予防できると思うのですけれども、そういったお考えはどのようにお持ちでしょうか。
- 委員長（小川純文） 健康推進係長。
- 健康推進係長（伊丹 恵） 北海道でフッ化物洗口を、大きく道の事業として実施するという事で幕別町も導入した経過をお話ししますと、歯磨きだけでは隅々の歯の間までの虫歯が予防するのが困難であることから、フッ化物洗口で歯の質自体を強くして、虫歯予防に取り組むことで効果を上げるということに取り組んでまいりました。
- ですから、歯磨き指導も大事なのですけれども、フッ化物洗口も有効な事業であると考えております。
- 委員長（小川純文） よろしいですか。
- 審議の途中ですけれども、この際、16時20分まで休憩をとりたいと思いますので、休憩いたします。

16:09 休憩

16:20 再開

- 委員長（小川純文） 休憩前に引き続き、会議を開きます。
中橋委員。
- 委員（中橋友子） 1点だけです。167ページの清掃費ですね。
- 1清掃総務費のゴミ収集にかかわりましてお尋ねしますが、一つはスプレー缶の収集について、昨今、随分火災が発生したとかあるいは事故が起きたとかという報道がされておりました。幕別町でそういう事例があるのかどうか伺いたいのと、それから対処としては多額の費用が何かかかるやに聞きまして、現状のままで収集はするのだと、結局、穴を開けないで収集するのだということでありまして、だんだん新しい技術も出てきてまして、パッカー車の後ろに簡易に機械をつけるようなものもあるようなことも聞きまして。その辺はどんなふうか、今までどう対処されてきて、これからどうされるのか。
- もう一つは、昨年の決算のときにもお伺いしましたが、ごみ収集にかかわりまして、高齢者、障がい者の玄関前収集というのをお尋ねしてきたところですが、実態を調査された上で善処ということで、検討をいただくという答えをいただいていたのですが、どんなふうか検討されてきたのか伺います。
- 委員長（小川純文） 町民課長。
- 町民課長（山本 充） まず、スプレー缶に伴ってのごみ収集での事故、火災とかなのですけれども、一応資源ごみで回収されたときには何もないのですけれども、誤って不燃ごみに缶を入れてしまったときに、それがパッカー車で発火したというのが5年間で3件ほどございました。今、缶につきましては平ボディーで積んで、そのままくりんのリサイクルプラザのほうに収集しておりまして、その中でくりんセンターでは担当職員1名が、穴が開いていない場合は自力で開けて処理しているという状況でございます。札幌で缶に穴を開けて死亡火災が2件ほど発生したということで、そのニュースがございまして、くりんセンターに加盟しております1市8町村で構成する市町村の担当で、その件について今後どうしていくかということで、対策、打ち合わせを実施している状況でございます。そうなった場合に、穴を開けないで受け入れた場合に、その施設においてその作業が相当数になりますので、機械とか設備がこれから費用を負担することも発生する、かかることもありますので、その辺の費用負担等も含めて、1市8町村の中で足並みをそろえてスプレー缶の収集については検討していくということで、現状なっている状況でございます。
- 委員長（小川純文） 保健課長。
- 保健課長（合田利信） 高齢者の玄関前のごみ収集ということなのですが、町民課長が介護予防ポイント制度を活用しながら何とかごみ収集ができないかということで答弁したと思うのですが、この介護予防ポイント制度、第6期介護保健事業計画の中で、総合事業を平成29年度から実施する予定でおりますが、既存のサービス事業の中で、家事支援という部分で何とかこの介護予防ポイントのボランティアさんを、玄関前のほうのごみを収集しながら片やポイントもつくと、こういった両面の中で実施できないかということで、今、内部検討をすすめております。以上です。
- 委員長（小川純文） 中橋委員。
- 委員（中橋友子） スプレー缶につきましては理解をいたしました。1カ所で集中的に処理をしていた

できれば、それはそれで大変ありがたいことだというふうに思いますので、ぜひ1市8町村での協議、そして善処されることを期待したいと思います。

玄関前のごみ収集のことでありますけれども、介護ポイントの検討をされているということですが、それはそれで有効な手法かなというふうにも思います。ただ、私求めたのは、要するに玄関先まで出せない障がい者も含めて若い方もいらっしゃるわけですから、そういったことを考えると、ポイント制で人の手をかりて、ボランティアの手をかりてやるという方法と、もう一つは収集事業車の協力を得て、その分の費用が別に負担になるかなとは思っておりますけれども、玄関先までの回収ということも、そういった障がい者に対しては可能ではないかというふうに思うのですよね。そういった検討はどうか。

○委員長（小川純文） 町民課長。

○町民課長（山本 充） 現在、その高齢者等のごみ収集サポート事業につきましては、帯広市と音更町で実施しておりますので、音更町など参考に今後検討していきたいというふうに考えております。その際には、保健課とか福祉課とかと連携をとって進めていきたいというふうに考えております。要は、その収集の方法等についても、経費等もございますので、こういったものがないかというのは引き続き検討していきたいというふうに考えております。

○委員長（小川純文） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 連携してやる中で、必要とする人たちがどのぐらいいるか浮かんでくると思うのですよね。高齢者も、もちろん高齢者であっても頑張っ自分で出せる人もいればできない人、それから障害も、私たちがやっぱり、四肢、体の機能の障害なのですけれども、夏場は何とか車椅子やなんかで出られるのですけれども、冬場が滑ることもあって物すごい困難を来している状況が町民の中に見受けられます。そういったところも十分承知していただいて、善処されることを期待したいと思います。

○委員長（小川純文） よろしいですか。

（関連の声あり）

○委員長（小川純文） 関連、岡本委員。

○委員（岡本眞利子） ごみ袋の件なのですけれども、うちの町ではごみ袋が各ゴミ袋 10 枚ずつになっておりますが、これ町民の方、住民の方から、もう少し少ない枚数で、5 枚ぐらいでというような声はなかったのか、お聞きいたします。

○委員長（小川純文） 民生部長。

○民生部長（境谷美智子） 基本的に、ばらで売ってくださいというお願いは今ではできていなくて、商店によってはできていないところもあるのですが、大手コンビニさんに置いていただいているところは大体ばら売りしていただけるようになってきているはずですよ。もちろん、その状況等をきちっと把握していないので、今後ちょっと把握しながら置いていただけるようなことも必要であれば、今やっているとこがどれぐらいあるかということも含めて、ちょっと考えていたいと思います。

○委員長（小川純文） 岡本委員。

○委員（岡本眞利子） これ全種類を少ないもの、またばらでというとなかなか大変だと思うのですが、ほかの町村を見ましても、やはり 5 枚ずつぐらいになっていて使いやすい、特に大きな袋 40 リットル、うちの町では 40 リットルですけれども、これを 10 枚買うと 1,200 円、そうなるとなかなかちょっとごみを投げるのに 1,200 円出してはというような声も聞かれますので、そういうところも少し検討していただければと思いますので、よろしく願います。

○委員長（小川純文） よろしいですね。

○12 番（岡本眞利子） はい。

○委員長（小川純文） ほかに、質疑ございますか。

（なしの声あり）

○委員長（小川純文） 質疑がないようですので、4 款衛生費につきましては、以上をもって終了させていただきます。

次に、5 款労働費に入らせていただきます。

5 款労働費の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（田井啓一） 5 款労働費につきましてご説明申し上げます。

170 ページをお開きください。

5 款労働費、1 項労働諸費、予算現額 5,864 万 3,000 円に対しまして、支出済額 4,999 万 2,949 円で

あります。

1目労働諸費、本目につきましては、労働者対策に要した経費であります。

19節負担金補助及び交付金は、援農協力会や幕別地区連合会など、労働関係団体への補助金が主なものであります。

21節貸付金、細節1は勤労者の福利厚生を図るため、運用資金を労働金庫に預託して貸し付けるものでありますが、平成26年度の新規貸し付けはありません。貸付残高は5件で144万円となっております。

2目雇用対策費、本目につきましては、雇用対策にかかわる経費であります。

町の単独事業に加え、国の事業を活用して総額約4,600万円の雇用対策事業を実施したところであります。

7節賃金は、高校、大学の新規学卒者で就職未内定の方を町の臨時職員として採用し、社会人としての基礎的資質を身につけていただくことを主目的として、平成26年度は3名の方を雇用したものであります。

なお、このうち2名の方が民間への就職につながったところであります。

13節委託料は、季節労働者対策といたしまして、細節5から細節7までは町道の清掃や除雪、支障木伐採などで計74名、延べ552人工の雇用を確保したものの、細節8は国の緊急雇用創出事業により民間1社により、有機農業のブランド化に向けた取り組みによる雇用創出を図ったもので、雇用者3名のうち2名の方が前年度からの継続雇用がなされたところであります。

細節9は冬場の雇用対策といたしまして、近隣センターの清掃、ワックスかけなどで5名、延べ101人工の雇用を確保、細節10は国の緊急雇用創出事業により、民間団体4団体におきまして9名の雇用の拡大が図られたもので、そのうち8名の方が前年度からの継続雇用となっております。

また、民間3団体におきまして、在職者の処遇改善を目的に事業拡大などへの支援が行われたものであります。

15節工事請負費は、老朽化いたしました旭町の職員住宅2棟4戸の解体業務で、民間企業に発注したところでありますが、冬場の雇用といたしましては8名、延べ160人工の雇用が確保されたところであります。

以上で、5款労働費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（小川純文） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（小川純文） 質疑がないようですので、5款労働費につきましては、以上をもって終了させていただきます。

次に、6款農林業費に入らせていただきます。

6款農林業費の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（田井啓一） 6款農林業費につきましてご説明申し上げます。

172ページをお開きください。

6款農林業費、1項農業費、予算現額9億9,558万2,000円に対しまして、支出済額9億7,069万2,188円であります。

なお、繰越明許費といたしまして、1,346万円を翌年度に繰り越しいたしております。

1目農業委員会費、本目につきましては、農業委員会の委員等の報酬及び費用弁償並びに事務局運営経費が主なものであります。

13節委託料、細節6は農地法の改正により、農地台帳等の公表が義務づけられたことに伴うシステム改修に要した費用であります。

2目農業振興費、本目につきましては、農業振興にかかわる各種補助金、事務経費等が主なものであります。

174ページになります。

13節委託料、細節7は農業振興地域見直しの素案作成に要した費用であり、19節負担金補助及び交付金、細節12は認定農業者が借り入れたスーパーL資金340件に対しまして利子補給したものであります。

細節 14 は堆肥購入、堆肥切り返し及び緑肥種子購入にかかわる補助金であります。

細節 16 は、生産条件が不利な地域である忠類地域における農業生産活動などへの支援のための交付金であり、細節 17 は町と町内の農協で構成いたします幕別町農業振興公社に対する運営補助金であります。

176 ページになります。

細節 27 新規就農者支援奨励金及び細節 29 青年就農給付金につきましては、いずれも新規就農者を支援するもので、細節 27 は町の単独事業で新規参入者 3 名の方へ、細節 29 は国の事業で 3 組 6 名の方へ交付したものであります。

細節 31 は農林業者等が行う新商品開発や販路開拓等に対する国の支援事業で、1 事業者に補助しており、細節 32 は農業機械、施設の導入や土地基盤整備について融資を活用して導入する場合、融資残の自己負担分に対しまして補助するもので、5 経営体に補助したものであります。

細節 33 は産地競争力の強化や食品流通の合理化を目的に設けられた国の補助制度であり、リバーサイド幕別の工業団地内にある民間事業者 1 社に対しまして食品加工ライン整備に対し補助を行ったものであります。

細節 21 貸付金は町の単独事業で、農業施設整備や家畜導入など 12 件の貸し付けを行ったものであります。

3 目農業試験圃場費、本目は試験圃の管理運営に要した経費であります。

平成 26 年度におきましては、収量、品質、品種比較試験など 15 課題の試験を実施いたしましたところあります。

178 ページになります。

4 目農業施設管理費、本目につきましては、農業担い手支援センター及び味覚工房にかかわる管理運営経費であります。

7 節賃金は、味覚工房指導員 2 名分の賃金、11 節需用費の細節 40 は地域微気象観測機器、いわゆる通称マメダスであります。幕別地域 5 カ所の積雪深計の修繕が主なものであります。

18 節備品購入費、細節 1 は担い手支援センターのパソコン研修用のパソコン 13 台と農地情報用のパソコン 1 台の更新、細節 2 は味覚工房のオープン、給湯器、事務所ストーブなどの更新が主なものであります。

なお、味覚工房の平成 26 年度の利用状況は、利用者が延べ 1,061 人で前年比 84 人 9.2%の減で、利用率は 71.1%、1 日平均利用者数は 5.1 人でありました。

5 目畜産業費、本目につきましては、畜産振興にかかわる経費であります。

180 ページになります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 4、5、6 は畜産関係団体への補助のほか、細 11 は雌雄判別精液購入に対する補助、細節 12 は優良和牛雌牛を保留した農家に対する補助で、いずれも町の単独の補助事業であります。

細節 13 及び 14 は道営草地整備事業にかかわる負担金が主なものであります。

道営草地整備事業につきましては、平成 26 年度、幕別、忠類両地域において 244.9 ヘクタールの草地整備改良などを実施いたしましたところありますが、この中には晩成町営牧場の上段 106 ヘクタールが含まれております。

細節 23 は、家畜伝染病の蔓延防止対策事業に対する道の補助事業で、全天候型車両消毒装置整備事業に係る専門農協に対する補助金であります。

6 目町営牧場費、本目は幕別地域 1 カ所、忠類地域 3 カ所の町営牧場の運営管理に要した費用であります。

平成 26 年度の預託実績は、乳用牛 815 頭、肉用牛 98 頭、馬 12 頭の計 925 頭であります。

地域別の内訳といたしましては、幕別地域が 434 頭で前年比 87 頭の増、忠類地域が 491 頭で 63 頭の減となっております。

182 ページになります。

7 目農地費、本目は土地改良施設の管理運営並びに国営及び団体営事業の償還に要した経費であります。

184 ページになります。

13 節委託料、細節 7 は幕別ダムの操作点検にかかわる委託料、細節 12 は幕別地域で 14.73 ヘクタールの暗渠排水整備にかかわる調査設計委託が主なものであります。

細節 13 は軍岡地区での管渠 1 カ所の調査設計に要した費用であります。

14 節使用料及び賃借料、細節 5 は明渠排水路の床ざらい等のための重機の借上料であります。平成 26 年度におきましては、延長 1,780 メートルを実施したところであります。

15 節工事請負費、細節 1 は 7 地区 8 カ所の明渠補修及び支障木除去など、細節 2 は上統内排水機場の主原動機 3 機のうちの 1 機の分解整備で、平成 26 年度から平成 28 年度の 3 カ年で 1 機ずつ分解整備を行う計画のものであります。

細節 3 は全長で 13.69 ヘクタールの暗渠排水工事を実施したものであります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 3 は国営事業幕別地区の償還金、細節 4 はいわゆる東西線にかかわる公団営事業の償還金であります。

186 ページになります。

細節 5 は小規模暗渠排水及び支線明渠の整備に対する町の単独の補助事業、細節 8 は町内 14 地区の協議会に対する農地・水保全管理支払交付金の町負担分であります。

28 節繰出金は忠類市街地を処理区域とする農業集落排水特別会計への繰出金であります。

8 目土地改良事業費、本目につきましては道営土地改良事業等の負担金及び事務的経費であります。

19 節負担金補助及び交付金の細節 5、7、8、9、10 は道営畑総事業負担金、細節 6 は旧町道名の東宝線にかかわります道営農道整備事業負担金であります。

なお、細節 7 から細節 10 の道営負担金におきましては、未施工分、計 1,346 万円を平成 27 年度に繰り越したところであります。

2 項林業費、予算現額 8,177 万 6,000 円に対しまして、支出済額 8,017 万 956 円であります。

1 目林業総務費、本目は林業振興にかかわる経費であります。7 節賃金、8 節報償費及び、188 ページになりますが、19 節負担金補助及び交付金の細節 11 は、有害鳥獣駆除に要した費用であります。

なお、平成 26 年度における有害鳥獣の捕獲数は、町内のハンターに依頼した分に加え、町直営分も含めると鹿 410 頭、キツネ 183 匹、カラス、ハト 582 羽、熊 1 頭となっております。

19 節負担金補助及び交付金の細節 8 から細節 10 につきましては、民有林振興にかかわる補助金であり、細節 8 は森林組合に対する補助金、細節 9 は除間伐 125.33 ヘクタール、細節 10 は公費造林 110.66 ヘクタールを補助対象として事業が実施されたものであります。

細節 11 は国の事業で、町内ハンターの有害鳥獣捕獲活動に対して補助されたものであります。

2 目育苗センター管理費、本目は忠類育苗センターの管理運営に要した経費であります。アカエゾマツ、トドマツの苗木生産業務にかかわる幕別町森林組合の委託料が主なものであります。

平成 26 年度におきましては、アカエゾマツ 4 万 9,050 本、トドマツ 19 万 3,970 本、計 24 万 3,020 本の苗木を出荷し、4,237 万円の売払収入を得ております。

以上で、6 款農林業費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（小川純文） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 175 ページ、農業振興費の 19 負担金補助及び交付金の 17 農業振興公社の事業にかかわりまして 2 点お伺いしますが、一つは資料の 94 ページ。振興公社ができてから、宿泊施設もつくりまして、担い手を育成するということでずっと事業を進めてこられました。ただ、この表にありますように、残念ながら余りこう有効な活用がされていない。特に、農業担い手支援センターの宿泊施設の稼働実績は年々下降の一途をたどってきました。この現状をどのように押さえているのかということと、有効活用ができないものかということが一つであります。つまり、恐らくあいているままの状況が何年も続いていると思いますので、補助金の関係もあるでしょうけれども、現実的にはこういった施設を利用したいという若い農家の皆さんもいらっしゃると聞いておりますので、そういった有効活用につなげられないものなのかどうかということと。

もう一つは、農業者の平均年齢がどのぐらいになっているのかということと、それから担い手、若い方たちが後継ぎとなって頑張っているわけですが、以前は改良普及所などを退職されて結婚相談などの事業もされていたと思います。今も続いているのだと思うのですが、その実績ですね、そういった事業の中身と実績についてもお伺いいたします。

○委員長（小川純文） 経済部参事。

○経済部参事（廣瀬紀幸） まず、農業担い手支援センター、恐らく宿泊棟のほうの活用になるかと思えます。平成 26 年度におきましては、宿泊の利用率につきましては 14.5%、実際に入居されていた方は、

年間を通じてという方はお一人、10カ月以上ではございますけれどもお二人ということで、実質3戸が活用されていたということでございます。こちらのほうにつきまして、これからどのようにということもあるのですけれども、実質、この研修生として幕別のほうで実習研修を行いたいのですと、農業のほうをやりたいのですというような問い合わせ、照会などがここ数年減ってきているような状況でございます。こちらのほうといたしましても、公社のホームページ、また農業人フェアといったイベントへの参加して、幕別町にはこのような施設がございますので、ぜひ利用してくださいというようなことでPRさせていただいております。また直接、農家さんのほうに研修したいというふうに来られた方を、研修生として受け入れてやっているというようなケースがございます。

しかし、今言ったホームページですとか直接公社のほうに電話での照会という部分につきましては非常に減っている状況で、平成23年度までは2桁10件を超える問い合わせはあったのですが、24年度以降は1桁というような状況でございます。こちらのほうとして何かできないかなということで、昨年度ではありますけれども、酪農学園大学のほうに行きまして、例えば実習の際にはぜひ2週間程度の、2週間なり1カ月とかという短い期間でも利用していただければということでPRさせていただいたところでございます。

ただ、実際に研修するためには、身一つといたらおかしいのですけれども、着がえ程度でその宿泊棟を利用できるかということ、ちょっとできないような状況でございます。洗濯機ですとかテレビ、俗に言う生活必需的なものは、一部貸し出せる部分はあるのですけれども、ある程度の戸数入った場合はちょっと対応できないということもありまして、また大学のほうにおきましても、実際にそこに、農家さんへの実習に通う部分につきまして、送迎のほうの問題ということもあって。そのときは、これから例えば卒業されて就農を目指すという方がいらっしゃれば、ぜひということでパンフレット等を置いてきたりしてございますし、今年度につきましても、ほかの農業関係の学校に行きまして、ぜひPRさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

あと、ちょっと農家さんの平均年齢、こちらのほうにつきましては、済みません、ちょっと押さえていない状況で、大変申しわけないのですが、今すぐちょっとお答えできるような状況ではございませんので。ちょっとこちらのほうにつきましては、調べさせていただきたいというふうに思います。

グリーンパートナー対策のほうに関してでございます。現在、平成26年12月末現在、幕別町内におきましては150名の方が独身農業後継者ということで、こちらとしては押さえているところでございます。このうち20歳から49歳までの方が118人ということで、主に、この方たちに対しましてグリーンパートナー対策ということで、交流会ですとか、個別の紹介というものをやっているところでございます。昨年度におきましては、交流会については六つ、あと幕別町を含めまして南十勝5町村で共同で行っております交流会、こちらが1回ということで開催してございます。また、直接公社に個別に紹介してほしいという方がいらっしゃれば、アドバイザーから農業後継者のほうを紹介するというようなことを行ってございます。昨年度は、平成26年度はこの交流会をきっかけに成婚されたということで、二組の方が成婚されてございます。今現在も2組が成婚間近というような情報をお聞きしているところでございます。

あと、その担い手アドバイザーにつきましては、当初1名ということでありましたが、平成25年度より補助アドバイザーということで2名体制、26年度からはその補助アドバイザーが女性ということでお願いしております。この2名体制で行っているところでございます。

以上です。

○委員長（小川純文） 中橋委員。

○委員（中橋友子） ありがとうございます。

もともと、ここの事業の目的というのが、やはり農業の高齢化や後継者不足を解消するためにその担い手を育成していくということから始まりまして、そのための必要な施設も完備して学んでいただいて担い手になっていただくということが目的だったのだと思うのです。

しかし、今お答えいただきましたように、なかなかその希望者そのものが減っていること、あるいはそちらに宿泊したくても、実はその整備されていない、十分ないろんな道具含めて完備されていないので利用できないというようなことも含めてありました。PRは大学まで行ってやっておられるということでもありますから、もっともっと頑張る必要があるのだろうというふうに思うのですけれども、その設備が十分でなくて利用できないということであるのであれば、そういったところの常備のものをもっともっとふやして行って、そして利用していただけるようにするのが大事ではないでしょうか。

ずっと100%の稼働ということにはなかなかならないと思うのですが、平成26年は14.5ですからね、ほとんど9割方があいたままということになってしまいます。そういったことで、一番はそういう形で使っていただくという方向が大事かと思います。

これもう一つは、たしかこれ担い手センターで、研修に来られる方たちに提供する。ご夫婦で住んでいただくところと単身のところとあったというふうに記憶しているのですが、違いませんか、そうですね。ですから、そういうあわせて、何ていうのですか、整備するというのと、私は本当に幕別の場合の担い手というのを考えたときに、幕別では、今、遊休地はないということでありますから、結局、離農された後も、現在、経営で残っていらっしゃる方たちが拡大されて経営されているのだと思うのです。だから、そういう点では、大規模化になって続いてきているというのが現状だと思うのですよね。それと、その大規模化も、今、競争農業経営の中で生き延びていくための一定の方策として大規模化せざるを得ないという面もあって、両方なのだろうというふうに思うのです。

それで、農家戸数は毎年毎年減ってはきておまして、26年もどうだったか伺いたいのですが、そういった形で、現在、幕別の中で、実際に担い手の方たちにきちっと後継ぎになっていただけて頑張っていたと、そのためにはその結婚対策だとかそこが重要だということと、もう一つは全くそういうかわりがない、ここに親兄弟もなくて継がれる、遠くから来られて継がれると、そういう方に利用されるのがこの宿泊施設なのだと思うのですよね。

ですから、一番は目的どおりに使われるということが大事だと思いますので、頑張っていたかといえると思うのですが、もうこの3年間一番高く平成24年度の31%ですから、そういうあいている状況を見て、新しく家庭を持って後継になる方たちが、ああいうところ利用できないのかという声が出ているものから、そういう点の拡大した活用の仕方というのにも必要なかなと思って伺いたわけですね。

離農の状況など含めて、もう一度お答えいただけますか。

○委員長（小川純文） 経済部参事。

○経済部参事（廣瀬紀幸） まず、担い手支援センター宿泊棟のほうの設備のほうにつきましては、昨年そういうお声を聞きまして、全室にすぐということは無理はあるかもしれませんが、来年度の予算要求から、少しずつそろえていきたいというようなことは検討しているところでございます。

あと担い手センターの研修、要するにまくべつ農村アカデミーというところで研修する方で、実際にその農家さんのほうに実習するのですが、そのときに宿泊するところがないという方に使っていただくのがこの研修施設ということでございます。確かに平成26年度末におきましては3戸という、全部個人ではあったのですが、今現在、一夫婦、そして女性の単身の方お一人、そして男性2人の今4戸入っておられる状況であります。今後ともぜひPR進めていって入居につなぐ、利用する方がふえていただくように努力してまいりたいというふうに思っております。

○委員長（小川純文） 農林課長。

○農林課長（川瀬吉治） 農業者戸数についてお話をいたします。

農家戸数につきましては、平成26年度では577戸、2010年、平成22年ですね、農業センサスでは596戸でありましたので、19戸の減ということになっております。

○委員長（小川純文） 中橋委員。

○委員（中橋友子） わかりました。ぜひ使えるものにしていくということが大事だと思いますので、放置しないで整備をすること、そしてPRも積極的に行っていくこと。さらに、農家戸数は、22年から26年、4年間で19戸の減少ということでありますから、やっぱりそういういった政策が功を奏するように努力をしていただきたい、このように思います。

アドバイザーの内容も充実されてきているということでありますから、これがさらに、現在、間近とこのことの実することも期待して、さらに積極的な事業を展開されるように求めて、終わります。

○委員長（小川純文） ほか、質疑ございますか。

（なしの声あり）

○委員長（小川純文） 質疑がないようですので、6款農林業費につきましては、以上をもって終了させていただきます。

この際、お諮りいたします。

本日の委員会は、7款商工費の審査が終了まで行いたいと思いますが、これに異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（小川純文） 異議がないようですので、本日の委員会は7款商工費の審査が終了するま

で行います。

次に、7款商工費に入らせていただきます。

7款商工費の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（田井啓一） 7款商工費につきましてご説明申し上げます。

192 ページをお開きください。

7款商工費、1項商工費、予算現額5億9,567万円に対しまして、支出済額5億8,299万5,893円です。

1目商工振興費、本目は商工業振興や中小企業融資にかかわる経費であります。

8節報償費、細節3につきましては、町内業者の施工により、住宅の新築またはリフォームを行った方に商品券を交付する事業であります。平成26年度の交付対象の工事実績は新築19件、リフォーム78件の計97件で、工事費ベースで申し上げますと、新築は4億342万1,000円、リフォームは1億1,225万9,000円で、計5億1,568万円となっております。

施工業者数は新築10社、リフォーム21社でありました。前年度に比較いたしますと、件数は新築で7件の増、リフォームでは25件の減となっており、全体で18件の減、工事費ベースでは26.4%の増、交付額では8.8%の減となっております。

19節負担金補助及び交付金、細節3につきましては商工会への補助金、細節4、5につきましては中小企業融資に係ります保証料及び利子補給の補助金、細節9は空き店舗対策として行っている町の単独の補助事業で、平成26年度に新規開店された1件の店舗改修費と家賃に対する補助であります。

細節10は、商工会が実施いたしましたプレミアム商品券発行事業に係る補助金であります。平成26年度はワンセット6,000円分の商品券を5,000円でプレミアム率が20%、1人6セットまで購入できるという内容であります。3,000万円相当の商品券5,000セットが937名の方に発売され、135の店舗、事業所で利用されております。

21節貸付金につきましては、中小企業融資のための原資を町内各金融機関に預託して貸し付けを行うものであります。平成26年度の新規貸し付けは77件、4億5,125万円で、平成26年度末の融資残高は282件、10億3,681万1,000円となっております。

2目消費者行政推進費、本目は消費者行政にかかわる経費であります。7節の消費生活相談員賃金が主なものであります。

26年度からの相談開設日の拡充を行ったところであります。相談件数は前年比34件増の145件で、このうち22件、金額にいたしまして581万3,305円が相談業務により救済されたところであります。

194 ページになります。

3目観光費、本目は観光物産振興にかかわる経費であります。

11節需用費、細節21は道の駅・忠類にかかわる電気料が主なもので、細節40はアルコ236にかかわる修繕料が主なものであります。

13節委託料はアルコ236、道の駅・忠類の指定管理にかかわる経費が主なものであります。細節11につきましては協定書に規定するリスク分担に基づき、燃料単価の増、修繕料にかかわる町の分担額を支払ったものであります。

18節備品購入費、細節1は道の駅・忠類のテーブル8台、椅子22脚の更新、細節2はマスコットキャラクターパオ君の着ぐるみを更新したものであります。

19節負担金補助及び交付金は、細節3の観光物産協会に対する補助が主なものであります。

196 ページになります。

4目スキー場管理費、本目は白銀台スキー場及び明野ヶ丘スキー場の管理運営に要した経費であります。

7節賃金、細節3は白銀台スキー場の管理人9名分の賃金、細節4は白銀台スキー場4名分、明野ヶ丘スキー場1名分の嘱託職員の賃金、11節需用費、細節21は電気料、細節40はリフトの修繕料であります。

13節委託料、細節8は明野ヶ丘スキー場のリフト管理委託料が主なものであります。

平成26年度のスキー場のリフトの運行状況につきましては、明野ヶ丘スキー場が1月24日から3月15日の間の50日間、白銀台スキー場は同じく1月24日から3月15日の間の49日間で、当初計画した期間より短かったことにより、各種経費が減少したことにより、本目全体で655万5,849円の不用額が生じたところであります。

198 ページになります。

5 目企業誘致対策費、本目につきましては、企業誘致にかかわる経費であります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 3 は企業が事業所を新增設した場合において、投資額の一定割合及び固定資産税相当額を補助するものでありますが、平成 26 年度におきましては、平成 22 年度から平成 26 年度までに事業所の新增設などを行った 10 社に対して補助したものであります。

21 節貸付金につきましては、工業団地内に事業所を新增設する企業が新增設に伴い用地を取得する場合に、金融機関が貸し付ける用地取得資金の原資とするものであります。

平成 26 年度は新規貸し付けはありませんでしたが、平成 26 年度末における融資残高は 10 件 5,440 万 3,000 円余りとなっております。

以上で、7 款商工費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（小川純文） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

質疑ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（小川純文） 質疑がないようですので、7 款商工費につきましては、以上をもって終了させていただきます。

この際、お諮りいたします。

本日の委員会はこの程度にとどめ、散会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（小川純文） 異議なしと認めます。

したがって、本日の委員会はこれをもって散会することに決定いたしました。

[散会]

○委員長（小川純文） 本日は、これで散会します。

なお、あすの委員会は午前 10 時から開会いたします。

17 : 11 散会

平成26年度

各会計決算審査特別委員会会議録

1 日 時 平成27年9月17日 開会 10時00分 散会 17時55分

2 場 所 幕別町役場 5階議場

3 出 席 者

① 委員 (18名)

板垣良輔	荒 貴賀	高橋健雄	小田新紀	内山美穂子
若山和幸	小島智恵	野原恵子	田口廣之	谷口和弥
小川純文	岡本眞利子	寺林俊幸	東口隆弘	千葉幹雄
中橋友子	藤谷謹至	藤原 孟		

② 委員長 小川純文

③ 委員外議員 議長 芳滝 仁

④ 説明員

町 長	飯田晴義	副 町 長	川瀬俊彦
教 育 長	田村修一	代 表 監 査 委 員	柏本和成
監 査 委 員	乾 邦廣	教 育 部 長	山岸伸雄
会 計 管 理 者	原田雅則	総 務 部 長	菅野勇次
経 済 部 長	田井啓一	民 生 部 長	境谷美智子
企 画 室 長	細澤正典	建 設 部 長	須田明彦
忠類総合支所長	伊藤博明	札 内 支 所 長	羽磨知成
企 画 室 参 事	山端広和	地 域 振 興 課 長	小野晴正
総 務 課 長	武田健吾	糠 内 出 張 所 長	阿部麗子
町 民 課 長	山本 充	学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	妹尾 真
保 健 課 長	合田利信	税 務 課 長	中川輝彦
土 木 課 長	寺田 治	学 校 教 育 課 長	川瀬康彦
都 市 施 設 課 長	笹原敏文	生 涯 学 習 課 長	湯佐茂雄
水 道 課 長	坂井康悦	図 書 館 長	林 隆則
経 済 建 設 課 長	天羽 徹		

ほか、関係主幹、係長及び係

⑤ 職務のため出席した議会事務局職員

局長 野坂正美 課長 澤部紀博 係長 佐々木慎司

4 審査事件 平成26年度幕別町一般会計ほか8会計決算認定

5 審査結果 一般会計質疑

6 審査内容 別紙のとおり

決算審査特別委員会委員長

議 事 の 経 過

(平成27年9月17日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

- 委員長（小川純文） それでは、昨日に引き続き、決算審査特別委員会を開会いたします。
本日も、気温が高くなることが予想されますので、適宜、上着を脱いでいただいても結構です。
最初に、昨日の決算審査特別委員会において、中橋委員の質問の中で農業者の平均年齢について後ほどお答えするとの答弁がありましたが、その件について経済部長から発言を求められていますので、これを許します。
経済部長。
- 経済部長（田井啓一） 昨日のご質問は、農業者の平均年齢ということでのご質問でありましたが、統計データとしてそういったデータを見つけることはできませんでした。農業センサスにおきます農業経営者の平均年齢の数値でお答えをさせていただきたいと思っております。平成22年、2010年農林業センサスによりますと、農業経営者の平均年齢、幕別地域で55.5歳、忠類地域で53.7歳となっております。
なお、参考までに北海道の平均年齢につきましては、57.6歳ということでございます。
以上であります。
- 委員長（小川純文） それでは、次に8款土木費に入らせていただきます。
8款土木費の説明を求めます。
建設部長。
- 建設部長（須田明彦） 8款土木費の説明をいたします。
200ページをお開きください。
8款土木費、1項土木管理費、予算現額4億5,481万1,000円、支出済額4億4,873万8,187円であります。
1目道路管理費、本目は町道の維持管理に要した費用でありまして、町道の管理委託料除排雪機械借上料及び除雪機械購入費が主なものであります。
13節委託料のうち細節1の町道管理委託料は、幕別地域及び忠類地域の年間の町道管理に要した経費であります。
細節2は、幕別地域の町道に係る清掃業務の委託料、細節6は、札内駅自由通路のエレベーター保守点検に要した経費であります。
14節使用料及び賃借料のうち細節5は、除排雪機械71台のほか関連機械の借上料であります。
15節工事請負費は、札内駅自由通路のエレベーターの利用者が挟み込まれることや転落を防止する戸開き走行保護装置の設置工事であります。
18節備品購入費は、幕別地区の小型除雪車の更新に要した費用であります。
次に、2目地籍調査費、本目は地籍調査事業に要した経費でありまして、事務的経費のほか、202ページをごらんください、13節委託料の細節6につきましては、美川、弘和及び駒形の各一部33.65平方キロメートルの調査に要した費用であります。
次に、2項道路橋梁費、予算現額3億5,697万9,000円、支出済額3億5,157万5,395円であります。
1目道路橋梁総務費、本目は土木課所管の経常的な管理経費であり、7節賃金は町内107カ所の樋門の維持管理に当たる管理人の賃金であります。
13節委託料は、道路台帳の修正に係る業務委託料、14節使用料及び賃借料の細節5は、泉源通など4路線の用地借り上げに要した費用であります。
2目道路新設改良費、本目は町道の改良舗装整備に要した経費であり、事務的経費のほか、204ページをごらんください、13節委託料は、工事に伴う用地確定業務や翌年度以降に整備する道路の調査設計などに要した費用であります。
15節工事請負費では、歩道段差解消工事や明野6線道路整備工事のほか11路線の道路整備を実施したものでございます。
206ページをごらんください。17節公有財産購入費は、泉町3号通のほか1路線の町道用地買収費であります。
22節補償補填及び賠償金につきましては、町道整備に伴う水道管移設の補償費であります。

次に、3目道路維持費、本目は町道維持補修に要した費用でありまして、14節使用料及び賃借料は、茂発谷線など6路線の道路側溝土砂除去に要した機械借り上げの経費であります。

15節工事請負費の細節1は、主に道路の補修工事で、泉町3号通歩道補修工事など76工事、細節2は主に区画線設置工事など4工事、細節3は雨などによる災害の採択要件に至らない復旧工事で軍岡大豊線路面補修工事など8工事であります。

次に、4目橋梁維持費、本目は町道管理の橋梁維持管理費でありまして、13節委託料、細節5は幕別町橋梁長寿命化修繕計画に基づく川村橋の橋梁補修設計に要した費用であります。15節工事請負費細節2は、同じく幕別町橋梁長寿命化修繕計画に基づき白人橋の橋面舗装補修工事を実施したものであります。

19節負担金補助及び交付金、細節3は十勝中央大橋の維持補修に係る管理者負担金であります。

以上が道路橋梁費であります。平成26年度の道路事業の実績は、道路改良が1,237メートル、道路舗装は再築も含めると1,521メートル、歩道整備は再築で125メートル、車道オーバーレイが123メートル実施しております。

次に、3項都市計画費、予算現額5億4,968万2,000円、支出済額5億4,749万794円であります。

1目都市計画総務費、本目は都市計画に係る経費でありまして、1節報酬は都市計画審議会1回の委員報酬であります。

208ページをごらんください。

19節負担金補助及び交付金は、帯広圏広域都市計画協議会のほか、各種協議会などの負担金、28節繰出金は、公共下水道特別会計への繰出金であります。

次に、2目都市環境管理費、本目は公園及びパークゴルフ場などの管理及び施設補修に要した費用であります。

13節委託料のうち細節5の公園清掃管理委託料は、公園及びパークゴルフ場のほか、フラワーガーデンや果樹の管理に要した費用であります。

細節6は、さつき通堤防緑地の草刈りに要した経費、細節7は依田公園など8カ所の浄化槽の管理に要した経費、細節11は、公園98カ所、パークゴルフ場10カ所などの維持点検管理に要した経費であります。

210ページへ行きます。ごらんください。

細節12は主に就労センターに委託する公園トイレの清掃や公園花壇の草取りなどに要した経費であります。

15節工事請負費のうち細節1は、木製遊具などの補修に要した経費、細節2は、浄化槽やパークゴルフ場、公園のトイレ、芝生などの修繕に要した経費であります。

16節原材料費は、パークゴルフ場の芝の肥料や種、公園の花の苗などの購入に要した費用であります。

次に、3目都市施設整備費、本目は街路、公園などの都市計画施設の整備に要した経費であります。

13節委託料は公園施設の改築工事にかかわります公園遊具単価確定に要した費用、15節工事請負費、細節1は、新みどり公園ほか4公園の遊具などの改築、更新に要した費用、細節2は、旭町三角公園トイレ改修、糠内公園あずまや更新に要した費用、細節3は、札内西大通道路整備に要した費用、細節4は、パークゴルフ発祥の地、つつじコースを案内するため、大型案内標識設置に要した費用であります。

次に、4項住宅費、予算現額3,944万5,000円、支出済額は3,876万1,027円であります。

212ページをごらんください。

1目住宅総務費、本目は町営住宅の管理に係る経常的経費が主なものであります。

7節賃金は、住宅料の徴収に係る嘱託職員の賃金などが主なものであります。

2目住宅管理費、本目は町営住宅896戸の維持管理及び修繕などの経費であります。

1節報酬につきましては、公営住宅委員会の開催に伴う委員報酬、7節賃金は町営住宅21名分の管理人賃金、11節需用費、細節40は公営住宅の営繕工事に要した費用で、修繕件数は392件、15節工事請負費は、公営住宅の修繕に要した経費で、件数は186件であります。

以上で、8款土木費の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（小川純文） 説明が終わりましたので、審議をお受けいたします。

荒委員。

○委員（荒 貴賀） 1点だけ質問したいと思います。208ページの2目都市環境開発管理費と13節委託料、細節9の循環式トイレ管理委託料についてお聞きしたいと思います。

公園のトイレではありますが、和式と洋式のトイレとありますが、幕別町ではどれぐらいの割合であ

るのでしょうか。

それと、トイレの建物につきましても、かなり老朽化が進んでいるところが多く見られます。遊具の建てかえはしていただいているのですが、トイレのほうも同じようにするべきだとは思っていますが、どのような計画があるか、もしあればお聞きしたいと思います、よろしく願いいたします。

○委員長（小川純文） 土木課長。

○土木課長（寺田 治） 循環式トイレ管理委託料の件でございます。こちらにかかった費用でございますけれども、札内川河川敷地パークゴルフ場の駐車場にあります循環式トイレ、それとエコロジーパークにある循環式トイレ、こちらの点検委託料でございます。

ご質問の和式、洋式の数ですけれども、今現在ちょっとその数を把握しておりませんが、最近のトイレの整備に当たっては、洋式にしているところですが、和式が残っているところについては、古い時代に整備したトイレでございます。

私のほうからは、以上でございます。

○委員長（小川純文） 都市施設課長。

○都市施設課長（笹原敏文） 私のほうから、トイレにかかわる改修計画について、お答えしたいと思います。

これまでは長寿命化対策ということで、遊具施設、いわゆる公園遊具ですね、そうしたものを対象に改築、更新を進めてきております。ただ、あわせて遊具施設以外の建築物に該当するようなもの、また土木構造物に該当するものについても、点検のほうは毎年もしておりますし、また委託をしまして老朽化の具合は確認しております。その中では、直ちに危険になるようなもの、そうしたものについてはないというふうに現段階では把握をしているという状況でございます。

また、洋式のトイレにつきましても、ここ最近整備された公園につきましても、これはバリアフリー法などにもよりますが、障がい者の方ですとかどなたでもご利用しやすいように整備するというのが法律で求められておりますので、近年整備した公園については、そのような整備をしているところでございます。

今後におきましては、遊具のほうの改築、更新が終わりました後に、必要な場所について順次改築のほうを検討して参りたいというふうに思いますけれども、その際には、バリアフリー法にも基づきまして、トイレについては洋式化のほうを検討することになるのかなというふうに考えております。

○委員長（小川純文） 荒委員。

○委員（荒 貴賀） 遊具の建物の建てかえなのですが、いつごろに終わる予定でしょうか。それで次にトイレの洋式化、建てかえなのですが、いつごろから始まる予定ともしあればお聞きしたいと思います。

○委員長（小川純文） 都市施設課長。

○都市施設課長（笹原敏文） 遊具のほうなのですが、おおむね必要な公園の箇所数ベースでいきますと、9割がた改築、更新が終わっている状況でございますけれども、残る公園の部分での遊具の改修については4カ所ほど残っております。

ただ、その中で一つ明野ヶ丘公園、こちらのほうにも遊具の改築、更新が必要な分がございまして、ここがちょっと箇所数的にちょっと多いというような状況になっております。また、この公園については総合公園ということで、規模がかなり大きな公園というようなこともございまして、単純に遊具の改築、更新をするべきなのかどうなのか、こちら辺についても、今現在、内部で検討しているというようなところでございます。そのほかの3カ所の公園につきましても、来年度予定をしているという状況でございます。

○委員長（小川純文） 荒委員。

○委員（荒 貴賀） では、その後にトイレのほうに手をつけるというふうになるのでしょうか。

○委員長（小川純文） 都市施設課長。

○都市施設課長（笹原敏文） その後になるのですが、トイレの数がかなり設置されている箇所が多いものですから、どの場所からやるべきなのか、そこら辺については今後の検討になるのですが、一時避難場所になっているですとか、そのような観点から改築する場合にあっては行わなければならないのかなというふうに考えています。

○委員（荒 貴賀） 以上です。

○委員長（小川純文） よろしいですか。

ほかに。

東口委員。

○委員（東口隆弘） 質問いたします。

土木費、項目が載っておりませんが、河川敷地のことについてお伺いをさせていただきたいと思えます。国が管理する1級河川、道が管理をする2級河川、町が管理をする河川、あと小川というような川がありますが、町有、道有、国有の河川敷地のことについてお伺いをしますが、河川改修が終わった河川の河川敷地というのは既に利用されているといったほうがいいと思えますが、古い川の、既にもう川がない状態の河川敷地というのは、その河川改修をされた川の付近にかなりの面積があるであろうというふうに思えます。

それで、その古いといいましょうか、今現在、川が通っていない河川敷地の利用方法、つまり民有地の中を走っている河川敷地の売却等どのようにお考えか、お伺いします。

○委員長（小川純文） 土木課長。

○土木課長（寺田 治） 河川敷地のお話、ご質問でございます。国、道、町が管理する河川、一級河川でいきますと幕別町には1級河川と2級河川あるのですけれども、2級河川は忠類しかございません。十勝川、猿別川、途別川、札内川とございますけれども、全て1級河川。管理区分が分かれておまして、猿別川でいきますとJRの鉄橋、鉄橋から下が国、上が道。1級河川ですね。で管理区分が分かれております。途別川も同じでございます。鉄橋から下が国、国土交通省で、上流が北海道。札内川、十勝川は全て国土交通省という管理になっております。

猿別川のお話でいきますと、猿別川も鉄橋から上流側、つまり北海道が管理している区間で、河川敷地が今おっしゃられた民有地のほうに残っていたところ、ございました。これ、猿別川の期成会を立ち上げて、そういった堤防から中側というのですか、堤内地というのですけれども、堤内地に余った河川敷地を払い下げてほしいということで、期成会を立ち上げまして、糠内まで一帯的に鉄橋から糠内地区まで全て期成会を立ち上げて、関係地権者さんに聞き取りをして、払い下げ手続という手続は終わっております。それ以外の河川については、まだ現状としては残っているところもあると思えます。

それと、町が管理する河川、これは普通河川なのですけれども、これは河川法に当たらない河川、条例河川なのですけれども、普通河川については平成12年に国から、もともと国の土地だったのでございますけれども、権限移譲で町のほうで管理するようになりました。現実的には、普通河川の改修というところはやっておりませんので、畑の中ですとか、川道がないところで現実的に河川敷地が残っているところがございます。水が流れていないところにつきましては、これは払い下げの手続をとれば、水の流れていないところは財務省の土地になるのですけれども、財務省さんから払い下げしていただくということは可能でございます。

以上です。

○委員長（小川純文） 東口委員。

○委員（東口隆弘） 認識がなくて、普通河川の河川敷地は財務省の管轄であるということによろしいですね。そうすると、例えば民有地の中に走っている水の通っていない普通河川については、町の承諾なく、直接財務省のほうへ売買の行為をするということで売買が成立をするという認識でよろしいでしょうか。

○委員長（小川純文） 土木課長。

○土木課長（寺田 治） 普通河川は、水の流れているところは町で管理しております。ですので、底地についても町です。で、この町というのは、もともと国の土地を法定外譲与で幕別町で帰属された土地でございます。水の流れていないところは、普通河川、川が流れていませぬので、町としてもらうことができない。ですので、国の土地、財務省の土地として残り続けていると。財務省に払い下げの手続をすれば、財務省から所管確認といまして、国、北海道、幕別町、払い下げ手続をとるに当たって支障がないかどうかという確認が回ってきます。そこで、どこの官庁も支障がなければ払い下げという形になります。

以上です。

○委員（東口隆弘） わかりました。

○委員長（小川純文） よろしいですか。

ほかに。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 212ページの住宅管理費。公営住宅の全般にわたるといいますか、大きく二つのことをお尋ねしたいのですけれども、一つは入居状況であります。いつときは倍率が高くてなかなか入居

できなかった公営住宅なのですが、最近の町広報の募集状況などを見ていますと、過去よりは募集されている件数が多く感じ取られます。緩和されてきたのかなとは思いますが、実数で26年がどうだったのか、お示しいただきたい。

あわせまして、同じ入居にかかわってなのですが、当然古い新しいということが変わるということもあろうと思います。同時にバリアフリー化が全面にっていないものですから、バリアフリー化の入居を求める声が多く聞かれます。そこで、こういった人たちが入居可能な、もっともっと入居できるようにしていくためには、それに向けての改修なども必要だと思います。そこで、今、東春日団地をはじめ、改修に手がけていられますのですけれども、そういうことを整理されていった場合に、今の全体の要望に応えられる目標といいますか、長寿命化計画も出されているのですけれども、どのぐらいの計画で進められるのかということです。

もう一つは、予算のときにもお尋ねしましたがけれども、札内のあかしや団地の改修につきまして、どこが改修が必要かというような調査をされるのが、これは今年度の予算の補正の中で提示されておりました。それで、改修の方向性については、その時点ではなかなか具体的には示していただけなかったのですけれども、今前段お話ししたようなことを考えて、将来的にきちっとそういった要望に応えられる改修に向けていくことが大事だと思うのですけれども、その点のお考えも伺います。

○委員長（小川純文） 都市施設課長。

○都市施設課長（笹原敏文） 最初の入居の申し込みの状況についてでございます。

26年度につきましては、募集の戸数としては69戸募集いたしまして、応募の件数として39件ございましたので、倍率としては単純に計算いたしますと0.6倍でございます。

ただ、待機者、重複して申し込みをされていた部屋もございまして、残念ながら入居できなかった方々がいらっしゃると思いますので、いわゆるそういった待機者になられた方々、これについては6人ほど、6件ほど発生したという状況になっております。場所によりましては、そうしたところ、重複したところでは、1戸当たり3人とか、3倍の応募があったというような状況も把握しております。

あと、バリアフリー住宅の関係でございます。

町では、現在、バリアフリー住宅について一定程度の整備はしておりますけれども、公営住宅の全体の数としましては819戸町内にございまして、うちバリアフリー対応の住宅が143戸となっております。割合としては、約17%ぐらいの割合となっております。これらについては主に平成の時代に入ってから建てかえですとか、あとは全面改善を行った場所で、住宅のバリアフリー化を図ってきたということになっております。委員おっしゃいましたように、現在の長寿命化計画、この計画の中では大きな方針として少子高齢化に対応していくという方針が定められておまして、高齢化への対応といった部分では、このバリアフリー化住宅の整備というようなことが具体的な整備の内容になっていくのかなというふうに私たちも考えております。

そのような考え方のもと、今年度、今、設計のほうを進めておりますけれども、春日東団地の建てかえにありましても、当然こうしたバリアフリー対応の住宅整備をしていきたいというふうに考えております。現時点では44戸、実は今現在、春日東団地にあるのですけれども、計画の中では32戸程度ぐらいの整備をしていけないかなというふうに考えておまして、それらについては、住戸の整備内容については先ほど申し上げたようなバリアフリー対応の住宅にしていくことができないかというふうに設計の中で行っていきたいというふうに考えております。

もう一つは、あかしや南団地についてであります。これにつきましては、6月でしたか、お話をさせていただいたかと思うのですけれども、今現在、基本計画の委託業務を進めている状況でございます。長寿命化計画の中では、一応個別改善を図っていこうと、具体的にふぐあいが出ている箇所がどこなのかというようなところを十分把握をしながら、どういった具体的な改修がいいのかというようなことを委託業務ですとか、そうしたものをもとにしながら、内部で検討を進めていきたいというふうに考えております。その中で、今おっしゃったようにバリアフリー化、こころ辺がどのように行っているのかというようなことも課題の一つとしては当然あるというふうには考えておりますけれども、ただ隣の道営住宅、こちらのほうに関しましては、実は全面改善を図られたのではありますけれども、バリアフリー住宅として特定目的の優先入居できるような状況にあるのかといいますと、実はそういう状況にはなっておりません。私たちが実際に建物の中を、住宅の中を拝見させていただいたりしていただきましたけれども、やはり50年代の設計基準に基づいて建てられた建物でございますので、玄関へ入って実際にお部屋に上がるようなところの場所ですとかに、どうしても段差が生じたりというようなこともありまして、室内に上がりました際には、室内の中は段差がないという状況にはなっておりますけれども、やは

り部分的には段差が全て解消されているかというような状況にはなっておりませんので、そうしたことから考えますと、あかしや南団地、現状の構造を踏まえた中で改修をしていくことにありましては、バリアフリー化をどこまでできるのかというようなことについては、慎重に検討していかなければならないのかなというふうに考えております。

○委員長（小川純文） 中橋委員。

○委員（中橋友子） わかりました。0.6倍ということで、それで、そういうことも見据えてなのでしょうけれども、春日のほうは44戸から32戸ですから12戸減るということになってきますね。これ、まだ古い住宅があるのですけれども、春日は昭和48年に建設されたものであります。そのほかに泉町東が昭和47年、また、忠類のほうも昭和40年代にあけぼの団地が46年とか大変古いものがありまして、そういった改修を順次やられていくときに、総戸数はやっぱり減らしていく考えていかれるのでしょうか。全体として公営住宅の総数をどんなふうに位置づけて改修に取り組まれるのか。それと、人口がどうなるかということもあわせて考えていく計画だと思いますので、お示しいただきたいと思いますが、もう一つ、倍率の高かったときにはなかなか入れないものですから、例えば申請のときに、同じ方が7回まで申し込んでそれでも入れなかった場合には優先して入れるというようなことがあったかと思えます。0.6倍ということで、この辺は、今、状況は変わってきていると思うのですけれども、しかし新しいところについては3倍とかにはなっているということではありますが、この辺の基準と、それからこれは公営住宅法で定められてそうなるのかとは思っているのですけれども、単身者の入居基準が今回のお知らせ広報ですと昭和34年以前に生まれた方、つまり60歳ですよ。単身がふえている中で、この入居基準も、空き住宅が多くなっていく中で、だんだん緩和する必要が出てくるのではないかというふうに思うのですけれども、それはいかがでしょうか。

それと、あかしやのことにつきましては、エレベーターのことも含めて何度もお話をしてまいりました。大規模改修になりますので、結果として本当に間違いのない選択といえますか、それが間違いのない改修ということが大事だというふうに思うのです。あかしやの道営住宅のお話もありましたけれども、一番最初の玄関の入り口のところの段差があって、バリアフリー化ではないと言われるのかなというふうには思いますけれども、しかしそれ以外の、まず入り口の通路の幅であるとか、エレベーターがついたとか、中に入ってから部屋数も、部屋の面積も今までよりは廊下の分狭くなっていますけれども、全体としてはオープンに段差ない状況の中で使用できるというような、比較的高齢の方たちにとっても住みやすい住宅になっているという印象を持っています。ですから、そういった改修がきちっと町営のほうでも行われていて、でき上がったときには、そういう方にもきちっと対応できる住宅になってもらいたいというふうに思うのですから、十分に入居されている方の聞き取り調査もされているようですが、声を反映していただいて、改修に当たっていただきたい、このように思います。

それともう一つ、あかしやの改修につけ加えて申し上げますと、先日も一般質問の中で高層、高い住宅の避難のことがありまして、町長が、上の方は階段があって逃げられるはずだというような答弁もありました。ただ、現実には高齢者たちがそういう対応が可能かといいますと、あれはついたてのような壁を破って両サイドにしかないのですよね、それで全部破って6戸ですか、そして壁についている直角、斜めではない真っすぐの階段をおりするという、構造上やむを得なかったのでしょうかけれども、そういったことでこれだけ災害が大きくなってきているときに対応できるような施設とはどうも思えないのですよ。避難できる施設になっているというふうには、なかなかない現状もありますので、そういったところも十分改修のときには考慮をしていただきたいと思えます。どうでしょうか。

もう一つですけれども、これはわかる範囲で結構ですが、道営住宅、完全に幕別、以前は幕別町が委託を受けて管理をやっていましたが、手を離れてしまいましたので、なかなか状況がわからないということがあるのですけれども、こういうバリアフリーの中で、一番住民の方たちの要望に応じている住宅に、文京町のとかち野団地がございます。ここの倍率なども、もしわかったら教えていただきたい。つまり、そういうところの要望がどんどん全体の傾向として高まってきているのではないかとこのように思いますので、お示しいただきたいと思えます。

○委員長（小川純文） 都市施設課長。

○都市施設課長（笹原敏文） 最初に、計画上の今後の戸数についての話であります。長寿命化計画策定時点の町内の公営住宅の、公的な賃貸住宅の総戸数なのですけれども、こちらは1,167戸ございました。長寿命化計画平成34年度までの計画で策定をしておりますけれども、その計画終了時点においては1,105戸の計画をするようになっております。ただ、現状では平成24年、25年度に、道営のあおば団地が建設されましたので22戸ふえておりますので、1,189戸の戸数となっております。

あと、入居の申し込みといいますか、7回落ちた場合には優先してという話は、今もその取り扱いについては変わりはないという状況であります。ただ、もともとの本来の倍率が低い状況にございまして、ただ同じ団地で例えば3倍の申し込みがあった、ほかに同じ団地の中で、例えば何戸が募集があったのだけれども、たまたま同じ時期に申し込みがなかったというような場合もございまして。そうした場合には、外れた方、そうした方々にご紹介を申し上げまして、それで入居いただくというような対応も実際にはしております。ですので、単純にご希望された場所、倍率が何倍もあって落ちました、では次またお願いしますというようなことではなくて、同じ団地の中で同じような間取りで階が違うですとかと多少の条件が違ったとしても、それでも入居したいというような場合にありましては、そうした柔軟な取り扱いもさせていただいているというものでございます。

あと、単身入居の関係でございまして。公営住宅法の中では単身の方の場合の入居については、これは60歳以上というようなことですか、あとは障がいをお持ちの方ですか、細々幾つか決まり事がございます。これにつきましては、そうした特別な事情がある場合にあっては、そのような入居も優先的に考えるという法律の趣旨にのっとって取り扱っているものでございますので、そうした考え方で今後についても取り扱っていききたいというふうに考えております。

あと次、あかしや南団地の関係でございまして。改修に当たりましては、委員おっしゃいましたように4階であるというようなことで、高層階にお住まいの方のご不便というのはどういうことなのかというようなことについては、検討課題の一つであるのかなというふうには考えております。これについては、入居者の方々へのアンケート調査などを通じて情報把握などをした上で、検討していききたいというふうに考えております。

ただ、道営のほうについては、実は敷地自体がかなり東西に幅も長くて、もともとの住宅、住棟の間隔も結構広い状況にございました。ただ、町営側のほうについては、道営と比較すると土地の東西の幅も狭くて、なおかつ住棟間隔も狭いという状況もございまして、果たして道営と同じようにもともとあった住棟との間にエレベーター等を設けて改修するというようなことができるのかどうなのかというようなことも、課題としてはあるのかなというふうに考えております。

あと、緊急時の避難については、これは入居時の説明の際ですとかにも当然してございまして、これについては建築基準法上もそうした避難経路については現状でも確保されているという状況でございますので、機会を通じて入居者の方々にはご説明をしていききたいというふうに考えております。

あと、道営のとち野団地についてでございます。26年度の募集状況でございますけれども、5戸の募集に対しまして応募が24戸であったと、倍率については4.8倍であったという状況であります。そのうち、シルバーハウジングの部分については、募集が1戸、応募が5戸ということで倍率については5倍であったというところでございます。

○委員長（小川純文） 中橋委員。

○委員（中橋友子） やはり高齢者の人たちが住みやすい環境が整えられているところの住宅は倍率が高いということが、このとち野の状況を見れば、とち野は特にシルバー住宅のところは、介護支援員というのですか、生活支援員というのですか、声をかけてくださる方も常駐されているということですから、こういった住宅の魅力といいますか、安心して住めるという点では本当にこういうところがふえていくことが望まれるなというふうに、高齢者社会の中で、高齢化時代を迎えていく中では切に思うところでございます。

道営でありますから、町営ではそういう住宅をつくっていませんので、そういうことも今後検討の余地があるのではないかと思いますので、考え方があったら示していただきたいのと、戻りますが、今、あかしやの4階建て住宅は、隣の道営住宅と同じように、住宅そのものの基礎部分や外壁を残して改修していくということをお大前提にされて、いろんなことが取り組まれております。そういうものを使うということで、制限される改修そのものの制限がいっぱい出てくるのだらうと思うのです。

私は、例えば帯広の大空団地などを見ますと、古いところがどんどん取り壊されていって、集約して新しい住宅がどんどん建てかえられているような現状を見ますと、古いものを改修して耐用年数を使い切るといのも考え方としては必要だと思っておりますが、その建築費、改修にかかわる総費用、あるいは新しく建てた場合の費用、そしてその両方を比べて住民の方が入居しやすい環境を整えるというようなものをバランスよく考えてやっていった場合には、もっと研究もし、思い切った建てかえに向けてという考え方も一面ではあってもいいのではないかなというふうに思うのです。もちろんコストのことがあります。ですから、そういうことを考えて、恐らく補助事業に乗りながらやられると思いますので、いろんなメニューに合致する方法を模索されているのだらうと思っておりますが、そういったことも勘案しての

改修計画、長寿命化の事業が進んでいくことを願うわけですが、いかがでしょうか。

○委員長（小川純文） 都市施設課長。

○都市施設課長（笹原敏文） 最初に、とち野団地のシルバーハウジングの住戸建設についてであります。もともと道営事業でこれはやられているものでございまして、平成に入りましてからモデル事業として取り組みを北海道が進めてきたというものでございます。幕別町の場合にありましては、平成 17 年度に計画が策定され建設をされたというものでございまして、実は平成 17 年以降はこのシルバーハウジングの住戸建設、公営住宅にあっては建設は一切されていないという状況にございます。といいましますのも、それまではこうした相談員さんですとか安否確認するような住宅というのがなかなかなくて、そうしたことから先導して啓発のためにモデル事業として取り組んできたという経過があったというようなことと、あと介護保険法の改正がありまして、地域密着型サービスが 18 年から始まったというようなこともあって、それ以降は公営住宅の中での住戸整備というのは進んでいないという状況でございます。

今後につきましては、公的な賃貸住宅の中で、シルバーハウジングのような安否確認ですとか相談員さんがいて相談できるような体制、そうした高齢者向けの住宅の整備を公的な賃貸住宅の中で本当にやるべきなのか、または介護保険法の適用を受けるような施設の中でやるべきなのか、公的な賃貸住宅の整備の中だけではなくて、総合的に検討していく必要があるのかなというふうに考えています。

あと、あかしの改修についてでありますけれども、道営の住宅整備にあってはかなり高額な事業費がかかったというようなお話は聞いてはおります。委員おっしゃりますように、今現在、今年度は基本計画策定をしたいなというふうに考えておりますので、その中にありましては当然かかる工事費がどの程度になるのかと、なおかつ残された耐用年数ですとか、工事に伴って当然家賃も上昇するというのもございますので、そうしたバランスを見ながら計画の策定に当たっていきたいというふうに考えています。

○委員長（小川純文） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 最後にします。

公営住宅の考え方でいくのか、介護保険の考え方でいくのかという高齢者住宅の問題がありました。モデルの事業として北海道が建てられたと。それで、たしかこのときに道内で 2 軒しかなかったというようなことを当時伺っていたような気がします。建てて 10 年たつわけですが、結果として、たくさん利用されて、好評で、安心して住めるという結果が出ているわけですよ。でも、モデルとしてはもうやめてしまったということは、やっぱり北海道の住宅姿勢というのもどうなのかなというふうに思いますけれども、これは特別会計の介護保険のほうにはなっていますが、なかなか高齢になって有料のホームに入るには収入が少なくて入れないという課題はずっと消えないで続いてきています。そういう方たちも、軽度の方たちはこういったところでも十分住み続けられるというような実態がありまして、それで住民の皆さんが将来とも安心して住み続けられる環境を整える中の一つの事業としては物すごく有効なものだと思います、このシルバー住宅というのは。ですから、総合的な中で考えられるということでもありますから、ぜひ公営住宅の改修の中にも、そういうことを念頭に置かれながら、積極的な検討を求めて終わりたいと思います。

○委員長（小川純文） よろしいですか。

（関連の声あり）

○委員長（小川純文） 藤谷委員。

○委員（藤谷謹至） 公営住宅の関係で、忠類に特化してなのですけれども、忠類の公営住宅を募集しても、なかなか今度は入らないという、空き家がある程度あるという状況を耳にします。その中で、公営住宅法によって国から補助を受けて公営住宅を建てて、収入制限、ある程度収入があったら、収入で入居が決まってくるという中で、あいているところをずっとそのままにしておくのも住民からどうかという意見も少なからず聞くわけでございます。法令に遵守して、幕別、札幌、忠類、均等に同じ制度で運用するのは、これは当然わかる話なのですけれども、メンテナンス等考えると空き家にするよりも住んでいただいたほうがいいのではないかという気持ちもございまして。

それで、要望になるのですけれども、例えば築 20 年を経過したときに収入制限を払う、これは幕別だけでは難しい話なので、町村会等に諮っていただきたいのですけれども、所得制限で入れないというところが忠類があるものですから、その辺を国、関係省庁に諮って、忠類、人口減ってきて 1,600 人の状態でございます。民間住宅も今は定住関係で建ててございまして、何かあけておくには忍びない、メンテナンスもかかる、その辺お願いしたいのですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（小川純文） 都市施設課長。

○都市施設課長（笹原敏文） 忠類の公営住宅の関係でございますけれども、忠類は169戸、今現在ございます。3月末時点では9戸のあきがあるというような状況で把握をしております。

入居基準につきましては、今おっしゃいましたように、これは公営住宅法に基づいて定めておりますので、そういった取り扱いになるのかなというふうに考えておりますが、忠類に関してだけで申し上げますと、もともと旧過疎法の適用がありまして、忠類地域に限っては年齢問わず単身での入居も可能だというようなことも要件としては実際ございますので、委員おっしゃいましたようなことについては、今後において情報収集を図っていきいたいというふうに考えております。

○委員長（小川純文） よろしいですか。

○委員（藤谷謹至） はい。

○委員長（小川純文） 審査の途中でありますけれども、この際、11時05分まで休憩いたします。

10:54 休憩

11:05 再開

○委員長（小川純文） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

小島委員。

○委員（小島智恵） 201ページ、13節委託料、細節1町道管理委託料なのですが、209ページ下の公園施設管理委託料にも関係してくるところなのですが、1点お伺いします。

街路樹等の樹木の管理についてであります。町民の方からの声としましては、落ち葉の処理が大変だということで、街路樹の剪定なのですが、ちびちび剪定するとすぐに葉が生い茂ってしまうということで、できるだけ強剪定をかけてほしいといったお話があるのですが、剪定の状況といたしますか、適正にその剪定が行われているのか、そして先日の専決処分でお話ししましたが、泉町団地内での倒木が2度も起き、車両に損害を与えたということで、ご指摘したばかりではあるのですが、昨年暮れあたりに、湿った雪による枝折れ、倒木、それが多数あったとお聞きしておりますし、また最近では気象変動による災害が多くなっておりまして、8月11日の大雨、突風ですね、突風が原因とされているのですが、帯広市内では41本もの倒木があったということで、今までこのような大きな被害はなかったと思うのですが、本町としましては昨年暮れあたりの湿った降雪による樹木の被害状況、そして8月11日の倒木の被害状況、これもどうであったのか、お答えできる範囲内でよろしいのですが、お伺いしたいと思います。

○委員長（小川純文） 土木課長。

○土木課長（寺田 治） 街路樹のご質問の件でございます。

ことしの8月11日に帯広市で49本倒れたというふうに新聞に出ておりました。幕別町でいきますと公園を含めて4本、このとき倒れております。昨年12月の大雪のとき、これ市街地では1本か2本だったので、郊外路線でいきますと大きな木が二、三本倒れて通行どめになりました。このようなこともありますことから、ことし予算措置させていただきまして、大がかりに剪定工事をやろうというふうに考えております。

過去を調べますと、平成18年に一度予算化しまして街路樹の剪定を行っておりますが、それから約9年ほどたっておりますので、大分、木も大きくなって枝張りがひどくなって、やはり風が強いときにはまともに風を受けますので倒れるという心配もありますことから、ことし予算措置させていただきまして、大きな路線を集中的に伐採というか、枝払いを考えているところであります。

以上です。

○委員長（小川純文） 小島委員。

○委員（小島智恵） 被災状況としましては、帯広市に比べて少し被害は少なかったのかなとは思いますが、枝払い、大がかりなものと考えられているということで、その点に期待したいと思うのですが、やはり災害、今後、意識していかなければならないと思うのです、突風だとか強風。異常気象が多くなっておりますので、維持管理の強化、そして安全の強化を図っていただきたいということで終わりにしたいと思います。

○委員長（小川純文） ほかに質疑ございませんか。

若山委員。

○委員（若山和幸） 209ページ、3節5の公園清掃管理委託料についてお伺いいたします。

先ほど、説明でパークゴルフ場の維持管理も含まれているというようなお話だったのですが、パークゴルフ場の維持管理には確かな数字としてどのぐらいかかっているのか、ちょっとお知らせください。

○委員長（小川純文） 土木課長。

○土木課長（寺田 治） パークゴルフ場の維持管理費でございますけども、町内にパークゴルフ場は12カ所ございまして、そのうち草刈り、あるいはトイレのくみ取り、浄化槽の点検、全て含めると4,500万円くらいかかっております。草刈りだけで言いますと、2,300万円ほど費用がかかっております。

以上です。

○委員長（小川純文） 若山委員。

○委員（若山和幸） 町民から、発祥の地の幕別としてパークゴルフにどのぐらいかかっているのだという声を結構聞くのですが、計上されていないという、この公園委託料の中に含まれているというのは何か理由があって含まれたような経理になっているのでしょうか。パークゴルフ場の維持管理は維持管理で別項目で計上ということは考えられないのでしょうか。

○委員長（小川純文） 土木課長。

○土木課長（寺田 治） パークゴルフコースそのものの管理費については、ちょっと今把握しておりませんが、パークゴルフコース自体がやはりもともと公園という扱いで始まっておりますので、3世代交流スポーツということで、公園の一部の中で始まったスポーツということで、公園の維持管理費の中で予算を見ております。

以上です。

○委員長（小川純文） 若山委員。

○委員（若山和幸） 今後に向けてですけども、30周年という節目でありましたので、これからは別枠で計上ということは考えていただけないのでしょうか。

○委員長（小川純文） 建設部長。

○建設部長（須田明彦） 幕別町にはパークゴルフコース12コースございます。もともと、先ほど土木課長も申し上げましたけども、公園の有効利用とそれから3世代が交流できるスポーツということで誕生いたしました。皆さんに多く親しんでいただいております。もともと幕別町では、公園の施設の一部ということで、公園の維持管理とあわせてやっておりました。ただ、発祥以来30年たちまして、なかなかコースの様子がえ等も行っていない状況であります。ただ、コースによっては、幕別町のパークゴルフ協会さんあたりにお手伝いをいただきながら、コースの点検だとか、それからコースに生えている、植栽している木の維持管理等も行わせていただいております。ただ、それぞれ特色のあるコースということで、ほかの町村では専用のコースなんかも設けておりますけれども、幕別町としては、あくまでも公園の中の施設と、一部ということで管理をさせていただいておりますけれども、その中でも全体とはまいたらないとは思いますが、発祥の地にふさわしい特色のあるコースづくりができないかということで、今後また管理方法についても検討していきたいというふうに考えております。

ですので、申しわけありません。管理としては、長期の公園の管理ということで委託契約をさせていただいておりますので、あくまでもパークゴルフコースという個別の管理ではなく、公園の管理と。ただ、その管理方法の中で、今後、検討できる余地があるかどうかも含めて考えてまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（小川純文） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（小川純文） 質疑がないようですので、8款土木費につきましては以上をもって終了させていただきます。

次に、それでは9款消防費に入らせていただきます。

9款消防費の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（菅野勇次） 9款消防費につきましてご説明申し上げます。

216ページをごらんください。

9款1項消防費、予算現額10億469万円に対しまして、支出済額8億3,035万8,216円であります。

なお、繰越明許費といたしまして、高機能指令センター整備事業、消防救急無線デジタル化共同整備事業に係る分担金1億6,845万5,000円を翌年度に繰り越しいたしております。

1目の常備消防費は、東十勝消防事務組合分担金で、消防議会及び消防本部職員人件費等の共通経費

並びに幕別消防署職員の人件費、交際費等に係る費用であります。

2目非常備消防費は、非常備消防団員の報酬や消防団の運営交付金等、通常団費と言われる経費の負担金であります。

3目水防費は、災害に対応するべく計上した経費であります。本年度決算においては支出はありません。

以上で、消防費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（小川純文） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（小川純文） 質疑がないようですので、9款消防費につきましては以上をもって終了させていただきます。

次に、10款教育費に入らせていただきます。

10款教育費の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（山岸伸雄） 教育費についてご説明を申し上げます。

218 ページをお開きください。

10款教育費、1項教育総務費、予算現額4億9,900万4,000円に対しまして、支出済額4億9,422万173円であります。

1目教育委員会費は、教育委員4名の報酬及び費用弁償並びに交際費、会議等の負担金であります。平成26年度は、15回の教育委員会会議を開催したほか、研修会や各種会議への参加、学校訪問などを実施しております。

2目事務局費であります。

1節報酬は、奨学資金選考委員会及び就学指導委員会、いじめ防止推進委員会の開催に伴う委員報酬であります。

4節共済費のうち細節14社会保険料は、臨時職員、嘱託職員等51名分の経費でございます。

220 ページになります。

19節負担金補助及び交付金のうち細節6の奨学資金交付金は、申請者81名に対し認定者は60名に対する交付金で、月額支給額は4,000円であります。

細節7の教育振興会交付金は、学校教育振興のために、町内の小学校で組織しております教育振興会に交付したものであります。

細節11は江陵高校に対する運営費補助金、細節12は幕別高等学校教育振興会に対する補助金、細節14は札内東中学校開校30周年記念に対する補助金であります。

3目教育財産費は、小中学校とわかば幼稚園並びに教員住宅84戸の維持管理経費であります。

222 ページになりますが、11節需用費のうち細節40の修繕料は、学校施設の修繕が約9割であり、その他教員住宅、わかば幼稚園等の修繕に要した費用であります。

15節工事請負費のうち細節2小中学校等整備工事は、札内北小学校屋内運動場屋根改修工事及び排水化敷設工事、忠類小学校屋内運動場床改修工事などが主なものであります。

4目スクールバス管理費は、スクールバス運行に要した経費であります。スクールバス運行12路線のうち、13節委託料で町有車両を貸与して8路線を運行しているとともに、14節使用料及び賃借料で、4路線について車両を借り上げて運行しているものであり、それら運行に要する経費であります。

224 ページになります。

5目国際化教育推進費であります。

7節賃金は、嘱託職員である国際交流員2名分の賃金であります。

2名の国際交流員は、町内5校の中学校を分担して訪問し、英語担当教諭とのティーム・ティーチングにより英語指導を行うほか、幼稚園や小学校にも訪問し指導を行っているところであります。

6目学校給食センター管理費は、幕別・忠類学校給食センターの管理運営に係る経費であり、7節賃金は、臨時職員19名であります。

11節利用費は、光熱費のほか、226 ページになりますが、細節60の給食材料費が主な経費であります。

13節委託料は、細節7、6路線に係る給食配送委託料が主な経費であります。

18 節備品購入費、細節 1 厨房機器等は、忠類給食センターでの殺菌庫、牛乳用冷蔵庫、調理済み冷蔵庫の更新に要した費用が主なものであります。

なお、平成 26 年度の稼働日数と給食提供数は、幕別学校給食センターが年間 211 日で、1 日平均 2,426 食、忠類学校給食センターは年間 208 日で、1 日平均 235 食であります。

また、給食は、小中学校以外に幕別学校給食センターは糠内保育所を初め、へき地保育所 4 カ所に毎日、町立わかば幼稚園・私立幼稚園の 2 カ所に週 2 回提供しているほか、平成 25 年度から中札内高等養護学校幕別分校に提供しているところであり、平成 26 年度は 5,665 食を提供したとこであります。また忠類学校給食センターは、忠類保育所と駒島へき地保育所の 2 カ所に毎日給食を提供しております。

228 ページになります。

2 項小学校費、予算現額 2 億 2,674 万 9,000 円に対しまして、支出済額 2 億 684 万 1,406 円であります。

1 目学校管理費は、小学校 9 校の管理運営に要した経費であります。

7 節賃金の細節 2 は、学校事務補助職員 3 名の賃金、細節 6 は、支援を要する児童に対する個に応じた教育を行うための小学校 7 校の特別支援教育支援員 30 名の賃金であります。

13 節委託料の細節 1 は、学校内外の清掃管理等の業務を行うため、小規模校を除く 6 校の小学校に配置している用務員等に要する経費であります。

細節 2 は校舎床等の特別清掃、細節 3 は 6 校の校舎警備委託料であります。

230 ページになります。

19 節負担金補助及び交付金のうち細節 5 の学校管理費交付金は、各学校の環境整備等に要するもの、細節 6 の学校運営費交付金は、学校行事や特別活動に要する費用を交付しております。

2 目教育振興費であります。

18 節備品購入費のうち細節 1 の義務教育教材は、授業等で必要となる教材備品の整備に係る経費であります。

細節 2 の教育用コンピューターは、北海道市町村備荒資金組合の譲渡事業を活用して購入したコンピューター 149 台分の償還金、細節 3 は学校図書購入に要した経費であります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 4 は、小学校 7 校のスケートリンク整備に対する交付金であります。

20 節扶助費のうち細節 1 から 5 及び 7 は、就学援助に要した経費であり、申請者 319 名に対し認定者 272 名、総児童数に対する認定率は 17.8%で、前年の 19.5%に比較して 1.7 ポイント減少しております。

3 項中学校費、予算現額 1 億 7,404 万円に対しまして、支出済額 1 億 6,421 万 420 円であります。

1 目学校管理費は、中学校 5 校の管理運営に要した経費であります。

7 節賃金、細節 2 の学校事務補助職員賃金は 4 名分、細節 6 の心の教室相談員は 1 名分で、幕別中学校及び札内東中学校で相談を受けております。

細節 7 の特別支援教育支援員については、支援を要する生徒に対して、個に応じた教育を行うための中学校 4 校の特別支援教育支援員 9 名分の賃金であります。

232 ページになります。

13 節委託料のうち細節 1 の学校管理委託料は、学校の清掃、管理等を行うべく、中学校 5 校に配置している用務員の経費であり、細節 3 は 4 校の校舎警備委託料であります。

2 目教育振興費であります。

234 ページになります。

8 節報償費、細節 3 は全道・全国文化・スポーツ大会参加奨励金で、個人 615 名と 85 団体分であり、細節 4 は、部活動指導員 72 名分の謝礼であります。

18 節備品購入費、細節 1 の義務教育教材費は、授業等で必要となる教材備品の経費、細節 2 の教育用コンピューターは、北海道市町村備荒資金組合の譲渡事業を活用して購入したコンピューター 84 台分の償還金などであります。

20 節扶助費、細節 1 から 5 及び細節 7 から 9 までは、就学援助に要した経費であり、申請者 197 名に対し、認定者 174 名、総生徒数に対する認定率は 20.4%で、前年度の 22.4%に比較して 2 ポイント減少しております。

なお、小中学校合わせての就学援助認定率は 18.7%で、前年度の 20.6%に比較して、1.9 ポイント減少しております。

4 項幼稚園費、予算現額 4,532 万円に対しまして、支出済額 4,157 万 7,514 円あります。

1 目幼稚園管理費は、わかば幼稚園の管理運営に要する費用であり、7 節賃金は、臨時職員 1 名、代替職員 2 名、特別支援教育支援員 3 名及び嘱託職員である園長の賃金が主なものであります。

なお、平成 26 年 5 月時点での園児数は 43 名で、前年度の 34 名に比較して 9 名増となっております。236 ページになります。

2 目教育振興費であります。

19 節負担金補助及び交付金の細節 3 私立幼稚園入園料保育料補助金は、町単独事業ではありますが、就園奨励費扶助の対象とならなかった保護者の園児 73 名に対し、入園料 7,000 円を限度として補助しているとともに、15 名の園児に対し保育料月額 3,500 円を補助したものであります。

20 節扶助費は、公立及び私立幼稚園に就園する園児の保護者に対し、所得階層に応じて入園料及び保険料の一部を扶助するものであり、対象園児数は 228 名であります。

5 項社会教育費、予算現額 4 億 4,391 万 8,000 円に對しまして、支出済額 4 億 2,684 万 8,043 円であります。翌年度繰越額として繰越明許費 575 万 7,000 円がございます。

1 目社会教育総務費は、社会教育委員 15 名の報酬及び嘱託職員である生涯学習アドバイザー 2 名の賃金、各種団体に対する負担金、補助金などに要した経費であります。

9 節旅費、細節 3 特別旅費は、中学校、高校生のオーストラリアへの海外研修の引率 3 名に要した経費であります。

238 ページになります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 7 は、オーストラリアを訪問した中学生 16 名分、高校生 1 名分、細節 11 は、埼玉県上尾市との交換 40 周年記念誌作成に係る補助金であります。

2 目公民館費は、糠内、駒島公民館及びまなびや相川と中里に係る管理運営に要した経費が主なものであり、7 節賃金は、公民館及び学び舎の管理人 4 人の賃金、8 節報償費、しらかば大学の講演謝礼に要した経費であります。

240 ページになります。

15 節工事請負費、細節 1 は、公民館の駐車場の補修と立木伐採に要した経費であります。

3 目保健体育費は、スポーツ支援員 12 名の報酬やパークゴルフ場のクマガラハウス、プールなどの管理人賃金、全道・全国大会への参加奨励金、体育団体に対する補助金のほか、社会体育施設の管理運営経費であります。

なお、繰越明許費につきましては、幕別町民プール屋根補修工事を繰り越したものでございます。

8 節報償費、細節 3 全道・全国大会参加奨励金は個人 84 人と 17 団体、合わせて 280 名分であります。242 ページになります。

13 節委託料は、細節 5 は、町営リンク 2 カ所の造成委託のほか、運動公園野球場及び陸上競技場などの管理に要した経費が主なものであります。

15 節工事請負費の細節 1 は、札内川河川敷野球場及びソフトボール場グラウンド整備、細節 2、札内北プールのトイレ水洗化工事に要した費用であります。

244 ページになります。

4 目町民会館費は、町民会館と札内福祉センターの管理運営経費であり、13 節委託料、細節 9 及び 10 は、町民会館の耐震改修に係る実施設計及び工事監理委託に要した経費でございます。

15 節工事請負費は、町民会館の耐震工事であります。

なお、平成 26 年度の利用者数は、町民会館は 1 万 2,156 人、札内福祉センターが 3 万 151 人であります。

5 目郷土館費は、文化財審議委員会の開催に要した経費のほか、ふるさと館及び蝦夷文化考古館の管理運営経費であります。

1 節報酬は、文化財審議委員会 5 名分の報酬であります。

246 ページになります。

7 節賃金は、ふるさと館の臨時職員 1 名の賃金であり、8 節報償費、細節 6 は、郷土文化研究員 1 名に対する謝礼であります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 7 は、ふるさと館を運営協力いただいている事業運営の交付金であります。

6 目ナウマン象記念館管理費であります。記念館の運営管理に要した経費が主なものであります。

248 ページになりますが、7 節賃金、細節 2 は、臨時職員 4 名分の賃金であり、15 節工事請負費、細節 1、ナウマン象記念館改修工事は雨漏り改修に要した経費であります。

18 節備品購入費、細節 1 展示用パネルは、パネル 10 枚とその附属品の購入に要した経費であります。なお、平成 26 年度の入館者数は 1 万 1,591 人であります。

7 目スポーツセンター管理費は、農業者トレーニングセンター、札内トレーニングセンター及び忠類体育館の管理運営経費であります。

7 節賃金、細節 2 は、トレーニング補助員 2 名と代替職員 2 名分、細節 4 は、トレーニング指導員各 1 名分の賃金であります。

250 ページになります。

15 節工事請負費、細節 1 は、農業者トレーニングセンターのボイラー更新に要した経費であります。

なお、平成 26 年度の利用者数は、農業者トレーニングセンターが武道館を含めて 3 万 3,015 人、札内スポーツセンターが 9 万 9,049 人、忠類体育館が 8,852 人であります。

8 目集団研修施設費であります。

本目は、平成 23 年 4 月から運用を開始した集団研修施設こまはたの管理運営経費であります。

なお、平成 26 年度の利用者数は 38 件、2,756 人であります。

252 ページになります。

9 目図書館管理費であります。図書館本館、分館及び移動図書館に要した経費であります。

7 節賃金は、臨時職員司書 7 名、臨時職員 1 名、移動図書館運転手 1 名分の賃金であります。

254 ページになります。

18 節備品購入費、細節 1 及び 2 は、図書資料 5,132 冊と映像資料 47 点の購入に要した経費であります。

細節 3 の図書館システムでございますが、平成 26 年度から稼働しました新システム購入に対しまして、北海道市町村備荒資金組合の譲渡事業を活用して導入しましたことから、それに伴う償還金でございます。

19 節負担金補助及び交付金の細節 6、図書館事業委員活動費交付金は町民文芸「まくべつ」第 30 号の発刊に要した経費であります。

なお、平成 26 年度末の蔵書冊数は、前年度より 5,753 冊増加し、23 万 4,633 冊となり、貸出冊数は 18 万 2,971 冊で、町民 1 人当たりの貸出数は 6.6 冊と、前年対比 0.9 冊の減であります。

10 目百年記念ホール管理費であります。百年記念ホールの管理運営及び忠類地区の生涯学習講座に要した費用であり、8 節報償費は、忠類地区で実施した生涯学習講座の 6 講座と文化講演に係る講師謝礼であります。

13 節委託料、細節 1 は、百年記念ホールの指定管理業務に要した経費、細節 5 は、平成 25 年度に策定した百年記念ホールの改修計画に基づく改修工事全体に係る実績委託料であります。

256 ページになります。

15 節工事請負費、細節 1 は、百年記念ホールの園路補修、陶芸室換気設備改修、キャノピー塗装に要した費用であります。

19 節負担金補助及び交付金、NPO まくべつ町民芸術劇場への交付金、文化団体の活動補助が主なものであります。

なお、百年記念ホールの平成 26 年度利用者数は 13 万 9,088 人で、前年度対比 3 万 1,568 人、29.4% 増であります。

以上で、10 款教育費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（小川純文） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

野原委員。

○委員（野原恵子） 220 ページ、3 目教育財産費、15 節工事請負費、1 学校教員住宅補修工事、それと 2 の小中学校等の整備工事の点ですが、教員住宅の補修工事、ここには中里に教員住宅がありますが、そこに町民が入居しているのですが、こういう教員住宅にも住宅の補修とかそういう要望が今出されているのですが、そういう工事もしっかりと対応していただけるのかどうか。

それと、もう一つは小中学校の外のトイレなのですが、今、学校の外のトイレは改修が進んでいないという状況だと思います。今ほとんどの家庭が洋式なものですから、例えば学校で運動会とかそういう行事があった場合には、いろいろな町民が参加いたしますので、特に高齢者などは洋式でないという利用がちょっと困難だという、そういう声も届いてまして、洋式にかえていただきたいという要望も出されておりますので、その点をお聞きしたいと思います。

もう一点、228 ページ、それと 230 ページ。小中学校の 1 目学校管理費、7 賃金、6、7 にかかわりまして特別支援教育支援員賃金で、その項目ですけれども、今、特別支援に対する幕別の教育ということでは他町村から比べまして、その支援が大きいという声も多く聞かされております。それで、支援員の研修は年 3 回義務づけられているということです。しかし、1 日の勤務時間は午前 9 時から午後 3 時までというふうに定められておりまして、こういう状況の中では日々の打ち合わせというのは困難ではないかと思えます。それで、研修日の日数をふやして支援員のスキルアップというのでしょうか、そういうことをしていくことが必要ではないかと思えます。そういうことを進めていく中では、やはり勤務時間が決められていますと、勤務時間外になりますと賃金の補償もないのではないかと考えます。それで、研修をしっかりと行うということと、そういう場合には有給で研修を行うという対処をしていかなければ、なかなか研修を全体で進めていくということができないのではないかと思ひまして、その点について伺います。

○委員長（小川純文） 学校教育課長。

○学校教育課長（川瀬康彦） まず、ご質問の 1 点目、中里の教育住宅の関係でございます。現在、2 棟ございまして、1 棟、入居者がいる状態にあります。この中里の住宅につきましては、なかなか補修のほうをかけられない状況にありますけれども、最低限の補修の要望がございましたときには対応させていただくような形をとっているところであります。

次に、2 点目、小中学校の外トイレの関係でございます。こちらはご指摘のとおり、改修が進んでいない状況でございます。これも最低限の水回りだとか、そういうところをやらせていただいているところはございます。運動会の行事でございますけれども、各学校につきましては校内のトイレに案内をしているところであります。校内の外から入って一番近いトイレ、そちらのほうに導入路をつくりまして対応しているという状況にあります。

ご質問の 3 点目、特別支援員のなかなか日々の打ち合わせがないということと、あと研修をふやしていつはどうかということとでございますが、確かに 1 日 6 時間という勤務時間内では朝の打ち合わせも難しい状況であります。担任とは休み時間を利用して、重要な連絡事項を確認しているところであります。また、担任の簡単な連絡はメモによる交換、これを行っているところでもあります。これから年間大体 213 日働いておりますけれども、これを 1 日、2 日延長して特別支援コーディネーターとか、あと担任とか、そちらの打ち合わせの時間を長期休暇などを利用してできないかということも検討しているところであります。また、研修でございますが、年に 3 日間、研修をしているところであります。座学によるものとか、参加型、それと実際に授業風景を見て研修をしているところでありますが、これも支援員のアンケート等をお聞きしまして、どのように内容を希望しているか、そういうところも含めて毎年協議しながら進めているところであります。もう 1 日ふやすということであれば、これはもう当然ながら有給で対応するということが可能だというふうに考えているところであります。

○委員長（小川純文） 野原委員。

○委員（野原恵子） まず、教員住宅の件なのですけれども、最低の補修はしていくということでしたけれども、道の建物ということで、教育住宅ですから町が管理しているのですか。そうしますと、町営住宅、そういう形になるのでしょうか、町で管理しているということになると。位置づけはどういうふうになるのでしょうか。そこをお聞きしたいと思います。

それと、今ほかにも教員住宅の跡、古い教員住宅に町民が住んでいる場合がありますよね。そういう場合はどのような管理になっているのか、お聞きしたいと思います。

それと、学校のトイレですけれども、運動会とかそういうのは学校のトイレを利用しているということでしたけれども、子どもたちが部活や何かで外でいろんな運動、そういうグラウンドや何かを利用するときにやはりトイレも使うと思いますので、そういう意味でもトイレの改修は必要ではないかと思ひます。それで、高齢者の方はずっと車椅子とかそういうので運動会や何かに参加している場合には、そういう長いところを、車椅子で整備されていないところをトイレまで行くというのは大変困難。そういうことで、2 人、3 人でトイレを利用しているという状況もありまして、やはり屋外のトイレをきちっと整備していく、こういうことが必要ではないかと思ひます。町民の方もいろいろな学校に状況を見ていまして、幕別の外のトイレの改修は遅れているのではないかと、そういう状況もありましてやはり早急な改修が必要ではないかと思ひますので、その点をお伺いいたします。

それと、特別支援員の研修の問題ですけれども、今お昼休みとかそういうところで担任と連絡をとり合っている、それとメモの交換ということでしたけれども、これで十分に特別支援学級の子どもたちに対する対応を進めていくということでは、私は大変その対応が不十分だと思ひます。担任は担任の学

級で子どもたちの対応もしていかなければならない。よくお昼休みも給食をさっと食べて学級に戻るか、そういう現場の声も聞いていまして、そういう中で、特別支援学級の子どもたちに対する対応を支援員と一緒にできるのかどうか、その辺が大変私は疑問に思います。ですから、しっかりとした研修体制を整えていくということが必要だと思います。

それで、支援員の要件といたしましては、もちろん教員の免許というのも条件の一つになっています。そして「心身ともに健康で、児童生徒の少人数指導や習熟度別指導等、個に応じた指導方法を理解し、実践できる者」「その他第1条に規定する目的を達成するために、教育長が適当と認めた者」というふうに定められております。そういう中ではさまざま、こういう教員免許の資格以外の方も指導員として入っているわけですから、なおさら以上に研修が必要ではないかと思えます。そういう点でもしっかりと研修体制をしていくことが必要だと思いますが、その点についてお伺いいたします。

○委員長（小川純文） 学校教育課長。

○学校教育課長（川瀬康彦） 先ほどの中里の住宅の関係でございます。現在、社会教育施設の位置づけでございますが、管理のほうはこちら学校教育課のほうで行っているところであります。こちらにつきましても、先ほどお話ししたとおり、最低限ではございますが、入居者から要望があった場合に対応させていただいているということになっております。また、ほかの教員住宅で一般の方が何名か入っているところもございます。そちらにつきましても、これもまた同じ最低限の整備、あとは補修の要望、それに応えていっているというような形になっております。

それと、2点目の外トイレの関係でございますが、こちらなかなか外のトイレにつきましては予算的なものもございますけれども、手が回らないような状況になっております。一つの考え方として、行事として簡易トイレをレンタルして、その日に置くとか、そういうことも一つの視野としてあるのかなというふうに考えるところであります。

支援員の関係でございます。今は特段、支援員は通常学級で困り感のある子どもたち、こちらの対応ということの基本としているところであります。同じ学級にいて、教員とお話をされる機会もありますけれども、また離れた場合は先ほどメモだとか、あと、あいた時間に教員を呼びとめてお話しすると。それだけでは十分ではないというご指摘のとおりのところもありますが、今は支障ないようにやっているところであります。

先ほどもお話ししましたが、研修、これにつきましては、やはり学校もさることながら、支援員皆さんのアンケートもとっておりますけれども、またこれから面接とかも入ってきます。そういったところでちょっとお話をほうをさせていただきながら、教育委員会のほうもそれを、参考にですけれども考えていきたいというふうに考えているところであります。

○委員長（小川純文） 野原委員。

○委員（野原恵子） 学校、中里の教員住宅の件ですけれども、今、農村には糠内に公営住宅がありますけれども、ほかは農村地域には公営住宅は建設されていないというふうに捉えております。そういう点でも、今、若い世代も農村で暮らしていくという意味では、農村にも公営住宅が必要ではないかというふうに思います。中里を町の公営住宅として管理していく、そういうことも考えていいのではないかと思います。その点をお聞きいたします。

それと、学校のトイレですけれども、今、簡易のトイレも運動会などに設置してというお答えでしたけれども、やはり外でスポーツや何かをする場合、冬の利用ということも考えられます。そういうふうになりますと、やはり長期展望の計画を持って外のトイレを改修していくということも考えていかなければならないと思いますが、外トイレの改修の計画、それをどのようにお考えかお聞きしたいと思います。

それと、特別支援教育ですが、そこに通学している子どもたちは、さまざまな障害が、一定ではないと思います。さまざまな障害があっても通っているわけですから、対応が一律ではないと思います。ですから、さまざまな障害にしっかりと対応できる、そういう一人一人の支援員のスキルアップだけではなく、それも当然だと思いますけれども、そういう研修をすることによって幅広い対応も可能になると思います。今そこが幕別には求められているこの特別支援学級の充実だと思うのです。

ですから、そういうことも進めながら、教員と支援員との交流、研修というのは大変重要だと思うのですが、今のお答えもメモ、それ以上は進んだ回答されていないのですが、やはり交流していくことによって、意見を言い合うことによって一人一人が向上していくということだと思うのです。メモだけでは一方通行だと思います。その点の改善が今非常に求められていると思いますが、その点はいかがでしょう。

○委員長（小川純文） 都市施設課長。

○都市施設課長（笹原敏文） 最初に、公営住宅もしくは町営住宅の管理についてでありますけれども、まず公営住宅につきましては公営住宅法に基づいた補助ですとか交付金、そうしたものを国からいただいて建設されたものが公営住宅として管理するべきものというふうな定めがございますので、委員今おっしゃったようなそれ以外の住戸については公営住宅としての管理についてはちょっとできないものであるというふうに考えております。

また、町営住宅につきましても、現時点の中においては、超寿命化計画の中でも戸数についての定めをしておりますので、今の時点ではそうした管理についてもできないというふうに考えております。

○委員長（小川純文） 教育部長。

○教育部長（山岸伸雄） 今、公営住宅の考え方は都市施設課長のほうからお話ありましたけれども、中里の教員住宅をご活用していただいているというのは、教育委員会としましては、あくまでも教員住宅の遊休施設施設の活用という中で利用していただいているということでございますので、そういう面から、今、課長からもお話ありましたけれども、最低限の補修の中でやっぱり利用していただくという臨時的な利用という考え方で私どもは町民の方にお貸ししているという考え方でございます。ご理解いただきたいと思っております。

それと、もう一つ、トイレでございますけれども、トイレにつきましては委員お話のありましたとおり、保護者の方からもそういうお声を聞いているところでございます。確かに校庭におけるトイレで水洗化しているのは1カ所だけです。あとは、くみ取り式のトイレということの状態でございます。このトイレのあり方につきましては、今、考えているのは、先ほど公園の中でもお話ありましたけれども、学校施設は学校としての機能ともう一つは防災の機能も有しているということも考えていかなければならないということから、災害時における避難場所としてグラウンドが指定されている部分がございますから、そういうものも加味して今後考えております学校施設等の整備改修計画の中でどういうふうに位置づけていくかということは検討してまいりたいというふうに思っております。

それと、支援員の関係でございますけれども、委員からの質問の中においては2点があるのかなというふうに思います。

1点は、研修に関する考え方だというふうに思います。研修につきましては、これまでも年に3回ほど時間をとって行っているところでございまして、先ほど課長申し上げましたとおり、今後の研修のあり方については支援員のお話等を聞きまして、よりいい研修体系を組んでいけるように私どもも努力してまいりたいというふうに思っております。

それとあと、打ち合わせだとかそういうところの時間の問題かというふうに思いますけれども、時間につきましては確かにあくまでも生徒が在籍している時間において私どもは支援員を配置しているという考え方でございます。この時間につきましては、過去の答弁等にもありますけれども、支援員の中には教員を目指している方もいらっしゃるという実態もございますから、その方が勉強する時間も確保するというので、こういう時間帯も組んでいるというような状況でございます。そういう点から、支援員の時間帯につきましては、今も実際打ち合わせなんかは、朝の打ち合わせはできませんけれども、担任と昼休みに情報交換したり、いろんな場面に実際やっているところでございますので、この体制については今後ともこういう形ではやっていきたいと。一番大切なのは、私ども、委員もお話ありましたように管内的にも大変多い支援員を抱えておまして、管内の状況を見ますと、小学校で言いますと1校当たり3.2人配置しているのは近隣だけで言いますと私どもの町だけでございまして、あとは音更町さんが1.5人、帯広市さんでも2.2人、芽室町では1.7人というような配置ということで、困り感のある方がやはりよりいい教育を受けられるように、まずは人の確保をきちっとして事業実施、今後とも継続していきたいということで考えておりますので、ご理解いただきたいというふうに考えております。

○委員長（小川純文） 野原委員。

○委員（野原恵子） 駒島の教員住宅ですが、公営住宅としては公営住宅法で該当しないということでした。それであれば、町の管理、管財とかそういうところできちんと管理して、農村の公営住宅はないわけで、そういうところでそこに必要な、農村で必要だという方がいらっしゃるわけですから、そういう対応で長く使っていただく、そういうことが必要ではないかと思っております。ですから、そういう位置づけで、長くきちっと管理して入居していただくということが大事だと思います。

それと、トイレのことですが、今、防災の関係でもということであれば、なおさら早急に計画を持って改修していくことが必要ではないかと思っております。

それと、今、私は特別支援学級、その支援員のことにつきまして質問しているわけですが、人の配置

は他町村から比べて十分進んでいる、そこは私、評価しております。ですから、そのところを言っているわけではありません。それでは、そういうことも踏まえまして、やはりしっかりと研修をしていくことによって、さらに子どもたちに対する対応が十分になっていくのではないかと考えております。それで、教員を目指している方も支援員ということであれば、なおさら集団で子どもをしっかりと教育していく、そういうことの大きなスキルアップにつながると思いますので、そういう点もしっかりと考えていただいて今後につなげていただきたいと思います。

○委員長（小川純文） よろしいですか。

○委員（野原恵子） 答えをいただいて終わりにします。

○委員長（小川純文） 教育部長。

○教育部長（山岸伸雄） 中里の住宅の関係は、先ほど来から申し上げておきますとおり、公営住宅という考え方と、そこは公営住宅のあり方、要するに農村部における住宅確保のあり方と教員住宅の有効活用というのは、これはやはり別に考えなければならないことなのかなど。私どもは、施設がまだ使える状況で中里の小学校が閉校したという中で、そこを有効に活用するために教員住宅というものを貸与しているということで、あくまでも教員住宅という管理の中で整備する、公営住宅というような考え方ではございませんので、そこは理解していただきたいなというふうに思います。

それと、学校トイレにつきましては、今、委員お話ありましたとおり、私ども先ほど答弁しましたとおり、今回の整備改修計画の中でどういうふうに位置づけるか。ただ、学校の施設をまず第一優先にやっぱり考えていくというふうに今の段階では思っておりますので、その中で先ほど言ったトイレについて災害対応という部分も含めて考えていきたいということですので、ご理解いただきたいというふうに思います。

あと、研修ですけども、研修につきましては先ほど来から言っておりますとおり、私どもはやる中ではやっているというふうに思っております。今後については、先ほどの答弁とも重複いたしますが、支援員等の状況を確認しながら実のある研修内容、回数があるというだけではなく、どういう研修の中身かということも重要だと思っておりますので、それらも含めて十分に内部で意見等を聞きながら検討していきたいというふうに思います。

人数の件は、私は、この体制はやはり幕別町の教育に対する思いからこういう小中学校 39 名の支援員ですが配置しているということにおいて、まずはそういう困り感のある方等についてしっかりとした教育を実施していきたいということで、その人数をきちっと確保し、やっていくということがまずは大切ではないかというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○委員長（小川純文） よろしいですか。

○委員（野原恵子） はい。

○委員長（小川純文） 審査の途中ですが、この際、1時まで休憩といたします。

12:05 休憩

13:00 再開

○委員長（小川純文） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほか質疑のある方。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 5点伺います。

まず、223 ページ、教育財産の委託料 13、10 番、施設周辺環境整備委託料。これ学校の周りの環境整備だと思うのですが、実際どんな仕事をされたのかということ。それと、校舎自体が 30 年たつて大変古くなってきて改修計画を持たれるということですがけれども、同じように周辺も例えば学校林など植えてある木なども、やはり 30 年たつということになれば、かなり手入れが必要になってくるのではないかと思います。別なところで倒木などの質問が先ほどありましたけれども、そういったことを心配いたしまして、まず、この事業がどんなふうにされたのかということと、それから年数がたっている周りの整備についてどんなふうに取り組んでこられたのか。

次、224 ページの学校給食にかかわりまして、例年アレルギー給食に対する対応をお尋ねしてまいりました。今年度、平成 26 年度の実施状況について、アレルギーを持つ生徒さんがどのくらいいらして、対応は何食されてきたのか、お弁当持参はどのくらいいるのかなど伺います。

次、230 ページ、教育振興費にかかわりまして、これ小学校の部は 230 ページなのですが、中学校の

部では 234 ページ、235 ページになります。就学援助にかかわりまして、資料を見ますと就学援助を受ける生徒さんの割合が 25 年度から比べたら減っております。昨今の経済状況を考えましたときに、減るといのがなかなか考えづらいのですけれども、この内容について実態についてお伺いをいたします。

次、225 ページ、二つあります。

一つは、教育振興費の 19 負担金補助及び交付金の 3 遠距離通学費補助金というのが 7 万 3,500 円執行されております。これはどんな条件の子どもさん、距離数ですとかあると思うのですが、どういう中身で執行されているのかということをお伺いします。

最後ですが、幼稚園教育にかかわりまして同じページです。費用弁償、旅費でお伺いいたしますけれども、学校のほうでも、それから保育所の関係でも、教員の方や保育士の方の研修のことが取り上げられておりました。ここでも同じく実際に研修がどんなふうに行われているのか伺いたいと思います。

以上です。

○委員長（小川純文） 学校教育課長。

○学校教育課長（川瀬康彦） ご質問の 1 点目、施設周辺環境整備委託料でございます。こちらにつきましては、教員住宅空き家がございます。そちらのほうの草刈り、主に草刈りでございます。こちらのほうを業務としているところであります。あと、学校の周りの敷地林等の整備でございますけれども、こちらのほうにつきましては、以前に危険倒木を全部チェックしまして、そしてその管理をしているところでもあります。それと、年間、学校ごとにこの木については、危険木については切ったり、そういった整備は間違いなくしているところでございます。

次に、就学援助の関係でございます。減っている要因、こちらにつきましては、うちのほうも分析してもどうして減っているのかというところがなかなか考えづらいところでも同じようにあります。一応、就学援助につきましては、学校に対してチラシを全児童生徒についてはお配りしておりますし、あと各忠類総合支所、札内支所等にチラシを置いて周知のほうは図っているところであります。

次に、遠距離通学補助金についてでございます。こちらにつきましては、小学校片道 4 キロ、中学校片道 6 キロというところで、通学区域内から通っておりますスクールバス以外の方法で通学している児童生徒さんに対して助成をしているところであります。

済みません、ちょっと幼稚園研修につきましては、後ほど答えさせていただきます。

○委員長（小川純文） 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（妹尾 真） ご質問のありましたアレルギー対応についてお答えいたします。

まず、代替食の提供ということで、牛乳の飲めないお子さんに対しまして豆乳を提供するという扱いをしております。26 年度につきましては 6 名の方が登録されていまして、その方は牛乳でなくて豆乳を飲んでいただくという対応をしております。

そのほか、アレルギーの欠食ということでございまして、この部分につきましては 6 名の方が、提供した給食の中にアレルギー物質が入っているということで、その日は給食を食べないで持参したお弁当を食べるという対応をしている方が 6 名いらっしゃいまして、その方が大体年間 200 食ぐらいございまして、その中で少ない方で 23 食、多い方になりますと 40 食をご自分が準備したお弁当を食べるということで対応させていただいているところでございます。

○委員長（小川純文） 学校教育課長。

○学校教育課長（川瀬康彦） 幼稚園の研修についてでございます。

幼稚園の研修につきましては、職員のほうを道の教育研究大会または十勝大会、そちらのほうに研修として出しているところであります。

また、新採用研修、こちらにつきましても職員を出しております。

また、教育課程等の研修もでございます。札幌でございますが、こちらのほうにも職員を出しております。

あと、十勝教育研修センターで研修をしているところでございますが、こちらの講座、職員を 2 名ほど受講させているところであります。

また、発達支援の講演会等がございましたら、そちらにつきましては職務で参加をさせている。こちらは 6 名でございますけれども、参加をさせているということでございます。

あと、園内で研修会を開催してございます。全道大会に出た結果とか、十勝大会に出た結果、こちらのほうの報告等を含めまして、ケース会議もございまして、年 6 回ほど園内で研修をしているところであります。

次に、十勝管内の幼稚園の教育研究協議会、こちらのほうは年五、六回ございますが、こちら研究研修を含めて5回出しているというところであります。

また、平成27年度につきましては、町内の幕幼のほうとの交流を始めたところであります。

以上でございます。

○委員長（小川純文） 中橋委員。

○委員（中橋友子） まず、環境の整備、大きくなった学校林などの危険度をチェックされて対処されているということですが、それがどこの予算を使って対処されたのかわからないのです。結局きちっと教育委員会として予算づけをされて必要な、倒木を危険がないような対処を毎年全部されてきているのかどうか、そこが問題だと思ひまして、どうなのでしょう。

それと、次に2点目の就学援助の関係なのですが、申請者の数そのものが最初から少なくなっているのです。この資料の中では年次をずっと経過して書かれているのですが、実際に支給されている中身のところでは、生活保護の人たちが対象外として別枠にあって人数があり支給率があるのですが、その資料の隣には特別支援教育就学奨励金扶助の状況というのがあります。これ全部トータルして、就学援助の受給という人数と見ていいのか、申請された人たちは全部この人たちが入って受給した結果が昨年よりも減っているのですよという意味合いなのか、この資料の中の内容がちょっと不明なものですから、もう一度説明をしてください。

それと、遠距離のことなのですが、これまで札内の東中学校の通学に関してお伺いするのですが、今まで通学区域につきましては選択できるというのがありまして、今も全部なくなったわけではないのですが、その経過を経て整理されましたね。整理された結果、札内中学校は札内地域の中では一番東端、市街地の中では東端にあるのですが、通学する生徒さんはこの選択がなくなったということで一番西端、つまり札内橋の近辺から通学されているお子さんがいらっしゃるということです。それで、距離は6キロには満たないわけです。こういったお子さんに対して、夏場は自転車などが可能で通学しているのですが、冬期間であるとか特に部活など終わって夜大変暗いところを帰ってくるわけなのですが、過去にもそういう、同じ通学路だったものですから対処されてきた経過もあるやにお伺いしました。こういった現状をどんなふうに押さえていられるのか伺いたいと思います。

それから、学校給食のほうです。全部でアレルギーを持つお子さんは何人いらっしゃるのかというお答えはありませんでしたので、そこも把握されていると思いますのでお答えください。

それで、いわゆるアレルギー除去食がなかなかできないということで、施設の関係でできないのだということで、これまで随分やりとりをさせていただいた経過があります。学校におけるアレルギー給食の対応については、これは全国的な課題でありますから、道教委も、あるいは市町村教育委員会における対応というの、改めてきちっと定められて指導といいますか、皆さんで協議されて決めていかれていると思うのですが、そういうふうになってきております。それで、まずアレルギーに対する共通の理解をみんなでし合うこと、一番は事故があつてはいけませんので事故に対応することとあわせて、できれば学校の調理場や施設の整備、人員の配置、それからアレルギー疾患を有する生徒の情報共有と除去食、こういうものがだんだん給食をつくる側としては対応を求められるよというふうになってきているのですが、それに伴う対処、どのように考えてこられたのかを伺います。

最後ですが、幼稚園教育の研修のあり方です。るるお答えをいただきました。実は余り幼稚園で、幕別は公立1カ所ですので、人事交流というのも余りないでしょうから、そこの中における研修というのは、これまで私自身も、そんなにその1カ所の中でやられている、対外的な研修も受けながらやってこられているのだろうなというふうに思っておりました。しかし、現場からはやはり十分ではないのだという声が議会報告会なども通して聞かされるようになりました。それで昨年、お尋ねをしたのです。そうすると、同じようにいろいろお答えいただいたのですが、現実の中で幼稚園の旅費として、旅費をきちっと保障して、そして行っていただいている研修というのがどのぐらいあるのか。例えば去年も札幌の研修に2名出していますというようなお答えをいただいたのですが、実際は行っているのですが、1人は公費で1人は私費でというような扱いになっているやに聞きました。それで、ここの中で、今お答えになった中で、町として旅費を保障して行っていただいている研修というのはどのぐらいあるのかを伺います。

○委員長（小川純文） 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（妹尾 真） まず、学校にアレルギー状況を持っている方の人数ということのお答えが漏れておりました。

26年度につきましては、127名の方がアレルギー症状をお持ちということの回答をいただいております。その中で、牛乳代替をする方が6名、お弁当対応をする方が6名ということでありました。その間の対応についてでございますけれども、除去食を準備するということになりますと、アレルギー物質等の混入を防ぐ立場から、食材を仕入れるところから調理するところ、出すまでの分離を厳しくしなければ結果的に意味をなさないということがございまして、なかなか給食センターとして今の状況で取り組むことにならないということで従来来ておまして、その対応といたしまして、牛乳等のはっきりしているものにつきましては代替食を提供すると、それ以外の部分につきましては毎月献立を立てた後で、その月の前に、この日の食材には献立にはこういう小麦がある、卵があるといったようなもの、日々細かい内容のものを栄養士がつくりまして、そのものを各学校に学校を通して保護者の方にお示しして、その結果、保護者の方がこの日の食材は何かを食べないだけでは対応できないのでお弁当にするといったようなことのやりとりの中から、では何月何日は給食は食べないで欠食いたしますという連絡が来る中で行っているというところがございますので、現在はアレルギーの原因となる物質を子どもさんたちが食べることをないように情報共有をきちんとして、そういうものに対して事前に防いでいくというような部分をセンター、学校、家庭を通してやっていくという状況で対応させていただいているところでございます。

○委員長（小川純文） 学校教育課長。

○学校教育課長（川瀬康彦） 危険木の除去、こちらの関係につきましては223ページになります。

教育財産費の15節工事請負費、こちらの小中学校等整備工事のほうに年100万円かかるときもございしますが、こちらのほうで対応しているところがございます。危険木につきましては、平成24年度に調査いたしまして、平成25年、26年、また27年と、3カ年にわたり危険なものについて計画的に伐採してきております。こちらにつきましては、今後も対応をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

資料にございます就学援助の、あと特別支援教育就学奨励費扶助の関係でございます。こちらにつきましては、一緒に関係するものではございますけれども、就学援助につきましては、生保基準の1.3倍未満まで、特別支援教育にかかわる児童生徒さんでございまして、こちらの生保基準の、今度は所得になりますけれども、2.5倍までの方が就学援助のおおのの扶助費の2分の1の額になりますけれども、これが扶助されるような形になります。ですから、就学援助にかかわっている人もいますし、その拡大といいますか、そちらのほうにかかわっている人もいるというところでございます。

あと、遠距離通学の札内の西寄りの地区に住んでいる児童生徒さんの関係でございますけれども、こちらにつきましては実際コミバスのほうを通学で利用されているというところでございます。学校のほうから通学証明を出して通われているという現状でございます。

それとあと、幼稚園の研修にかかわる旅費の関係でございますが、先ほど説明させていただきましたけれども、北海道の国公立の幼稚園の全道研修会、そちらに1名。初任者研修、管内で開催されていますけれども、そこも1名。教育課程の研究研修とお話ししましたけれども、そちら1名でございまして、これも出張扱いで行っていただいております。あとは管内で開かれているものでございまして、外勤扱いで行っていただいているというような現状でございます。

以上でございます。

○委員長（小川純文） 中橋委員。

○委員（中橋友子） それでは、まずアレルギー対応のほうなのですが、6名の方が牛乳から豆乳にかえて対応されている。さらに6名の方がお弁当の対応、これはむしろその親が対応しているということではないかと思うのですね、町としてお弁当を提供しているわけではありませんので。

それで127名いらっしゃる中で、本当にひどい方たち12名ということなのですが、給食が先ほど二百数十日、200日ちょっとでしたから、多い方で40日を超えているということは、かなりの割合だなというふうに思います。説明がありましたように、成分表もきちっと出されておまして、成分表が出ているから対応できると、お弁当もつくれるというところまでは、町の対応として前進させてこられたのだというふうに思うのです。それで、これをやっぱりもう一歩進める考えをどこかで持っていたきたいとずっと常に思っておりました。たぶん大変な除去食を必要とするのは、このお弁当の6名だと思うのです。ですから、まじっちゃいけませんし、別なところということで会議室も考えたという経過もあるけれどもだめだったというような流れも聞いてきましたけれども、給食センターを建ててかえない限りこの課題はずっとそのまま置かれてしまうのかということになりますよね。

それで、やはり別途給食センターはセンターとして現状のままでいくということであれば、他に方法

がないかどうかということを検討されて踏み込む時期にもう来ているのではないのでしょうか。アレルギーというのが特殊な時代ではなくなっているということは十分ご承知だと思うので、そういった考え方についてもやっぱり町として子どもたちに教育の一環として、そして喜んでいただける給食を提供することで申し上げたいと思います。ぜひ考えをお聞かせください。6名のお弁当を持参されている方の何人かにお話を伺う機会あったのですけれども、やっぱり本当にそのときの給食に合わせてお弁当の中身が給食と変わらないように、一番は形ですけれども、見た目なのですけれど、そういう対応をずっと考えながらやっぱり1年間やるのです、毎週全くないというときはありませんので。ですから、そういった方に対する支援というのがもう一方踏み込んで行われることを求めたいと思いますので、いかがでしょうか。

それと、これ倒木、危険な木は年間100万円ぐらいの予算で、25年、26年、27年ですから今年度で終わりだと思うのですが、100万円程度でこれ全部きちっとできるのですね。やっぱりこれ大きくなったことによる危険というのはそうそうあるわけではないですから、集中してやる必要があるのだと思うのです。だから25、26、27ときたのだと思うのですけれども、現実には延び延びになってきた実態も目にしてきておりますので、簡単な枝払いとかではなくて本当に倒木まで必要だというようなことであれば、危険な状況が生じてから進めるというのも本当にあってはならないことですし、子どもさんにも影響が出るというようなことも絶対あってはなりませんので、この予算の中で、26年、もう今年途中まで来ていますからどこまでいっているのか伺います。

就学援助のほうなのですけれども、結局この資料の中の特別支援に対する人の就学援助というのは、こちらの就学援助の資料とかぶる人がいるというふうに考えていいのですね、基準が別なので分けて表示されているということだと思うのですけれども。

それで、やっぱり子どもの貧困のことが取り沙汰されて、だんだんだんだん貧困の度合いが拡大していくという中で、やっぱりこういった就学援助制度などがきちっと活用されることが教育を保障していくことにつながるのだと思うのです。ですから、拡大していく中で受ける人の割合が減っていくということになれば、やっぱりどこかに、収入がみんな上がってもう受けなくてもいいのだという状況で減っているのであれば問題はないし、むしろ喜ぶべきことだと思うのですが、社会的な背景はそうではないですよ。そうすると周知などについても、単なる学校にチラシを配るだけでいいのかどうか。そこはもうちょっと踏み込んでもしやられているのであればそのこともご説明いただきたいですけれども、きちっと一人一人の家庭にまでその中身が、趣旨が伝わって、積極的にきちっと活用できる体制になっているのか伺います。

それから、遠距離の通学なのですけれども、実はコミバスのこともちょっと調べてみたのです、有効に使えたらいいなというふうに思いまして。でも、東中学校のバスの最終は4時16分なのです。これちょっと通学証明書をいただいても、朝はもちろん活用できると思うのですけれども、これ、きのうの話ともちょっと一緒になってしまいますけれども、コミバスの有効利用を考えた場合に交通弱者ということでスタートしておりますから、最初からその学校の通学にということを描いていたわけではありません。だから、当然、住民対応で時間帯も設置されたというのは、そうだと思うのです。今、こういう現状が一方で生じてきたときに、それをちょっと発展させて、それで契約時間とか全部あるのでしょうか、ですから4時16分が最後、時間表を見ましたら一番遅いバス停で5時15分ぐらい前ですから、それで終わってバスは帰っていくのだと思うのですけれども、この辺をもう少し契約の中身なども変えていただいて、そういった子どもさんにも対応できるような仕組みがとれていけば大変助かる中身になっていくと思うのですけれども、いかがでしょうか。

それから、幼稚園の研修、わかりました。全道は1名、初任者1名、研究1名ですね。それで、去年、総務文教常任委員会で幼稚園も見せていただいた経過あるのですけれども、来年が幕別町が全道的な研究をやる、研究の主催地、わかば幼稚園がなるのですね。それに向けての取り組みや、実際に研修が必要となるというふうになると、現在、正職員の先生が3人と園長先生が1人、4人ということなのですが、そういう大規模な研修も実施していくためには、前年度やっているところにも行って学んでこななければならないでしょうし、大会のための研修だけを強化しろということではないのですけれども、一番の幼稚園教育の目的というのは幼児の生涯にわたる人格形成の基礎を養うということでスタートされておりますので、そういう観点からいっても、全道的な実践を学びながら、うちの研究の成果も見えていただく、そしてそういう普及がまた全体の幼稚園教育の質を上げていくということになるのだと思うのです。そうすると、もうちょっと充実した研修を保障していく必要があるのではないのでしょうか。

以上です。

○委員長（小川純文） 学校教育課長。

○学校教育課長（川瀬康彦） 危険倒木の関係でございます。先ほど 27 年までかけて順番を追ってやっていくというところではございましたが、この気象状況の中でやはり古木、この調査以外でも危険なものも出てきているのが現実でございます。

きちんとできているのかというところではございますが、これはまだまだ私たちも把握ができていない部分もありますので、これは随時対応させていただいているところであります。

また、今年度につきましては札幌東中の東側でございますヒバがございました。それが危険、急に倒れたり何だりしたので、そういったものを枝払いだとか倒木処理をさせていただいたところでございます。

就学援助の関係でございます。確かに周知という部分で、学校から 1 枚 1 枚児童生徒に対してお配りして、これが家庭まで届くかといったら、これもまたちょっと難しいところもあるかもしれません。これから広報とか、またホームページ、それとできれば学校だよりに入れてもらえるような形でご家庭のほうに周知させていただきたいというふうに考えます。

あと、もう一点でございます。研修の関係でございます。

来年、わかば幼稚園で全道大会の一角を担う形になります。ことしにつきましては、プレ研を開催いたしました。それで、ここににつきましては、国公立の管内の幼稚園の先生方が各発表する幼稚園のほうにスタッフとして入って行って、それで人数を確保しているような形になっております。人数を確保というか、幼稚園だけで、単独だけで、職員だけで対応するというのではなくて、そういうような形をとってございました。また、学校教育課の職員もこちらのほうについては対応させていただくと。

それと、充実した研修も含めてということもでございます。ことし、これから来年の研修のため、道外のほうに 1 名研修のほうを出そうというふうに考えております。そこで得た知識等をフィードバックして、そして来年につなげていただくというふうに考えているところであります。

私からは以上でございます。

○委員長（小川純文） 教育部長。

○教育部長（山岸伸雄） 私のほうから、初めにアレルギーの件でございます。センターの所長が申し上げましたとおり、現実、私どもの給食センターにおいてアレルギーを除去する、または完全に分離して処理するスペースがないというのは過去の答弁等からお話ししているところでございます。もう一步進める考えはないかということではございますけれども、現実の問題をいいますと、今の施設の中でやるというのは現実にはやはり無理があるというのは現状です。その、それ以上、どう対応するかということについては、私どもも給食センターと教育委員会とで検討はしているところなのですけれども、今現在、明確なこうすればいいのではないかとといったところはまず今の段階ではまだない。ただ、一つの方法として、他の調理施設等の利用ということで、例えば病院食等をつくっているようなところに委託をかけることができないかとか、そういうのを含めてどういうふうな対応をすればいいかといったところについて、現在、調査・研究しているという段階でございますので、もうしばらくちょっとお時間をいただきながら考えさせていただきたいというふうに思います。

あと、倒木の関係で、今、課長のほうからお話ししましたがけれども、うちとしては基本的には学校林、学校の周り等にある木については把握はしておりますけれども、倒木となると、大きい木が全部倒れるということではないのですけれども、学校、切ればそれでいいといえればそれで済むかもわかりませんが、一方で考えなければならないというのは、学校の環境がどうだということと、また、その木が学校を取り巻いているような形で地域の環境にも影響するということも考えた中で、どういうふうに木を剪定していくかということがやっぱり必要だろうというふうに考えております。そういうことから、私どもとしましては、危険木等を確認しながら、計画的に伐採等をやっていきますけれどもあわせて植栽もやはりやっていかないと、地域の環境、また学校の環境等も変わってくると。防風林の役割も実際果たしているところもございますから、そういうようなことも考えながら、やっぱり計画的に伐採または植栽というのをおこなってやってまいりたいというふうに思っております。

それと、就学援助の関係ですけれども、周知に関しては学校を通して私どもはやっているというふうに考えております。今後、さらなる周知というふうになると、今、課長からお話がありました学校だよりまたは広報というのでもございますけれども、下がっている理由という部分で言うと、実際収入をベースとしておりますから、収入をベースとして考えておりますから、となるとやはり収入レベルが上がってきている、少しは経済が、経済というのですか、家計もよくなってきているというのも一方ではあるのかなというふうには考えております。そういうことから、申請できる方が申請がなくて援助が受けられ

ないというのは、これはあつてはならないということだというふうには思いますので、そこできちっと周知徹底はしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（小川純文） 企画室参事。

○企画室参事（山端広和） コミバスの関係でございますが、時間の設定等につきましては、当初試験運行を開始した中で、さまざまな意見等も踏まえまして、例えば病院ですとか公共施設、そういった部分も踏まえた中で全体で時間設定しているということと、夕方の利用という部分につきましては、余りりその辺の当時の考え方の中では全てをなかなか網羅できないという全体の中での時刻設定といえますか設定をしているということでもあります。

○委員長（小川純文） 中橋委員。

○委員（中橋友子） まずはアレルギーでありますけれども、なかなか神経を使われる事業だと思います。特に、ここ一、二年はありませんけれども命を落としてしまうような事故にもなっているというのが現状の中で、やっぱり学校給食の意義は申すまでもなく教育の一環の中であるわけですから、しばらくというふうに部長言われましたけれども、短いしばらくを、長いしばらくではなくて、だって私たちこのことを提案してから、もうしばらくたっているのです。だから、このしばらくがまたしばらくになると、本当に子どもさんは6年で卒業する、中学校ありますから9年ですけど、もう終わってしまうという。ただ、アレルギーを持つお子さんというのは本当に、これ特別支援もそうなのですが実際には減っていない、ふえてきている環境に対する対応、もちろんその体質的なことから含めてですけれども、あるのだらうと思いますので、スピードを上げたしばらくの研究を求めていきたいと思います。

それと、学校林のことについては、認識としては同じように持っています。30年前に新しく学校ができたときに、生徒さんたち記念樹としてこの学校とともに成長するというようなことも願いながら学校の周りにいろんな木を植えられて、喜んでその成長を楽しんできたのです。ところが、30年以上経過していくと、楽しむだけではなくて、そういった危険な状況も出てきてしまったというのが現実だと思うのです。ここを適切に管理をするというのを怠ってしまうと大変なことになっていくということで問題を提起させていただきました。細かな数字までは出していただけませんがしたけれども、しかし今、東中のヒバの話もありましたので、ぜひチェック、点検を強化していただいて事故のないように求めたいと思います。これは答弁よろしいです。

それから、就学援助のほうは、私、部長が全体で所得が上がったと言われますけれども、その根拠になるものがないのです。それで、ここに2015年1月に道が出した要支援者ですから2013年の資料なのですがそれでも、そのときに幕別町は20.6%、全道は23.1%なのです。全道よりやっぱり受けている率は低いと。これ、その前までは変わらなかったのです。同じその前の年12年は幕別は19.33、全道が19.3というように他の市町村の数字もありますけれども、やっぱり全体として上がっていく中でうちの町は下がったということでもありますから、ここはやはり徹底した周知をされてそれでも減っていくということ、もちろん収入が上がるということが確認をできてこういうふうになっていくことであればこれ以上申すことはありません。しかし、そこが検証できないものですから、ぜひ問題意識をもって、徹底される中身、具体的に言っていましたけれども、学校だよりやPTAも含めてそれを実施していただくよう求めたいと思います。

コミバスにつきましては、そういうふうな話にはならなかったのですということで終わったのですけれども、今はそういう現状出てしまいました。さてどうしましょう。この次の段階だと思うのです。この次にそういった子どもさんたちにも対応できる運行計画を持てるのかどうか、そういう余地はあるのかどうか、その辺の姿勢の問題だと思いますが、いかがでしょうか。

それから、幼稚園の研修のことについては全道、道外研修も実施されるということでありました。たぶんこういう意見が出るのは、教員全員にきちっと全体の、実施される研修に毎年1人、毎年1人という関係で行った方が報告集会されて研修はそんな形でやられているのでしょうか、しかしこういった全道的な取り組みもあるようなときには複数での参加なども考えていただければ現場も助かるのではないかというふうに思います。

以上です。

○委員長（小川純文） 企画室長。

○企画室長（細澤正典） コミバスの関係で私のほうから答えさせていただきたいと思います。コミバスの定員なのですが、31人だったと思うのですけれども、今、1便平均5人乗っていらっしゃるということで言うと、残り乗れる人数が25人程度という形になります。これが下校の中学生が全部乗ったと

きにはほかのお客さんに与える影響ですとか、実際に中学生が何人下校で使うのかというような部分の実態を少し調査しないとどのような形で対応できるのかというのは今ここではお答えは出せないものと思いますので、実態を少し調査させていただきたいというふうに思います。

○委員長（小川純文） 総務部長。

○総務部長（菅野勇次） 就学援助の認定率の低下の関係でございますけれども、町全体の所得といいましょうかの関係ですけれども、町民税の関係で申し上げますと個人町民税平成 25 年度と 26 年度を比較いたしますと、納税義務者数の増も若干あるのですけれども、個人町民税の課税額自体が 2,200 万円ほどふえておりますので、そういった意味で 25 と 26 を比較いたしますと町民の給与所得者の方の所得も若干上向きだったのかなということは類推できるかと思えます。

○委員長（小川純文） 中橋委員、要約してお願いいたします。

○委員（中橋友子） 個人町民税 2,200 万円前年度比で上がったということですね。これ全体で、総額で上がったということですよ。給与所得者の総額で 2,200 万円上がったということですよ。一方で貧困率が広がっているということもご承知だと思います。これは幕別町だけではなくて、全国的なことと言っていますから、貧困が広がっているという点では。それで、私はそれだけで判断できない面もあると思う。全部給与所得者ではありませんから。ですから、やっぱりその背景になるものの調査というのは、いろんな意味でされることが大事だと思います。もちろん、私は周知徹底に限るということだと思いますので、そういうことを徹底されるということをやっていないと、2,200 万円上がったのだからこれでいいのだということにはなっていないと思いますので、ぜひ周知徹底のほうなど力を入れていただきたい、このように思います。

○委員長（小川純文） よろしいですか。

内山委員。

○委員（内山美穂子） それでは、1 点だけご質問させていただきます。

231 ページの細節 3 番と 235 ページの細節 3 番の学校図書のところなのですが、幕別町は学校図書が前の先生たちのご努力によって結構学校図書の内容が充実してきたと思います。それで、そういう環境的な面ではなく、ソフトの面で質問させていただくのですけれども、学校図書館の学校図書館司書教諭の配置状況を教えていただきたいと思います。

○委員長（小川純文） 学校教育課長。

○学校教育課長（川瀬康彦） 本町におけます司書教員の配置状況でございます。小学校では幕別小学校、白人小学校、札内南小学校、札内北小学校の 4 校。中学校では札内中学校、札内東中学校の 2 校でございます。

○委員長（小川純文） 内山委員。

○委員（内山美穂子） それは、先生方が兼任されているのですよね。先生たちはちょっと忙しいこともありまして、やはり学校の図書の整理とかそういうものに関しては、もっと時間が必要だと思うのです。それで図書館が整理していて、ただ本があればいいというのではなくて、そこに来る子どもさんは学校の図書館という位置づけを考えたときに、やはり教育的配慮というか本に興味のない人にも本を読んでもらいたい、そのためにはやっぱり人のサポートがあって初めて本を読めるようになるということもあると思うので、ことし学校図書館法の改正があって学校司書という人を位置づけられるようになったのです。図書館に学校図書の専用の人を置いて、学校を巡回するような形にするお考えはありませんか。

○委員長（小川純文） 学校教育課長。

○学校教育課長（川瀬康彦） 現在、学校司書につきましては、今お話ししました司書教諭、それと学校図書館の運営を担当する校内組織がございます。そちらのほうで図書館の充実化を図っているところでもありますし、あと町の図書館の職員が助言、あと支援そういったものをしていただいていることもございます。そういったものも鑑みまして、今のところは学校司書を置いて学校を回すということは考えていないところであります。

○委員長（小川純文） 内山委員。

○委員（内山美穂子） 現場の話とか聞いていますと、やはり学校ごとに置くというのは難しいと思うのですけれども、幕別町内で 1 人とか何人かが週に巡回して回るようにすると、やはり整理、整理だけではなくて管理だけではなくて、やはり子どものサポート、先生のサポートに回れると思うので、前向きに取り組んでいただきたいと思っておりますが、いかがですか。

○委員長（小川純文） 学校教育課長。

○学校教育課長（川瀬康彦） 現在、図書館の職員が学校のほうをサポートしていただいている状況にあ

ります。そして現に回っていただいているところもございますので、そちらのほうで当面の間は対応させていただきますというふうに思っております。

○委員長（小川純文） 内山委員。

○委員（内山美穂子） 現状はわかりました。今後、また現場の声に耳を傾けながら検討していただきたいと思います。

○委員長（小川純文） よろしいですか。

審査の途中ですけれども、この際、2時5分まで休憩をいたします。

13:54 休憩

14:05 再開

○委員長（小川純文） 休憩前に引き続き、会議を行います。

ここで、お願いを申し上げます。

質疑をお持ちの方も多数おられると思いますので、質問、答弁におかれましては、要旨を簡潔にお願いいたします。

それでは、質疑をお受けいたします。

小島委員。

○委員（小島智恵） 3点お伺いします。

219 ページ、細節7子どもサポーター賃金に関してなのですが、不登校に関してになりますが、教育委員会の報告書82ページになるのですが、不登校の件数、中学校では前年度19件だったのですが、平成26年度には28件と、9件も増加している状況であります。28件、この生徒さんは全員がまっく・ざ・まっくに通われているのか、実態としてはどのようになっているのかお伺いしたいと思います。

そして、229 ページ、12 節役務費の細節16 児童健康診断手数料なのですが、ここにギョウチュウ検査等々含まれてくると思うのですが、最近のテレビ報道で座高測定とギョウチュウ検査なのですが、文科省のほうで廃止するといった、そういった報道がされていたのですが、我が町としても、既に国から通達が来ていますでしょうか。

そして、全国での検出率が1%以下だと言われているのですが、我が町の傾向としては、ギョウチュウ検査ですが、どうなのでしょう。これまで実施してきていますけれども、実際に検出した事例、あるのでしょうか。

それと、243 ページ、下から2番目の細節7チャレンジデーの事業そのものについてお伺いしますが、きっかけ、始まり、姉妹都市の開成町からの呼びかけで実施することになったと思うのですが、資料70 ページでは、参加率29.3%、勝敗ですと負けておまして、2年目をこじやっておりますけれども、こじは姉妹都市ではない養父市と対戦しまして、参加率30.4%だったと思うのですが、2年目も負けている状況。それで、参加率アップのため、さらなる広報活動が必要というふうに資料のほうに載っておりましたけれども、成果として、これはどのように捉えていますでしょうか。これ、いつまでやるのでしょうか。

そして、十勝管内でチャレンジデー、実施されている自治体は、どこで、何カ所程度でされているのかお伺いしたいと思います。

○委員長（小川純文） 学校教育課長。

○学校教育課長（川瀬康彦） ご質問の1点目、不登校生徒、中学生の関係でございます。こちらにつきましては、平成26年28人ということで、まっくに何かの形でかかわっている子どもたちは19名ございました。

次に、ギョウチュウ検査の関係でございます。

こちらにつきましては、昨年度、道教委のほうから学校保健安全法施行規則の一部改正に伴う通知が来ていますところでありまして。

また、検出の事例ということでございますが、平成24年度から現在に至るまでゼロ件でございます。

以上でございます。

○委員長（小川純文） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（湯佐茂雄） チャレンジデーのことでございますけれども、これにつきましては、今、委員がおっしゃりましたとおり開成町さんのほうからお誘いがありまして始まったということであり

ます。

確かに、ことしも負けたところなのですからけれども、これ、こういう形のイベントで、どうしても勝ち負けといってしまうか、笹川スポーツ財団さんのほうでやっている事業でありまして、その要項に基づいてやっているわけでありまして。

周知の方法ということで今ご質問なのですからけれども、これにつきましては、それぞれ事業所さんのほうにポスターを掲示していただいたり、あるいは町の広報紙に2回載せたり、あるいは新聞折り込みなどをやっております。あと、ラジオ放送等で周知をさせていただいております。

いつまでやるのでしょうかということなのですが、このチャレンジデーにつきましては、笹川さんのほうのルールで実行委員会ということで組織しております、それぞれこれは首長が実行委員長になるということになっておりまして、町長が実行委員長ということでございます。そのほか副委員長に教育長ですとか体育連盟会長などが連なっているわけなのですからけれども、とりあえず要するに日常的なスポーツに対する習慣化に向けたきっかけづくりですとか、あるいはスポーツによる住民の健康づくり、あと地域の活性化というようなものを目的とした住民総参加型のイベントということでございますので、開成町さんのほうからお誘いいただいたときも、大変いい事業だということで一緒にやったということでございます。

そういうスポーツにつながっていくきっかけづくりのために、今後も続けていきたいというふうに思っております。

ちなみに、これは1983年に金沢で発祥した事業だそうでもありますけれども、金沢で11年連続で実施したところ、週2回以上運動やスポーツをする人が5%から35%にふえたというようなデータもございますので、そういったスポーツが、皆さん地域の方たちとか地域の活性化につながっていくのではないかと思いますので、続けていければいいなというふうに考えております。

それと、管内のやっている町村でございますけれども、本別町さん、芽室町さん、新得町さんということでございます。

以上でございます。

○委員長（小川純文） 小島委員。

○委員（小島智恵） まっく・ぎ・まっくの話ですけれども、19名がかかわりがあったり通われているというところですが、そうしますと9件については、まっく・ぎ・まっくにも通えず、かかわりも持たずといった形になるかと思うのですけれども、そうなるか家に引きこもりのような形の子もいるのかなというふうに思うのですけれども、そういった方、まっく・ぎ・まっくはあるのですけれども、そこにまで行けない子がいるのではないかと、その辺、個別にその子に合わせて、どのように対応されているのか。

ギョウチュウ検査等についてですけれども、道のほうから通知が来ているということで、平成24年度から検出率がゼロ件ということなのですからけれども、ということは今後、これ実質的には本町としては廃止していく予定なのではないかと、どのようにお考えでしょうか。

そして、チャレンジデーですけれども、ちょっと声が届いていなかったと思うのですけれども、成果ですね、周知というよりは成果はどのように、これ今回評価されていますか。スポーツのきっかけ、健康づくり、地域活性化等につながるものだというお考えで続けていけばいいという話ではあったのですけれども、今回、成果としてどのように評価をされているのかお伺いします。

○委員長（小川純文） 学校教育課長。

○学校教育課長（川瀬康彦） 不登校生徒のまっく・ぎ・まっくにかかわりのない生徒への対応ということでございますが、不登校の児童生徒に対しては、きめ細やかな柔軟な取り組みが必要ということでありまして。教育委員会よりもむしろ学校が常にかかわりを持ち続けるように努めることは、これは大切なことだというふうに考えております。

学校は、学級担任などが児童生徒の状況にもよりますが、家庭訪問を行いまして、その生活や学習の状況、こちらのほうを把握していると、学校からもそのように報告をいただいております。

次に、ギョウチュウ検査の関係でございますが、先ほどの施行規則の改正ということで、28年4月1日から、こちらの検査については必須科目から削除されることになっております。本町もこれから予算ということになりますけれども、先ほどお話ししましたギョウチュウが出ていない、ゼロ件だということ、それとこの施行規則の改正を鑑みながら廃止するかを判断させていただきたいというふうに、廃止する方向で判断ということにならうかと思っております。

以上です。

○委員長（小川純文） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（湯佐茂雄） チャレンジデーの成果ということでございますけれども、これにつきましては、今、申し上げましたとおりスポーツに関するきかけづくりということでございますけれども、実際に5月の最終水曜日、午前0時から午後9時までという21時間にわたって15分以上の運動をするということでございますけれども、参加された方たちにファクスなり電話なりで報告をいただきます。あと事業所ですとか学校のほうからも参加の状況などいただくわけですが、その中でちょっとコメントも書けるような形でとっているわけですが、やはり楽しかったですとか、よいきっかけになった、あるいは来年も参加したい、毎日続けようと思いましたが、このようなコメントもいただいておりますので、成果としてはこういう成果になるのかなと思います。

あわせて、同じその日に特別イベントも開催しておりますので、これに参加された方たちがより一層そういったいろんなイベントに親しみ、初めて参加した方もいらっしゃいますし、今後引き続きやっていきたいなというようなものもあるかと思っておりますので、そういった形で、スポーツの振興ということで成果はあったのではないかというふうに思っております。

○委員長（小川純文） 小島委員。

○委員（小島智恵） まっく・ざ・まっくといえますか、不登校ですね、きめ細やかな柔軟な対応ということで、今後とも学校との連携、そして家庭訪問等々、心の部分ですから、その子に合わせた寄り添った個別的な支援の強化といえますか、それを今後とも引き続き求めてまいりたいと思います。

ギョウチュウ検査ですが、今後廃止する方向という話でしたけれども、もしやるとしたら、これ町独自にというふうになっていくのですか。これはどうなのでしょう、十勝管内とかのそういった動向も見ながら、やはり再度検討されるものなのでしょうか。

あと、チャレンジデーなのですが、成果があったと、参加者からも好評の声をいただいたということなのですが、成果としてあったというお話ではありましたが、実際、十勝管内においても幕別町を含めて4町であります、本当に健康づくりの成果に値するような必要性のあるような事業であれば、もっともっと、十勝管内市町村において広がりが出てくるのでしょうか、ほかの自治体では特にそういった判断をしていないから、こうやって広がりが出てこないのではないかなとは思っています。

皆さん、最近、健康に対する意識、とても高いと思います。自主的にウォーキングされたり運動されている方もたくさんおられますし、あえて行政側から言われなくても適度な運動が、そういった健康増進につながるという点については、もう皆さん十分ご理解されているものだと私は思います。

そして、そもそも参加されている方は好評なのですが、町民全体として考えた場合に、さほど皆さん興味を持たれていないのではないかなというような雰囲気がございます。

また、企業、団体さんなどにも行政側から協力をお願いしていると思うのですが、お仕事だとかの手をとめてまでそういった運動をしなければいけない、これ、ご負担になるのではないのでしょうか。そういったいろいろな点もあつたのですが、そこまでしてこういったチャレンジデーを続けていく必要性、町長が実行委員長というのですが、続けていく必要性はあるのでしょうか、お伺いします。

○委員長（小川純文） 学校教育課長。

○学校教育課長（川瀬康彦） ギョウチュウ検査の関係でございます。こちらにつきましては、まだ管内の動向を把握している状況ではありません。新年度にかかわりまして、予算策定にかかわりまして管内の動向をお聞きしていきたいというふうに考えておりますが、寄生虫の陽性者がたくさん出る地域ではないというところでも鑑みまして、ちょっと廃止のほうに向けては考えていきたいというふうに考えているところであります。

○委員長（小川純文） 教育部長。

○教育部長（山岸伸雄） チャレンジデーのことでございますが、今、小島委員から必要ないのではないかとということでございますが、課長からも話ありましたとおり、私、このチャレンジデーは、きっかけづくりにもなるということでございますけれども、やはり体力づくりという点を見ますと、基本的には体力があつて何事も、仕事もそうでしょうし、生活もそうですし、学校生活もそうです。やっぱり体力というのは全ての基本になってくるものだというふうに考えます。そういう面から見ましても、このチャレンジデーを通して体力づくりなりちょっとしたスポーツ、軽スポーツに親しむ、スポーツに親しむという一つの動機づけという面においては、私はすごく意義深いものであるというふうに考えているところでございます。そういう面から見ましても、今後とも私どもとしましては続けてまいりたいという

ことで考えております。

あと、勝つ、負けるという部分においては、確かに周知の関係は、課題としてはまだまだ残っているものであるというふうに思っております。引き続き、団体、負担になるからということもあるでしょうけれども、やっぱり仕事するにも体力という面においても、体力は基本であるという観点から、いろんな企業なり団体なり、そういうことを力を合わせてこういう事業をやってまいりたいと。結果、勝つか負けるかということではなかろうかというふうに考えております。

○委員長（小川純文） 小島委員。

○委員（小島智恵） 勝ち負けに別にこだわってもいけないのですけれども、そして財政負担、これ一番申し上げたいところなのですけれども、ここの教育費には上がってこないのですけれども、後ほどの人件費の職員費のほうにかかわってくるのですけれども、このチャレンジデーのためにもう何日もかけて準備をして、その際、時間外もつけながら準備されて、そして当日なんか集計などのために生涯学習課の方が全員遅くまで残って、中には0時ぐらいまで残っていると聞いていますけれども、そういった時間外をもう何日もつけて、当日も全員残ってみたいな話も聞いているのですけれども、そこまで職員さんの時間外をつけてまでお金もかけて、こういった力を入れるような事業なのか、やはり再検討が必要だと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（小川純文） 教育部長。

○教育部長（山岸伸雄） そこまでお金もかけてということをございますけれども、支出している科目で言うと保健体育費でございますので、町民の体育、要は体力づくり総体に係って支出している科目ということをございます。そういう面からいっても、この事業については、支出については現在問題ないだろうというふうに考えていますが、それより何度も言いますけれども、このチャレンジデーの意味合いのほうは私は大きいだろうと。費用対効果というのをなかなかはかるようなことができない分野になってくるかなというふうに思いますけれども、結果、例えば体力がついて医療費が少し下がっていくとか、そういうことも考えられるでしょうし、いろいろと体力をつけることによって、健康に気をつける、いろんな面に波及してくる部分があるというふうに考えます。そういう面から、私どもとしましては、このチャレンジデーにつきましては、いましばらく継続し、町民の体力向上の一つの施策としてやってまいりたいというふうに考えております。

○委員長（小川純文） よろしいですか。

（関連の声あり）

○委員長（小川純文） 藤谷委員。

○委員（藤谷謹至） 私は小島委員と違う立場で意見を言わせていただくのですけれども、2年行ったと。1年目は30%切って、2年目が30.ちょっとで、あとほかの町村と比べると近場では芽室町が64.3%、これすごい数字なのですよね。幕別町、本町は2万7,649人中8,395人と、これ2年間やって、ある程度の統計がとれていると思うのですけれども、地域別の参加率というのはとってあるのかということがまず1点。

それと、私は、やるからには、これ勝ちたい。私もファクス出したのですけれども、いろいろ今、町長、協働のまちづくりということでやってございます。また、防災組織とかいろんな面で住民の町政への参加というのも求められてございます。また、公区の加入率、そういう部分においても、またあと町長言っておられた健康年齢を上げるという方策でも、これ比較的予算が低予算で、住民の啓蒙にはいいものだというふうに私は思っているのですけれども、質問は1点目の地域別の参加率、それと勝つための方策、2点についてお願いします。

○委員長（小川純文） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（湯佐茂雄） 地域別の参加率ということなのですけれども、これについてはちょっとデータとしては持っておりません。というのは、確かに参加率を出す分母が2万7,000、要するに2月1日現在の住民票台帳でしたか的人数になりまして、分子が何ぼになるかということなのですけれども、参加される方が幕別町内にいる方ということになりますので、分母は住民台帳なのですけれども、通勤者、通学者、観光客なども含めてカウントする形になるのですね。

笹川さんのことしの状況を見ますと、100%を超えているところもあるのです。小さな村、2,000人ぐらいの村ですけれども、要するに大きな事業所がいて、要するに昼間の人口が多いところなんかは、そこでラジオ体操をみんなでやると村の人口よりも多いというような形にもなりますので、ちょっと地区別でどうのこうのというのは、なかなか出づらいいいまいしょうか、仮にその事業所で何人出たとかそういうのは出るかもしれませんが、あとそれぞれ要所要所に何カ所か、そういうやりましたよ

と報告書を入れる箱が用意してあるのですけれども、要するにそこに参加しているのだけれども、報告していない方もいらっしゃるかもしれませんよね。そういうことも考えると、実際に本当に参加された方の人数の把握というのは、なかなか難しい部分はあるとは思いますが。

私も確かにやる以上は負けたくはないのですけれども、要するに勝ち負けだけでは物は言えないのではないかなという気がします。要するに、先ほどから言っていますとおりスポーツへのきっかけづくりということがあれば、私はそれで足りるのかなというふうに感じます。

以上です。

○委員長（小川純文） 藤谷委員。

○委員（藤谷謹至） よくわかりました。ただ、来年度は新庁舎建設、それで笹川財団の負けの罰ゲームというか、それには相手町の旗をメインポールに1週間揚げないとだめです。これだけは私は避けていただきたい。

以上で終わります。

○委員長（小川純文） ほかに質問ございませんか。

谷口委員。

○委員（谷口和弥） 私は、1点だけ質問させていただきたいと思います。

ページ数で言いますと245ページ、5目の郷土館費にかかわってであります。資料は131ページです。

幕別町がアイヌ民族の文化振興をより強めていく、アイヌ民族のいろんな団体の方々との連携を強めていく、その立場で質問をさせていただきたいというふうに思います。

ふるさと館と蝦夷文化考古館の利用状況が表に示されているところであります。平成26年度、蝦夷文化考古館が357人、ふるさと館が2,024人、開館日の日数で割ると考古館のほうは1日1人平均、ふるさと館は六、七人になるのだと思うのです。職員に聞けば、一人も来ない日もあるのだというふうに聞いています。この現状をどう捉えているのか、原因は何なのか、そのことをまずはお尋ねさせていただきたいと思います。

○委員長（小川純文） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（湯佐茂雄） ふるさと館、考古館ともあれなのですけれども、考古館につきましては、ああいふ国道縁でアイヌ文化のことでということでございますけれども、実際に資料を見ていただくという施設になっておりますけれども、現状としましては、この形ですと推移をしているような形になっております。これにつきましては、さきの一般質問等でもありましたけれども、今後は資料館の建設等のほうに向けて、そういった資料の保存などをやっていかなければならないというふうに思います。

現状としましては、確かにいろんな事業の展開とか、そういったことも今後は広めていかなければ、集客といいましょうか、入館のほうではしていけないかなというふうに思っております。

○委員長（小川純文） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） 今の答弁の中からでは、もっときつとおっしゃりたいこともあったのではないかなと。なぜ、こういう利用人数なのかなというこの分析がちゃんとされているというようなご答弁とはちょっと聞きづらい部分がありました。さきの一般質問で、これからふるさと館やこの考古館がどういう方向性を持って議論をされているかということについては承知をして質問しているところであります。まだそっちの方向性が決まるということになったとしても数年かかることで、当面この二つの施設、文化伝承にかかわるこの二つの施設を有効に利用するということの積極的なやっぱり分析と施策が必要なのだと思うのですけれども、これから建てかえを前提にということではなくて、今、この二つの施設をどういうふうに使っていくかということで、ですからここ数年間ということになるのかもしれない。どうやって集客するか、その方法について検討されていることがあればご答弁いただきたいというふうに思います。

○委員長（小川純文） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（湯佐茂雄） 先ほど私もちらっと言ったのですけれども、要するにここの施設については、あくまでも資料館といいましょうか、集客をするというような施設というふうに考えておりません。資料館としての保存、研究等の重要性ということでもあります。

ただし、そう言ってもたくさんの方に見ていただきたい、いらしていただきたいということから各ホテルですとか、あと窓口などにもパンフレットも置き、周知はしているところであります。そんなことで、集客ということでは、そういう周知活動について、今後は力を入れていかなければならないかなとは思っております。

○委員長（小川純文） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） 周知活動、そのことがやはり大事なのだと思うのです。やはり学童のうちからというふうには言えないのでしょうか、子どものうちからそういう文化に触れるような、そういう学校関係も通しながら、そして幕別町は転入者の多い町でもありますから、古くから、子どものころから幕別という方でない方もたくさんいる中では、私はこの二つの施設がとても機能として優秀な機能を持っているというふうに思っているものですから、そのように言うわけです。たくさんの方に見てもらおう努力を町としてすべきだというふうに思うわけであります。ふるさと館に行けば、幕別町の多くの地名がアイヌ民族の言葉から、そういうことの中では生活に身近なことがよく小さいスペースだということもわかるし、考古館に行ってもたくさんの貴重な資料がある。

先日、北海道開拓記念館とアイヌ民族文化研究センター、札幌市にありますけれども、これが合併して北海道博物館が4月にオープンしました。それも見てまいりましたけれども、アイヌの文化の資料が大変子どもでもわかりやすく展示されていましたが、その資料の中に考古館にありますアイヌ民族の方の写真も展示されている。そういったことから、この資料の貴重さがわかるわけであります。たくさんの方に保存用の施設だとかということではなくて、見てもらおう、この郷土を知ってもらおう、そのことを求めているというふうに思います。こういう利用者の人数では、やっぱりとても残念なのだというふうには言わざるを得ないのではないかなというふうに思います。

そして、環境の整備のこともお尋ねしたいと思います。考古館においては、今、どんな状況かという、看板はちょっとは見えるのだけれども、多くは伸びた草木に隠れ、北方領土の関係の看板があって、そんなような施設かなというふうに思ってしまう。もう少し、ここにこういう施設があるのだということをはっきりする、そういったこともやっていくべきではないかというふうに思うのですけれども、その辺はどうでしょうか。

○委員長（小川純文） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（湯佐茂雄） 確かに、どこに資料館があるのかというのがわかりづらいというものもあるかと思います。看板は立っているのですけれども、そういったことが、見づらい、あるいは汚くなっているというようなことがあれば、今後そういったものもきれいに直していかなければならないのだというふうには思っております。

○委員長（小川純文） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） もう少し話を大きくしまして、幕別町のアイヌ文化振興に対する支援ということになりますでしょうか、お聞きしたいと思います。

平成9年にアイヌ文化振興法ができて、そしてアイヌの文化を広く先住民としての敬意を表し、そして文化を伝承していくのだということが法律で定められています。

その後、平成19年には国連総会で、先住民族の権利に関する国際連合宣言、先住民の暮らしについて、人権について深く考える、そういうための宣言が出されたところであります。幕別町では、今後、このアイヌ民族の文化伝承について、どのような施策を考えているのかお聞きしたいというふうに思います。

○委員長（小川純文） 教育部長。

○教育部長（山岸伸雄） アイヌ文化の振興ということでございますけれども、今、委員からお話ありましたように、私どもの町には蝦夷考古文化館という大変貴重な資料を保存している建物がございませう。その中に、私も見に行つてまいりましたけれども、本当に昔のアイヌ民族が使っていた着るものとか、あと食器類等の展示があり、見た目からも大変重要な文化財だなというふうに認識しているところでございませう。

今後、アイヌ振興という面においては、先ほど来からふるさと館、蝦夷文化考古文化館の今、あり方について基本構想をつくつていらっしゃるところでございませうので、そういう中で文化の保存としての場所については、そういう中で整理していきたいなというふうに考えております。

あと、先住地域においては、アイヌ民族の方もいらっしゃいますことから、それらの活動場所としての先住生活館等も含めて、あの辺全体を考えた中で、いろんな仕組みというのでしょうか、振興といひましょうか、そういうことを考えていかなければならないというふうに考えています。

○委員長（小川純文） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） 大体、今、教育部長の答弁で、これからの姿勢のことについては理解できたかなというふうに思います。

それで、アイヌ民族の方との町としての連携ということになってきますけれども、マクンベツアイヌ文化伝承保存会、役員の方とも懇談する機会がございました。アイヌ文化を広めること、たくさんの人

に知ってもらうことの努力については積極的にしていかなければならないということを強く胸に思っ
て懇談を終えたところであります。その中で出されたことの中に、今、新庁舎、随分もう大きく形になっ
てまいりましたけれども、その中でそういったコーナーもつくっていただけたらというお話も昨年度はし
たことがあるのだということの話があったところでもありますけれども、結局、そのことは難しいとい
うことのお話をいただいて帰ってきたと。いろいろあったのだと思うのです。お金のことや何やらいっ
ぱいあったのかもしれない。

改めて私も思うのですけども、いろんな形があるのだと思うのです。百年記念ホールで、今、アイヌ
の方のししゅうが常設展示されています。先ほど申しあげました保存会の方のししゅうグループがつく
って、そして展示して販売をしていると。展示販売だから展示するのにお金をかけてししゅうを買っ
ているわけではない。そのししゅうを見ながらアイヌ文化ってこういうことがということも感じながら、
欲しいものがあつたらば指定管理者であります百年記念のほうでお金を預かって、そして買って帰る
というふうになっているのだそうです。民間ですから、役場の職員さんがそういう形でお金を預かる
という事は正しくないのかもしれない。ほかの手法があるのかもしれないのだけれども、例えば役場、今
この庁舎の中でも1階の商工観光課の前には町の紹介としていろいろある、資料が置いてある。そ
んな中でこういったことの協力、協働の関係があつてもいいのではないかな、アイヌの方のししゅうを展
示する中で、考古館やふるさと館の宣伝をするようなこと、これも町としてはいいのではないかなとい
うふう思うのですけれども、そのような手法などを検討するようなことをすべきと思うのですけれど
も、考えをお聞かせいただけませんか。

○委員長（小川純文） 教育部長。

○教育部長（山岸伸雄） アイヌ文化に関しては、北海道の先住民ということで、その文化なり歴史とい
うものは重要なものだというふうに考えております。私ども、アイヌ文化の伝承という面においては、
先ほど申しあげました蝦夷考古文化館やふるさと館の中にもそういうコーナーをつくりながら、伝承の一翼
を担っているというふうに考えております。

また、学校教育の中においても、社会科の副読本の中にもそういうアイヌ、考古館の件についても記
載しているなど、そういう面で住民または子どもたちが、幕別町にはそういう先住民族であるアイヌの
方がもともとは暮らしていたのだといったところもきちっと書かれているという面において、さまざま
なそういう教育の部分、また、そういう施設を通じたアイヌ文化の伝承という、さまざまな面を通して
やっていくということが重要だと思います。

また、今後検討されているそういう施設においても、今お話がありましたししゅうだとか、伝承する
コーナーだとか、そういうのも一つの案でなかろうかというふうに思います。そういう全体の構想の中
で、どういうふうにその辺を生かしていくかということも構想の中で検討してまいりたいというふう
に思っております。

○委員長（小川純文） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） いろんな構想の中で検討するのだということのご答弁でありましたけれども、ぜひ
町としてのこの法律に基づくアイヌ民族文化振興のための施策をこれからも強めていっていただき
たいと思いますし、そして今もちらつとお話にありましたけれども、学校教育の場にアイヌ民族の方のい
ろいろな文化を伝承するような機会をつくったりだとか、先日もアイヌ民族の方々の慰霊祭があつて、
町長もご参加されていたと思うのですけれども、そんな場にいろんな方にそういうのを見てもらうこ
とも大変興味深いことなのだと思うのです。でも、それ私も後でわかったことなのだから、そんなこと
でいろいろな施策を今の町民に知らせて、そういうふうに見てもらおうというようなことなど考えなが
らやっていたいただきたいなと思います。

アイヌのししゅうの販売のことについても、念押しになりますけれども、そういったことでの協力、
協働はとても大事で、また喜ばれることでありますから、募集をしていますから、保存会で展示販売す
るところほかにありませんかということの呼びかけがありますから、前向きに検討して、町としての姿
勢をしっかり示していただきたいと思うのです。何か改めて答弁があつたらお聞きしたいと思いま
す。

○委員長（小川純文） 教育長。

○教育長（田村修一） 今、貴重なご意見をいただきました。アイヌ民族に関すること。先ほど部長も申
しあげましたとおり、アイヌ民族は北海道の歴史あるいは幕別町の歴史ということで、これを伝えるこ
とをなくしては絶対いけないことだと思っております。もちろん私もアイヌのししゅうを見ましたとこ
ろ、非常に大胆で、また繊細だというようなところで、すばらしいものだなというふう感じておりま

す。このようなことを含めまして、具体的には先ほど部長言いましたように学校教育の場あるいは生涯教育、郷土館とか、そういうような場で、さらにこの活動、ししゅうの会ですか、そういうような方々の活動を含めまして広めて伝承していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（小川純文） よろしいですか。

ほか質疑ございませんか。

岡本委員。

○委員（岡本眞利子） 端的に1点だけお伺いします。

学校給食についてであります。ページ数、226ページの11節需用費の細節60に当たると思うのですが、給食食材費のところ当たると思うのですが、うちの町には、幕別学校給食センター、忠類学校給食センターと二つございますが、残食はどれくらいあるのかということと、また前年度に比べての残食の比率はどれくらいなのかということと、その残食はどのようにしているのかをお聞きしたいと思います。

○委員長（小川純文） 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（妹尾 真） まず、残食の数字でございます。26年度の残食につきましては、総提供数量に対しまして11.9%の、重さ比率でございますけれども、残食としてセンターに返ってきているところでございます。比率で幕別センターのほうでは12.3%、忠類につきましては8.6%の残食ということで返ってきているところでございます。

それぞれの処理の状況でございますけれども、忠類のセンターにおきましては、堆肥化する施設がございますので、その施設を使って、生ごみ処理機というようなものを使って処理しております。幕別側につきましては、25年度までは養豚をされている業者の方が、それを有効利用するという事で引き取りをしていただいていた経緯があったわけなのですが、そちらの業者の方もそういうような利用方法をしなくなったといったようなことがございまして、現在につきましては、幕別のセンターで出たものにつきましては、事業系の廃棄物として廃棄させていただいているところでございます。

以上でございます。

（「前年と比べての話は」の声あり）

失礼いたしました。前年度比でございます。各比で26年度につきましては11.9%、さかのぼってまいります。26年度は全体で11.8%、24年度11.9%というようなことで、ほぼ同様の数字というところでございます。

○委員長（小川純文） 岡本委員。

○委員（岡本眞利子） 忠類のほうは堆肥化されているということで、有効活用がされているわけですが、幕別のほうは、なかなかそのようにはいかないということなのですが、できればこれ有効活用ができる方向に考えていただくということをお願いしたいということでもあります。

また、食育につきましても、各学校でさまざまに特色を持ちながら食育をされていると私は認識しておりますが、一番残食がないというのが望ましいかと思うのですが、なかなかそれゼロというわけにはいかないと思いますが、毎年、この残食を減らすという観点からご努力はされているのかお伺いいたします。

○委員長（小川純文） 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（妹尾 真） 残食を減らすということでいきますと、やはりそもそもが安全でおいしいものを額面どおり提供できていれば残ってこないということにはなるのでしようけれども、食育の観点からいきますと、子どもさんたちに食べてほしいもの、例えば和食的なもの、いろんなそれからデザート的いろいろなものがあるわけなのですが、その中で食べてほしいものということで和食的なものを出すと意外と残ってくる。結局、ご家庭で食べなれていないものが出てくると、比較的戻ってきてしまうといったようなこともあるように栄養士のほうから聞いております。そこへ行きますと、結局は食育の中でどのようなものを食べていくかという、現場に入って行って、先生方との協力になるのですが、こういうものを、新しいものを出して食べていくといったようなことも必要だと思っております。そのことも含めまして、総合的にいくと、いろんなメニューの中で残らないようなものも含めながら、工夫しながら出していくといったようなことをしながらやっていきたいと思っております。

○委員長（小川純文） 岡本委員。

○委員（岡本眞利子） 幕別町の子どもたちが、9年間給食を食べて本当においしかったという心に残る給食をぜひとも努力をしていただき、完食してもらえるような給食にということでしていただきたいと

思います。

以上です。

○委員長（小川純文） ほかに質疑ございませんか。

（なしの声あり）

質疑がないようですので、10 款教育費につきましては、以上をもって終了させていただきます。
ここで、3 時 5 分まで休憩といたします。

14 : 53 休憩

15 : 05 再開

○委員長（小川純文） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、11 款公債費、12 款職員費、13 款予備費に入らせていただきます。

11 款公債費、12 款職員費、13 款予備費の説明を一括して求めます。

総務部長。

○総務部長（菅野勇次） 11 款公債費につきましてご説明申し上げます。

258 ページをごらんください。

11 款 1 項公債費、予算現額 19 億 9,836 万 1,000 円に対しまして、支出済額 19 億 9,641 万 3,699 円
あります。

1 目元金は、借り入れいたしました起債の償還元金であります。

2 目利子は、借り入れいたしました起債の償還利子と一時借入金の借入利息であります。

なお、一時借入金につきましては、3 月 31 日から 4 月 1 日までの 2 日間で、1 件 10 億円の借入実行
に係る利子であります。

3 目公債諸費は、起債償還に係る支払手数料であります。

次のページをごらんください。

12 款職員費につきましてご説明申し上げます。

12 款職員費、1 項職員給与費、予算現額 18 億 1,543 万 5,000 円に対しまして、支出済額 18 億 1,342
万 1,844 円あります。

1 目職員給与費では、特別職を含め 213 人の一般会計から支弁する職員の人件費等で、給料、職員手
当、共済費が主なものであります。

7 節の賃金は、臨時職員のうち常雇職員に係る賃金、19 節負担金補助及び交付金は、福祉協会への負
担金であります。

次のページをごらんください。

13 款予備費につきましてご説明いたします。

13 款 1 項予備費、予算現額 500 万円に対しまして、支出はありません。

以上で、11 款公債費、12 款職員費、13 款予備費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（小川純文） 説明が終わりましたので、一括して質疑をお受けいたします。

ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（小川純文） 質疑がないようですので、11 款公債費、12 款職員費、13 款予備費について、以
上をもって終了させていただきます。

以上をもちまして、歳出 1 款議会費から 13 款予備費までの審査が終わりましたので、引き続いて、
一般会計歳入に入らせていただきます。

歳入の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（菅野勇次） 13 ページをお開きいただきたいと思います。

歳入であります。

1 款町税、1 項町民税、調定額 13 億 6,810 万 3,932 円に対しまして、収入済額 12 億 9,209 万 2,409
円あります。

不納欠損額につきましては、134 件で 460 万 5,472 円、収入未済額は 7,140 万 6,051 円あります。

収納率といたしまして 94.44%で、前年度と比較しますと、0.22 ポイントの増であります。

1 目個人であります。現年課税分の調定額は 11 億 1,580 万 5,615 円で、前年比 792 万 9,403 円の増となっております。

2 目法人であります。現年課税分の調定額は 1 億 8,033 万 4,400 円で、前年度に比較して 1,994 万 900 円の増となっております。

主な要因は、前年に比べ、企業の業績が若干上向いたことなどによりまして、増となったものであります。

なお、町民税の現年課税分のみでの収納実績を申し上げますと、個人の収納率では 98.68%で、前年比 0.04 ポイントの減、また、法人につきましては、収納率 99.76%で、前年比 0.03 ポイントの増となっております。

2 項固定資産税、調定額 11 億 8,801 万 8,297 円に對しまして、収入済額 11 億 3,524 万 6,902 円であります。

不納欠損額が 98 件で 655 万 4,805 円、収入未済額は 4,621 万 6,590 円であります。

収納率といたしましては 95.53%、前年比 0.10 ポイントの増であります。

1 目固定資産税は、現年課税分の調定額では 11 億 2,099 万 9,900 円で、前年より 4,880 万 8,500 円の増となっております。

新築家屋の増や太陽光発電設備の課税開始などにより増額となったものであります。

2 目国有資産等所在市町村交付金及び納付金は、調定額、収入済額とも同額の 1,985 万 1,000 円で、前年対比 3 万 1,800 円の減となっております。

この交付金は、JR の軌道敷地や道営住宅、幕別高校用地などに係る固定資産税相当分が国や道から交付されるものであります。

3 項軽自動車税、調定額 5,879 万 7,524 円に對しまして、収入済額 5,644 万 8,001 円、不納欠損額は 86 件分で 42 万 6,053 円、収入未済額は 192 万 3,470 円であります。

なお、現年課税分の収納率は 99.07%で、前年比 0.11 ポイントの増となっております。

4 項町たばこ税、調定額 2 億 216 万 1,582 円に對しまして、収入済額も同額であります。

前年比、調定額では 899 万 5,968 円の減であります。主な要因は喫煙率の低下などに伴い、販売総本数の減少によるものであります。

5 項入湯税、調定額 1,345 万 3,650 円に對しまして、収入済額も同額であります。

前年対比では 31 万 60 円の減であります。主な要因は、前年に比べ一般の宿泊利用者が減少したことにより減額となったものであります。

6 項特別土地保有税、調定額 449 万 5,680 円に對しまして、収入済額はありませんでした。

不納欠損額は 39 件分で 449 万 5,680 円あります。

次に、17 ページをごらんください。

2 款地方譲与税、1 項地方揮発油譲与税、調定額 8,025 万 5,000 円に對しまして、同額収入であります。

前年度対比、金額で 562 万 7,000 円、率で 6.6%の減であります。

2 項自動車重量譲与税、調定額 1 億 8,776 万 6,000 円に對しまして、収入済額も同額であります。

前年度対比、金額で 745 万 4,000 円、率で 3.8%の減であります。

3 項地方道路譲与税、調定額 4 円に對しまして、収入済額も同額であります。

19 ページになります。

3 款 1 項利子割交付金、調定額 617 万 4,000 円に對しまして、同額の収入であります。

前年度対比、金額にして 117 万 5,000 円、率で 16.0%の減であります。

21 ページになります。

4 款 1 項配当割交付金、調定額 1,288 万 6,000 円、収入済額も同額であります。

前年度対比、金額にして 642 万 9,000 円、率で 99.6%の増であります。株式等の配当所得の増によるものであります。

23 ページになります。

5 款 1 項株式等譲渡所得割交付金、調定額 687 万 9,000 円、収入済額も同額であります。

前年度対比、金額にして 195 万 9,000 円、率で 22.2%の減であります。株式等譲渡所得の減によるものであります。

25 ページになります。

6 款 1 項地方消費税交付金、調定額 2 億 9,099 万 6,000 円に對しまして、収入済額も同額であります。

前年度対比、金額にして5,656万6,000円、率で24.1%の増であります。地方消費税の引き上げに伴い、増額となったものであります。

27ページになります。

7款1項ゴルフ場利用税交付金、調定額1,826万9,552円に対しまして、収入済額も同額であります。前年度対比、金額にして151万7,880円、率で7.7%の減であります。

なお、札内川河川敷ゴルフ場利用者数につきましては3万2,143人で、前年度と比較しまして2,048の増、帯広国際ゴルフ場利用者数が3万1,407人で、244人の増となったところであります。

29ページになります。

8款1項自動車取得税交付金、調定額3,283万9,000円に対しまして、収入済額も同額であります。前年度対比、金額にして3,848万円、率で54.0%の減であります。

これは、平成26年度の税制改正において、自動車取得税の税率が引き下げられたことによる減であります。

31ページになります。

9款1項国有提供施設等所在市町村助成交付金、調定額30万円に対しまして、収入額も同額であります。

前年度収入額と同額であります。

33ページになります。

10款1項地方特例交付金、調定額1,791万6,000円に対しまして、収入済額も同額であります。前年度対比、金額にして53万8,000円、率で3.1%の増であります。

35ページになります。

11款1項地方交付税、調定額61億4,053万2,000円に対しまして、収入済額も同額であります。

平成25年度との比較では、普通交付税では1億6,378万2,000円、2.8%の減、特別交付税では2,274万4,000円、4.8%の減となったところであります。

37ページになります。

12款1項交通安全対策特別交付金、調定額420万4,000円に対しまして、収入済額も同額であります。前年度対比43万3,000円、率で9.3%の減であります。

39ページになります。

13款分担金及び負担金、1項分担金、調定額1億1,591万764円に対しまして、収入済額1億884万3,644円、収入未済額706万7,120円であります。

1目農林業費分担金、農業基盤整備事業等に係る受益者分担金であります。

2項負担金、調定額1億3,974万1,357円に対しまして、収入済額1億1,613万4,357円、不納欠損額537万2,310円、収入未済額1,823万4,690円であります。

1目民生費負担金は、老人福祉施設入所者に係る負担金及び常設保育所保育料が主なものであります。

なお、不納欠損は、保育料が42件であります。

41ページになります。

14款使用料及び手数料、1項使用料、調定額2億5,455万3,803円に対しまして、収入済額2億3,947万7,342円、不納欠損額49万3,064円、収入未済額1,458万3,397円であります。

各種施設等の使用料及びへき地保育所や学童保育所保育料、入牧料、スキー場リフト使用料、町道の道路占用料、公営住宅使用料などが主なものであります。

不納欠損につきましては、2目民生使用料の2節児童福祉使用料、細節2の学童保育所保育料が16件、6目土木使用料の4節住宅使用料の公営住宅使用料が4件となっております。

また、収入未済額の主なものは、公営住宅使用料などとなっております。

43ページになります。

2項手数料、調定額9,885万1,380円に対しまして、同額収入済みであります。

本項は、1目総務手数料の戸籍住民票や諸証明に係る手数料、2目民生手数料の介護支援、介護サービスの手数料、3目衛生手数料はごみ処理手数料、次のページになりますが、4目土木手数料、建築確認関係手数料が主なものであります。

47ページになります。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、調定額6億3,371万4,697円に対しまして、収入済額も同額であります。

主なものは、1目民生費負担金の障害者自立支援給付費や児童手当に係る国の負担金であります。

2項国庫補助金、調定額3億8,228万1,610円に対しまして、収入済額も同額であります。

1目総務費補助金では、社会保障・税番号制度に係るシステム整備費補助金などが主なものであります。

2目民生費補助金では、1節社会福祉費補助金の細節3臨時福祉給付金給付費補助金、2節児童福祉費補助金の、次のページになりますが、細節2の子育て世帯臨時特例給付金給付費補助金、細節4の札内南保育園の整備に係る補助金が主なものであります。

3目衛生費補助金は、疾病予防対策に係る補助金などであります。

5目土木費補助金では、各種道路事業や公園、公営住宅などにかかわる補助金。

6目教育費補助金では、次のページになりますが、3節幼稚園費補助金、就園奨励費補助金などあります。

3項国庫委託金、調定額944万702円に対しまして、収入済額も同額であります。

1目の総務費委託金では外国人の中長期在留者事務に係るもの、2目の民生費委託金は基礎年金事務にかかわる委託金が主なものであります。

53ページになります。

16款道支出金、1項道負担金、調定額4億2,835万6,262円に対しまして、収入済額も同額であります。

1目民生費負担金につきましては、障害者支援分や児童手当に係る負担金が主なものであります。

2目農林業費負担金につきましては、農業委員会職員設置費に係る道負担金が主なものとなっております。

3目土木費負担金は、地籍調査事業に係る負担金であります。

2項道補助金、調定額4億7,378万8,954円に対しまして、収入済額も同額であります。

1目民生費補助金は、1節社会福祉費補助金では、細節3の地域生活支援事業費補助金や、細節4の重度心身障害者の医療費補助金など、次のページになりますが、2節の児童福祉費補助金では、乳幼児等医療費、放課後児童対策事業などに係る補助金が主なものであります。

2目衛生費補助金は、健康増進事業に係る補助金、3目労働費補助金は、緊急雇用創出事業に係る補助金であります。

4目の農林業費補助金は、農林業関係事業に対する道補助金で、1節農業費補助金では、細節4の中山間地域等直接支払事業や、次のページになりますが、細節13農業経営体が行う農業用機械の導入などに対する間接補助である経営体育成支援事業補助金、細節14強い農業づくり補助金などが主なものであります。

2節畜産業費補助金では、細節3草地整備に対する食料供給基盤強化特別対策、いわゆるパワーアップ事業に係る補助金が主なものであります。

3節土地改良事業費補助金では、細節4の畑総整備のパワーアップ事業に係る補助金や、次のページになりますが、細節5の農地の暗渠整備に係る農業基盤整備促進事業補助金、4節の林業費補助金は各種造林事業及び森づくり事業関係補助金などあります。

5目教育費補助金は、学校支援地域本部事業に係る補助金、6目総務費補助金では、細節1は全国瞬時警報システムの整備に係る交付金、細節2は新庁舎建設に対する道補助金であります。

7目商工費補助金は、消費者行政に関する交付金であります。

3項道委託金、調定額7,302万7,530円に対しまして、収入済額も同額であります。

1目総務費委託金では、2節徴税費委託金の道民税徴収事務や4節の衆議院議員選挙費に係る委託金、次のページになりますが、5目土木費委託金では、1節道路橋梁費委託金の細節1樋門管理に係る道委託金、6目教育費委託金では、学校給食に係る委託金が主なものであります。

63ページになります。

17款財産収入、1項財産運用収入、調定額2,090万2,320円に対しまして、収入済額1,958万7,190円、不納欠損は4件で26万3,400円、収入未済額105万1,730円であります。

1目財産貸付収入は、土地及び建物の貸付収入であります。

2目利子及び配当金は、各種基金等の利子収入などあります。

2項財産売払収入、調定額8,488万7,538円に対しまして、収入済額7,674万4,488円、収入未済額814万3,050円は、公社貸付牛譲渡代であります。

1目不動産売払収入、1節その他不動産売払収入は、除間伐材、皆伐材の売払収入であります。

2 節土地売払収入は、各団地分譲地の売り払いが主なものであります。

2 目物品売払収入は、主に苗木などの売り払いに係る収入が主なものであります。

65 ページになります。

18 款 1 項寄付金、調定額 3,777 万 12 円に対しまして、同額収入であります。

各種寄附金の収入であります。

67 ページになります。

19 款繰入金、1 項基金繰入金、調定額 2 億 6,091 万 2,000 円に対しまして、同額収入であります。

2 目の財政調整基金繰入金は、当該年度の財源調整のために繰り入れをしたものであります。

次のページになります。

20 款 1 項繰越金、調定額 2 億 9,583 万 5,189 円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年度からの繰越金であります。

次のページになります。

21 款諸収入、1 項延滞金・加算金及び過料、調定額 72 万 673 円に対しまして、収入済額も同額であります。

2 項町預金利子、調定額 4 万 3,796 円に対しまして、収入済額も同額であります。

3 項貸付金元利収入、調定額 4 億 6,151 万 3,394 円に対しまして、収入済額 4 億 5,651 万 3,394 円、収入未済額 500 万円であります。

各種貸付金の返済による収入であります。

次のページになりますが、4 項受託事業収入であります。調定額 203 万 5,220 円に対しまして、収入済額も同額であります。

3 目衛生費受託事業収入、後期高齢者医療広域連合からの受託事業に伴う収入などあります。

5 項雑入、調定額 2 億 7,467 万 1,145 円に対しまして、収入済額 2 億 2,586 万 6,872 円、不納欠損額 27 万 9,557 円、収入未済額は 4,852 万 4,716 円であります。

なお、不納欠損額につきましては、次のページになりますが、4 目雑入、2 節学校給食費 9 件分であります。

4 目雑入は、1 節の住民健診等負担金から 79 ページ、6 節の後期高齢者医療特別会計負担金まで、他の科目に属さない収入であります。

次に、81 ページをお開きいただきたいと思います。

22 款 1 項町債、調定額 17 億 7,688 万 3,000 円に対しまして、収入済額も同額であります。

1 目総務債から、85 ページの 8 目教育債まで各種事業等に充当するための起債の借り入れであります。

なお、9 目臨時財政対策債は、普通交付税の振替分であり、この起債の元利償還金につきましては、後年次に全額交付税措置されることとなっております。

また、87 ページに未収金及び収納率の一覧表を掲載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上で、歳入の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（小川純文） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（小川純文） 質疑がないようですので、一般会計歳入につきましては、以上をもって終了させていただきます。

次に、一般会計の歳入歳出にかかわります総括質疑をお受けいたします。

藤谷委員。

○委員（藤谷謹至） 端的に質問させていただきます。

これは大部分が要望なのですが、この会計の仕方、私、議員になりまして最初に戸惑ったのが、款、項、節、聞きなれない言葉だったので、本町では行政改革と機構改革に取り組んでおられまして、また議会においても議会基本条例を制定して改革に取り組んでおります。予算があって決算なので、予算書のほうに入るので、予算のこれ様子が性質別予算編成になっておられまして、本来行政、本町の場合は、ちょっとわからないのですが、事業をやる時には、事業の予算を多分立てるはずなので、それを多分款、項、目に国の勧告、指示によって款、項、目と振り分けてい

くと思うので、だから人件費や何かも目で一遍でもうぼんと出ている感じになっているのだろうと予測しておるのですけれども、それを事業別の会計に振り分けていく。そうすると事業によって成果とか予算とか、あとコスト、全部その事業のコストが出てくるわけです。それで、これ見ていたのは、実は芽室町の予算・決算書を見ていたら、本町とちょっと違うなというふうな感じを持ちまして、そこから調べていったわけなのですけれども、事業別にやったほうが、議論的には深く追及できると。その事業が本当に必要かどうかというところまで議論できる、そういうものであると考えます。

また、町民にもわかりやすくするために、従来型の性質別予算・決算ではなく、事業別の予算・決算にする考えはないかお尋ねします。

○委員長（小川純文） 総務部長。

○総務部長（菅野勇次） 今、お話にありました予算の組み方といいたいまいしょうか、そういった関係になると思います。

お話にありましたように芽室町においては、事業別予算というものを組んでおります。

ただ、基本のお話をしますと、この予算科目、款項については地方自治法の施行規則から来ていまして、法令に基づいた目的別の予算ということになっておりまして、これは法令に基づいてどこの町も、実は芽室町も同じような形で、目的別では組んではいるのですけれども、それと別にといいまいしょうか、補足みたいな形で事業ごとにまとめたものも備考欄か何かに設けて、例えば一つの目の中にソフト事業が幾つも入っていたりする場合や何かもありますけれども、それを節で言うと、需用費があったり、役務費があったり、その事業に係るものがいろいろ節があるのであるのですけれども、それを事業ごとにまとめている補足の記載をしているのではないかなと思います。そういったことで芽室町は事業予算といいたいまいしょうか、この事業に係る経費はどういったものがあるって、どういう経費がかかるのだというのがわかるような仕組みにはなっているというふうには認識しています。管内でも、事業別予算を組んでいるのは余りないかなとは思いますが。本町といたしましても事業予算を組んで、後々の事業評価、事務事業評価等につなげていくというようなことも検討しているところなのですけれども、何分にもかなりこれが物理的な電算上の問題もございまして、あるいはあと事務処理の関係で、相当量事務量がふえてしまうというようなこともございまして。そういったことから、まだ検討段階ではございましてけれども、今後においても、また改めて検討はしてまいりたいというふうに思います。

○委員長（小川純文） 藤谷委員。

○委員（藤谷謹至） 私が調べた中では、兵庫県川西市というところでは、もう既に事業別予算にしている。国からの勧告というのが昭和40年代だったと思うのですけれども、そこから款、項、目、節という指示で動いてきた経緯もわかります。

ただ、最近では全国的に言うと事業別予算・決算の方法が数多くとられているというふうには私の調べではなっております。ぜひ、両方議論を深めるためにも、その事業が本当に必要か、住民のためになるのかという評価のためにも、これ必要ではないかなというふうには、私もまだ勉強不足なのですけれども、感じているところでございまして、ぜひ検討していただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（小川純文） ほかが質問。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 簡潔に聞きます。

行政改革のことについてお伺いいたします。事業全般を進めるのに、行政改革の今、第3期のことは最終年ということでありましてけれども、資料の中では、その行政改革の効果、3期の効果がまだ途中だとは思いますが、6億703万円ということで資料に出されております。これは数字であられるところだけ拾って示されているのだとは思いますが、この全般にわたって、今、最終年次を迎えるに当たって、この評価、裏づけといいたいまいしょうか、この6億円の裏づけがどんなことを積み上げて6億円というふうには提示されているのかということが一つです。

もう一つは、行政改革は無駄を省いていくという点では大変大事な事業だというふうには思うのですけれども、同時にコストを追求する余りに結果としては失う面も生まれてくるというようなことを心配してずっと指摘をしてきた経過があります。特に、職員の配置などでは、正職員をどんどん少なくしていったら、そして臨時職員のウエートがふえてくると。結果としては、町民の収入が減っていくというような中で、必ずしも評価に当たらない面も含まれているというふうには思います。総じて、次の計画に入っているのだらうと思っておりますので、現時点での評価と次に対する考えを示していただきたいと思っております。

○委員長（小川純文） 総務部長。

○総務部長（菅野勇次） まず、6億円ということで資料にも掲載させていただいておりますけれども、これにつきましては、ほとんどが、多いのが人件費の部分ですね。これは計画上もそういう計画になってございましたので、ある程度計画に沿った形で職員の定員管理に努めておりますので、そういったことで、やはり大きいのは人件費かなというふうに思っています。

あと、今後の行政改革の進め方ということになるかと思っておりますけれども、現行の行政改革大綱につきましては、委員おっしゃられるとおり平成18年に策定したものでありまして、本年が10年目ということになります。

あわせて、大綱と合わせて前期、後期の推進計画というのもつくっております。推進計画も後期の推進計画、23年から27年の最終年になるということで、本年が見直しの時期でございます。そういった意味で、次期大綱あるいは推進計画の策定年に当たりますことから、近々に行政改革の推進本部、これ内部の本部になるのですけれども、を立ち上げまして、その検討にこれから入ってまいりたいというふうに考えております。

委員おっしゃられますように、見直しに当たりますのは、現計画の成果等を検証した上で、例えば積み残しになっているものについては、次期計画にも継続して計上していく。あるいは、新たに取り入れることがないかどうかというようなことも含めて検証しながら進めていかなければならないというふうに思っています。

いずれにいたしましても、行政改革は、単に経費を削減するということではなくて、一番にはやはり住民サービスの向上ということがあると思っておりますので、その辺に十分意を用いながら策定に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○委員長（小川純文） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 第3次推進計画は、項目の総数が37項目ありました。その一つ一つが実施された結果として、金額としては6億円を超える効果がありましたよということで、裏づけは、それ人件費ということでありました。

1番目の質問で指摘させていただきましたように、金額としては確かに6億円が浮いたと、そういう効果があらわれたということではあるのだとは思いますが、しかし全体の職員の数の適正配置という項目になってはいますが、適正化であるとか、臨時職員が今、正職員の数を上回って働いていただいているとか、そういうことを考えれば、やっぱり基本的には職員の皆さんに頑張ってもらって、役場も民間も含めて非正規職員がふえていかなないようにしていくということが大事ではないかと思っております。これから検討されるということでありますから、十分その点も酌み取っていただいて、部長がおっしゃられたように住民サービスの向上につながる方向をぜひ期待したいというふうに思います。

○委員長（小川純文） よろしいですか。

○委員（中橋友子） はい。

○委員長（小川純文） ほかに質疑ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（小川純文） 質疑がないようですので、総括質疑につきましては、以上をもって終了させていただきます。

これで、一般会計の審査を終了させていただきます。

ここで、審査の途中でありますけれども、4時まで休憩したいと思います。

15:44 休憩

16:00 再開

○委員長（小川純文） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、特別会計の審査に入らせていただきます。

審査の方法につきましては、歳入歳出一括して説明を受けまして、質疑も同じく一括してお受けいたします。

認定第2号、平成26年度幕別町国民健康保険特別会計決算の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（境谷美智子） 平成26年度幕別町国民健康保険特別会計決算についてご説明申し上げます。
3ページをお開きください。

初めに、概要についてであります。

平成 26 年度における年間平均としての被保険者数は 8,050 人であり、前年度と比較いたしますと 280 人の減、率にして 3.36%の減となっております。

また、同様に年間平均としての被保険者世帯数は 4,359 世帯であり、前年度と比較いたしますと 66 世帯の減、率にして 1.49%の減となっております。

次に、歳入総括についてであります。

1 款国民健康保険税から 10 款連合会支出金までの歳入合計については、調定額 35 億 3,967 万 9,552 円に対し、収入済額 33 億 5,164 万 7,406 円となっております。

5 ページをお開きください。

歳出総括についてであります。

1 款総務費から 11 款予備費まで歳出合計につきましては、予算現額 35 億 2,268 万円に対しまして、支出済額 33 億 1,378 万 4,551 円となっております。

次に、6 ページの右下の欄をごらんください。

平成 26 年度決算におけます歳入歳出差し引き残額は 3,786 万 2,855 円であります。

次に、歳入歳出事項別明細についてご説明いたします。

29 ページをお開きください。

初めに、歳出であります。

1 款総務費、1 項総務管理費、予算現額 7,795 万 5,000 円に対しまして、支出済額 7,695 万 174 円あります。

1 目一般管理費、本目は担当職員 9 名分の人件費及び事務経費など、国保事務に要した経費であります。

次のページです。

2 目連合会負担金、本目は医療費の審査支払事務を委託しております北海道国保連合会に対する負担金であります。

2 項徴税費、予算現額 626 万 4,000 円に対しまして、支出済額 577 万 2,221 円あります。

1 目賦課徴収費、本目は国保税の賦課及び徴収の事務に要した経費であり、19 節負担金補助及び交付金、細節 3 は滞納整理機構に対する幕別町の国保会計分にかかわる負担金となっております。

3 項 1 目運営協議会費、予算現額 34 万 2,000 円に対しまして、支出済額 20 万 3,395 円、国保運営協議会の運営に要した経費であります。

33 ページをお開きください。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、予算減額 20 億 4,736 万 2,000 円に対しまして、支出済額 19 億 2,401 万 8,854 円あります。

1 目一般被保険者療養給付費及び 2 目退職被保険者等療養給付費については、被保険者の医療機関受診に対する診療報酬支払いに要した経費であります。

3 目一般被保険者療養費及び 4 目退職被保険者等療養費につきましては、被保険者が補装具や柔道整復師の施術を受けた場合などに対する現金給付に要した経費であります。

5 目審査支払手数料、本目は医療費の支払い等の事務に要した経費であります。

2 項高額療養費、予算現額 2 億 6,115 万円に対しまして、支出済額 2 億 2,779 万 5,614 円あります。

1 目一般被保険者高額療養費及び 2 目退職被保険者等高額療養費につきましては、高額療養に要した経費であります。

3 目一般被保険者高額介護合算療養費及び 4 目退職被保険者等高額介護合算療養費につきましては、世帯の 1 年間における医療給付と介護給付の自己負担額の合算が一定の基準を超える場合に、その超えた分を本人に戻すものであり、それに要した経費となっております。

35 ページをお開きください。

3 項移送費、予算現額 21 万円に対しまして、支出はありません。

4 項出産育児諸費、予算現額 2,101 万 1,000 円に対しまして、支出済額 1,394 万 5,928 円あります。

1 目出産育児一時金、平成 26 年度の実績は 39 件であります。

5 項葬祭諸費、予算現額 150 万円に対しまして、支出済額 126 万円あります。

1 目葬祭費、平成 26 年度実績は 42 件あります。

37 ページをお開きください。

3 款 1 項後期高齢者支援金等、予算現額 4 億 4,353 万 3,000 円に対しまして、支出済額 4 億 4,353 万

1,341円であります。

後期高齢者医療制度で医療給付を受けられる方の医療費に対する幕別町保険者としての支援金と事務費にかかわる拠出金であり、支払基金に支出したものです。

39ページをお開きください。

4款1項前期高齢者納付金等、予算現額35万円に対しまして、支出済額34万8,417円であります。後期高齢者が保険者間で偏在しておりますことから、保険者間の負担の不均衡を調整するための納付金と事務費にかかわる拠出金であり、支払基金に支出したものです。

41ページをお開きください。

5款1項老人保健拠出金、予算現額2万1,000円に対しまして、支出済額1万6,171円であります。老人保健制度は既に廃止されておりますが、過年度の精算等にかかわる医療費及び事務費にかかわる拠出金であり、支払基金に支出したものです。

43ページをお開きください。

6款1項介護納付金、予算現額1億8,528万3,000円に対しまして、支出済額1億8,527万6,218円あります。

国保被保険者のうち40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者にかかわります保険料負担分を支払基金に納付したものであります。

45ページをお開きください。

7款1項共同事業拠出金、予算現額4億1,067万5,000円に対しまして、支出済額3億8,466万1,969円あります。

1目高額医療費拠出金、本目は高額医療費の発生による財政運営の不安定を緩和するために国保連合会が行う再保険事業に対しまして必要経費を拠出するものであり、1件80万円を超える高額医療費が対象となっております。

2目保険財政共同安定化事業拠出金、本目は1目と同様のものでありますが、1件30万円を超えて80万円以下の高額医療費が対象となっております。

47ページをお開きください。

8款保健事業費、1項特定健康診査等事業費です。予算現額1,643万5,000円に対しまして、支出済額1,141万6,132円あります。

こちらは生活習慣病予防のための特定健康診査及び特定保健指導の事業に要した経費であります。

2項保健事業費、予算現額455万8,000円に対しまして、支出済額427万8,450円であり、被保険者の健康の保持増進を図るために要した経費となります。

49ページ、9款1項公債費です。予算現額5万円に対して、支出はありません。

51ページをお開きください。

10款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、予算現額3,598万1,000円に対して、支出済額3,430万9,666円あります。

1目一般被保険者保険税還付金、平成26年度実績は45件分であります。

2目退職被保険者等保険税還付金、平成26年度の実績はありません。

3目償還金、本目は前年度の医療費の確定に伴う国及び道などへの精算還付金であります。

4目一般被保険者還付加算金、平成26年度の実績は5件でありました。

5目退職被保険者等還付加算金、平成26年度の実績はありません。

53ページをお開きください。

11款1項予備費、予算現額1,000万円に対しまして、支出はありません。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入ですが、7ページにお戻りください。

7ページ、1款1項国民健康保険税、調定額9億8,219万6,742円に対しまして、収入済額が7億9,656万3,135円、不納欠損額は173件で1,426万1,053円、収入未済額は2,324件で1億7,137万2,554円あります。

1目一般被保険者国民健康保険税、本目の現年課税分の収納率についてであります。1節の医療給付費の現年分については96.35%で、前年度と比較いたしますと0.13ポイントの増となっております。

3節の後期高齢者支援金分につきましては96.44%で、前年度と比較いたしますと0.24ポイントの増、5節の介護納付金分につきましては96.09%で、前年度と比較いたしますと0.01ポイントの減となっております。

これらの現年課税分の合計の収納率につきましては96.35%で、前年度と比較いたしますと0.15ポイントの増となっております。

2目退職被保険者等国民健康保険税、本目の現年課税分の収納率についてであります。1節の医療給付費分につきましては98.15%で、前年度と比較いたしますと0.39ポイントの減、3節の後期高齢者支援金分につきましては98.17%で、前年度と比較いたしますと0.34ポイントの減、5節の介護納付金分につきましては98.20%で、前年度と比較いたしますと0.28ポイントの減、これら現年課税分の合計の収納率につきましては98.16%で、前年度と比較いたしますと0.37ポイントの減となっております。

なお、一般被保険者と退職被保険者とを合わせた現年度課税分の収納率につきましては96.43%で、前年度と比較いたしますと0.10ポイントの増となっております。

9ページをお開きください。

2款国庫支出金、1項国庫負担金、調定額及び収入済額ともに5億5,729万983円であります。

1目療養給付費等負担金、本目は療養給付費等にかかわる国の定率負担分であり、負担率は32%であります。

2目高額医療費共同事業負担金、本目は高額医療費共同事業の拠出金に対する国の定率負担分であり、負担率は4分の1となっております。

3目特定健康診査等負担金、本目は特定健康審査等にかかわる国の定率負担分であり、負担率は3分の1であります。

2項国庫補助金、調定額及び収入済額ともに6,938万4,000円であります。

1目財政調整交付金、本目は市町村間の財政力の格差の是正を全国レベルにて調整した上、交付されたものであります。

11ページをお開きください。

3款1項療養給付費等交付金、調定額及び収入済額ともに1億6,124万9,000円であります。

退職被保険者等の療養給付費等にかかわる財源として、支払基金から交付されたものであります。

13ページをお開きください。

4款1項前期高齢者交付金、調定額及び収入済額ともに9億2,269万5,595円であります。

前期高齢者の療養給付費等に対する財源として、支払基金から交付されたものであります。

15ページをお開きください。

5款道支出金、1項道負担金、調定額及び収入済額ともに2,071万227円あります。

1目高額医療費共同事業負担金、本目は高額医療費共同事業拠出金に対する北海道の定率負担分であり、負担率は4分の1となっております。

2目特定健康診査等負担金、本目は特定健康審査等にかかわる北海道の定率負担分であり、負担率は3分の1であります。

2項道補助金、調定額及び収入済額ともに1億7,322万円あります。

1目都道府県財政調整交付金、本目は市町村間の財政力格差の是正と地域の実情に応じた調整を全道レベルにおいて行って交付されたものです。

17ページをお開きください。

6款1項共同事業交付金、調定額及び収入済額ともに3億1,772万114円あります。

1目高額医療費共同事業交付金、本目は1件80万円を超える高額医療費にかかわる国保連からの交付金であります。

2目保険財政共同安定化事業交付金、本目は1件30万円を超え80万円以下の高額医療費にかかわる国保連からの交付金であります。

19ページをお開きください。

7款繰入金、1項他会計繰入金、調定額及び収入済額ともに2億6,661万8,701円あります。

1目一般会計繰入金、本目は一般会計からの繰入金であり、1節は低所得者等に適用されている国保税の軽減措置相当分、2節は保険者に対する国の支援分、3節は国保事務にかかわる担当職員の人件費相当分、4節は出産・育児の給付にかかわる町の負担分、5節は保険者の責めに帰することのできない事情による国保財政の負担増に対する支援分、6節はその他として町国保財政の財源不足等に対処したものであります。

21ページをお開きください。

8款1項繰越金、調定額及び収入済額ともに6,350万3,717円あります。

23ページをお開きください。

9 款諸収入、1 項延滞金及び過料、調定額及び収入済額ともに 143 万 3,118 円であります。

2 項預金利子及び 3 項受託事業収入につきましては、調定額及び収入済額ともにゼロ円であります。

4 項雑入、調定額 333 万 1,506 円に対しまして、収入済額 93 万 2,967 円、収入未済額 239 万 8,539 円となっております。

2 目一般被保険者第三者納付金、本目は交通事故等により生じた保険給付費の支払いに損害賠償金として加害者から支払いを受けたもので 3 件分であります。

4 目一般被保険者返納金、本目は社会保険加入により、国保加入の資格を喪失した後に被保険者として受診をした場合、当該者から給付費相当分を返納してもらったもので 4 件分であります。

次のページになりますが、6 目保険医療機関返還金、本目は医療機関の不正請求などにより返納金が生じたもので 50 件分であります。

7 目雑入、本目は償還払いの一般療養費のうち高齢受給者の公費負担分が国保連から交付されたものが主なものであります。

27 ページをお開きください。

10 款連合会支出金、1 項連合会補助金、調定額及び収入済額 32 万 5,849 円であります。

420 万円を超える超高額療養費の 200 万円を超える分に関して、一定の割合の交付金が国保連から交付されたものであります。

以上で、国民健康保険特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（小川純文） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 国民健康保険税全般にかかわりまして、例年お尋ねしていることを確認も含めてさせていただきます。

一つは、今年度も国民健康保険税の収納につきましては、大きな未収額があります。その背景になるのは、やはり今回も平成 26 年度 4,332 世帯が加入しておりますが、そのうち滞納世帯が 743 世帯ということでもあります。

1 世帯当たりの保険料を見ますと、昨年よりも若干引き下げにはなっておりますが、依然として国民健康保険制度の持っている仕組みとして低所得者であるとか、あるいは年金、自営業といった方たちで構成されているということが、こういった背景につながっているというふうに思います。

そこで、そういう状況があっても、国民健康保険証が全加入者に渡されていて、安心して医療が受けられる状況を町として頑張ってくついでにいただきたい。少しでも保険料が軽減されるように独自の減免制度もつくっていただきたいということで、この平成 26 年度の当初予算を決めるときにも求めてきたところです。結果として、1 年間事業をやられて短期証の発行、あるいは資格証の発行、それがどのぐらい発行されてきたのか。うちの町はとめ置きはないと聞いておりますが、現状はどうであったか、お伺いしたいと思います。

○委員長（小川純文） 町民課長。

○町民課長（山本 充） 短期保険者証と資格者証の発行件数、まず被保険者証の有効期限が 6 カ月といたしました短期被保険者証の交付件数につきましては、平成 27 年 3 月末現在で 226 世帯、455 人でありました。

資格証明書の交付件数につきましては、27 年 3 月末現在で、10 世帯 10 人ですが、そのうち 6 世帯 6 人につきましては居所不明のため、実交付件数につきましては 4 世帯、4 人となっております。

短期被保険者証と資格証明書の交付方法についてでありますけれども、平成 25 年 10 月の一斉更新時から、有効期限満了前に全て郵送にて交付している状況でございます。

以上でございます。

○委員長（小川純文） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 短期保険証が 226 世帯 445 人、資格証が 10 世帯 10 人ということでありました。私たち、いつもこの問題で、まずは保険証が渡っているということが確認されたので、その点では安心したいというふうには思いますけれども、しかし正規の保険証がもらえない方たちがこれだけいらっしゃる現状というのは長年続いてきています。とりわけ幕別町の場合には、他の市町村から比べてみても、特に資格証の発行がこのたびは 10 件ということではありますが、前年度、前々年度の数字を見ても、多く発行されております。今までは居所不明、指導に応じないような理由が出されておりましたけれども、今回のつながらなかった 6 世帯以外の 4 世帯の状況についてお伺いしたいと思います。

さらに6カ月の発行といっても、すぐ6カ月はたっってしまう。通常であれば、2年でしょうか、通常の保険証が発行されることが一番望ましいと思います。その取り組みについてもお尋ねするところです。

○委員長（小川純文） 町民課長。

○町民課長（山本 充） 資格証明書の発行につきましては、災害その他特別の事情がない場合にかかわらず国保税を納期限から1年間納付していない場合に資格証明書を交付しております。居所不明以外の4件につきましては、納税折衝等、お伺いしてもなかなか会えない。訪問しても電気はついているけれども出てこないとか、そういったことで対応が不誠実な方ということとなっております。

もう一点ですけれども、資格者証と短期証につきましては、それぞれ納税ができていない方ということで、今までこういうことで制度を実施してきておりますので、現状は変わらないので、このまま引き続き対応していきたいというふうに考えております。

○委員長（小川純文） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 特に資格証の発行というのは、幕別町が考え出して行っていることではもちろんありません。国の制度の徴収強化の一環として過去に実施されてきたことが今日まで継続されているということでもあります。結果としては、つながらなかった方たちには、やはり無保険の状況が続いたのではないかというふうに思います。これは、努力をされて渡るような働きかけをやってきているその現状も押さえておりますので、引き続き努力をしていただきたいということとあわせて、いつも問題になります差し押さえにもつながっているという現状も変わっていないと思います。この中で、どのぐらい差し押さえなどが実施されて徴収強化されているのか、それは被保険者にとりましては大変困難な状況に置かれていっているというふうに思いますが、どうでしょうか。

○委員長（小川純文） 税務課長。

○税務課長（中川輝彦） 国保税に関する滞納処分の26年度の件数であります。全部で223件の滞納処分を行っております。

（「差し押さえはなかったのか」の声あり）

○委員長（小川純文） 差し押さえがあったのか、なかったのか。

○税務課長（中川輝彦） その223件の差し押さえを行っているということでもあります。

○委員長（小川純文） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 総件数で223件の差し押さえがされた。滞納世帯は743世帯でありますから、その中で223世帯への差し押さえが行われたということですね。これ、町の考え方もあるのだろうというふうには思いますが、国税徴収法に基づいていつもやっているのだというお答えもいただいております。ただ、この差し押さえの件数が2013年は135件、そしてずっと過去にさかのぼれば、もっともっと少なかったのです。2005年47件という数字があるのですけれども、そういうところから見ると、差し押さえもどんどん強化されてきているのではないかというふうに思います。町民の実情を押さえて、分割納入等が進んでいけば、こういった手だてもとらなくて済むのではないかというふうに思います。そういった指導をより徹底していただいて、この差し押さえというのは、極力なくしていくという方向を持っていただきたい、このように思います。

○委員長（小川純文） 税務課長。

○税務課長（中川輝彦） というのは、件数ということで実人数は140という形になります。140世帯、140人と、世帯主課税ですので140世帯の家庭の差し押さえを行っているということでございます。

それで、滞納処分を私どもしたくないということはあるわけなのですけれども、どうしてもこれは何回も話しているとおり、納税相談に全然応じてくれないと。誓約をやっても、全然その誓約を守ってくれないと、そういう方に関して滞納処分を行っているということをご理解願いたいと思います。

○委員長（小川純文） よろしいですか。

○委員（中橋友子） 了解しませんけれども、いいです。

○委員長（小川純文） ほかに質疑ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（小川純文） 質疑がないようですので、国民健康保険特別会計につきましては、以上をもって終了させていただきます。

次に、認定第3号、平成26年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（境谷美智子） それでは、平成26年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算についてご説明

申し上げます。

56 ページになります。

初めに、概要についてであります。

平成 26 年度末現在におけます被保険者数は 3,926 人であり、前年度と比較いたしますと 109 人の増、率にして 2.9 ポイントの増となっております。

次に、歳入総括についてであります。

1 款後期高齢者医療保険料から 6 款広域連合支出金までの歳入合計については、調定額 3 億 3,909 万 7,497 円に対して収入済額 3 億 3,896 万 9,297 円となっております。

58 ページをお開きください。

歳出総括表についてであります。

1 款総務費から 4 款予備費までの歳出合計につきましては、予算現額 3 億 4,170 万 5,000 円に対しまして、支出済額 3 億 3,830 万 7,366 円となっております。

次に、59 ページの右下の欄外をごらんください。

平成 26 年度決算におけます歳入歳出差し引き残額は 66 万 1,931 円であります。

次に、歳入歳出事項別明細についてであります。

72 ページをお開きください。

初めに、歳出であります。

1 款総務費、1 項総務管理費、予算現額 859 万 4,000 円に対して、支出済額 828 万 5,801 円でありませ

ず。
1 目一般管理費、本目は担当職員 1 名分の人件費及び事務経費など、後期高齢者医療事務に要した経費であります。

2 項徴収費、予算現額 94 万 5,000 円に対しまして、支出済額 86 万 1,726 円であります。

後期高齢者医療にかかわる保険料の徴収事務に要した経費であります。

76 ページをお開きください。

2 款 1 項後期高齢者医療広域連合納付金、予算現額 3 億 3,001 万円 6,000 円に対しまして、支出済額が 3 億 2,883 万 2,039 円、事務費負担金と保険料納付金分を広域連合に納めるものであり、保険料納付金分につきましては、本町の被保険者から徴収いたしました保険料分と保険料軽減にかかわり一般会計からの繰入金を合わせて納付されたものとなっております。

78 ページをお開きください。

3 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、予算現額 205 万円に対しまして、支出済額 32 万 7,800 円であります。

保険料の還付金は、20 件分であります。

80 ページをお開きください。

4 款 1 項予備費、予算現額 10 万円に対しまして、支出済額ゼロ円であります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

60 ページにお戻りください。

1 款 1 項後期高齢者医療保険料、調定額 2 億 4,551 万 1,800 円に対して、収入済額は 2 億 4,538 万 3,600 円、不納欠損額はゼロ円、収入未済額は 4 件で 12 万 8,200 円となっております。

現年分の収納率は、歳出による還付金 18 万 2,900 円と過誤納金還付未済額 2 万 1,400 円を除き 99.98%で、前年度と同率となっております。

なお、広域連合全体の現年度分の徴収率は 99.33%で、前年度と比較いたしますと 0.01 ポイントの増となっております。

62 ページをお開きください。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料、調定額及び収入済額ともにゼロ円であります。

64 ページをお開きください。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、調定額及び収入済額ともに 9,223 万 1,589 円あります。

1 目一般会計繰入金、本目は一般会計からの繰入金であります。

1 節事務費等繰入金は、広域連合の事務にかかわる負担分と本町の事務に要した人件費などの経費を繰り入れたものであります。

2 節保険基盤安定繰入金は、低所得者等の保険料に適用されている軽減措置相当分を繰り入れたもの

であります。

66 ページをお開きください。

4 款 1 項繰越金、調定額及び収入済額ともに 93 万 45 円であります。

68 ページをお開きください。

5 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料については、調定額及び収入済額ともにゼロ円であります。

2 項償還金及び還付加算金につきましては、調定額及び収入済額ともに 32 万 7,800 円であり、過年度の保険料にかかわる還付金 20 件の分であります。広域連合から収入され、対象者に還付いたしております。

3 項貯金利子及び 4 項雑入については、調定額及び収入済額ともにゼロ円であります。

70 ページをお開きください。

6 款 1 項広域連合支出金、調定額及び収入済額ともに 9 万 6,263 円であります。

保険料の納付方法等について広報に要した経費に対して、広域連合から交付されたものであります。

以上で、後期高齢者医療特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（小川純文） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（小川純文） 質疑がないようですので、後期高齢者医療特別会計につきましては、以上をもって終了させていただきます。

次に、認定第 4 号、平成 26 年度幕別町介護保険特別会計決算の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（境谷美智子） 平成 26 年度幕別町介護保険特別会計決算についてご説明申し上げます。

83 ページをお開きください。

初めに、概要についてであります。

平成 26 年度末現在におけます第 1 号被保険者は 7,888 人であり、前年度と比較いたしますと 277 人の増、率にして 3.6%の増となっております。

要介護等認定等の状況につきましては、平成 26 年度末現在で要支援 1 から要介護 5 までの認定を受けている方は 1,554 人であり、前年度と比較いたしますと 52 人の増、率にして 3.5%の増となっております。

65 歳以上の高齢者人口に対する要介護認定者の割合は平成 26 年度末現在で 19.69%であり、前年度と比較いたしますと 0.47 ポイントの増となっております。

次に、歳入総括についてであります。

1 款保険料から 10 款諸収入までの歳入合計につきましては、調定額 22 億 6,694 万 9,145 円に対し、収入済額 22 億 6,263 万 7,705 円となっております。

85 ページをお開きください。

次に、歳出総括についてであります。

1 款総務費から 5 款諸支出金までの歳出合計につきましては、予算現額 23 億 6,365 万円に対して、支出済額 22 億 1,157 万 2,774 円となっております。

次に、86 ページ右下の欄外をごらんください。

平成 26 年度決算における歳入歳出差し引き残額は 5,106 万 4,931 円となっております。

次に、歳入歳出事項別明細についてであります。

107 ページをお開きください。

初めに、歳出であります。

1 款総務費、1 項総務管理費、予算現額 1,792 万 9,000 円に対して、支出済額 1,785 万 9,683 円であります。

1 目一般管理費、本目は担当職員 2 人分の人件費及び事務経費など介護保険事務に要した経費となっております。

2 項徴収費、予算現額 93 万 5,000 円に対して、支出済額 89 万 6,902 円であります。

1 目賦課徴収費、本目は保険料の賦課及び徴収の事務に要した経費であります。

109 ページをお開きください。

3 項介護認定審査会費、予算現額 3,311 万 9,000 円に対して、支出済額 3,081 万 9,576 円であります。

1 目東十勝介護認定審査会費、本目は審査会の委員報酬及び事務担当職員 1 人分の人件費など審査会

の運営に要した経費であります。

111 ページをお開きください。

2 目認定調査等費、本目は認定調査に要した経費であります。

12 節役務費、細節 15 主治医意見書作成手数料は、1,718 件分であります。

4 項介護保険運営等協議会費、予算現額 58 万円に対しまして、支出済額 32 万 6,615 円であります。協議会の委員報酬など、協議会の運営に要した費用となっております。

113 ページをお開きください。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、予算現額 19 億 1,086 万 3,000 円に対して、支出済額 17 億 8,896 万 712 円であります。

1 目居宅介護サービス等給付費、本目はホームヘルプサービス、デイサービスなどの在宅介護にかかわる保険給付費が主なものとなっております。

2 目地域密着型介護サービス等給付費、本目は認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護、小規模特養などのサービスにかかわる保険給付費となっております。

3 目施設介護サービス給付費、本目は特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、療養型病床群などの施設の入所または入院される方にかかわる保険給付費となっております。

4 目居宅介護サービス計画給付費、本目は要介護者のケアプランの作成にかかわる保険給付費です。

2 項介護予防サービス等諸費、予算現額 1 億 4,085 万 3,000 円に対して、支出済額 1 億 3,341 万 8,159 円であります。

1 目介護予防サービス等給付費、本目は要支援者の介護予防サービスにかかわる保険給付費が主なものとなっております。

2 目地域密着型介護予防サービス等給付費、本目は介護予防小規模多機能型居宅介護などにかかわる保険給付となっております。

3 目介護予防サービス計画給付費、本目は要支援者のケアプランの作成にかかわる保険給付費であります。

115 ページをお開きください。

3 項その他諸費、予算現額 244 万 2,000 円に対して、支出済額 228 万 85 円であります。

1 目審査支払手数料、本目は介護サービスを提供した事業者を支払う介護報酬の審査とその支払いにかかわる手数料で国保連に支払ったものであります。

4 項高額介護サービス等費、予算現額 4,900 万円に対して、支出済額 4,285 万 5,238 円であります。利用者の介護負担額が上限額を超えた場合に、その超えた分を払い戻したものであります。

5 項高額医療合算介護サービス等費、予算現額 800 万円に対して、支出済額 568 万 9,471 円であります。

1 年間の医療保険と介護保険それぞれの自己負担額を合算した額が上限額を超えた場合に、その超えた分を払い戻したものであります。

6 項市町村特別給付費、予算現額 30 万円に対して、支出済額 29 万 5,479 円であります。

介護保険給付費対象外の滑りどめバスマットなどの購入の経費に対して給付したものであります。

7 項特定入所者介護サービス等費、予算現額 1 億 1,450 万円に対して、支出済額 1 億 719 万 7,120 円であります。

自己負担となっている食事、居住費についての所得の低い方について、基準費用額と負担限度額との差額分を補給給付として支給したものです。

117 ページをお開きください。

3 款 1 項基金積立金、予算現額及び支出済額ともに 4,648 万 4,000 円であります。

119 ページをお開きください。

4 款地域支援事業費、1 項介護予防事業費、予算現額 754 万 1,000 円に対して、支出済額 531 万 7,176 円であります。

1 目介護予防高齢者施策事業費、本目は要支援、要介護になるおそれのある方、いわゆる特定高齢者等 2 次予防対象高齢者に対する介護予防事業に要した経費が主なものであります。

2 項包括的支援事業・任意事業費、予算現額 1,902 万 1,000 円に対して、支出済額 1,710 万 637 円であります。

1 目包括的支援事業費、本目は成年後見制度の啓発を初めとした各種の相談等に要した経費となっております。

123 ページをお開きください。

2 目任意事業費、本目は介護相談員が介護サービス事業所等に定期的に訪問して利用者の声を聞き、サービスの向上を反映させることや札内文京町にありますシルバーハウジングへ生活指導員を派遣していることに要する経費が主なものとなっております。

3 目地域包括支援センター運営費、本目は介護予防事業や相談業務などを担当する職員 1 人分の人件費が主なものであります。

1 ページ飛ばしまして、125 ページをお開きください。

5 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、予算現額 1,208 万 3,000 円に対して、支出済額 1,207 万 1,921 円であります。

1 目第 1 号被保険者保険料還付金、本目は平成 25 年度以前分の保険料還付未済分 52 件を還付したものであります。

2 目第 1 号被保険者還付加算金、本目は平成 25 年度以前分の保険料還付にかかわる加算金であります。

3 目償還金、本目は平成 25 年度の保険給付費等の確定に伴う国・道支払基金への返還金であります。以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

87 ページへお戻りください。

1 款保険料、1 項介護保険料、調定額 4 億 4,326 万 6,640 円に対しまして、収入済額は 4 億 3,895 万 5,200 円、不納欠損額は 31 件で 110 万 9,140 円、収入未済額は 99 件で 320 万 2,300 円となっております。

現年度分の収納率は過誤納還付金未済額 22 万 2,800 円を除きまして 99.47%で、前年度と比較いたしますと 0.2 ポイントの減となっております。

89 ページをお開きください。

2 款分担金及び負担金、1 項負担金、調定額及び収入済額ともに 778 万 4,000 円であります。東十勝介護認定審査会を共同設置しております 3 町からの負担金であります。

91 ページをお開きください。

3 款使用料及び手数料、1 項手数料、調定額及び収入済額ともに 10 万 8,300 円であります。情報公開等の手数料となっております。

93 ページをお開きください。

4 款国庫支出金、1 項国庫負担金、調定額及び収入済額ともに 3 億 8,816 万 1,211 円であります。

1 目介護給付費国庫負担金、本目は介護給付費に対する国の負担分であり、負担率は施設分が 15%、それ以外は 20%であります。

2 項国庫補助金、調定額及び収入済額ともに 1 億 2,866 万 3,600 円であります。

1 目調整交付金、本目は市町村間の介護保険に関する財政力の格差を調整するために国から交付されたものであり、本町への交付割合は 5.68%となっております。

2 目地域支援事業交付金、本目は要介護者にならないよう予防するために行われる事業に対して国から交付されたもので、1 節の介護予防事業に対しては 25%、2 節の包括的支援事業任意事業に対しては 39.5%の交付率となっております。

3 目介護保険事業費国庫補助金、本目は介護報酬改定に伴うシステム改修費及び認知症施策等総合支援事業に対する国からの補助金であります。

95 ページをお開きください。

5 款 1 項支払基金交付金、調定額及び収入済額ともに 6 億 2,519 万 3,000 円であります。

1 目介護給付費支払基金交付金、本目は 40 歳から 64 歳までのいわゆる第 2 号被保険者の介護給付費に対する支払基金の負担分であり、負担率は 29%であります。

2 目地域支援事業支払基金交付金、本目は介護予防事業実施に伴う支払基金からの交付金であります。

97 ページをお開きください。

6 款道支出金、1 項道負担金、調定額及び収入済額ともに 3 億 588 万 3,566 円であります。

1 目介護給付費道負担金、本目は介護給付費に対する道の負担分であり、負担率は施設が 17.5%、それ以外が 12.5%であります。

2 項道補助金、調定額及び収入済額ともに 460 万 2,300 円であります。

1 目地域支援事業道交付金、本目は要介護状態にならないよう予防するために行われます事業に対して道から交付されたもので、1 節の介護予防事業に対しては 12.5%、2 節の包括的支援事業、任意事業に対しては 19.75%の交付率となっております。

99 ページをお開きください。

7 款財産収入、1 項財産運用収入、調定額及び収入済額ともにゼロ円であります。

101 ページをお開きください。

8 款繰入金、1 項他会計繰入金、調定額及び収入済額ともに 3 億 1,484 万 3,319 円であります。

1 目一般会計繰入金、本目は一般会計からの繰入金であります。

1 節は介護給付費に対する町の負担分であり、率は 12.5%であります。

2 節と 3 節は、要介護者にならないよう予防するために行われる事業に対する町の負担分であり、率は 2 節が 12.5%、3 節が 19.75%となっております。

4 節は、担当職員の人件費及び事務費相当分であります。

2 項基金繰入金、調定額及び収入済額ともにゼロ円であります。

103 ページをお開きください。

9 款 1 項繰越金、調定額及び収入済額ともに 4,810 万 5,204 円であります。

105 ページをお開きください。

10 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料、調定額及び収入済額ともに 1,200 円であります。

1 目第 1 号被保険者保険料延滞金、本目は保険料にかかわる延滞金であります。

2 項預金利子、調定額及び収入済額ともにゼロ円であります。

3 項雑入、調定額及び収入済額ともに 33 万 6,805 円であります。

3 目返納金、こちらは高額介護サービス費の返還金であります。

4 目雑入については、生活保護で第 2 号被保険者の認定調査費にかかわる 5 件分の費用に対して道から収入があったものです。

以上で、介護保険特別会計の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（小川純文） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 介護保険制度につきましても、国民健康保険税と類似するところがありますが、保険料の負担が高いということで、今は第 6 期に入りまして、当初から比べますと、当初 3,000 円で出発したものが 5,000 円を超えるということで大変な負担になっています。

しかし、特別徴収ということでもありますから、滞納そのものが大きくなっているということはありません。厳しい現状は変わらないということから、独自の減免制度も予算のときに求めてきておりました。制度の公平性というようなことから実施されないできておりますが、負担が多いという現状は変わっておりません。その上で、そういった負担をしながら介護保険に加入していても、きちっと使用できないという現実があります。その最たるものが特別養護老人ホームの入所などが介護保険加入者が希望しても入れないという現実がずっと続いてきております。昨年度の決算のときには待機者が 139 人というお答えをいただいております。平成 26 年度の事業実施した結果、待機者の解消にはつながることができたでしょうか。

○委員長（小川純文） 保健課長。

○保健課長（合田利信） 7 月末現在の町内の特別養護老人ホームの待機者であります。172 名であります。特に入所の必要性が高いとされております要介護 4 及び 5 の方は 53 名いらっしゃいまして、そのうち入院、その他施設に入所されている 39 名の方を除きますと 14 名の方が在宅で待機されている状況にあります。

第 6 期計画が始まりましたが、やはり被保険者数がふえまして特養に入りたいという希望者がおりますことから、前年の待機者数からはふえている状況にあります。

○委員長（小川純文） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 問題は、どのぐらい待てば入所できるのかということでもあります。今は、順番制ではありませんので、一概に何カ月でということはお答えはいただけないと思うのですが、現状としてはこういう方たちがどのぐらい待って入所できているのか、さらに家族の状況等によりましても変わってくると思うのですけれども、14 名の中で高齢者だけでお住まいの方といいますか、緊急を要する方というのは、平成 26 年度においてはなかったのでしょうか、どんな状況だったのでしょうか。

- 委員長（小川純文） 保健課長。
- 保健課長（合田利信） 今、私のほうで押さえております先ほど申しました 14 名、この方の今ちょっと在宅の状況、例えば家族がいらっしゃるとかそういった状況まで、今、手持ちには資料がありません。ただし、施設において入所の判定にあつては、やはり要介護 4、5、さらに在宅で面倒を見ていただける方がいないということが、やはり入所の優先度が高いものはこちらとしては判断しております。
（「どのぐらいの期間で入れるかはわかりませんか」の声あり）
- 委員長（小川純文） 保健課長。
- 保健課長（合田利信） 現在ちょっと資料はないのですが、以前、待機状況も確認したところ、2年以上という方もいらっしゃいますが、その方については、やはり介護度が非常に軽くて、申し込みを早くからしている方がいらっしゃるという中では、そういった長い方もいらっしゃいますが、現実的にどのぐらいの期間で入られているというのは、今、資料はございません。
- 委員長（小川純文） 中橋委員。
- 委員（中橋友子） なかなか難しいのだと思うのですが、待っても待っても入れないという現状が一刻も早く解消されることを望みます。
さらにもう一つつけ加えまして、これは 27 年度からであります、入所条件が変わりまして、介護度の低い人がなかなか入れないということになりました。とりわけ心配なのは、認知症などについては、認定が低い、しかし認知がありますので自宅で過ごすことが難しいというような状況の人は、入所を希望されるけれども介護度が低いことによって入りづらいという新たな困難も生まれてきております。こういったところにきちっと状況を掌握されて家庭での不安が解消される、安心して過ごせるということに尽きるのですけれども、そういう手だてをやっぱり精力的にとっていただきたいというふうに思います。どうですか。
- 委員長（小川純文） 保健課長。
- 保健課長（合田利信） ことしから要介護 3 以上ということに原則になりましたが、やはり要介護 1、2 の場合でも、認知症または在宅で介護をされる方がいない場合については特例入所ということで入所が認められることになっております。ことしの 4 月以後、特養からそういった方にあつては、町としましても判断いたしまして、現在 13 名の方が特例入所に該当するというところで施設には回答している状況であります。
- 委員長（小川純文） 中橋委員。
- 委員（中橋友子） 13 名該当者がいらっしゃるということですが、その方も含めて現在 172 名ということになるのですね。
- 保健課長（合田利信） はい。
- 委員（中橋友子） そうですね、わかりました。
施設は特養で平成 26 年度で、たしか 9 床ふやされましたよね。あとは、地域密着型、それから忠類のサテライト型というようなことで、こういったところで解消をされていくのだらうと思っておりますが、高齢化に向けて、ここはやっぱり昨年が 139 であったにもかかわらず、今年度では 172 ということですから、ふえる傾向になっていくのだらうと思うのです。抜本的な対策としては、やはりこういった施設の増床、幕別での取り組みと十勝全体の取り組みが必要だと思っております、その点だけ伺って終わりたいと思います。
- 委員長（小川純文） 保健課長。
- 保健課長（合田利信） 確かに広域型につきまして、本町だけで待機者が解決できるものではありませんので、やはり十勝を含めて広域型の施設の増につきましては、6 期計画、7 期に向けて取り組んでいくように十勝全体で考えていきたいと思っております。
また、地域密着型についても、7 期に向けて、この 6 期の中で新しい施設ができないかどうかということも含めて、十分検討していきたいと考えております。
- 委員（中橋友子） 終わります。
- 委員長（小川純文） ほかに質疑ございませんか。
（なしの声あり）
- 委員長（小川純文） 質疑がないようですので、介護保険特別会計につきましては、以上をもって終了させていただきます。
この際、お諮りいたします。
本日の委員会は、全ての審査が終了するまで行いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(小川純文) 異議がないようでありますので、本日の委員会は、全ての審査が終了するまで行います。

この際、5時10分まで休憩をいたします。

17:03 休憩

17:10 再開

○委員長(小川純文) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、認定第5号、平成26年度幕別町簡易水道特別会計決算の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長(須田明彦) 平成26年度幕別町簡易水道特別会計決算について説明いたします。

128ページをお開きください。

歳入は、1款分担金及び負担金から6款町債までの予算現額4億7,189万5,000円に対しまして、調定額4億7,568万3,271円、収入済額4億7,452万8,464円であります。

130ページをお開きください。

歳出は、1款水道費と2款予備費の予算現額4億7,189万5,000円に対し、支出済額4億6,458万2,121円であります。歳入歳出差し引き残額は、131ページ右下になりますが、994万6,343円あります。

それでは、歳入歳出事項別明細についてご説明いたします。

歳出から申し上げますので、144ページをお開きください。

歳出、1款水道費、1項水道事業費、予算現額4億7,179万5,000円、支出済額4億6,458万2,121円あります。

1目一般管理費、本目は簡易水道施設の維持管理並びに整備に係る経費で、担当職員1名分の人件費のほか、配水管布設等に係る経費や起債の償還金などが主なものであります。

12節役務費は、各施設の遠方監視に係る電話料、水質検査などに要する経費が主なものであります。

13節委託料は、各施設の管理点検委託業務のほか、146ページをお開きください。水道メーターの検針業務や幕別簡易水送水管路調査設計に要する経費であります。

15節工事請負費、細節1は検定満了量水器150カ所分の取替工事、細節3は幕別簡水糠内浄水場の深井戸整備工事のほか、美川地区の配水管布設工事が主なものであります。

細節6は、中里地区の配水管布設工事が主なものであります。

16節原材料費、細節1は、新設用量水器13個分の費用であります。

細節2は、検定満了量水器150個分の費用であります。

19節負担金補助及び交付金、細節4は、更別村配水施設より給水されている駒島・元忠類地区の維持管理に係る負担金であります。

23節償還金利及び割引料、細節1は平成26年度分の起債償還元金、細節2は平成26年度分の起債償還に係る利子であります。

148ページをお開きください。

2款予備費、1項予備費、予算現額は10万円で、支出はありませんでした。

次に、歳入についてであります。

132ページをお開きください。

歳入、1款分担金及び負担金、1項負担金、調定額51万3,000円に対し、同額収入済みであります。忠類地区の消火栓更新工事に伴う負担金であります。

134ページをお開きください。

2款使用料及び手数料、1項使用料、調定額9,555万5,401円に対しまして、収入済額9,440万594円あります。

駒島地区ほか4地区1,160戸分の使用料と滞納繰越分で、現年度分の収納率は98.8%であります。

2項手数料、調定額22万5,600円に対しまして、同額収入済みで給水工事設計手数料であります。

136ページをお開きください。

3款繰入金、1項他会計繰入金、調定額1億8,547万9,000円に対しまして、同額収入済みでありまして、一般会計繰入金であります。

138 ページをお開きください。

4 款繰越金、1 項繰越金、調定額 620 万 3,092 円に対しまして同額収入済みで、前年度繰越金であります。

140 ページをお開きください。

5 款諸収入、1 項雑入、調定額 360 円に対しまして同額収入済みでありまして、排水用地使用料であります。

2 項消費税還付金、調定額 100 万 6,818 円に対しまして同額収入済みで、消費税の確定申告に伴う還付金であります。

142 ページをお開きください。

6 款町債、1 項町債、調定額 1 億 8,670 万円に対しまして同額収入済みで、幕別簡水ほか 3 簡水の整備に係る事業債であります。

以上で、簡易水道特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（小川純文） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（小川純文） 質疑がないようですので、簡易水道特別会計につきましては、以上をもって終了させていただきます。

次に、認定第 6 号、平成 26 年度幕別町公共下水道特別会計決算の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（須田明彦） 平成 26 年度幕別町公共下水道特別会計決算について説明いたします。

151 ページをお開きください。

歳入は、1 款分担金及び負担金から 7 款町債までの予算現額 11 億 6,475 万 9,000 円に対しまして、調定額 11 億 9,427 万 6,983 円、収入済額 11 億 6,779 万 5,840 円であります。

153 ページをお開きください。

歳出は、1 款総務費から 4 款予備費までの予算現額 11 億 6,475 万 9,000 円に対しまして、支出済額 11 億 6,199 万 7,250 円であります。

歳入歳出差し引き残額は、154 ページ右下になりますが、579 万 8,590 円であります。

それでは、歳入歳出事項別明細についてご説明いたします。

歳出から申し上げますので、169 ページをお開きください。

歳出、1 款総務費、1 項総務管理費、予算現額 9,709 万円、支出済額 9,649 万 1,688 円であります。

1 目一般管理費、本目は下水道施設の管理に要した経費で、担当職員 1 名分の人件費のほか、19 節負担金補助及び交付金の細節 6 は十勝川流域下水道に係る十勝環境複合事務組合への負担金、細節 7 は下水道使用料収納業務の負担金であります。

171 ページをお開きください。

2 款事業費、1 項下水道施設費、予算現額 1 億 6,574 万 7,000 円、支出済額 1 億 6,530 万 8,683 円であります。

1 目下水道建設費、本目は下水道施設の整備に要した経費であり、担当職員 2 名分の人件費のほか、13 節委託料細節 6 は、札内中継ポンプ場の機械計装設備の実施設計、浄化センター及び札内ポンプ中継場の機械・電気設備の更新に係る単価策定業務に要した委託料であります。

15 節工事請負費は、汚水管及び公共ますの新設工事のほか、浄化センターにおける沈砂池の機械・電気設備の更新工事、札内中継ポンプ場の汚水ポンプの更新工事に要した費用であります。

19 節負担金補助及び交付金は、十勝川流域下水道の建設事業に対する負担金が主なものであります。

2 項下水道管理費、予算現額 1 億 2,126 万 3,000 円、支出済額 1 億 1,963 万 9,568 円であります。

1 目浄化センター管理費、本目は幕別処理区における浄化センターの維持管理経費であり、年間処理量は 62 万 400 トンであります。

173 ページをお開きください。

2 目札内中継ポンプ場管理費、本目は札内処理区における中継ポンプ場の維持管理経費であり、十勝川浄化センターへの年間の圧送量は 164 万 600 トンであります。

3 目管渠維持管理費、本目は雨水排水ポンプ所、汚水管渠、マンホール、公共ますの維持管理に要した経費であります。

175 ページをお開きください。

15 節工事請負費は、汚水管や公共ますの補修を行ったもので、公共ます 61 カ所の補修を実施しております。

177 ページをお開きください。

3 款公債費、1 項公債費、予算現額 7 億 8,055 万 9,000 円、支出済額 7 億 8,055 万 7,311 円であります。

起債償還金の元金及び利子でありまして、1 目は元金、2 目は利子であります。

179 ページをお開きください。

4 款予備費、1 項予備費、予算現額 10 万円で、支出はありませんでした。

次に、歳入についてであります。

155 ページをお開きください。

歳入、1 款分担金及び負担金、1 項負担金、調定額 119 万 5,949 円に対しまして、収入済額は 61 万 8,960 円であります。

1 目都市計画負担金は、公共下水道受益者負担金で、現年分の負担金収納率は 100%であります。

157 ページへ行きますと、2 款使用料及び手数料、1 項使用料、調定額 3 億 4,612 万 1,187 円に対し、収入済額は 3 億 2,021 万 7,033 円あります。

現年度分の使用料の収納率は 98.31%であります。

159 ページへ行きますと、3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、調定額 6,555 万 600 円に対しまして、同額収入済みであります。

下水道建設費国庫補助金で、補助率については 2 分の 1 及び 10 分の 5.5 であります。

161 ページをお開きください。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金、調定額 3 億 5,772 万 3,000 円に対しまして、同額収入済みで、一般会計からの繰入金であります。

163 ページをお開きください。

5 款繰越金、1 項繰越金、調定額 730 万 8,567 円に対しまして、同額収入済みで、前年度繰越金であります。

165 ページをお開きください。

6 款諸収入、1 項雑入、調定額 137 万 7,680 円に対しまして、同額収入済みで、浄化センター管理棟に設置している水道施設の中央監視装置に係る電気代が主なものであります。

167 ページをお開きください。

7 款町債、1 項町債、調定額 4 億 1,500 万円に対しまして、同額収入済みで、1 目都市計画事業債は、公共下水道及び十勝川流域下水道の建設事業債であります。

2 目は資本費平準化債、3 目は下水道事業債の特別措置分であります。

以上で、公共下水道特別会計の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（小川純文） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

藤谷委員。

○委員（藤谷謹至） 歳入のほうで、ページ数 162 ページ、一般会計からの繰入金でございますけれども、平成 24 年度 2 億 7,500 万円、平成 25 年度およそ 3 億 600 万円、今年度 3 億 5,700 万円、徐々にこれ増加してございます。幕別町の公債費負担適正計画、これが平成 18 年度から 27 年度までなのですが、その結びのほうに公共下水道については、施設整備がほぼ終了し、今後、施設の維持が中心となることから、次第に繰出金が減少するというふうなことが書かれてございます。

また、これ 2 番目の実質公債費比率なのですが、今年度、国の一般会計の残高が、およそ 168 億円ですか、実質公債費比率 14.3%ということで大変低くなってきているということで、これは 18%を下回ったら必要なくなるわけなのですが、その中で実質公債費比率が高い要因として、特別会計に対する繰出金、町内の排水処理場（幕別処理場、札内ポンプ場）における排水量の増加に伴う増強及び下水道処理普及率向上のための整備費の増加など、特に公共下水道に対する繰り出しが高く、（平成 21 年度 3 億 1,000 万円）なっているという、実質公債費比率が高い要因は、公共下水道によるものだと書いてございます。それで、ことしの繰入額が 3 億 5,772 万 3,000 円、償還額、それが 6 億 600 万円程度、未償還残高ですね、これが一応 80 億円ぐらいあると、これが下水道会計が一番これ、簡水、個別排水、農業集落会計もこれ多いのでございますけれども、公共下水道会計が特に多いと。実質公債費比率の分

にこれかかわってくる。今後のこれ見通しですね、設備投資は終わってきたと。80億円残高があるのだけれども、その分社会資本として残るわけですから、町の資産として残っているわけで、会計としてはマイナスになっているわけではないのですけれども、残高が残っていると。その償還のために一般会計から借り入れするというシステムだと思うのです。今後の見通しだけお聞きします。

○委員長（小川純文） 水道課長。

○水道課長（坂井康悦） 一般会計からの繰り入れの今後の見通しにつきましては、今回平成25年度から26年度に増額になった分につきましては、一部26年度に人件費、資材等が高騰した結果、5,000万円のうち3,000万円ぐらいがふえた要因となっております。

残り2,000万円につきましては、返済に伴います起債の借入額が差し引き2,000万円程度減ったということで、合わせまして繰入額が5,000万円ほどふえたということになっております。

今後につきましては、下水道の建設が終わりまして、ただもう年数的にも三十数年たっております。施設の老朽化も進んでおりまして、施設改修に伴う費用が今後の見通しといたしましては徐々にふえていくのではないかとこのように考えております。ですから、今、80億円の残がありますが、ここしばらくは大きく減額するのではなく、横ばいから若干の減少で進むのではないかなというふうに押さえております。

○委員長（小川純文） 藤谷委員。

○委員（藤谷謹至） 決算資料にこれ載せてほしい、お願いなのですが、公共下水道、個別排水会計、農業集落会計、簡易水道会計、それぞれ一般会計の借入額、償還額、未償還額、これわかるように載せていただきたいというのがお願いで、それとやはり前年度の比較、それをわかるように載せていただきたいというのが要望でございます。

それで、やはりいろいろ調べていくと、国の借金がもう1,053兆円ということで、この間、2015年3月末時点で1,053兆円、北海道の借金が6兆円あるということですね。インターネットで調べてみたら、もう北海道の借金時計というのがありまして、もう1秒ごとに、もう1秒ごとに上がっていくわけですよ。これから人口も減になると、国の借金はあるから地方交付税、減らされると。やはり幕別の債務に関しても受益者にいっぱいかぶってもいけない部分はありますし、住民サービスが低下するということもいけないことなのですから、慎重に各会計やっていただきたい、それだけ言って終わります。

○委員長（小川純文） ほかに質疑ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（小川純文） 質疑がないようですので、公共下水道特別会計につきましては、以上をもって終了させていただきます。

次に、認定第7号、平成26年度幕別町個別排水処理特別会計決算の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（須田明彦） 平成26年度幕別町個別排水処理特別会計決算について説明いたします。

182ページをお開きください。

歳入は、1款分担金及び負担金から6款町債までの予算現額1億8,380万5,000円に対しまして、調定額1億8,486万8,949円、収入済額1億8,456万6,249円であります。

184ページをごらんください。

歳出は、1款総務費から4款予備費までの予算現額1億8,380万5,000円に対しまして、支出済額1億8,044万2,801円であります。

歳入歳出差し引き残額は、185ページ右下になりますが、412万3,448円です。

それでは、歳入歳出事項別明細についてご説明をいたします。

歳出から申し上げますので、198ページをお開きください。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、予算現額514万円で、支出済額は446万1,982円です。

1目一般管理費、本目は個別排水処理施設による水洗化の普及に要する経費です。

200ページをお開きください。

2款事業費、1項排水処理施設費、予算現額6,149万3,000円、支出済額6,011万2,684円です。

1目排水処理建設費、本目は排水処理施設の建設に要する経費で、合併浄化槽19基分を整備したものです。

2項排水処理管理費、予算現額5,425万4,000円、支出済額5,305万1,590円です。

1目排水処理施設管理費、本目は排水処理施設の維持管理に要する経費で、13節委託料は、合併浄化

槽 666 基分の保守点検、清掃を行ったものであります。

204 ページをお開きください。

3 款公債費、1 項公債費、予算現額 6,281 万 8,000 円、支出済額 6,281 万 6,545 円であります。起債償還の元金及び利子に係る費用で、1 目は元金、2 目は利子であります。

206 ページをお開きください。

4 款予備費、1 項予備費、予算現額 10 万円で、支出はありませんでした。

次に、歳入についてであります。

186 ページをお開きください。

歳入、1 款分担金及び負担金、1 項分担金、調定額 299 万 2,000 円に対し、同額収入済みで、受益者分担金であります。

188 ページをお開きください。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料、調定額 2,613 万 5,016 円に対しまして、収入済額 2,583 万 2,316 円で排水処理施設の使用料であります。現年分の使用料収納率は、99.63%であります。

191 ページへ行きまして、3 款繰入金、1 項他会計繰入金、調定額 1 億 938 万 3,000 円に対し、同額収入済みで、一般会計からの繰入金であります。

192 ページをお開きください。

4 款繰越金、1 項繰越金、調定額 275 万 8,933 円に対しまして、同額収入済みで、前年度繰越金であります。

194 ページをお開きください。

5 款諸収入、1 項貸付金元利収入、調定額 400 万円に対しまして、同額収入済みで、水洗便所改造等資金貸付金の元金収入であります。

196 ページへ行きます。

6 款町債、1 項町債、調定額 3,960 万円に対しまして、同額収入済みで、排水処理施設整備に伴う事業債であります。

以上で、個別排水処理特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（小川純文） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（小川純文） 質疑がないようですので、個別排水処理特別会計につきましては、以上をもって終了させていただきます。

次に、認定第 8 号、平成 26 年度幕別町農業集落排水特別会計決算の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（須田明彦） 平成 26 年度農業集落排水特別会計決算について説明いたします。

209 ページをお開きください。

歳入は、1 款使用料及び手数料から 5 款繰越金までの予算総額 6,605 万 6,000 円に対しまして、調定額 6,670 万 9,923 円、収入済額 6,629 万 6,430 円であります。

211 ページをお開きください。

歳出は、1 款総務費から 4 款予備費までの予算総額 6,605 万 6,000 円に対し、支出済額 6,517 万 5,523 円であります。

歳入歳出差し引き残額は、212 ページ右下になります。112 万 907 円であります。

それでは、歳入歳出事項別明細についてご説明いたします。

歳出から申し上げますので、223 ページをお開きください。

歳出、1 款総務費、1 項総務管理費、予算現額 48 万円、支出済額 34 万 8,726 円であります。

1 目一般管理費、本目は農業集落排水事業に係る事務的経費であります。

225 ページをお開きください。

2 款事業費、1 項排水処理管理費、予算現額 4,290 万 2,000 円、支出済額 4,225 万 3,517 円であります。

1 目排水処理施設管理費、本目は農業集落排水処理施設の維持管理に要した経費であり、年間処理量は 11 万 5,184 トンで、前年度より 1 万 114 トンの減であります。

2 目排水処理施設管渠維持管理費、本目は汚水管渠、マンホール、汚水ますの維持管理に要した経費

であります。

15 節工事請負費は、マンホール 2 カ所、公共ます 3 カ所の補修を行ったものであります。

227 ページをお開きください。

3 款公債費、1 項公債費、予算現額 2,257 万 4,000 円、支出済額 2,257 万 3,280 円であります。起債償還の元金及び利子に係る費用であります。

229 ページをお開きください。

4 款予備費、1 項予備費、予算現額 10 万円で、支出済額はありませんでした。

次に、歳入についてであります。

213 ページをお開きください。

歳入、1 款使用料及び手数料、1 項使用料、調定額 1,779 万 8,854 円に対しまして、収入済額は 1,738 万 5,361 円で、537 戸分の農業集落排水処理施設使用料収入で、現年分の収納率は 98.81%であります。

215 ページをお開きください。

2 款国庫支出金、1 項国庫補助金、調定額 251 万 6,400 円に対しまして、同額収入済みで、農業集落排水施設最適整備構想策定委託料に対する地域自主戦略交付金であります。

217 ページをお開きください。

3 款財産収入、1 項財産運用収入、調定額 8,760 円に対しまして、同額収入済みで、農業集落排水事業償還基金利子であります。

219 ページをお開きください。

4 款繰入金、1 項基金繰入金、調定額 85 万 5,506 円に対しまして、同額収入済みで、農業集落排水事業償還基金繰入金であります。

2 項他会計繰入金、調定額 4,487 万 1,000 円に対しまして、同額収入済みで、一般会計繰入金であります。

221 ページをお開きください。

5 款繰越金、1 項繰越金、調定額 65 万 9,403 円に対しまして、同額収入済みで、前年度繰越金であります。

以上で、農業集落排水特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（小川純文） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（小川純文） 質疑がないようですので、農業集落排水特別会計につきましては、以上をもって終了させていただきます。

次に、認定第 9 号、平成 26 年度幕別町水道事業会計決算の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（須田明彦） 平成 26 年度幕別町水道事業会計の決算についてご説明いたします。

236 ページをお開きください。

平成 26 年度幕別町水道事業会計の損益計算書であります。

平成 26 年度の経常利益は 1 億 2,743 万 8,918 円で、これに特別損失の 397 万 1,588 円を差し引いた当年度純利益は 1 億 2,346 万 7,330 円となりました。

主な要因といたしましては、営業外収益、他会計補助金、高料金対策補助金 9,110 万 8,000 円、長期前受金戻入 7,813 万 6,700 円による収益があったことであります。

なお、前年度の繰越欠損金が 6 億 7,372 万 2,669 円でありましたが、地方公営企業の会計基準の見直しによるその他の未処分利益剰余金変動額 13 億 9,057 万 7,940 円と平成 26 年度純利益 1 億 2,346 万 7,330 円を差し引きいたしまして、当年度の未処分利益剰余金は 8 億 4,032 万 2,601 円となったところでありました。

次に、246 ページをお開きください。

平成 26 年度幕別町水道事業会計キャッシュ・フロー計算書であります。

業務活動による収支では 2 億 9,724 万 3,965 円の増額、投資活動による収支では 2 億 4,466 万 561 円の減額、247 ページをごらんください。財務活動による収支では、1 億 4,819 万 7,035 円の減額であります。

平成 26 年度における現金及び現金同等物は 9,561 万 3,631 円の減額となり、年度末における残高は

9億9,387万5,989円となったところであります。

今後につきましても、無水地区解消に向けた施設整備やライフラインの機能強化事業等を含め、財政収支を見据え、送配水管の耐震化、耐用年数を見据えた施設の更新等を検討し、今後も安全・安心な水の供給に向けて安定した経営を図ってまいりたいと考えております。

次に、242ページをお開きください。

平成26年度幕別町水道事業報告書であります。

総括事項となりますが、経常収益は6億9,186万4,000円で、前年度6億4,748万6,000円に比べ4,437万8,000円、6.9%の増であります。

主な要因といたしましては、使用料は消費税の改定により1,780万5,000円の減額、高料金対策補助金が1,558万7,000円の減額となりましたが、長期前受金戻入による収益が7,813万6,000円計上されたためでございます。

詳細につきましては244ページ、事業収入に関する事項をごらんください。

経常費用につきましては5億6,839万7,000円で、前年度5億6,572万8,000円に比べ266万9,000円の増であります。

主な要因といたしましては、支払利息が317万3,000円の減額となりましたが、地方公営企業会計基準の見直しにより、新たに賞与引当金並びに貸倒引当金を計上することとなり、平成26年度取り崩し分については、特別損失397万1,000円を計上したことによるものであります。

詳細につきましては、245ページ、事業費用に関する事項をごらんいただきたいと思います。

有収率につきましては、漏水管調査の継続実施と漏水8カ所の修理を行った結果、87.8%となっております。

今後とも、漏水の早期発見、修理等に万全を期してまいりたいと考えております。

続きまして、248ページをお開きください。

平成26年度幕別町水道事業会計収益費用明細書であります。

金額は、消費税抜き額となっております。

初めに、収入であります。

1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益4億9,700万1,911円でありまして、9,373戸の水道使用料であります。

収納率は98.37%であります。

3目その他営業収益503万7,993円であります。

加入者負担金などが主なものであります。

2項営業外収益、2目他会計補助金9,110万8,000円は、高料金対策に伴う一般会計補助金であります。

3目長期前受金戻入7,813万6,700円は、固定資産の取得に充当した補助金などを収益化するものであります。

7目雑収益2,039万7,322円は、下水道使用料に係る収納業務負担金であります。

249ページをごらんください。

支出であります。

1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び上水費1億6,941万6,762円あります。

本目は、浄水の受水に係る経費でありまして、29節受水費は、十勝中部広域水道企業団からの受水費用であり、26年度は233万7,806トンを受水しております。

2目配水及び給水費3,343万292円あります。

主なものといたしましては、職員1名分の人件費のほか、3節賞与引当金繰入額は、会計基準の見直しにより平成27年度に支給する期末勤勉手当の一部を賞与引当金として計上したものであります。

13節委託料は、水道台帳修正業務、施設管理委託料及び上水道漏水調査業務であります。

16節修繕費は、配水管の漏水修理等であります。

250ページをお開きください。

5目総係費4,929万9,935円あります。

職員2名分の人件費のほか、13節委託料は、水道企業会計システム改修、水道検針システム導入及び水道ビジョン策定業務に係る費用が主なものであります。

31節貸倒引当金は、会計基準の見直しにより、平成27年度の不納欠損による損失に備えるため計上したものであります。

6目減価償却費2億3,487万9,592円は、有形固定資産の減価償却費であります。

7目資産減耗費1,797万9,675円は、配水管の布設がえ等により、固定資産を除却した費用であります。

2項営業外費用、1目支払利息5,926万6,315円は、企業債の償還利息であります。

251ページをお開きください。

3項特別損失、4目その他特別損失397万1,588円は、地方公営企業会計基準の見直しによる26年度分賞与引当金並びに貸倒引当金であります。

252ページをお開きください。

平成26年度幕別町水道事業資本収支明細書であります。

初めに、収入、1款資本的収入、3項出資金、1目負担区分に基づく出資金284万4,000円は、耐震性貯水槽整備に伴う一般会計からの出資金であります。

4項補助金、1目国庫補助金284万4,000円は、耐震性貯水槽整備に伴う国庫補助金であります。

6項負担金、1目負担金1,338万1,200円は、道路工事等による水道管移設の工事負担金であります。

253ページをごらんください。

支出であります。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目配水管整備費2億3,847万9,103円は、明野6線ほか8路線の配水管の布設がえと、上水道事業区域で水道が未整備の西猿別、新生地区の配水管布設5,649メートルの整備に要する費用であります。

2目営業設備費2,187万3,987円は、914件の検定満了量水器の購入及び取りかえに要する費用であります。

4項企業債償還金、1目企業債償還金1億5,104万1,035円は、企業債の元金償還金であります。

以上、平成26年度幕別町水道事業会計決算について説明させていただきました。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（小川純文） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（小川純文） 質疑がないようですので、水道事業会計につきましては、以上をもって終了させていただきます。

これで、特別会計の審査を終了させていただきます。

以上をもって、全会計の審査を終了いたします。

これより、採決をいたします。

お諮りします。

認定第1号、平成26年度幕別町一般会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議ありの声あり）

○委員長（小川純文） 異議がありますので、起立採決をいたします。

本件は、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（小川純文） 起立多数であります。

したがって、平成26年度幕別町一般会計決算については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第2号、平成26年度幕別町国民健康保険特別会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議ありの声あり）

○委員長（小川純文） 異議がありますので、起立採決をいたします。

本件は、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（小川純文） 起立多数であります。

したがって、平成26年度幕別町国民健康保険特別会計決算については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第3号、平成26年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(小川純文) 異議なしと認めます。

したがって、平成26年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りします。

認定第4号、平成26年度幕別町介護保険特別会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議ありの声あり)

○委員長(小川純文) 異議がありますので、起立採決をいたします。

本件は、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(小川純文) 起立多数であります。

したがって、平成26年度幕別町介護保険特別会計決算については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第5号、平成26年度幕別町簡易水道特別会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(小川純文) 異議なしと認めます。

したがって、平成26年度幕別町簡易水道特別会計決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第6号、平成26年度幕別町公共下水道特別会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(小川純文) 異議なしと認めます。

したがって、平成26年度幕別町公共下水道特別会計決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第7号、平成26年度幕別町個別排水処理特別会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(小川純文) 異議なしと認めます。

したがって、平成26年度幕別町個別排水処理特別会計決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第8号、平成26年度幕別町農業集落排水特別会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(小川純文) 異議なしと認めます。

したがって、平成26年度幕別町農業集落排水特別会計決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りします。

認定第9号、平成26年度幕別町水道事業会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(小川純文) 異議なしと認めます。

したがって、平成26年度幕別町水道事業会計決算について、原案のとおり認定することに決定いた

しました。

以上をもって、本特別委員会に付託されました平成 26 年度幕別町各会計決算、認定第 1 号から認定第 9 号までの 9 議件の審査を全て終了いたしました。

審査終了に当たり、一言お礼を申し上げます。

各委員におかれましては、2 日間にわたる審査に際し、終始熱心にご審査いただきましたことを心からお礼申し上げます。

また、理事者並びに説明員におかれましても、審査の円滑な運営にご協力をいただきましたことにお礼を申し上げます。

ふなれな委員長ではありましたが、皆様のおかげをもちまして無事審査を終了することができました。

委員長として、心から感謝申し上げます。

まことにありがとうございました。（拍手）

[閉会]

○委員長（小川純文） これをもちまして、平成 26 年度幕別町各会計決算審査特別委員会を閉会いたします。

17：55 閉会